

神川町地域防災計画

埼玉県児玉郡神川町

〔 目 次 〕

風水害・事故災害対策編

第1章 総 則

第1節 計画の目的

- 第1 趣旨 1
- 第2 計画の用語 1

第2節 神川町の概況

- 第1 自然的条件 2
- 第2 社会的条件 2
- 第3 災害との関係 3

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- 第1 趣旨 4
- 第2 町 4
- 第3 県 4
- 第4 児玉警察署 5
- 第5 指定地方行政機関 5
- 第6 陸上自衛隊第32普通科連隊 5
- 第7 指定公共機関 5
- 第8 指定地方公共機関 6
- 第9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 7

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織整備計画

- 第1 防災関係機関 9
- 第2 公共的団体等との協力体制の確立 10
- 第3 自主防災組織の整備 10
- 第4 事業所等の防災組織の整備 12
- 第5 ボランティア等の活動環境の整備 12

第2節 防災教育計画

- 第1 基本方針 14
- 第2 実施計画 14

第3節 防災知識普及計画

- 第1 基本方針 16
- 第2 実施計画 16

第4節 防災訓練計画

- 第1 基本方針 17
- 第2 実施計画 17

第5節 防災活動拠点計画

- 第1 基本方針 19
- 第2 防災活動拠点の整備 19
- 第3 緊急輸送網の整備 19

第6節 災害情報体制の整備

- 第1 基本方針 20
- 第2 情報通信設備の安全対策 20

第3	情報収集伝達体制の整備	20
第4	情報処理分析体制の整備	21
第7節	避難予防対策	
第1	基本方針	22
第2	避難計画の策定	22
第8節	物資及び資機材等の備蓄	
第1	基本方針	24
第2	食料、飲料水、生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	24
第3	防災用資機材の備蓄	27
第4	医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備	28
第9節	医療体制等の整備	
第1	基本方針	29
第2	初期医療体制の整備	29
第3	後方医療体制の整備	29
第4	医療保健応援体制の整備	30
第10節	水害予防計画	
第1	治山	31
第2	砂防	31
第3	治水	32
第4	浸水想定区域	32
第11節	土砂災害予防計画	
第1	基本方針	33
第2	地すべり危険箇所の予防対策	33
第3	土石流危険渓流の予防対策	33
第4	急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策	34
第5	山地災害危険地区の予防対策	34
第6	警戒避難体制の確立	35
第12節	防災まちづくり計画	
第1	基本方針	36
第2	実施計画	36
第13節	災害時要援護者安全確保計画	
第1	基本方針	38
第2	社会福祉施設等入所者の対策	38
第3	在宅の災害時要援護者の対策	39
第4	外国人への対策	40
第3章	災害応急対策計画	
第1節	活動体制計画	
第1	目標	43
第2	活動体制	43
第2節	動員配備計画	
第1	職員の配備体制	50
第2	職員の動員体制	50
第3	災害時における職員の服務心得	51
第4	配備報告	52

第3節	事前措置及び応急措置等	
第1	町長の事前措置及び応急措置	53
第2	救助法の適用基準	53
第4節	相互応援協力計画	
第1	目標	56
第2	相互応援協定	56
第3	県への応援要請	56
第4	応援受入体制の確保	56
第5	相互応援協力の確立	57
第6	物資の無償貸付及び譲与	57
第7	県に対する防災ヘリコプター出動要請	57
第8	自衛隊に対する災害派遣要請	57
第5節	注意報及び警報伝達計画	
第1	目標	58
第2	注意報・警報等の種類及び発表基準等	58
第3	気象注意報・警報等の伝達	60
第4	異常な現象発見時の通報	61
第5	町における措置	62
第6節	災害情報通信計画	
第1	目標	63
第2	被害状況等の報告通報系統	63
第3	災害情報計画	63
第4	災害通信計画	66
第7節	災害広報計画	
第1	目標	73
第2	災害広報資料の収集	73
第3	町民への広報	73
第4	報道機関への発表	73
第5	広聴活動	73
第6	下久保ダム放流に伴う広報	74
第8節	水防計画・土砂災害防止計画	
第1	水防計画	75
第2	土砂災害防止計画	83
第9節	交通対策計画	
第1	目標	84
第2	交通応急対策計画	84
第3	交通規制対策	84
第4	緊急通行車両等の確認	85
第10節	災害救助保護計画	
第1	避難計画	87
第2	救急救助・医療救護計画	93
第3	遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画	97
第4	災害時要援護者等の安全確保対策	98
第11節	生活支援計画	

第 1	食料供給計画	100
第 2	衣料、生活必需品等供給計画	102
第 3	給水計画	103
第 4	応急住宅対策	104
第 5	被災住宅の応急修理計画	106
第 6	文教対策計画	107
第 7	広報活動	110
第12節	障害物除去計画	
第 1	目標	111
第 2	実施計画	111
第13節	輸送計画	
第 1	目標	113
第 2	実施責任者	113
第 3	緊急輸送の実施	113
第 4	輸送の方法	113
第 5	燃料の確保	114
第 6	応急救助のための輸送	114
第14節	要員確保計画	
第 1	労務供給計画	115
第 2	奉仕団の動員及び活動	115
第 3	要員雇上げによる確保	115
第 4	災害ボランティアに関する計画	116
第 5	連携体制の確保	116
第15節	自衛隊災害派遣要請計画	
第 1	目標	117
第 2	災害派遣活動の範囲	117
第 3	災害派遣の要請	118
第 4	災害派遣部隊の受入体制の確保	119
第 5	経費の負担区分	119
第 6	派遣部隊の撤収要請	120
第16節	環境衛生整備計画	
第 1	廃棄物処理計画	121
第 2	防疫計画	123
第 3	動物愛護	124
第17節	広域応援受入計画	
第 1	国からの応援受入れ	125
第 2	地方公共団体からの応援受入れ	125
第 3	ボランティアの応援受入れ	126
第 4	公共的団体からの応援受入れ	126
第 4 章	災害復旧計画	
第 1 節	迅速な災害復旧	
第 1	趣旨	127
第 2	災害復旧事業計画の作成	127
第 3	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	127

第 4 節	災害復旧事業の実施	129
第 2 節	計画的な災害復興	
第 1 節	趣旨	130
第 2 節	災害復興対策本部の設置	130
第 3 節	災害復興計画の策定	130
第 4 節	災害復興事業の実施	130
第 3 節	生活再建等の支援	
第 1 節	趣旨	131
第 2 節	被災者への融資等	131
第 3 節	被災者生活再建支援制度	134
第 5 章	事故災害対策	
第 1 節	火災対策計画	
第 1 節	火災予防	137
第 2 節	消防計画	138
第 3 節	大規模火災予防	141
第 4 節	大規模火災対策	143
第 5 節	林野火災予防	145
第 6 節	林野火災対策	147
第 2 節	危険物等災害対策計画	
第 1 節	危険物等災害予防	150
第 2 節	危険物等災害応急対策	151
第 3 節	高圧ガス災害応急対策計画	151
第 4 節	火薬類災害応急対策計画	151
第 5 節	毒物・劇物災害応急対策計画	152
第 6 節	サリン等による人身被害対策計画	152
第 3 節	放射性物質事故災害対策計画	
第 1 節	放射性物質事故災害予防	153
第 2 節	実施計画	153
第 3 節	放射性物質事故災害応急対策計画	155
第 4 節	農林業等災害予防計画	
第 1 節	凍霜害予防	161
第 2 節	農林業等災害対策	161
第 5 節	道路災害対策計画	
第 1 節	道路災害予防	163
第 2 節	道路災害応急対策	164
第 6 節	鉄道事故・施設災害対策計画	
第 1 節	目標	167
第 2 節	鉄道事故対策計画	167
第 3 節	東日本旅客鉄道株式会社丹荘駅の応急対策	168
第 7 節	航空機事故対策計画	
第 1 節	目標	169
第 2 節	活動体制	169
第 3 節	応急措置	169
第 8 節	雪害予防計画	

第 1 基本方針	170
第 2 実施計画	170
第 9 節 文化財災害対策計画	
第 1 基本方針	171
第 2 実施計画	171

震 災 対 策 編

第1章 総 則

第1節	計画の目的	173
第2節	町の震災対策の基本的な考え方	
第1	想定地震の特性の震災対策への反映	173
第2	地域特性の震災対策への反映	173
第3	発災時刻による対策の反映	173
第4	予防対策の重視	173
第5	過去の災害事例の教訓を生かす	173
第6	行政、企業、町民等の協力体制の整備	173
第7	発震後の時間経過と対応の明確化	174
第3節	町の防災環境	
第1	災害履歴	174
第2	自然環境の特性	174
第4節	地震被害想定	
第1	地震被害想定調査の概要	177
第2	前提条件	177
第3	想定される被害の概要等	178
第4	町の取組み	179
第5節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	179

第2章 震災予防計画

第1節	震災対策に関する調査研究	
第1	防災関係施設等の破壊防止に関する調査	181
第2	大震火災対策に関する調査研究	181
第3	避難の安全確保に関する調査研究	181
第4	震災時の情報伝達に関する調査研究	181
第5	震災時の社会的混乱防止に関する調査研究	181
第6	震災時の生活確保に関する調査研究	181
第2節	建築物・施設等の耐震性向上	
第1	基本方針	182
第2	現況と実施計画	182
第3節	防災まちづくり計画	184
第4節	地震火災等の予防	
第1	基本方針	184
第2	実施計画	184
第5節	震災に強い地域づくり	
第1	基本方針	186
第2	留意点	186
第3	実施計画	186
第6節	防災教育計画	
第1	町民向けの普及・啓発	188
第2	町職員に対する防災教育	188
第3	学校教育における防災教育	188
第4	事業所等における防災教育	189

第7節	防災訓練計画	189
第8節	震災に備えた体制整備	
第1	基本方針	189
第2	緊急輸送網の整備	189
第3	情報通信施設の整備	189
第4	ボランティア等の活動の整備	189
第5	消防	189
第6	危険物	190
第7	救急救助	190
第8	医療救護	190
第9	避難	191
第10	飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備	191
第11	帰宅困難者対策	191
第12	遺体の埋・火葬	192
第13	防疫対策	192
第14	被災住宅の応急修理	192
第15	文教対策	192
第16	災害時要援護者の安全対策	193
第3章	震災応急対策計画	
第1節	応急活動体制	
第1	目標	195
第2	活動体制	195
第2節	災害情報の収集	197
第3節	災害広報広聴活動	197
第4節	自衛隊災害派遣	197
第5節	応援要請・要員確保	197
第6節	応援の受入れ	197
第7節	救助法の適用	197
第8節	消防活動	
第1	目標	198
第2	消防	198
第3	住民団体の活動	198
第4	町民の活動	199
第9節	救急救助・医療救護	199
第10節	水防・土砂災害対策	199
第11節	避難	
第1	目標	199
第2	避難活動	199
第3	避難所の設置・運営	200
第4	町民による確認事項	201
第12節	交通規制	201
第13節	緊急輸送	201
第14節	飲料水・食料・生活必需品の供給	201
第15節	帰宅困難者支援	

第1節	目標	202
第2節	帰宅困難者対策	202
第16節	遺体の取扱い	203
第17節	環境衛生	203
第18節	公共施設等の応急対策	
第1節	目標	203
第2節	公共建築物	203
第3節	生活関連施設	203
第4節	その他公共施設等	204
第5節	一般建築物等	204
第19節	応急住宅対策	204
第20節	文教対策	204
第21節	災害時要援護者への配慮	204
第4章 災害復旧復興対策計画		
第1節	迅速な災害復旧	205
第2節	計画的な災害復興	205
第3節	生活再建等の支援	205
第5章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画		
第1節	計画の位置づけ	
第1節	策定の趣旨	207
第2節	基本的な考え方	207
第3節	前提条件	207
第2節	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置	
第1節	目標	208
第2節	東海地震注意情報の伝達	208
第3節	活動体制の準備等	208
第3節	警戒宣言に伴う措置	
第1節	目標	209
第2節	警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報	209
第3節	活動体制	209
第4節	広報	209
第5節	警備、交通対策	210
第6節	公共輸送対策	210
第7節	教育・医療関係機関・社会福祉施設対策	211
第8節	生活関連施設対策	213
第9節	生活物資対策	213

資 料 編

〔 防災組織・協力機関 〕

災害対策本部の組織及び事務分掌	215
動員人員基準表	217
防災関係機関連絡先一覧	217
神川町防災会議委員	219

〔 通 信 〕

災害時優先電話番号等一覧	219
--------------	-----

〔 災 害 危 険 箇 所 〕

山腹崩壊危険地区	220
崩壊土砂流出危険地区	220
土石流危険溪流箇所	221
急傾斜地崩壊危険箇所	221
急傾斜地崩壊危険区域指定箇所	221
土砂災害警戒区域内にある公共施設	222
土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所	222
地すべり危険地区一覧（国土交通省所管）	224
地すべり危険箇所一覧（国土交通省所管）	224
地すべり防止区域一覧（埼玉県）	224
地すべり防止区域一覧（農林水産省所管）	224
浸水想定区域図	225
埼玉県地震被害想定調査に基づく町内の被害予測	226

〔 救 援 施 設 ・ 備 蓄 等 〕

避難所・避難場所一覧	230
医療機関一覧	230
防災用物資等の備蓄状況	231
災害時要援護者施設一覧	231

〔 消 防 関 係 〕

消防団の組織概要	232
消防力の現況	232
危険物取扱施設の現況	233

〔 輸 送 関 係 〕

防災ヘリポート	234
県指定緊急輸送道路一覧	234
異常気象時の県道の通行規制	234

〔 条 例 等 〕

神川町防災会議条例	235
神川町災害対策本部条例	236
神川町災害時要援護者支援制度実施要綱	237

〔 協 定 等 〕

消防相互応援協定（神川村、鬼石町）	239
下久保ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書	240
災害時における児玉・渡瀬・丹荘・青柳郵便局と神川町間の協力 に関する覚書	242
災害時における相互支援に関する協定書（渋谷区、神泉村）	244
災害時の医療活動に関する協定（本庄市、美里町、児玉町、神川 町、神泉村、上里町、本庄市児玉郡歯科医師会）	245
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	246
埼玉県防災ヘリコプター応援協定	247

〔 様 式 〕

緊急通行車両等確認様式	248
-------------	-----

〔 そ の 他 〕

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	253
文化財一覧	256

第1章 総 則

第1節 計画の目的

第1 趣旨

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、町の地域にかかる災害について、町民の生命、身体及び財産を保護するため、国の防災基本計画及び埼玉県地域防災計画（風水害・事故災害対策編）に基づき、必要な事項を定める。

- 1 町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 情報の収集及び伝達に関する計画
 - (3) 災害防除に関する計画
 - (4) 被災者の救助保護に関する計画
 - (5) 災害警備に関する計画
 - (6) 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - (7) その他の計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他必要と認める計画

第2 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------|--------------------------|
| 1 町 | 神川町 |
| 2 町防災計画 | 神川町地域防災計画 |
| 3 本部 | 神川町災害対策本部 |
| 4 本部条例 | 神川町災害対策本部条例（平成18年条例第19号） |
| 5 県 | 埼玉県 |
| 6 県防災計画 | 埼玉県地域防災計画 |
| 7 県本部 | 埼玉県災害対策本部 |
| 8 県支部 | 埼玉県災害対策本部熊谷支部 |
| 9 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 10 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 11 消防本部 | 児玉郡市広域消防本部 |

第2節 神川町の概況

第1 自然的条件

1 位置

本町は、県の北西部に位置し、町の東は本庄市、南は秩父市及び皆野町、北は上里町、西は神流川を境に群馬県藤岡市と接している。

役 場 位 置		面 積	広 ぼ う	
東 経	北 緯		東 西	南 北
139度 6 分	36度12分	47.42km ²	15km	16km
最東端 元原 東経139度 8 分	最南端 矢納 北緯36度 5 分			
最西端 矢納 東経138度59分	最北端 肥土 北緯36度14分			

2 地形

本町は、県境を流れる神流川の右岸に広がる平坦な地域と、その上流部の秩父山系に属する山間地域で形成している。丹荘、青柳地区は、神流川によって形づくられた扇状地と段丘崖下の低地からなり、北東方向に向かってわずかながら傾斜している。渡瀬地区は平坦な河岸段丘と標高350m級の山地からなっている。市街地は主として主要地方道上里鬼石線沿いに形成している。

山間の矢納地域は、町内最高峰1,037mの城峯山があり、北側の神流川に向かって鳥羽川などの河川や沢が流れ込み、急峻な谷を形成している。阿久原地区は山地とそれに続く緩やかな北傾斜の河岸段丘からなっている。

3 気象

気候は平年を通じて穏やかで、冬季は気温が低下するものの平均気温は5 前後と零度を下回らず、夏季も平均気温が27 前後で推移している。また、降水量は夏と秋に多く、7月、9月、10月は降水量が200mm前後となり、冬季は50mmを下回る月もある。（児玉郡市広域消防調べ）

また、本町付近の特徴として、晩霜がおりやすく、県下でも霜害を受けやすい地域となっている。

第2 社会的条件

1 人口

本町の人口は、平成17年10月1日現在の国勢調査によると、総人口が15,062人となっている。就業地の不足や下久保ダムの建設により昭和45年までは減少傾向であったが、昭和50年以降は増加傾向に転じており、特に昭和60年以降の増加には児玉工業団地の分譲が開始されたことが大きな要因を占めている。

年齢階層別人口は、老年人口（65歳以上）が昭和35年の947人（7.6%）から平成17年の3,033人（20.1%）へと増え、その反面、年少人口（15歳未満）が昭和35年の4,178人（33.7%）から平成17年の2,252人（15.0%）と減少し、少子高齢化が進んでいる。生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は増加傾向にあり、昭和35年の7,272人（58.6%）から平成17年の9,777人（64.9%）と増えている。

産業別の就業人口の比率は、第1次産業が大幅に減少し、第2次及び第3次産業の比率が増えている。

2 経済

本町における人口増加に伴い、第2次産業及び第3次産業の進出は目ざましいものがある。その反面、住宅、工場その他の建設により耕地が急減している。

工業は、児玉工業団地とうめみの工業団地が生産の中心的役割を担い、電気機械、鉄鋼などの工業製品を生産している。今後も、関越自動車道に接する内陸型立地条件の良さを生かし優良企業の誘致を促進している。

農業は、米麦からクジャク草を中心とする花き、きゅうり、いちごなどの施設園芸、梨栽培、酪農等の大規模経営が行われている。また、観光農業を振興する中山間地域には、町の直営施設として神泉農産加工センターがあり、地元産のコンニャク製品やジャムを加工している。今後も都市近郊の優位性を生かした生産性の高い土地利用型農業や集約型農業の育成、銘柄商品の開発による生産地の育成を推進している。

3 交通

町の北部を東西にJR八高線が走り、そのほぼ中央に丹荘駅があり町民の通勤・通学の足となっている。

路線バスは、朝日バスが本庄駅 神泉総合支所間と町営バスが鬼石 矢納間を運行している。自家用車の普

及等により利用客が少ないものの社会情勢の変化によりバス交通の利便性の向上や路線の充実が必要になっている。

道路は、国道254号線がJR八高線の北側を、国道462号線が町を東西に本庄市から群馬県藤岡市に走り、それぞれ広域交通網として利用されており、関越自動車道路の本庄児玉インターチェンジに接続している。また、主要地方道上里鬼石線が、町の中央を南北に上里町から藤岡市方面へ、一般県道児玉新町線が町の北東部を走り、南部には、主要地方道前橋長瀬線や県道矢納浄法寺線、吉田大田部譲原線が走り基幹的な道路となっている。

国道・県道においては、舗装率が100%だが、町道においては約40%となっており、幅員が4.5m未満のものが60%以上となっている。改良率も50%程度であり、整備を進めていく必要がある。

[道 路 の 現 況]

（平成18年4月1日現在）

区 分	路 線 数	実 延 長	改良済延長		舗装済延長	
			改 良 率	舗 装 率		
国 道	2	6,293m	6,194m	98.4%	6,293m	100%
県 道	5	33,162	21,534	64.9	33,162	100
町 道	2,395	433,826.0	219,698.8	50.64	179,669.1	41.41

区 分	2.5m未満	2.5m～4.5m	4.5m～6.5m	6.5m以上	橋 梁
町 道	126,139.3m	158,747.2m	110,008.0m	37,764.1m	1,152.2m

第3 災害との関係

1 過去の主な災害

年 月	主 な 災 害 記 録
昭和6年9月（1931）	・西埼玉地震（マグニチュード6.9）が発生し、神川でも死傷者など大きな被害が出る。
昭和22年9月（1947）	・カスリーン台風が関東地方を襲い、神川でも浸水などの被害が出る。
昭和41年6月（1966）	・台風第4号、浸水などの被害をもたらす。
9月	・台風第26号、死傷者13人などの被害をもたらす。
昭和46年9月（1971）	・県道太田部鬼石線が落石、土砂崩落により231日間通行止めになる。
昭和49年9月（1974）	・台風第16号、床下浸水・田畑の冠水などの被害をもたらす。
昭和57年8月（1982）	・台風第10号、農作物などに大きな被害を与える。
平成10年9月（1998）	・台風第5号により道路が陥没、重軽症者などの被害が出る。
平成19年9月（2007）	・台風第9号により矢納地内の町道3路線の決壊、住宅等2棟の倒壊、矢納簡易水道の断水などの被害が出る。

2 今後予想される災害

本町の地域の実状から将来起こり得る災害の態様はおおむね次のとおりである。

(1) 自然現象に基づく災害

- ア 台風、集中豪雨等による災害
- イ 地震による災害
- ウ 寒害、冷害等による災害

(2) 人為的原因に基づく災害

- ア 火事による災害
- イ 列車の転覆等による鉄道交通災害
- ウ ガス、火薬類等の危険物の爆発による産業災害

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 趣旨

防災に関し、町、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第2 町

町は、地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町の執行機関及び他の公共団体並びにその他の関係機関の協力を得て、おおむね次に掲げる事務を処理する。

1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備
- (2) 防災に関する訓練の実施
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善

2 災害応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
- (2) 消防、水防その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護
- (4) 災害を受けた児童、生徒の応急教育
- (5) 施設及び設備の応急の復旧
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置

第3 県

県地域機関の事務所

北部創造センター・同本庄支所	本庄県土整備事務所	寄居林業事務所
本庄農林振興センター	北部教育事務所	児玉福祉保健センター・本庄保健所

県は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次の事項を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備
- (2) 防災に関する訓練の実施
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善

2 災害応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
- (2) 消防、水防その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護
- (4) 災害を受けた児童、生徒の応急教育
- (5) 施設及び設備の応急の復旧
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置

第4 児玉警察署

災害時における人命救助、治安、交通、通信

第5 指定地方行政機関

1 関東農政局消費・安全部地域第三課

災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀並びに乾パンを確保供給すること。

2 関東地方整備局高崎河川国道事務所高崎出張所

管轄する河川施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。

(1) 災害予防

ア 震災対策の推進

イ 危機管理体制の整備

ウ 災害、防災に関する研究、観測等の推進

エ 防災教育等の実施

オ 防災訓練

カ 再発防止対策の実施

(2) 災害応急対策

ア 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保

イ 活動体制の確保

ウ 災害発生直後の施設の緊急点検

エ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

オ 災害時における応急工事等の実施

カ 二次災害の防止対策

キ 地方公共団体等への支援

(3) 災害復旧、復興

災害復旧の実施

3 東京管区気象台（熊谷地方気象台）

(1) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

(2) 気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報に関すること。

(3) 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

(4) 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

4 熊谷公共職業安定所本庄出張所

(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。

(2) 職業の安定に関すること。

第6 陸上自衛隊第32普通科連隊

(1) 災害派遣の準備

ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。

イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。

ウ 県地域防災計画に基づいた防災訓練の実施

(2) 災害派遣の実施

ア 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。

イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第7 指定公共機関

1 丹荘、青柳、渡瀬、児玉郵便局、阿久原簡易郵便局

(1) 郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の管理に関すること。

(2) 救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関するこ

と。

- (3) 為替貯金及び簡易保険、郵便年金の非常扱い、被災者の救援を目的とする寄附金を郵便振替により送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金免除の取扱い並びに地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金積立金の財政調整資金等の運用管理に関すること。

2 東日本旅客鉄道株式会社丹荘駅

- (1) 災害により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間についてバスによる代行輸送を行うこと。
- (2) 災害により線路が不通となった場合
 - ア 列車の運転整理及び折返し運転、迂回を行うこと。
 - イ 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかに開通手配をすること。
- (3) 線路、架線、橋梁等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。
- (4) 死傷者の救護及び処置を行うこと。
- (5) 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと。
- (6) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守及び管理を行うこと。

3 東日本電信電話株式会社埼玉支店、群馬支店

株式会社NTTドコモ埼玉支店、群馬支店

- (1) 電気通信設備の整備に関すること。
- (2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

4 東京電力株式会社熊谷支社、高崎支社

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

5 日本赤十字社埼玉県支部

- (1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く。）を行うこと。
- (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。
- (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に協力すること。

6 NHKさいたま放送局

- (1) 県民に対する防災知識の普及に関すること。
- (2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 社会事業団等による義援金品の募集、配分に関すること。
- (4) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

7 日本通運株式会社埼玉支店

災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること。

8 水資源機構下久保ダム管理所

下久保ダム放流に伴う町民等に対する広報に関すること。

第8 指定地方公共機関

1 東武鉄道株式会社本庄出張所（朝日自動車）

災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。

2 神川町土地改良区

- (1) 溜池等の設備の整備と管理に関すること。
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。
- (3) たん水の防水及び排水施設の整備と活動に関すること。
- (4) 農業用水のパイプラインの整備と管理に関すること。

3 株式会社テレビ埼玉

- (1) 町民に対する防災知識の普及啓発に関する事。
- (2) 町民に対する応急対策等の周知徹底に関する事。
- (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事。

4 株式会社エフエムナックファイブ

- (1) 町民に対する防災知識の普及啓発に関する事。
- (2) 町民に対する応急対策等の周知徹底に関する事。
- (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事。

5 社団法人埼玉県エルピーガス協会本庄支部

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関する事。
- (2) ガスの供給の確保に関する事。
- (3) カセットボンベを含むエルピーガス等の流通在庫による発災時の調達に関する事。

第9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

1 埼玉ひびきの農協神川支店

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事。
- (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関する事。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。
- (5) 農産物の需給調整に関する事。

2 こだま森林組合

- (1) 県、町が行う被害状況調査その他応急対策の協力に関する事。
- (2) 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関する事。

3 商工会等商工業関係団体

- (1) 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事。
- (2) 災害時における物価安定についての協力に関する事。
- (3) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事。

4 医療関係機関

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。
- (2) 被災時の病人等の収容、保護に関する事。
- (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事。

5 社会福祉施設経営者

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。
- (2) 災害時における収容者の保護に関する事。

6 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資

7 社会教育関係団体

町が実施する応急対策についての協力に関する事。

8 神川町社会福祉協議会

災害時における要援護者等への援護活動の実施及びボランティアの受付に関する事。

9 社団法人埼玉県トラック協会本庄児玉支部

災害時に物資の輸送等に関する事。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織整備計画

第1 防災関係機関

1 基本方針

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災会議等の災害対策上重要な組織を整備して、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織の整備を促進して、防災組織の万全を期する。

2 現況

各関係機関において災害対策を実施する組織が編成及び整備されているところであるが、今後、さらに充実強化させていく必要がある。

また、地震等の広域化する傾向のある現在の災害に的確に対応していくため、各関係機関相互の協力体制、補完体制の構築についても、さらに進めていく。

3 防災に関する組織

(1) 防災会議

町に、神川町防災会議を置く（災対法第16条）。

防災会議の組織及び運営については、関係法令及び神川町防災会議条例（平成18年条例第18号）の定めるところによるものとし、その任務及び組織については、次のとおりとする。

ア 任務

(ア) 神川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(イ) 神川町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

イ 組織

防災会議は、町長を会長として、次の者をもって組織する。

(ア) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

(イ) 知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

(ウ) 警察官のうちから町長が任命する者

(エ) 町長がその内部の職員のうちから指名する者

(オ) 消防長及び消防団長

(カ) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

(キ) 知識経験を有する者のうちから町長が任命する者

(2) 本部

町の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、町長は、町防災計画の定めるところにより、本部を設置することができる（災対法第23条）。

本部の組織と運営については、関係機関及び職員に周知するとともに、常に検討、見直し、検証を図る。

資料編	神川町防災会議条例	P 235
	害対策本部の組織及び事務分掌	P 215
	神川町災害対策本部条例	P 236

4 防災関係機関の組織の整備

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、それぞれの組織を整備するとともに、他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

5 防災関係機関相互の連携

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務については、災害対策の総合性を発揮するため、相互に連絡協調して、円滑な組織の整備運営がなし得るようにする。

6 応援協力体制

(1) 市町村間の相互応援

ア 全体計画

町長は、町の地域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等による応援要求に関し県内外の市町村との間で、相互に応援協定を締結する。

町は、災害時の応援要請手続きの円滑化のためのマニュアルの整備を行うとともに、平時から、協定を締結した市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

イ 現況及び短期計画

町は、近隣及び遠隔地の市町村との相互応援協定の締結に努める。

資料編	消防相互応援協定（神川村、鬼石町）	P 239
	災害時の医療活動に関する協定（本庄市、美里町、児玉町、神川町、神泉村、上里町、本庄市児玉郡歯科医師会）	P 245
	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	P 246
	下久保ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書	P 240

第2 公共的団体等との協力体制の確立

1 基本方針

町は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、災害時において災害応急対策等に関し積極的な協力が得られるよう協力体制を整備する。

2 協力体制の確立

町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

- (1) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- (2) 災害時における広報等に協力すること。
- (3) 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- (4) 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
- (5) 被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。

町は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。

第3 自主防災組織の整備

1 趣旨

災害時に、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず町民の自主的な防災活動による地域での助け合いが必要である。また、これらの防災活動は、町民が団結し組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

このため、23行政区に自主防災組織の設置が必要である。

2 自主防災組織の設置推進活動

町は、自主防災組織の育成を推進するために、次の事項を行うものとする。

(1) 広報活動

自発的な防災組織の必要性を認識させ、あわせて防災意識の高揚を図るための広報活動を実施する。

(2) 防災教育

地域住民及び施設の管理者を対象に自主防災組織の組織づくりを指導するとともに、災害及び防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施する。

3 設置を推進する自主防災組織

(1) 地域住民の自主防災組織

地域の住民による自発的な防災組織

(2) 事業所の自主防災組織

事業所の自発的な防災組織

4 地域の自主防災組織の設置

(1) 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の事項に留意して町民が防災活動を行う適正な規模の地域を単位として設置を推進する。

ア 町民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。

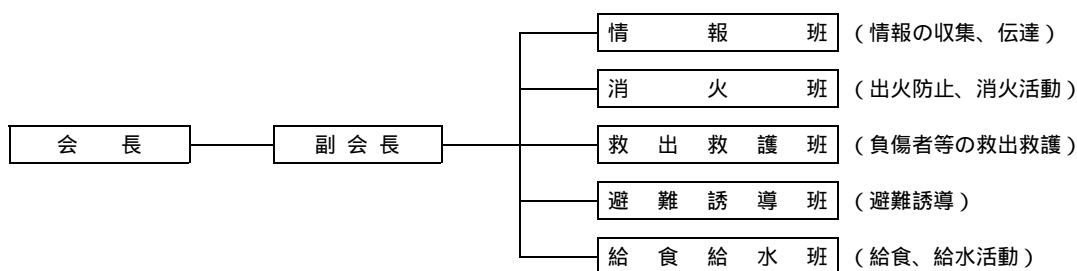
イ 地理的状況・生活環境等からみて、町民の日常生活上の基礎的な地域として、一体性を有する規模であること。

(2) 自主防災組織の組織づくり

地域の住民が、自主的、積極的にその組織に参加し効果的な活動を行えるよう、町民のコミュニティ活動の既存組織を自主防災組織として育成するなど、地域の実情にあった組織づくりを基本として推進する。

1つの例としては、自主防災組織の内容、各班の平常時又は非常時の活動内容について次のようなものが考えられる。なお、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。

ア 組織編成



イ 自主防災組織の活動内容

区分	内容等
平常時	災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 情報収集、伝達、初期消火、避難及び救出、救護等の防災訓練の実施 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備、点検等
発災時	初期消火の実施 救出、救護の実施及び協力 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力 情報の収集、伝達 集団避難の実施 災害時要援護者の安全確保等

(3) 活動の充実、強化

町は、以下に示すような自主防災組織の指導、育成を図る。

自主防災組織の結成の促進 (結成の働きかけ、支援等)

自主防災組織の育成・支援 (リーダー研修の実施、防災訓練の支援等)

活動のための環境整備 (資機材及び訓練用の場所等の整備等)

また、自主防災組織の活性化を図るため、既存組織の活動の活性化やリーダーの育成に関し、組織への指導や助言を行うとともに、モデル組織の設置及び助成の実施等を推進する。

5 自主防災組織における備蓄

(1) 初期消火用資器材の備蓄

自主防災組織は、消火器、バケツ等の消火資器材を備え、また防火用水の確保、風呂水の溜め置き等を地域ぐるみで推進し、初期消火力の向上に努める。

(2) 救出資器材の備蓄

自主防災組織は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資器材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達体制の確立を推進する。また、町はこうした地域の取組みを支援する。

第4 事業所等の防災組織の整備

1 趣旨

大規模な災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。そこで、町内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。

2 防災組織の整備

(1) 施設内の防災組織の育成

町は、学校、医療機関及び公民館等不特定多数の人が出入する施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成

町は、危険物施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、高圧ガスは、爆発性、可燃性、毒性及び支燃性等の特性をもち、災害時には一般住民の援助は期待できず、また消防機関の活動にも限界がある。したがって、専門的知識を有する高圧ガス関係業界の指導を受け、防災訓練の実施等防災組織の充実を図る。

(3) 事業所内の防災組織の育成

町は、各事業所が自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて連携を図る。

(4) 関係機関への協力体制の確立

防災活動の円滑な実施を図るため、事業所等の防災組織は、地元の関係機関との協力体制の確立に努める。

第5 ボランティア等の活動環境の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、町は、ボランティア団体等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、日ごろから町内のボランティア団体等との連携を積極的に推進し、社会福祉協議会や日本赤十字社等と協力してボランティア等の活動環境の整備を行う。

1 支援体制の確保

(1) 活動拠点の設置

町は、発災後直ちにボランティアの拠点となる施設の提供を行う。

この施設において、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。また、町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県ボランティアセンターにボランティアの派遣等を要請する。

(2) ボランティア活動の環境整備

町は、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日ごろからボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

2 防災ボランティアの登録

(1) 平常時より福祉等のボランティアを行っている団体を中心に、災害時の防災ボランティアの登録制度の検討を行う。

	防災ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	日常より町内で福祉等のボランティアとして従事している人々	希望者は震災時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を行う。
2	(1) 特殊技能者（医師、保健師、土木・建築技術者等）	国、県などの動向も踏まえながら、今後震災ボランティアの登録制度を検討していく。
	(2) 応急危険度判定士	震災時には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

3	町内外から震災後、駆けつけるボランティア希望者	(1) 町は、ボランティア自身により組織編成及び運営が行えるように協力する。 (2) 町は、ボランティアと相互に情報交換を行い、活動拠点、事務用品等を給与する。
---	-------------------------	---

(2) 大規模災害発生時には、通信の途絶による混乱も予想されるため、あらかじめ町内のアマチュア無線組織と災害時の協力について協議を行い、防災訓練への参加についても検討を行う。

3 防災ボランティアの種類と対応

4 防災ボランティア団体のネットワーク

平常時から町内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業等とのネットワークや社会貢献活動、地域活動を推進している団体とのネットワークの構築を進め、災害時における協力体制を整備する。

5 防災ボランティアの活動内容

防災ボランティアの活動内容は、おおむね次の業務である。なお、ボランティアは、町、関係機関及び住民団体と連携し、よりきめ細やかなサービスを広範囲にわたって提供する。

避難所設置前	避難所設置後	
町との連携の下、避難所の設置の手伝いや被災者の安否確認	避難所	水くみ、炊き出し、救援物資の仕分けや配布、避難者の世話等
	在宅	町の行う高齢者や身体障がい者等の安否確認及び介護等への協力、在宅者への食事や飲料水の提供、移送サービス、家屋の片づけ等
	集積場所	救援物資の搬出入、仕分け、配布、配達等

6 防災ボランティアの受入窓口

防災ボランティアの受入窓口は、神川町社会福祉協議会が設置し、活動拠点を協議会内ボランティアセンターに置く。町は、社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動を積極的に支援する。

7 防災ボランティアの育成

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、町民及び企業等に対するボランティア活動の普及、啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

8 防災ボランティアの確保

防災ボランティアが不足する場合は、県及び県防災ボランティアセンターに防災ボランティアの派遣を要請する。

第2節 防災教育計画

第1 基本方針

防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、町民に対し、自主防災思想の醸成、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため、次のとおり防災教育を行う。

第2 実施計画

1 防災に従事する職員に対する教育

(1) 町職員

災害発生時に計画及び対策の実行主体となる町職員については、防災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、以下に示すような防災教育を行う。

ア 危機管理・防災ハンドブック

発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を簡潔に示した防災ハンドブックを作成、配布し、周知を図る。

危機管理・防災ハンドブックの作成に当たっては、以下の内容に留意する。

(ア) 初動参集

(イ) 参集途上の情報収集

(ウ) 救助、応急手当

(エ) 初期消火

(オ) 避難誘導

(カ) 避難所の開設、運営

(キ) 災害情報の取りまとめ

(ク) 広報活動

(ケ) その他必要な事項

イ 現地訓練の実施

地域における対策要員に対し、応急活動を想定した現地での訓練を実施する。

ウ 研修会及び講演会等

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として、研修会及び講演会等を実施する。

エ 防災機器操作の習熟

防災情報の収集機器及び浄水器等、災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

(2) 消防

消防の責務を認識し、技能の修得を行い、体力の錬成をもって消防団員を養成する。

(3) 水防

水防業務に従事する団員に対して、水防法令、水防計画及び実務に対する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うよう、神流川水害予防組合に要請する。

(4) 防災研修会等の実施

災害発生の予知、気象、災害防止、被害の軽減及び災害復旧その他に関する調査研究等に基づく講習会の開催及び災害関係法令等に対する研修会の実施、防災手引を配布して防災教育の向上に努める。

2 町民等に対する教育

(1) 学校教育

学校の教育活動全体を通じて、地域社会の実情及び児童、生徒の発達段階や経験に即して、次の事項について防災教育を行う。

ア 災害発生の原因

イ 避難その他の防災措置の方法の習得

ウ 自主防災意識

エ その他必要な事項

（2）社会教育

関係機関、団体等と連携して、職場、一般家庭にある社会人を対象に、随時適当な機会を通じて、講演会、講習会、実演等により防災知識の向上を図る。

その際、過去の災害の実情をとりあげ、再び同じ災害を繰り返さないように町民に再認識させる。特に危険区域における住民に対しては、その地域に即した防災教育を実施する。

また、風水害、大火、地震など、災害の種別ごとに特徴をとらえ、町民が知っておくべき心得及び注意事項等を普及する。

平 素 の 心 得	災 害 時 の 心 得
住宅の点検 火災の防止 応急救護 1日分の食料、飲料水の備蓄 非常持ち出し袋等の準備 避難地、避難経路の確認、連絡方法	情報の収集報告 家屋等の補修 出火防止及び初期消火 避難の方法、時期 その他災害に応じた措置

（3）事業所等における防災教育

事業所や医療機関、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

消防本部は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

第3節 防災知識普及計画

第1 基本方針

1 趣旨

町民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を深めるとともに、防災思想の高揚を図り、地域防災体制の確立に資するため計画する。

2 現状

町では、9月1日を中心とする防災週間に、町広報で防災特集を組むほか、啓発用のパンフレットの配布や研修会の開催など様々な方法により、防災知識の普及を図っている。

第2 実施計画

災害の予防及び応急対策並びに災害復旧に関する事項

1 防災知識の普及内容

- (1) 災害の種類、特性、一般的知識
- (2) 災対法及び関連法の主旨
- (3) 災害時における心得
- (4) 防災計画の概要
- (5) 被害報告及び避難方法
- (6) 過去の災害の状況
- (7) 災害復旧時の生活確保に関する知識

2 防災知識の普及方法

防災に関する知識を普及させるため、最も効果的な広報媒体を活用して知識の普及を図る。

- (1) 広報紙、パンフレット（チラシ、ポスター、防災のしおり）
- (2) 防災映画、DVDの利用
- (3) 立看板、懸垂幕、横断幕等の掲示
- (4) 広報車の巡回
- (5) 講習会、講演会、座談会等の開催
- (6) 防災訓練の実施促進
- (7) 防災週間、火災予防運動等の実施
- (8) 見学、視察、現地調査等の実施

第4節 防災訓練計画

第1 基本方針

1 趣旨

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力の醸成に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及と向上を図る。

2 現状

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、火災予防運動期間中など、それぞれの機関が行う定期的な訓練により、町、県、自衛隊、防災関係機関、自主防災組織、町民等の組織間の連携体制の確立・強化を図っている。

第2 実施計画

1 訓練の実施

町及び防災関係機関等は、毎年計画的に町民の参加を得て防災訓練を実施、若しくは他の機関の実施する当該訓練に参加するものとし、訓練目的を効果的に達成するよう必要な措置を講ずる。

2 訓練の種類

図上訓練及び実地訓練の2種類とする。

(1) 図上訓練

図上訓練は主として災害応急対策について図上で行うものとし、その訓練項目は、おおむね次のとおりとする。

- ア 本部の組織活動
- イ 災害応急対策に従事し、又は協力する者の動員及び配置
- ウ 災害応急対策用資機材及び救助物資等の緊急輸送対策
- エ 災害時を想定した緊急避難及びこれに伴う措置

(2) 実地訓練

実地訓練は、想定した災害に基づき、次の種別及び区分により訓練項目を効果的に達成できるよう区域又は場所を選定して、町民の参加を得て行う。

ア 水防訓練

水防活動の完全な習熟を目的とし、出水時における警戒、予防等水防体制及び水防工法訓練を重点的に行うとともに、過去の水災事例を考慮し、神流川水害予防組合と共同して毎年7月に水防訓練を実施する。

イ 消防訓練

現有消防力の合理的運用及び的確な防御活動に万全を期するため、毎年10月から12月の間に消防団員による次のような訓練を行い、消防技術の錬成及び習熟を図る。

- (ア) 火災警報伝達訓練
- (イ) 出動訓練
- (ウ) 火災防御訓練
- (エ) 救助、避難誘導訓練

ウ 災害救助訓練

水防訓練又は消防訓練の際に、自力避難不可能な場合を想定して、孤立者、負傷者、災害時要援護者の救助、救出、救護並びに炊き出し等に重点を置き、消防団や町民等の協力を得て救助訓練を行う。

エ 災害通信連絡訓練

警報の発令、伝達の受理について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の通信施設により訓練を行う。特に、町民に対する警報等の伝達及び徹底についての訓練並びに正常通信から災害通信への迅速円滑な切り替え、通信途絶時の連絡確保、通信内容の確実な伝達及び受報等について十分効果が発揮できるよう防災関係機関との協力のもとに訓練を実施する。

オ 非常招集訓練

災害対策活動の従事者が、有事に際し短時間に参集し、災害対策に対処できるようその体制を整えることを目的として行う。なお、訓練計画策定に当たっては、次の点に留意する。

- (ア) 非常招集措置の整備

- a 招集対象者の住所、居所及び連絡方法等
 - b 招集の区分
 - c 招集命令伝達、示達要領
 - d 非常招集の命令簿、非常招集記録簿
 - e 非常招集の業務分担、配置要領
 - f 待機命令の基準
 - g その他非常招集のために必要とする事務処理
- (イ) 非常招集命令の伝達及び示達
- 災害の緊急性から最も早く到着する方法を講ずるべきものであり、電話、防災行政無線、防災メール及び口頭による伝達について正確を期する。
- (ロ) 集合の方法
- 第一義的には、迅速に行うべきものであるが、訓練においては、通常の道路が崩壊等により交通不可能などの被害を想定して実施する。
- (ハ) 確認点検
- 訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておく。
- a 伝達方法、内容の確認点検
 - b 発受時間及び集合所要時間の確認点検
 - c 集合人員の確認点検
 - d その他必要事項の確認点検
- ### 3 避難訓練
- (1) 災対法第47条に定める災害予防責任者及び消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づく防火管理者等が実施する。
- (2) 訓練の種類
- ア 町が実施するもの
- 災害時における避難の勧告及び立ち退き等の円滑、迅速確実を期するため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て実施する。
- イ 防火管理者が実施するもの
- 学校（園）、社会福祉施設、医療機関、事業所、作業場、工場、旅館その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。
- ウ 児童・生徒の避難訓練等
- 学校等の施設管理者は、児童、生徒の身体と生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し臨機応変の処置がとれるよう、常にその指導に努める。エ 災害時要援護者等の訓練
- 町民、団体、企業等が行う災害時要援護者の避難誘導及び災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し、資料や情報の必要な支援を行う。
- ### 4 訓練の検証
- (1) 訓練は、実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせ実施し、評価及び検証を行う。
- (2) 評価及び検証の方法
- ア 訓練後の意見交換会
 - イ アンケートによる回答
 - ウ 訓練の打ち合わせでの検討
- (3) 検証の効果
- ア 評価や課題を整理し、町防災計画の見直しの資料とする。
 - イ 町の防災訓練に対する助言や参考資料とする。
 - ウ 次期の訓練計画に反映する。

第5節 防災活動拠点計画

第1 基本方針

1 趣旨

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、本部を設置する庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中枢機能を高めるとともに、被災地域に対する救援活動が実施できるよう、防災活動拠点を適切に整備する。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図る。

2 現況

既存の施設を災害時に活用できるよう、機能の拡大を図っている。

第2 防災活動拠点の整備

町は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を町の防災活動拠点として位置づけ、必要な整備を推進する。

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 災害対策活動拠点 | 役場庁舎 |
| (2) 避難拠点 | 避難所 |
| (3) 物資備蓄拠点 | 役場庁舎、神泉総合支所 |
| (4) 物資集積拠点 | 埼玉ひびきの農協穀類乾燥調製施設 |
| (5) 物資輸送拠点 | 神川町防災ヘリポート（町営グラウンド） |

第3 緊急輸送網の整備

1 県による緊急輸送道路の指定

県は、陸上、河川及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図、地震被害想定結果や地域の現況等に基づき、次の基準に従って緊急輸送道路を選定し、緊急輸送ネットワークを整備している。

- (1) 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路
- (2) (1)の道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路
 - ア 県本庁舎
 - イ 県地域機関の事務所
 - ウ 市町村庁舎
 - エ 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び自衛隊の庁舎、事務所等
 - オ 防災活動拠点（防災基地、県営公園、防災拠点校等）
 - カ 県及び市町村の備蓄倉庫、輸送拠点
 - キ 広域避難場所
 - ク 臨時ヘリポート

2 町による緊急輸送道路の指定

町は、災害時に効率的な緊急輸送が実施できるよう、町域の県指定緊急輸送道路と町の防災活動拠点を結ぶ町道、また町の防災活動拠点を結ぶ町道を町の緊急輸送道路として指定し、拡幅等の必要な整備を推進する。

3 緊急輸送道路等の整備

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地域防災計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき耐震性の向上などを図っていく。

その際、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備しておく。

町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を少なくするように努める。

また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行う。

資料編	避難所・避難場所一覧	P 230
	防災ヘリポート	P 234
	県指定緊急輸送道路一覧	P 234

第6節 災害情報体制の整備

第1 基本方針

1 趣旨

町及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集、伝達、処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

町及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害時の教訓等を踏まえ、総合的な防災情報システムを構築する。

2 留意点

(1) 最新の情報通信技術の成果を踏まえる

近年の情報通信技術の進展に伴い、各種の先端技術を防災情報システムに適用することが可能となりつつあり、こうした成果を踏まえ整備する。

(2) 災害ごとの特性、地域特性及び時間特性を踏まえる

様々な災害の種類、地域特性及び時間特性により必要となる災害情報の種類や収集、伝達に関するポイントが異なってくる。夜間に災害が発生した場合や、大規模事故等被害が一部の地域に限られた場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制を整備する。

第2 情報通信設備の安全対策

災害時に防災情報システムが十分機能し活用できる状態に保つため、町は、以下のような安全対策を講ずる。

1 非常用電源の確保

停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、断水時にも機能する自家発電設備、バッテリー、及び可搬型電源装置等を確保する。また、これらの定期的なメンテナンスを実施する。

2 地震に対する備え

防災情報システムのコンピュータは、免震床に設置するよう努める。また、各種機器には転倒防止装置を整備する。

3 システムのバックアップ

防災無線システムを、地上系と衛星系で2重化し、また、バックアップコンピュータを別の場所に設置するよう努める。特に、町庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるよう、バックアップ体制の整備を検討する。

第3 情報収集伝達体制の整備

1 情報収集体制の整備

町は、当該地域や施設に関する狭域的な被害状況等を把握するため、次のような情報収集システムを整備する。

ア 自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報

イ 町防災行政無線

ウ アマチュア無線等

エ かけつけ通報等

2 情報伝達体制の整備

町は、避難所、出先機関、防災対策拠点、地域住民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。その際、防災行政無線、アマチュア無線、パソコン通信システム等を有効的に活用する。

火災や地震など緊急時の情報をあらかじめ登録した携帯電話やパソコンに電子メールで知らせる「防災情報メール配信サービス」の普及に努める。

3 短期計画

(1) 町防災行政無線の整備推進

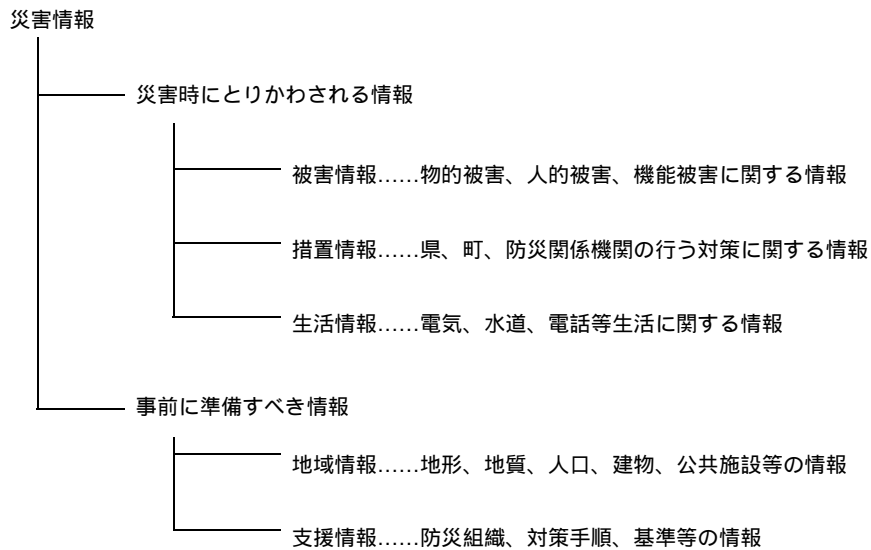
町防災行政無線（同報系無線）の整備を推進するとともに、移動系無線として地域防災行政無線の整備を検討する。

(2) 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障が生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的
に実施する。

第4 情報処理分析体制の整備

(1) 災害情報の種類



(2) 災害情報データベースの整備

町は、日ごろから災害に関する情報を収集蓄積するとともに、災害時に活用できるような災害情報データ
ベースを整備する。

災害情報データベースシステムは、地理情報システム（GIS）として整備し、地形、地質、災害履歴、
建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを保有する。

(3) 災害情報シミュレーションシステムの整備

町は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧及び意思決定等を支援す
るシミュレーションシステムを整備する。

注：データベース...コンピュータで、関連し合うデータを収集、整理して、検索や更新をしやすくしたファイ
ル。

シミュレーション...現実に想定される条件を取り入れて、実際に近い状況をつくり出すこと。

第7節 避難予防対策

第1 基本方針

1 趣旨

災害による家屋の倒壊、焼失、電気、水道、電話等の途絶等の被害を被った被災者、及び延焼拡大や崖崩れの危険性の迫った地域の町民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。

なお、風水害等の予測可能な災害と地震等の突発的な災害では、避難誘導の方法、避難所の運営及び対象者の行動に違いがあるので、これらの状況を踏まえて計画を作成する。

2 留意点

(1) 町民、行政及び防災関係機関の連携

町は、避難計画の策定に当たって、町民及び防災関係機関と事前に十分協議しておく必要がある。また、避難所及び避難路は、日頃から標識等により分かりやすく標示し、町民に周知する。

(2) 駅等の施設の避難予防対策の推進

駅等の施設について、災害時の混乱を防止し的確な避難誘導等を図るため、事業所や行政等と連携した避難予防対策を進める。

(3) 夜間・停電時等の避難への備え

夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられる。このため、日頃から懐中電灯、非常灯及び自家発電設備等の照明対策を進めておくとともに、それに備えた訓練及び普及啓発に努める。

3 現状

(1) 避難計画の策定

町は、町防災計画の中で避難計画の策定を行い、その計画に基づいて避難予防対策を実施している。

(2) 防災上重要な施設の避難計画

それぞれの施設では、防火管理者を中心として消防計画を策定しており、それらの中で避難計画を定めている。

(3) 学校等の避難計画

それぞれの学校等では防火管理者を中心として消防計画を策定しており、それらの中で避難計画を定めている。

第2 避難計画の策定

(1) 避難計画の策定

町は、避難計画を作成するとともに、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。また、避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営に関して定めたマニュアルなどをあらかじめ整備する。

この場合、災害時要援護者の対応についても配慮する。

なお、避難所及び避難路の確保については、次のとおりとする。

ア 広域避難場所の指定

町長は、火災の延焼による危険性が高い密集市街地の町民を対象に、あらかじめ広域避難場所を選定確保する。

その他風水害、地震など災害の態様に応じて、これらの事項を参考にしながら避難所の適切な指定を行う。

イ 避難所

災害発生時において、主に近隣の町民が避難する、面積1ha以上の避難所を選定、確保する（広域避難場所となるものを除く。）。

広域避難場所を指定したときは、市街地の状況に応じてあらかじめ避難路を選定し確保する。

ウ 避難所の運営

避難所等を指定した場合において、施設及び場所ごとに運営のためのマニュアルを作成する。

(2) 防災上重要な施設の避難計画

学校（園）、福祉施設、医療機関、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下

の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- ア 学校（園）においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上での、避難所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等
- イ 義務教育の児童、生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難地の選定、収容施設の確保並びに教育、給食の実施方法等
- ウ 医療機関が患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
- エ 高齢者、障がい者及び児童施設等の福祉施設においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
- オ 駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- カ 工場、危険物保有施設においては、従業員、町民の安全確保のための避難方法、町、警察署、消防署との連携等

(3) 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児及び児童、生徒を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

ア 防災体制の確立

(ア) 防災計画

災害が発生した場合に園児及び児童、生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画作成に当たっては、町立小・中学校管理規則等に従って計画化される学校等の防火及び警備の計画との関連を図る。

なお、学校等の立地条件、施設及び設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

(イ) 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び町並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

(ウ) 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に実施する。

(エ) 防火管理

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

a 日常点検の実施

職員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

b 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

イ 避難誘導

学校等は、長時間にわたって多数の園児及び児童、生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応的的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し、園児及び児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、消防署、警察署、自治会等と密接な連携のもとに安全の確認に努めるとともに、避難所等については、周知徹底を図る。

第8節 物資及び資機材等の備蓄

第1 基本方針

1 趣旨

大規模な災害が発生した直後の町民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を行う。

2 留意点

(1) 想定される災害の種類と対応

備蓄品目及び数量の目標値は、被害が甚大となる震災を対象とし、震災対策編で定める。

(2) 発災時の人口分布と対策の対応

公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を対象として設定を行うが、昼間人口が大きい地域等の就業者に対しては、個々の企業における備蓄対策の推進を促していくことが必要である。

(3) 備蓄場所

役場庁舎及び神泉総合支所内に備蓄しているが、今後とも町内各地への交通便利性が高い地区に備蓄拠点を整備する。

(4) 災害時要援護者への配慮

食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、災害時要援護者に配慮した品目を補充する。

3 現況

役場庁舎及び神泉総合支所内の備蓄は微少なため、今後品目とあわせて計画的に備蓄を推進する。

資料編	防災用物資等の備蓄状況	P 231
-----	-------------	-------

第2 食料、飲料水、生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

1 食料の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 全体計画

ア 食料の備蓄

(ア) 基本事項

a 実施主体

町及び町民

b 食料給与対象者

災害時の食料給与の対象者は、避難住民及び災害救助従事者とする。

c 目標数量

県の地震被害想定結果に基づいて被災人口を2,515人と想定し、3日分に相当する量を目標として、町民、町、県がそれぞれ備蓄する。

（町民は、避難する際に食料を持ち出すものとする）

供給対象者	町	民	町	県	合計
避難住民	1日分		1日分	1日分	3日分
災害救助従事者			1.5日分	1.5日分	3日分

食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応するものとする。例示すると以下のとおりである。

主食品	アルファ米、乾パン、おかゆ、水もどし餅、クラッカー等
乳児食	粉ミルク、離乳食等
その他	保存水、缶詰、レトルト食品、カップ麺等

(イ) 備蓄場所

町は、交通の利便性が高い地区に備蓄を進め、避難所の備蓄を整備する。

(ウ) 食料の備蓄計画の策定

町は、食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料の備蓄計画を策定する。

(I) 食料の備蓄

町は、(ウ)の食料の備蓄計画に基づき、避難住民及び災害救助従事者を対象とする食料の備蓄を行う。また、町は、町民に対しても各々1日分の居宅での備蓄を促進する。

イ 食料の調達

(ア) 食料の調達計画の策定

町は、調達すべき食料の品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、食料の調達計画を策定及び更新する。

(イ) 食料の調達体制の整備

大規模災害発生時に食料等を円滑に調達できるよう、町内の食料生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

ウ 食料の輸送体制の整備

町は、町内の物資生産者、販売業者及び輸送業者等と協定の締結を推進する。

エ 食料集積地の指定

町は、災害時に町内食品販売業者等から調達した食料や他市町村から搬送される食料を、埼玉ひびきの農協穀類乾燥調製施設に集積することとする。なお、当該施設の所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。

(2) 短期計画

ア 町は、備蓄食料の更新及び見直しを行う。その際、おかゆ、減塩食品など災害時要援護者向けの食料の備蓄について配慮する。

イ 町は、備蓄拠点として、施設の整備を推進する。

資料編	防災用物資等の備蓄状況	P 231
-----	-------------	-------

2 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 全体計画

ア 生活必需品の備蓄

(ア) 基本事項

a 実施主体

原則として町が行い、県はそれを補完する。

b 生活必需品の給(貸)与対象者

災害時の生活必需品給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

c 目標数量

災害発生時に予想されるピーク時避難人口(2,515人)のおおむね3日分に想定する量を、町民、町及び県で備蓄することを目標とする。

d 品目の例示

(a)寝具 (b)外衣 (c)はだ着 (d)身回り品
(e)炊事用品 (f)食器 (g)日用品 (h)光熱材料
(i)簡易トイレ (j)情報機器 (k)災害時要援護者向け用品

(イ) 生活必需品の備蓄計画の策定

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定する。

(ウ) 生活必需品の備蓄

町は、(イ)の生活必需品の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄を行う。

イ 生活必需品の調達

(ア) 生活必需品の調達計画の策定

町は、被災者想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定する。

(1) 生活必需品の調達体制の整備

町は、大規模災害発生時に生活必需品を円滑に調達できるよう、町内の販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

ウ 生活必需品の輸送体制の整備

町は、大規模災害発生時に円滑かつ迅速に必要な物資が輸送できるよう、町内の物資生産者、販売業者及び輸送業者等と協定の締結を推進する。

エ 生活必需品集積所の指定

町は、災害時に町内販売業者等から調達した生活必需品や他市町村から搬送される生活必需品を、埼玉ひびきの農協穀類乾燥調製施設に集積することとする。なお、当該施設の所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。

(2) 短期計画

ア 生活必需品の備蓄物資の更新及び見直しを行う。

イ 備蓄拠点として、施設の整備を推進する。

資料編	防災用物資等の備蓄状況	P 231
-----	-------------	-------

3 応急給水資器材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 全体計画

ア 基本事項

(ア) 実施主体

原則として町が行い、県はそれを補完する。

(イ) 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び災害によって水道施設が被害を受け、水道の給水が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関とする。

(ウ) 1日当たり目標水量

被災後の時間経過に伴って以下の水量を目標とする。

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3ℓ/人・日	生命維持に最少必要な水量
災害発生から10日	20ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から15日	100ℓ/人・日	通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	250ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

当面の目標として、避難者数の2,515人の3日分の飲料水量、22.6tの確保をめざす。

イ 応急給水資器材の備蓄並びに調達計画の策定

町は、断水世帯想定等に基づく必要数量等を把握の上、給水拠点の整備及び応急給水資器材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資器材の備蓄並びに調達計画を策定しておく。

ウ 給水拠点の整備

町は、各浄水場に緊急備蓄用としての緊急遮断弁付き配水池等の築造や配水管路内の水を利用するための機能をもった施設の整備計画を策定する。

エ 応急給水資器材の備蓄

町は、イの応急給水資器材の備蓄並びに調達計画に基づき、応急給水資器材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

オ 応急給水資器材の調達体制の整備

町は、応急給水資器材の備蓄並びに調達計画に基づき、当該資器材を有する他の機関と十分協議し、そ

の協力を得る。

カ 耐震性貯水槽の整備

町は、近くに浄水場や給水所等がない地域において、耐震性貯水槽の整備を行う。現在、40m³の耐震性貯水槽を、町内247箇所に設置している。

キ 検水体制の整備

町は、町内に多数存在する井戸について、毎年3箇所程度の水質検査を実施し、水質保全に努めている。井戸、プール、防火水槽、溜池、沈殿池、農業用水、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備する。

(2) 短期計画

ア 備蓄応急資器材の更新及び見直しを行う。

イ 近くに浄水場や給水所等がない地域における井戸の管理を推進する。

第3 防災用資機材の備蓄

(1) 全体計画

ア 基本事項

防災用資機材を用いて行う救助活動等は発災直後に行わなければならないため、即時対応が可能な町が備蓄を行う。

(ア) 実施主体

原則として町が行い、県はそれを補完する。

(イ) 目標数量

各避難所及び避難場所の収容人員の計画値を目安とする。

(ウ) 品目

- a ろ水器
- b 仮設トイレ
- c 救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）
- d 移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー等）等
- e 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- f 発電機
- g 投光機
- h 炊飯器
- i テント

(I) 備蓄場所

防災用資機材は、即時使用できるよう分散配置されていることが望ましい。このため、町は、既存の備蓄場所に加え自主防災組織や町内会単位で備蓄場所を整備する。

イ 防災資機材等の備蓄計画の策定

町は、各避難所及び広域避難地の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項など防災資機材等の備蓄計画を策定する。その際、自主防災組織や町内会単位での備蓄体制を整備する。

ウ 防災資機材等の備蓄

町は、防災資機材等の備蓄計画に基づき、災害時の応急活動用の防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(2) 短期計画

ア 町は、備蓄防災資機材の更新及び見直しを行う。その際、災害時要援護者用の車いすなど移送器具の備蓄を積極的に進める。

イ 町は、自主防災組織に対する防災資機材整備の助成等を検討する。

第4 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 全体計画

ア 基本事項

(ア) 実施主体

原則として町が行い、県はそれを補完する。

(イ) 利用者

災害時の医療及び助産救護活動を行う町及び町が要請した機関とする。

(ウ) 品目及び目標数量

品目は、大きくは災害用医療資器材セットと、応急治療用医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、地震被害想定結果等に基づく人的被害の数量を目安として整備する。

イ 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画の策定

町は、地震被害想定結果等に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関における備蓄の状況等で把握し、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画を策定する。

ウ 医療救護資器材、医薬品の備蓄

(ア) 町は、イの医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄、更新及び維持管理を行う。

(イ) 災害時の医薬品等備蓄施設における医薬品等資材の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。

エ 医療救護資器材、医薬品の調達体制の整備

町は、イの医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の調達に関し、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託」契約を行うことを検討するよう努めるとともに、県、近隣市町及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。

(2) 短期計画

大規模災害に迅速かつ十分対応できるよう、医薬品等の備蓄場所を拡充するとともに、品目や数量の充実を図る。

第9節 医療体制等の整備

第1 基本方針

1 趣旨

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ確に対応していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制について整備を図る。

また、現地の自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

2 留意点

災害発生直後は、119番回線の使用集中又は不通、交通混雑等による救急車両の走行障害等の状況が考えられるため、こうした事態を想定した救急医療体制の充実を図る必要がある。

第2 初期医療体制の整備

1 全体計画

(1) 初期医療体制の整備

町は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等及び地域の自主防災組織と協議し、事前に以下の項目について計画を定めることとする。

ア 救護所の設置

イ 救護班の編成

ウ 救護班の出動

エ 自主防災組織等による自主救護体制の整備

オ 備蓄医薬品の種類及び数量の確保

(2) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行うなど、救護班の活動を支援するための計画を定める。

2 短期計画

(1) 救急医療機関の災害時の対応力の強化

救護班の応急処置に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

(2) 自主防災組織等の応急救護能力の強化

自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸等の応急救護訓練を実施する。

(3) 医薬品等の備蓄体制の強化

災害発生直後に、救護班の派遣等、早急に医療体制を編成するため、診療所等に医療用資器材、医薬品を備蓄する。

資料編	医療機関一覧	P 230
-----	--------	-------

第3 後方医療体制の整備

1 後方医療機関

救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等を後方医療機関に搬送し、治療及び入院等の救護を行う。なお、後方医療機関は、災害拠点病院を中核とし、県立病院、国立病院、公立病院等の地域の中心的な病院とする。

2 後方医療機関の機能

後方医療機関に求められる主な機能は、以下の3つである。

(1) 既存入院患者などの治療の継続

(2) 災害による傷病者の受入れ

(3) 救護班の派遣

3 後方医療機関の機能確保

後方医療機関となるべき医療機関が医療機能を確保するために、各々の医療機関は、主に以下の防災措置について整備を図る。

- (1) 医療施設等の耐震化及び不燃化
- (2) 医薬品、救急救護資器材の備蓄及び配備
- (3) 水、食料の備蓄及び配備
- (4) 自家発電装置等の備蓄及び配備
- (5) 医療要員の非常参集体制の整備
- (6) 救護班の編成
- (7) 傷病者の円滑な受入体制の整備

4 後方医療機関の受入状況等情報連絡体制の整備

現場救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関及び後方医療機関と町の消防機関等間における十分な情報連絡機能を確保するべく、災害時医療情報連絡体制の整備を推進する。

第4 医療保健応援体制の整備

1 広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が町全域に発生した場合、医師、歯科医師の不足及び医薬品や医療資器材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の医療救護需要を賄うため、応急医療活動に必要な物資の提供や要員の派遣について、他の地方公共団体等との協力体制の確立に努める。

2 応援要請のための情報連絡体制の整備

災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資器材の調達等全ての医療救護局面において、広域的な応援協力要請について情報連絡するための連絡網の整備を図る。

第10節 水害予防計画

第1 治山

1 趣旨

森林は、洪水、山腹崩壊、土砂流出等の山地災害を防ぐという地域保全上重要な機能を有している。治山事業は、山腹崩壊地、荒廃溪流の復旧対策や荒廃の兆しがある山地の防災対策を図るとともに、荒廃した森林を整備することにより、山地災害の防止を目的とする。

2 現状

本町においては、山腹崩壊危険地区44か所、崩壊土砂流出危険地区6か所、地すべり危険箇所7か所、計57か所が指定されている。

資料編	山腹崩壊危険地区	P 220	
	崩壊土砂流出危険地区	P 220	
	土石流危険渓流箇所	P 221	
	急傾斜地崩壊危険箇所	P 221	
	地すべり危険箇所一覧（国土交通省所管）	P 224	
	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所	P 222	
	地すべり危険地区一覧（国土交通省所管）	P 224	
	地すべり防止区域一覧（埼玉県）	P 224	
	地すべり防止区域一覧（農林水産省所管）	P 2245	
	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所	P 221	

3 計画

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から町民の生命、財産を守り、また、水資源のかん養、生活環境の保全、形成を図る極めて重要な地域保全政策の一つであり、安全でうるおいのある生活基盤の整備等を図るうえで必要不可欠の事業である。

本町における治山事業の基本方針は次のとおりである。

(1) 災害に強い安全な地域づくり

豪雨等の自然現象による山地災害を防止し、また被害を最小限にとどめるため、山地災害の発生の危険性が高い集落、重要な生活関連施設に近接する地域等に対して、きめ細かな治山対策を推進し、地域の安全性の向上を図る。

(2) 水源地域の機能強化

良質な水資源の安定的な供給と地域の保全に資するため、重要な水源地域における森林について、水源かん養機能や、土砂流出防止機能の向上を図ることにより、「緑のダム」として良好な森林水環境の機能を強化する。

(3) 豊かな環境づくり

安全で良好な生活環境の保全、形成を図るため、都市周辺等において防災機能の発揮にあわせて、地域の景観や生物の生息環境に配慮し、地域の憩いの場となる森林の整備等を推進する。

第2 砂防

1 趣旨

砂防とは、土砂の生産を抑制し、流送土砂を防止あるいは調整することによって災害を防止することである。山地の斜面等は、降雨などによる表面浸食などにより削りとられ、また、溪床や溪岸は、流水による縦横浸食を起こすことによって土砂が生産され、下流域へ流送される。このため、河状は常に変化し、河床上昇等の現象をきたし、水害の原因になっている。これを防止するため、砂防堰堤や護岸工等の砂防施設の整備や砂防指定地の指定による制限行為を県に要請し、土砂を起因とする水害予防を進める必要がある。

なお、砂防指定地とは、治水砂防のために国土交通大臣が指定した一定の土地で、土砂災害の原因となるような行為の禁止と制限、また砂防設備を整備することを目的に指定される。砂防指定地内において、禁止又は制限される行為（切土、盛土等の土地の形状変更、土石等の採取及び岩石の採掘、工作物の新築、改築、増築又は除去、立木竹の伐採若しくは伐根、家畜の放牧等）を行うときは、埼玉県砂防指定地管理条例の規定に基づき、許可を受けなければならない。

2 現状

平成18年度末現在、本町における砂防指定地は13か所である。なお、金鑽川及び鳥羽川においてふるさと砂防を整備し、災害防止と環境保全を図っている。

資料編 土石流危険渓流箇所 P 221

3 計画

上流域での土砂生産量や下流域へ土砂供給量の状況、溪岸等の浸食の状況等から、大きな土砂災害の発生するおそれのある箇所で、砂防堰堤や護岸工等の整備を県に要請していく。一方で、土砂災害危険箇所の周知など警戒避難体制の整備を進め、災害から町民の生命及び財産を守る。

第3 治水

1 趣旨

河川は天与の資源である水の供給源である反面、山地の崩壊、洪水等の災害は住民生活や産業に重大な脅威を与え及ぼす。

本町には1級河川である神流川があり、治水対策を促進するよう管轄する関係機関等に要請する。

2 現状

本町における水路系統は、神流川を本川とし、上流域の鳥羽川、中ノ沢及び幹沢川などがあり、下流域に金鑽川、九郷用水、阿保領用水、北部用水、新田川となっている。

河川の改修は順次行われているものの、引き続き集中豪雨による被害を防止するため、排水路の改修新設と併せ、九郷用水、新田川の改修及び金鑽川の上流及び鳥羽川の河川改修が必要である。

3 計画

(1) 町は、上記の河川指定区間について、築堤増補工事及び流域の開発状況等に合わせた内水排除等の整備事業を関係機関等に要請する。

(2) 危険区域（箇所）の警戒巡視

日常から気象情報を的確に把握し、異常降雨等による水害の早期発見に努める。また、災害を未然に防止し、被害を最小限に食い止め、迅速な応急対策が講じられるように、随時堤防を巡視する。ただし、はん濫注意水位に達し、危険区域において水害が発生するものと予想される場合は、警戒員が絶えず堤防を巡視し危険箇所の発見に努める。

第4 浸水想定区域

浸水想定区域は、現時点において、おおむね100年に1回程度を超える大雨（2時間の総雨量350mm程度）があった場合に浸水の予想される区域を表示したものである。町においては、神流川流域の一部がその区域に該当する。

浸水想定区域にある福祉施設

名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X
グループホームゆうゆう倶楽部	神川町大字肥土220	電話 74 2333 F A X 74 2332

資料編 浸水想定区域図 P 225
災害時要援護者施設一覧 P 231

第11節 土砂災害予防計画

第1 基本方針

1 趣旨

地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山地災害といった、町民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害を予防するための対策について定める。

2 留意点

危険箇所の指定については、あくまでも定められた基準や条件等によるものであることに注意する必要がある。

第2 地すべり危険箇所の予防対策

1 現況

本町における地すべり危険箇所は8箇所あり、これらの箇所は、現在活動中のもの、過去に活動のあったもの、又は活動が予測される区域である。

資料編	地すべり危険箇所一覧（国土交通省所管）	P 224
	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所	P 222
	地すべり危険地区一覧（国土交通省所管）	P 224
	地すべり防止区域一覧（埼玉県）	P 224
	地すべり防止区域一覧（農林水産省所管）	P 224

2 地すべり対策

(1) 指定の促進

「地すべり等防止法」に基づき地すべり防止区域に指定されると、県により次のような対策がとられる。

ア 地すべり防止工事の施工

イ 地すべり防止区域を表示する標識の設置

ウ 地すべりを助長し、誘発する一定の行為の制限

町は、危険箇所について関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を働きかけていく。また、地すべりによる危険が切迫している場合の避難勧告または避難指示について迅速に対応できるよう、関係機関との連絡体制を確立する。

(2) 対策工事の促進等

昭和33年3月地すべり等防止法の制定により、地すべり対策事業を県に要請するとともに危険箇所の周知に努める。

第3 土石流危険渓流の予防対策

土石流危険渓流とは、谷地形をなし、溪床勾配3度以上で土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある渓流及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流をいう。

1 現況

町内の土石流危険渓流は、26渓流存在している。

土石流危険渓流	保全人家が5戸以上または、保全人家が5戸未満であっても官公署、学校、病院、発電所等のある場所に流入する渓流	14 渓流
土石流危険渓流	保全人家が1戸以上5戸未満の場所に流入する渓流	12 渓流
土石流危険渓流に準ずる渓流	現在、保全人家が0戸であるが、今後住宅等の新築の可能性があると考えられる区域に流入する渓流	なし
合 計		26 渓流

資料編	崩壊土砂流出危険地区	P 220
	土石流危険渓流箇所	P 221

2 土石流対策

(1) 砂防事業の推進

町内には、土石流の発生するおそれの高い渓流や保全対象となる人家が多いため、公共施設等の存する渓流について、砂防ダム・堰堤等の整備促進を県に働きかけていく。また、砂防指定地管理については、本庄

県土整備事務所と連携し、規制に努める。

(2) 土石流危険渓流の周知

町は、町民に対し土石流危険渓流に関する資料を提供するとともに、その周知に努める。

第4 急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策

1 現況

本町における急傾斜地崩壊危険箇所は、37か所指定されている。

急傾斜地崩壊危険箇所（ ）	被害想定区域内で人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある場合を含む）ある箇所	自然斜面	8か所
		人工斜面	0か所
急傾斜地崩壊危険箇所（ ）	被害想定区域内で人家が1～4戸ある箇所	自然斜面	19か所
		人工斜面	0か所
急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面（ ）	被害想定区域内で人家がない箇所 都市計画区域内であること	自然斜面	6か所
		人工斜面	4か所
合計		37か所	

資料編	急傾斜地崩壊危険箇所	P 221
	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所	P 221

2 急傾斜地崩壊防止対策

(1) 対策事業の推進

町内には、急傾斜地崩壊危険箇所が37か所あり、このうち2か所が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域として指定されている。これらの区域に指定されると、県により次のような対策がとられる。

ア 行為制限

水を放流又は停滞させること、のり切り、掘削、立木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為の制限

イ 土地所有者等の土地保全の努力義務

ウ 改善措置の命令

エ 急傾斜地崩壊防止工事の施工

オ 災害危険区域の指定

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

町は、町民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供するとともに、その周知に努める。

第5 山地災害危険地区の予防対策

1 現況

山地災害は、集中豪雨や台風による山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出等によりもたらされる。森林はこれらの災害を防ぐ機能を備えており、その役割が重要な森林を保安林に指定し、機能低位等となった荒廃地や荒廃した森林を回復するため、県によって治山事業が実施されている。

本町における山腹崩壊危険地区は44か所、崩壊土砂流出危険地区は28か所指定されている。

2 保安林の指定等

平成18年度末現在、山地災害から県民の生活を守るため、公益上特に必要な森林を保安林に指定し、将来にわたり適正に維持管理を行う町内の保安林面積は、801haである。

[保安林の指定]

水源かん養保安林	森林土壌が雨水を吸収して、川に流れる水量を調節し、洪水等を防止する。
土砂流出防備保安林	表土の浸食、土砂の流出による土石流等を防止する。
土砂崩壊防備保安林	急峻な山地の崩壊を防止する。

3 山地災害対策

(1) 治山事業の推進

山地災害に対しては、国の森林整備保全事業計画に基づき、県によって荒廃山地や山地災害危険地区を対象に、災害に強い安全な地域づくりを目指した治山事業を推進している。

(2) 山地災害危険地区の情報提供

町は、山地災害危険地区に関する資料を提供し、地域に密着した情報を周知する。

第6 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害危険箇所について、警戒避難体制の整備を図る。

1 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害危険箇所の周知、情報の提供

(2) 避難勧告等の発令基準

県及び熊谷地方気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合

(3) その他警戒避難体制のために必要な事項

2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

町内には、土砂災害警戒区域が78か所あり、このうち62か所が特別警戒区域に指定されている。

町は、以下の項目等に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。

(1) 土砂災害警戒区域を含む行政区や町民に対し、ハザードマップを配布及び公表し、町民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。

(2) 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した避難訓練を実施する。

避難行動は、行政区の班とし班長は避難状況を区長に報告する。

(3) 土砂災害警戒区域内における災害時要援護者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、災害時要援護者に関する情報（名簿、連絡体制等）を共有し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。

(4) 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視及び点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見と住民からの情報収集に努める。

(5) 土砂災害警戒情報の発表を町民に周知するとともに、避難所の開設状況、運営体制等の情報の伝達体制を整備する。

第12節 防災まちづくり計画

第1 基本方針

1 趣旨

災害による町内の被災を最小限にとどめるため、避難所、避難路や延焼遮断空間の確保や整備等をはじめとする防災構造化を推進し、災害に強いまちづくりを行う。

2 留意点

災害に強いまちづくりは、町民との協働で行うものである。このため、町民参加による取り組みが必要不可欠であり、現況調査や計画づくりなど早い段階で町民の参加を求め、協働の実現を図っていく必要がある。

第2 実施計画

1 防災まちづくりの基本的考え方

(1) 地域の実情に応じた防災計画を策定し、総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。

防災計画は、主に災害予防のためのまちづくりを対象とするが、被害を最小限にとどめるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するためのまちづくりも視野に入れた計画の策定を行う。

(2) 地域の特性にあった防災面の整備を図る。

建築物の耐震不燃化を促進する。

(3) 震災等の広域災害に対しては、避難所の確保や避難路の整備等自治体を越えた地域連携型の対応を図る。

(4) 高齢者や障がい者等の災害時要援護者に配慮し、基盤となる公共施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。

(5) 緊急時はもとより、平常時のゆとりを確保するまちづくりを目指し、町民に親しまれ、災害時には、活動しやすい空間の整備を図る。

2 防災まちづくりの基本的施策

(1) 自然空間の計画的保全

自然空間の計画的保全や行政区にまたがるオープンスペースの保全と整備を進める。また、防災上の緩衝空間や一時的な避難空間となる屋敷林や農地等の自然空間の計画的保全を図る。

(2) 避難所、避難路の確保と安全化

自然空間や都市公園等を利用し、広域避難所の確保、整備を図るとともに、広域避難所までの避難路として沿道建物の耐震化や不燃化等により安全化が図られた広幅員幹線道路等の整備を図る。

また、街並地域においては、避難空間の確保及び整備や駐車場の緑化を図るとともに、避難路の安全化を図るために、狭い道路の拡幅、生活道路のブロック塀の生垣化や行き止まり道路の解消を図る。

(3) 建築物の耐震・不燃化の推進

既存の町営住宅は、地域性、老朽度等を考慮し、逐次耐震及び耐火構造に建て替えを図る。また、公共建築物の新設、改修の際には、耐震及び耐火構造となるようその推進を図っていく。

(4) 延焼遮断空間の整備、主要な町道等の整備

広幅員幹線道路、緑道、鉄道敷き、河川等の帯状の空間と耐震不燃化が図られた沿道建物等により形成される延焼遮断空間の整備を図る。また、延焼遮断空間で囲まれた地区において、市街地開発事業等により、地区内の延焼防止空間となり、安全な避難路となる主要な町道等の整備を図る。

(5) 防火、準防火地域の指定促進

市街地大火の危険性のある地域を中心に、地域の状況を勘案し、効果的な防火、準防火地域の指定を促進する。また、延焼防止空間や、避難地、延焼遮断空間などの誘導と保全を図るために、防火性に配慮した地区計画等の指定を促進する。

(6) 地区防災拠点の整備

都市公園等の地区内の避難所と、周辺の公共施設及び農地等の自然空間を、災害応急支援活動の場として一体的に利用できるよう整備を図る。

(7) 消防水利の確保と整備

大規模災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が極めて高い。このため、河川等

の自然水利を活用した消防水利の整備や、耐震性防火水槽等の設置など、多様な水利を確保していく。

ア 河川水の緊急利用

流水利用についての調査・検討を行い、取水口の整備など河川水の有効利用を図る。

イ 耐震性防火水槽等の設置

庁舎等の災害対策活動拠点及び学校等の避難拠点について、必要に応じ耐震性防火水槽の計画的整備又はプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

資料編	避難所・避難場所一覧	P 230
	消防力の現況	P 232

第13節 災害時要援護者安全確保計画

第1 基本方針

1 趣旨

近年の災害をみると、高齢者、乳幼児、傷病者及び障がい者など災害対応能力の弱い者並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人、旅行者等が、災害の発生時において被害を受けることが多くなっている。

町では人口の約20.1%（平成17年国勢調査）が既に高齢者であり、障がい者数も年々増加し、さらに外国人も国際化を反映して増加傾向にあるなど、災害時要援護者が増えつつある。

このため、高齢化社会、国際化社会の到来に対応し、災害時要援護者等の防災対策を推進していく。

2 留意点

(1) 地域との協力体制の整備

災害時要援護者の安全確保は、行政とともに、地域住民が協力し、一体となって取り組んでいくことが必要である。

また、公共機関その他集客施設においては、利用者が災害時要援護者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行うことが必要である。

(2) 対象による配慮

災害時要援護者の対象ごとに、必要な支援に配慮する。

なお、おおむねの区分は次のとおりである。

ア 高齢者及び乳幼児

日常から介護及び保護が必要な者で、必要な援護の内容や方法等について事前の把握が容易な者

イ 傷病者及び障がい者

傷病や障がいにより介護及び保護が必要な者で、必要な援護の内容や方法等について事前の把握が困難な者

ウ 旅行者

地理が不案内で、災害時の援護が必要な者

エ 外国人

地理の不案内、言葉の不自由により、災害時の援護が必要な者

第2 社会福祉施設等入所者の対策

1 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、消防本部はこれを指導する。

資料編	災害時要援護者関連施設一覧	P 231
-----	---------------	-------

2 防災設備等の整備

(1) 老朽が進んでいる社会福祉施設等については、耐震化、不燃化構造による改築など施設の点検・整備を行う。

(2) 防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備の充実を図る。

(3) 水道、ガス等の供給停止に備えた非常食及び医薬品等の備蓄を行う。

3 緊急連絡体制の整備

町は、災害時要援護者関連施設に向けた防災情報を防災行政無線、防災メール、電話、ファックス、広報車及び口頭の方法により伝達する。

(1) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

(2) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急

連絡網を整備するなど緊急連絡体制を確立する。

4 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者の所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

5 施設間の相互支援システムの確立

町は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、類似施設の職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。施設等の管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

6 被災した在宅災害時要援護者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要援護者を受け入れるための体制整備を行う。

7 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、町はこれを指導する。

(1) 非常用食料（老人食等の特別食を含む。)(3日分)

(2) 飲料水（3日分）

(3) 常備薬（3日分）

(4) 介護用品（おむつ、尿とりパッド等)(3日分)

(5) 照明器具

(6) 熱源

(7) 移送用具（担架・ストレッチャー等）

8 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及、啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防本部や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するものとし、町はこれを促進する。

9 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体等との連携を図っておく。

また、災害時の災害ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、町との連携を図っておく。

第3 在宅の災害時要援護者の対策

1 在宅の災害時要援護者の把握

町は、災害時の対応を迅速に行うため、「災害時要援護者登録申請書兼支援台帳」を作成し在宅の災害時要援護者を把握する、災害時要援護者支援制度を行っている。

台帳の原本は町が、写しは消防本部、消防団、自主防災組織、民生委員がそれぞれ保管し、災害時における避難誘導や救出活動、安否確認の際に役立てる。また、日常生活における声掛け、相談等においても活用していく。

資料編	神川町災害時要援護者支援制度実施要綱	P 237
-----	--------------------	-------

2 緊急通報システムの整備

町は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、災害時要援護者に対する緊急通報システムの設置を促進している。

本町においては、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で常時見守り等を必要とする者や寝たきりの高齢者等に対し緊急通報装置を導入しているが、引き続きなお一層の整備、拡充の促進を図っていく。現在、設置台数は19台、平成18年度の通報受信件数は10件となっている。

3 防災基盤の整備

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす利用者にも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置など災害時要援護者を考慮した防災基盤整備を促進す

る。

その他の公共機関は災害時要援護者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行う。

集客施設の管理者に対して施設の避難誘導計画の策定や必要な施設整備を行うよう促進する。

4 災害時要援護者に配慮した避難所運営体制等の整備

災害時要援護者を優先的に収容することができる福祉避難所として、総合福祉センターを指定する。

町は、聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、防災ラジオの設置や防災メールの配信、災害時要援護者等を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、災害時要援護者等が避難所で快適な生活を送れるよう、避難所の運営計画を策定する。

5 防災カードの普及

町は、災害時要援護者への効果的な救援、援護を行うため、災害時要援護者が援助を必要としている内容がわかる防災カードを普及させる。

6 防災教育及び訓練の実施

町は、災害に関する基礎的知識の普及、啓発のために、広報誌、パンフレット、ちらしの配布などを行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、町民に対しても災害時要援護者の救助、救援に関する訓練を実施する。

7 地域との連携

(1) 役割分担の明確化

町は、町内をブロック化し、避難所や医療機関、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

(2) 救出、救護体制の充実

災害時には、災害の同時多発により、警察、消防等の防災関係機関による救出、救護活動が大幅に制約されることが予想されるため、ひとり暮らしの高齢者等の災害時要援護者に対し、自主防災組織を中心とした町民相互の連携による地域全体のバックアップ体制を図り、救出、救護体制を確立していくことが必要である。

このため、町は町民と一体となってより一層防災知識の普及、啓発を行い、町民全体で災害に取り組む土壌の育成を図るとともに、自主防災組織の育成に努める。

(3) 社会福祉施設との連携

町は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から関係社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など社会福祉施設の有する機能の活用を図る。

(4) 見守りネットワーク等の活用

災害時要援護者に対する近隣住民、民生・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立する。

8 相談体制の確立

町は、災害時に被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう、日常から支援体制を整える。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、社会福祉士等の専門職員を確保しておく。

第4 外国人への対策

(1) 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援に努める。

(2) 防災基盤の整備

町は、避難所や避難方向の案内表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、町は案内板のデザインの統一化について検討を進める。

(3) 防災知識の普及、啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及、啓発に努める。

また、広報誌やガイドブック、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

(4) 防災訓練の実施

町は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(5) 通訳、翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 目標

町に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び町防災計画に定める本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制を整える。

また、町内に国の非常（緊急）災害現地対策本部や県現地災害対策本部が設置された場合には、当該本部と緊密な連絡を図り、協力して災害応急対策を実施する。

第2 活動体制

1 体制の種別及び配備区分

災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備区分は、次のとおりとする。

(1) 風水害等

ア 待機体制及び警戒体制（本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進する体制）

イ 非常体制（本部を設置して災害対策活動を推進する体制）

配備体制		配備基準	動員計画
風水害等	待機体制	各種注意報・警報発令時又はその他災害発生のおそれのある時、各課1名	・総務課 ・建設課 ・環境防災課 ・地域総務課 ・農政商工課 ・産業観光課
	警戒体制	第1配備	大雨、強風など災害の要因が発生した場合 ・総務班 ・情報班 ・土木班 ・連絡調整班 ・土地改良班
		第2配備	軽微な災害が発生した場合 ・総務班 ・情報班 ・土木班 ・連絡調整班 ・土地改良班 ・水道班
	非常体制	第1配備	相当な規模の災害発生が予想される場合 災害対策本部長（課長）が必要と認める職員を配備
		第2配備	激甚な災害が発生した場合 組織及び機能の全てをあげて活動

(2) その他災害

ア 待機体制及び警戒体制（本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進する体制）

イ 非常体制（本部を設置して災害対策活動を推進する体制）

(3) 本部の設置

町長は、必要があると認めるときは、この計画及び神川町災害対策本部条例により、本部を設置する。

ア 設置及び廃止の通知等

本部を設置したときは、町長は直ちに、本部の名称、所管区域並びに設置場所及び時間を、県消防防災課、消防団、町防災会議各機関、町民、報道機関等に防災行政無線、電話、広報車等により通知及び公表する。本部を廃止したときも、その旨を設置したときに準じ通知及び公表する。

公 表 先	連 絡 方 法
県 知 事	埼玉県防災情報システム、電話、電報
防 災 会 議 委 員	電話、電報、口頭
児 玉 警 察 署 ・ 町 内 駐 在 所	電話、連絡員
児玉都市広域消防本部・神川分署・神泉分署	電話、連絡員
近 隣 市 町 長	電話、電報
町 内 関 係 機 関	電話、防災行政無線、防災メール、口頭
報 道 機 関	電話、電報、文書、口頭
町 民 ・ 一 般	電話、防災行政無線、防災メール、広報車、口頭

イ 本部の設置場所

(ア) 本部は、役場庁舎内に置く。ただし、役場庁舎が被災した場合には、直ちに代替場所を神川町中央公

民館と定め、職員及び防災関係機関に周知する。

(1) 本部には、本部の所在を明確にするため「神川町災害対策本部」の掲示をする。

(4) 本部の組織

ア 本部の組織

本 部 長	町 長			
副 本 部 長	副 町 長			
本 部 員	総務課長 環境防災課長 建設課長 会計課長 診療所長	総合政策課長 税務課長 神泉総合支所長 議会事務局長 水道課長	人権課長 農政商工課長 地域総務課長 学務課長	町民生活課長 福祉健康課長 産業観光課長 生涯学習課長

イ 部の組織

総務部 救助部 農林商工部 土木部 教育部

ウ 本部の運営

(7) 本部会議

本部長は、町の災害対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。

(1) 部

部は、役場における災害対策活動組織として、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。

エ 職務

(7) 本部長は、本部の事務を総括し、部の職員を指揮監督する。

(1) 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(ウ) 本部員は、本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

オ 本部会議の所掌事務

本部会議は、次の事項に関して本部の基本方針を決定する。

(7) 本部の非常配備体制に関すること

(1) 災害救助法の適用に関すること

(ウ) 応援に関すること

(I) 県災害対策本部が設置された場合の連絡調整に関すること

(オ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること

(カ) その他重要な災害の対策に関すること

カ 各部の分掌事務

部 名	班 名	担 当 課	事 務 分 掌
総 務 部 部長： 環境防災課長 副部長： 総合政策課長	総 務 班	総 務 課 環 境 防 災 課	1 本部の庶務に関すること。 2 本部の開設、閉鎖に関すること。 3 本部会議に関すること。 4 職員の動員に関すること。 5 消防団との連絡調整及び動員に関すること。 6 各部各班との連絡調整に関すること。 7 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 8 災害見舞、陳情の応接に関すること。 9 避難勧告又は命令の伝達に関すること。 10 塵芥の処理及び清掃に関すること。 11 防災知識の普及並びに自主防災組織の育成促進に関すること。 12 自衛隊派遣要請に関すること。 13 災害救助法（昭和22年法律第18号）の適用に関すること。
	連 絡 調 整 班	総 務 課 地 域 総 務 課 人 権 課 議 会 事 務 局 環 境 防 災 課	1 町有自動車の管理及び資機材の借上げに関すること。 2 災対法第53条の規定による被害状況等の報告に関すること。

	情報班	総合政策課 地域総務課 環境防災課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況調査に関する事。 2 住民への災害広報活動に関する事。 3 災害写真の撮影、収集に関する事。 4 災害記録の収集、編集、保存に関する事。 5 降雨量、水位等の調査に関する事。 6 報道機関への情報連絡及び伝達に関する事。
	財務班	総合政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急予算の編成及び資金調達に関する事。 2 町有財産の保全及び被害調査に関する事。
	税務班	税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 町税の減免及び納税延期に関する事。 2 滞納金の減免等に関する事。 3 家屋の被害状況調査に関する事。 4 り災証明書の発行に関する事。
	出納班	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助用物資の購入に関する事。 2 義援金品等の出納管理に関する事。
救助部 部長： 福祉健康課長 副部長： 町民生活課長	厚生班	福祉健康課 地域総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉施設の被害調査及び被害対策に関する事。 2 応急救護所等の設置確保に関する事。 3 救護班の編成に関する事。 4 被災者の医療救護及び助産に関する事。 5 医薬品等各種衛生資材の調達補給に関する事。 6 災害時各種消毒及び飲料水の水質検査に関する事。 7 仮設トイレの設置に関する事。 8 高齢者、障がい者等災害時要援護者に関する事。
	保健・医療班	町民生活課 地域総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の救出・救護に関する事。 2 避難所の開設に関する事。 3 ごみ、し尿の処理及び清掃に関する事。 4 遺体の収容及び埋葬に関する事。
農林商工部 部長： 農政商工課長 副部長： 産業観光課長	農林班	農政商工課 産業観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業関係の被害状況調査報告に関する事。 2 主要農作物の種子及び苗の確保に関する事。 3 農作物病虫害防除対策、技術対策及び指導に関する事。 4 防除機具及び農薬の調整確保に関する事。 5 被害農家への災害融資に関する事。 6 家畜等の被害調査、死骸処理に関する事。
	商工班	農政商工課 産業観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業の被害調査及び災害復旧援助に関する事。 2 主要食料、副食、調味料等食料調達に関する事。 3 衣料品、日用品等生活必需品の調達に関する事。 4 救援物資の仕分け等に関する事。
	土地改良班	農政商工課 産業観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1 各土地改良及び集落排水施設の被害状況の調査報告に関する事。 2 各土地改良施設の災害復旧工事に要する応急処置に関する事。
土木部 部長： 建設課長 副部長： 水道課長	土木班	建設課 産業観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川、堤防、道路、橋梁等の被害状況調査及び応急修理に関する事。 2 公共土木、下水道施設の被害調査及び必要な対策に関する事。 3 道路の封鎖、解除に関する事。 4 障害物の除去に関する事。 5 建築資機材の調達、あっせんに関する事。 6 応急仮設住宅及び応急避難所設営に関する事。 7 建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関する事。
	水道班	水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害状況調査報告に関する事。 2 応急給水対策に関する事。 3 その他水道に関する事。
教育部 部長： 学務課長 副部長： 生涯学習課長	学校教育班	学務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 児童及び生徒等の避難措置に関する事。 3 被災児童及び生徒等への応急教育に関する事。 4 被災児童及び生徒等の保健管理及び学校給食に関する事。 5 炊き出しに関する事。 6 教科書・学用品等の給与に関する事。
	社会教育班	生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 文化財施設の被害調査及び応急対策に関する事。

(5) 本部長の職務代理者の決定

本部長が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、登庁した者のなかから次の順位で本部設置など必要な災害対策を行う。

- 第1順位 副町長
- 第2順位 環境防災課長
- 第3順位 総務課長
- 第4順位 その場における最高責任者

資料編	災害対策本部の組織及び事務分掌	P 215
	神川町災害対策本部条例	P 216

2 災害対策の活動要領

町の実施する災害応急対策の具体的な活動要領は、この計画の本章各節に定めるところによるが、その活動に当たっては、次の点に留意する。

(1) 待機体制の活動

- ア 気象情報の収集
 - イ 気象情報の迅速な伝達及び町内広報
 - ウ 県及び防災関係機関との連携
 - エ 職員動員体制の確認
 - オ 応急資機材の点検

(2) 警戒体制の活動

ア 本部設置前の措置

- ア 気象状況の把握及び分析
 - イ 土砂災害警戒情報の迅速な伝達及び町内広報
 - ウ 県消防防災課、北部地域創造センター本庄支所、本庄県税事務所、本庄農林振興センター、寄居林業事務所、本庄県土整備事務所、隣接市町その他防災関係機関と連絡を取り、配備体制及び防御の事前措置の打ち合わせ並びに警戒体制の強化
 - エ 命令の伝達及び徹底

イ 災害用備蓄資器材の点検整備

- ア 災害対策用物資及び器材の点検整備
- イ 医薬品及び医療資器材の点検整備
- ウ 防疫薬品及び防疫資器材の点検整備

ウ 情報連絡活動

- ア 情報連絡体制の確立
 - イ 気象情報及び土砂災害警戒情報の把握及び伝達
 - ウ 水防情報の把握

エ 災害警備対策

避難の誘導

オ 本部の設置準備

- ア 北部地域創造センター本庄支所、本庄県税事務所、本庄県土整備事務所、寄居林業事務所に対し、本部の災害対策動向の連絡
 - イ 本部の活動開始に必要な通信設備資器材の点検整備及び動員確保
 - ウ 救護班の活動開始準備
 - エ 避難所の開設準備

(3) 非常体制（本部設置）の活動

ア 本部設置時の措置

- ア 本部の配備体制及び職員の動員指令の徹底
 - イ 県及び防災関係機関に対し本部設置の連絡
 - ウ 現地対策本部の設置
 - エ 応急対策用車両の確保

- (オ) 本部の配備状況の把握
- (カ) 被害速報の収集報告の指令（人的及び住家の被害速報の優先）
- イ 本部会議
 - (ア) 災害情報、災害対策現地報告等に基づく対策の検討
 - (イ) 災害の規模及び動向の把握
 - (ウ) 救助法の適用など災害対策の協議決定
 - (エ) 本部長指令
 - (オ) 自衛隊の災害派遣要請
 - (カ) 災害対策の調整
 - (キ) 配備体制の変更及び本部の閉鎖
- ウ 水防活動
- エ 情報連絡活動
 - (ア) 本部命令の伝達
 - (イ) 被害状況の迅速的確な把握
 - (ウ) 被害速報の集計及び報告
 - (エ) 災害情報の整理
 - (オ) 水防情報の把握
 - (カ) 災害情報の各部及び関係機関への伝達及び通報
 - (キ) 気象情報及び土砂災害警戒情報の把握及び伝達
 - (ク) 警察及び関係機関等の災害情報の照合
- オ 災害広報
 - (ア) 災害情報及び災害対策の関係機関への報告
 - (イ) 災害情報及び災害対策の町内放送
 - (ウ) 災害写真の撮影及び災害資料等の広報
- カ 災害警備対策
 - (ア) 避難者の誘導
 - (イ) 被災者の救出救助
 - (ウ) 避難所の開設
 - (エ) 交通規制
- キ 情報班の派遣
- ク 避難対策
 - (ア) 避難の勧告又は指示及びその周知徹底
 - (イ) 要援護者の避難誘導
 - (ウ) 避難状況の把握
- ケ 機動力及び輸送力の確保
 - (ア) 災害対策車両の確保
 - (イ) 道路橋梁の現状把握
 - (ウ) 町道における倒木等の障害物除去
 - (エ) 道路交通の確保
- コ 自衛隊災害派遣要請
 - (ア) 水防活動
 - (イ) 防疫給水活動
 - (ウ) 被災者の救助及び搜索
 - (エ) 孤立地帯の把握及び救援
- サ 救助法適用対策

- （ア）被害状況の実態把握
- （イ）救助法の適用基準該当の有無判定
- （ウ）救助の種類判定
- （エ）災害救助実施計画の策定
- （オ）救助法に基づく救援活動
- シ 食料の応急対策
 - （ア）災害用応急米穀の調達あつせん
 - （イ）副食物等の調達あつせん
 - （ウ）乾パンの調達あつせん
 - （エ）野菜、魚介類の需給調整
- ス 被服、寝具など生活必需品の調達あつせん
- セ 給水対策
 - （ア）給水源の確保及び給水方法
 - （イ）給水用器材及び容器の確保
- ソ 防疫医療助産対策
 - （ア）応急医療助産活動
 - （イ）食品衛生対策
 - （ウ）防疫薬剤等の調達及びあつせん
 - （エ）医薬品、衛生資器材の調達及びあつせん
 - （オ）防疫環境衛生対策
- タ 農林水産応急対策
 - （ア）水防活動（浸水、洪水防除を含む。）
 - （イ）農林畜水産被害の把握
 - （ウ）家畜伝染病の防除
 - （エ）森林病虫害の防除
 - （オ）農林被害技術指導対策
- チ 土木応急対策
 - （ア）水防活動
 - （イ）土木関係被害の把握
 - （ウ）道路交通応急対策
 - （エ）直営工事応急対策
 - （オ）低地域浸水の防除対策
 - （カ）危険地域における地すべり崖崩れの被害防止対策の徹底
- ツ 被災者等に対する建築資材のあつせん
- テ 被災者見舞対策
 - （ア）被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員の派遣
 - （イ）被災者（死亡、行方不明、全壊半壊家屋）への見舞金等の措置
- ト 被災者に対する生活確保対策
 - （ア）物価の値上がり防止対策
 - （イ）被災者の住宅対策
 - （ウ）世帯更生資金対策
 - （エ）農林畜水産業復旧対策
 - （オ）租税及び学校授業料減免対策
 - （カ）商工業復旧対策
 - （キ）土木、教育公共施設関係災害復旧対策

- (ク) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配布方法
 - (ケ) 被災者生活再建支援法に関すること。
- 3 休日における体制（日直）
- (1) 役場庁舎（休日 8：30から17：15まで）
1名体制
 - (2) 神泉総合支所（休日 8：30から17：15まで）
1名体制
- 4 初動体制の整備
- (1) 初動体制マニュアルの策定
 - (2) 非常参集体制の整備
 - (3) 情報伝達手段の確保

第2節 動員配備計画

第1 職員の配備体制

1 配備体制

配備体制		配備基準	動員計画	
風水害等	待機体制	各種注意報・警報発令時又はその他災害発生のおそれのある時、各課1名	・総務課 ・建設課 ・環境防災課 ・地域総務課 ・農政商工課 ・産業観光課	
	警戒体制	第1配備	大雨、強風など災害の要因が発生した場合	・総務班 ・情報班 ・土木班 ・連絡調整班 ・土地改良班
		第2配備	軽微な災害が発生した場合	・総務班 ・情報班 ・土木班 ・連絡調整班 ・土地改良班 ・水道班
	非常体制	第1配備	相当な規模の災害発生が予想される場合	当該課長が必要と認める職員を配備
		第2配備	激甚な災害が発生した場合	組織及び機能の全てをあげて活動

資料編 動員人員基準表 P304

2 配備体制の決定（風水害等の場合）

環境防災課長（本部開設後は総務部長）が状況について具申し、町長が決定する。

第2 職員の動員体制

本部長が決定した配備体制をとるための動員指令は、次の方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期する。

1 連絡責任者の任命及び責務

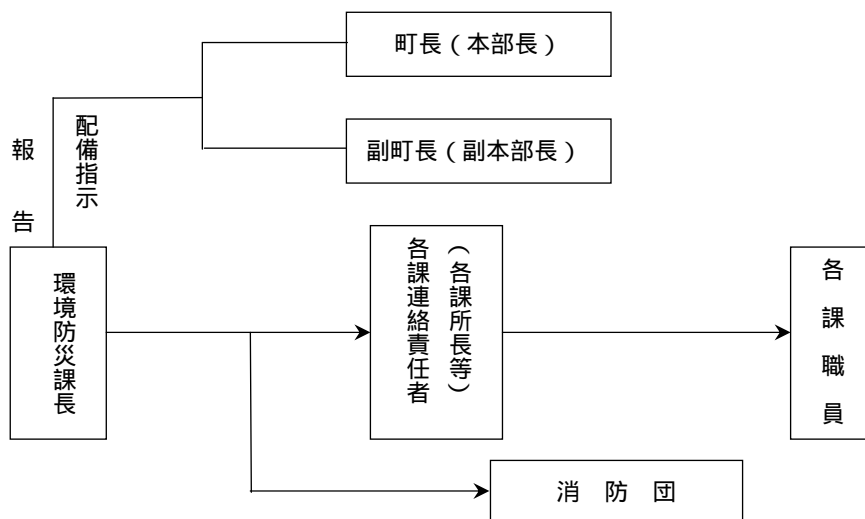
- (1) 各課に業務連絡の責任者をあらかじめ定めておく。
- (2) 連絡責任者の責務は、災害情報、被害状況の調査、把握及び各種災害関係情報、指示等の発受に関する連絡等とする。
- (3) 連絡責任者に変更を生じた場合は、遅滞なくその旨を環境防災課長まで届け出ること。

2 動員の伝達方法

非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

(1) 勤務時間内における伝達

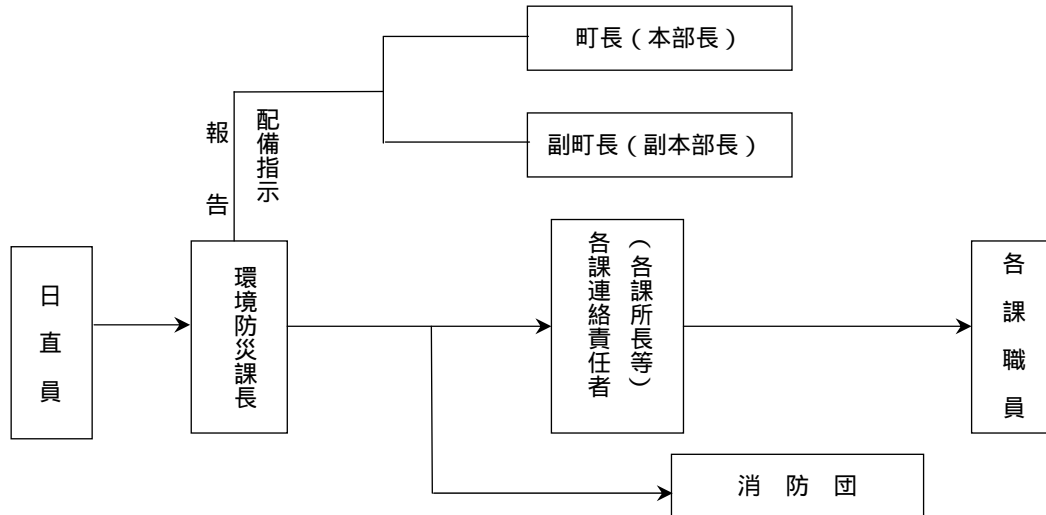
〔勤務時間内における伝達系統〕



- ア 本部長（町長）の指示により非常配備を決定した場合、環境防災課長は各課連絡責任者にこれを伝達するとともに庁内放送、電話等によりこれを徹底する。
- イ 各課の連絡責任者は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させる。
- ウ 環境防災課長は、消防団長に非常配備を伝達する。

(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

[勤務時間外、休日における伝達系統]



- ア 日直員は、非常配備に該当する災害情報を入手したときは、電話等により環境防災課長に連絡する。環境防災課長は、総務課長と連絡を取り本部長（町長）、副本部長（副町長）に報告をし、配備体制の指示を受け、各課連絡責任者に伝達する。なお、災害により電話が不通となった場合には、日直員は、自動車、オートバイ、自転車等により自らあるいは急使を派遣して連絡する。
- イ 環境防災課長は、消防団長に非常配備を伝達する。
- ウ 連絡を受けた職員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。

(3) 自主参集

勤務時間外等において電話等による伝達が不可能となった場合に、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害多大と判断されるときには、連絡責任者からの連絡を待たずに職員自ら所属の課所に参集する。

(4) 非常参集

職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生した場合に交通途絶等のため、所定の配備につくことができないときは、最寄りの出先機関に参集し、各部長の指示に従い防災活動に従事する。
 なお、勤務時間外に災害が発生し、交通の混乱等で参集に時間がかかることが予想される場合は、先に参集した職員を初動班として、各種情報の収集伝達など初動活動に当たる。

第3 災害時における職員の服務心得

1 職員の自覚

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、職員は常に全体の奉仕者であるという自覚のもと、最善を尽くさなければならない。

2 動員及び参集の義務

職員は、上司の指示に従って防災並びに救助及び応急復旧活動に従事しなければならない。また、勤務時間外においても万難を排して、可能な方法により直ちに参集し、配備につかななければならない。

3 服務の厳正

災害時は、特に果断即決をもって最善を要求されるため、服務の厳正を期さなければならない。

4 担当業務の的確な履行

災害時における各部の担当業務は、的確かつ責任をもって実施するとともに、必要に応じて各業務間の分担を弾力的に処理しなければならない。また、各防災関係機関と密接に連絡協調し、問題の解決に当たらなければならない。

5 被災者に対する応接

被災者に対する応接には、迅速かつ懇切に接するよう心掛けなければならない。

第4 配備報告

各部長は、動員、配備を完了したときは、その状況を直ちに本部長に報告する。

第3節 事前措置及び応急措置等

第1 町長の事前措置及び応急措置

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、速やかに次の措置をとる。

1 出動命令等

- (1) 消防団員等に対して出動準備させ、若しくは出動を命ずること。
- (2) 警察官及び指定地方行政機関の長、災害応急対策に責任を有する県の出先機関、その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要施設の管理者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めること。（災対法第58条）

2 事前措置

災害が発生した場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備、又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備、又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。（災対法第59条）

3 避難の指示等

生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。（災対法第60条）

4 その他の応急措置等

- (1) 町長の応急措置に対する責任（災対法第62条第1項）
- (2) 警戒区域の設定等（災対法第63条、消防法第28条・第36条、水防法第21条）
- (3) 工作物の使用、収用等（災対法第64条第1項）
- (4) 工作物の除去、保管等（災対法第64条、同法施行令第25条～第27条）
- (5) 従事命令（災対法第65条、消防法第29条第5項、水防法第24条）
- (6) 災対法第63条第2項に定める町長の委任を受けて町長の職権を行う町の職員については、あらかじめ定めおき関係機関に連絡する。
- (7) 損害補償
 - ア 町は、保管、管理、使用、収用の処分によって、通常生ずる損失に対しては、補償を行う。（災対法第82条第1項）
 - イ 従事命令又は協力命令によって応急措置の業務に従事し、又は協力した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、埼玉県市町村消防災害補償組合条例の定めるところにより、その者、その者の遺族又は被扶養者等がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（災対法第84条第1項、同法施行令第36条第1項）

第2 救助法の適用基準

1 実施機関

救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、町長が行うものとする。

また、委任により町長が行う事務を除くほか、町長は、知事が行う救助を補助する。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、町の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに実施する。

- (1) 町における住家の被害が50世帯に達したとき。
- (2) 被害が相当広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯数が2,500世帯以上であって、町の被害世帯数が、前号の被害世帯数の2分の1に達したとき。
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が12,000世帯以上であって、町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情が

ある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3 被害状況の実態把握及び認定

救助法の適用に当たっては、被害の把握及び認定を次の基準で行う。

(1) 住家の滅失等の認定

項 目	認 定 の 基 準
住家が全壊、全焼、全流出等滅失したもの	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失し、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
住家が半壊、半焼等著しく損傷したもの	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの 損壊又は焼失した部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能の状態となったもの	滅失及び半壊、半焼に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの 土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(2) 住家及び世帯の単位

項 目	内 容
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。学生を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍全体を1世帯とする。
住 家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。 炊事場、便所、離れ座敷など生活に必要な建物が分離している場合は合して1住家とする。 アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。 学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者がある場合は、住家とする。

4 救助法適用の手続き

災害に際し、町における災害が上記2の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちに知事に救助法の適用を要請する。

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができない場合は、町長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。

県消防防災課 電 話 048(830)3160

F A X 048(830)4779

5 救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服寝具その他生活必需品の給与	10日以内	町
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分べんした日から7日以内）	医療班派遣 = 県及び日赤県支部 （ただし、委任したときは、町）
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	町
災害にかかった者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内	町
生業資金の貸与	-	現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	着工 20日以内	対象者、設置箇所の選定 = 町 設置 = 県（ただし、委任したときは、町）
災害にかかった住宅の応急修理	完成 1ヶ月以内	町
遺体の捜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町
障害物の除去	10日以内	町

（注）期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、知事あて申請し厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

6 救助法による救助の実施

救助法による救助の実施は、本章第10節「災害救助保護計画」に定めるところによる。

第4節 相互応援協力計画

第1 目標

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。

第2 相互応援協定

1 町長は、町の地域に係る災害に対処するために必要な応急措置を実施するため、他市町村に対して応援を求められることができる（災対法第67条）。また、その判断はおおむね次のような事態に際し行う。こうした事態に備え、あらかじめ相互に応援協定を締結するよう努める。

- (1) 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、町のみでは十分に行えないと判断されるとき。
- (2) 町のみで実施するよりも、他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- (3) 職員が被災し切迫した事態のとき。

2 町長は、消防相互応援協定に基づき、相互に応援する（消防組織法第21条）。

資料編	消防相互応援協定（神川村、鬼石町） P 239
	災害時の医療活動に関する協定（本庄市、美里町、児玉町、神川町、神泉村、上里町、本庄市児玉郡歯科医師会） P 245
	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 P 246
	災害時における相互支援に関する協定書（渋谷区、神泉村） P 244

第3 県への応援要請

町長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は応援のあっせんを求める場合は、県（消防防災課）に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

要 請 の 内 容	事 項	備 考
県への応援要請又は 応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請の あっせんを求める場合	1 災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項	自衛隊法第83条
指定地方行政機関、他都道府 県の職員又は他都道府県の 市町村の職員の派遣又は 派遣のあっせんを求める場合	1 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 2 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法 第252条の17
日本放送協会さいたま放送局、 ㈱テレビ埼玉及び㈱エフエム ナックファイブに放送要請の あっせんを求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 ・希望する放送日時及び送信系統 ・その他必要な事項	災対法第57条

第4 応援受入体制の確保

1 連絡体制の確保

町長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速、的確にその状況を把握し、県及び他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

また、相互の協力が円滑に行われるよう、あらかじめ協議を行う。

2 受入体制の確保

(1) 連絡窓口の明確化

町長は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、総務部連絡調整班に連絡窓口を定めておく。

(2) 受入施設の整備

町長は、県や他市町村からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設として、埼玉ひびきの農協穀類乾燥調整施設を指定している。

(3) 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立する。

第5 相互応援協力の確立

町長は、知事、他の市町村長等から応援又は協力を求められた場合は、正当な理由がない限り応援し、又は協力するようにしなければならない（災対法第67条）。

第6 物資の無償貸付及び譲与

町は、被災者の救助又は災害応急復旧を実施するために関係機関から要請があったとき又は必要と認める場合は、寝具その他の生活必需品、災害応急復旧のための資機材等を無償又は低廉な対価で貸し付け、譲与若しくは譲渡するよう努める（災対法第86条）。

第7 県に対する防災ヘリコプター出動要請

災害に際し防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第4節第7「県に対する防災ヘリコプター出動要請」の定めるところにより知事に防災ヘリコプターの出動要請を行う。

第8 自衛隊に対する災害派遣要請

災害に際して自衛隊の救援を必要とするときは、本章第15節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより知事に自衛隊の派遣を要請する。

第5節 注意報及び警報伝達計画

第1 目標

この計画は、注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達するため、その種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定めるものである。

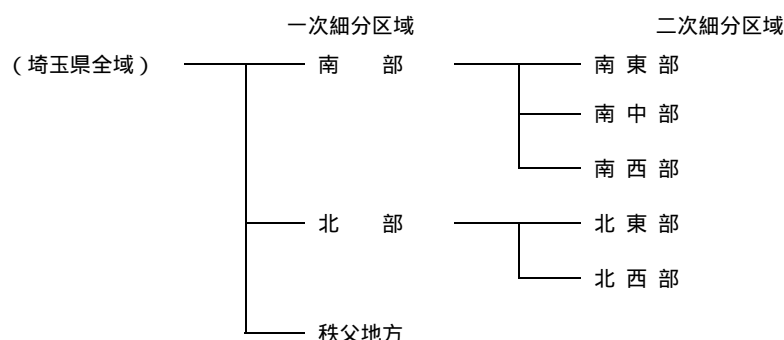
第2 注意報・警報等の種類及び発表基準等

1 気象業務法に基づく注意報・警報等

(1) 熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準は、次のとおりである。

ア 対象地域

気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報又は警報を発表する。指定する地域は、一次区分として県内を3つの地域に、二次区分とし南部を3地域、北部を2地域に細分して行う。



イ 注意報・警報の細分区域

神川町は一次細分区域で北部に、二次細分区域で北西部に該当する。

ウ 種類及び発表基準（一次細分区域：北部、二次細分区域：北西部）

種 類		発 表 基 準		
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気象注意報	風雪注意報	平均風速が11m/s以上で、雪を伴い被害が予想される場合
			強風注意報	平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合
			大雨注意報	かなりの降雨があって被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 1時間雨量が30mm以上の場合 3時間雨量が50mm以上の場合 24時間雨量が60mm以上の場合
		気象注意報	大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合
			濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。その基準は次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合
			雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
			乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 その基準は次の条件に該当する場合、最小湿度が25%以下で、実効湿度が55%以下になると予想される場合
			着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合
			霜注意報	早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 最低気温が早霜・晩霜期に4℃以下になると予想される場合
			低温注意報	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：気象官署所在地で気温が-6℃以下になると予想される場合

		地面現象注意報	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、崖崩れ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合
		浸水注意報	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
		洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 1時間雨量が30mm以上、かつ総雨量が60mm以上 3時間雨量が50mm以上、かつ総雨量が60mm以上 24時間雨量が80mm以上
	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。	
	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。	

		種類	発表基準	
警 報	一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報	平均風速が20m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
			暴風雪警報	平均風速が20m/s以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
			大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 1時間雨量が60mm以上 3時間雨量が100mm以上 24時間雨量が200mm以上
			大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが30cm以上と予想される場合
	地面現象警報	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、崖崩れ、地すべり等によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合	
	浸水警報	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	
	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 1時間雨量が60mm以上 3時間雨量が100mm以上 24時間雨量が200mm以上	
	水防活動の 利用に適合するもの	水防活動用 気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
		水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。

- (注) 発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。
- 地面現象注意報：大雨などに伴う山崩れ、地すべりなどによる重大な災害の警告。事務上は他の警報に付随し、独立して発表されることはない。
- 注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- 注意報・警報文の構成
- ・ 標題：発表する注意報・警報の種類、及び発表地域名を示す。地域名は注意報・警報の細分区域を参照
 - ・ 発表：年月日時分、発表気象官署名
 - ・ 注意警戒文：いつ・どこで・何がで組み立てた気象現象の予測、及び防災上の注意・警戒事項を、二重括弧で囲み100文字以内で示す。
 - ・ 本文：二次細分区域毎に注意報や警報の発表・解除・継続の状況を明記し、特記事項には、警報に切り替える可能性や土砂災害や浸水害への警戒事項を記述する。
また、二次細分区域毎に注意・警戒すべき期間、現象のピーク、量的な予想の最大値を記述する。
付加事項には、防災上留意すべき事項を記述する。

(2) 気象情報は、異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、異常気象の起こる可能性が高まった場合や注意報・警報の内容を補足し、実況資料及び防災に対する注意事項を含め熊谷地方気象台が発表する。

記録的短時間大雨情報は、記録的な1時間雨量が観測されたときに、その状況を簡潔に表現して速報するものであり、埼玉県内の発表基準は100mm以上である。ただし、大雨警報の発令されている間に行う。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、高温に関する情報等がある。

(3) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まったとき市町村が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用していただくことを目的として県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。

県と熊谷地方気象台は、大雨警報を発表後、県と気象台が監視する発表基準に達したときに、土砂災害警戒情報を発表する。

ア 特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、戸別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とするものではないことに留意する。

イ 発表及び解除

発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と熊谷地方気象台が協議して行う。

(ア) 発表基準

- ・ 大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が発表基準に達した場合
- ・ より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要がある場合

(イ) 解除基準

- ・ 降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合
- ・ 無降雨状態が長時間続いている場合

ウ 町の措置

町長は県等関係機関から注意報及び警報等の伝達を受けたときは、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。

また、土砂災害警戒情報の発表により、町が警戒対象となった場合は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し避難勧告等を発令する。

2 消防法に基づく火災気象通報

熊谷地方気象台長が埼玉県知事に通報するもので、通報基準は当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。

- (1) 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合
- (2) 平均風速が11m/s以上。ただし、降雨・降雪中は除く。
- (3) 最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合

3 火災警報の発令

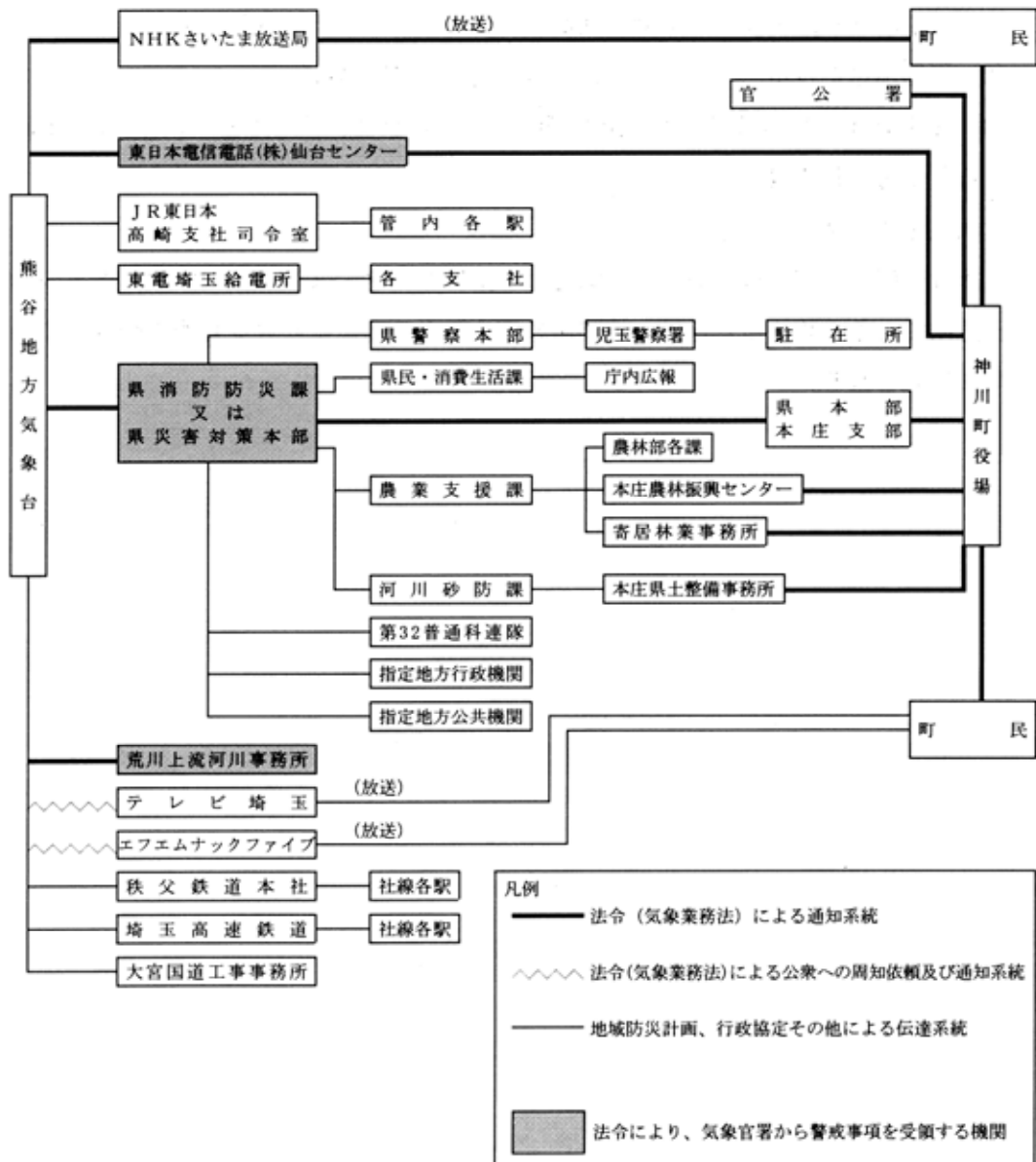
火災警報は、市町村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法の定めるところにより火災警報を発令してその周知徹底を図る。

第3 気象注意報・警報等の伝達

気象業務法に基づき、熊谷地方気象台は気象注意報・警報等を発表、切替え、解除した場合は、次の機関へ通

知するものとする。

[伝達系統図]



第4 異常な現象発見時の通報

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

1 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない（災対法第54条）。何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない（同条第2項）。

通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない（同条第3項）。

2 町長の通報及びその方法

前項の通報を受けた場合において、町長は、気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

3 前項通報のなかで気象庁（熊谷地方気象台）に行う事項

(1) 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えばたつ巻、強い^{ひょう}雹等

(2) 地震・火山に関する事項

ア 火山関係

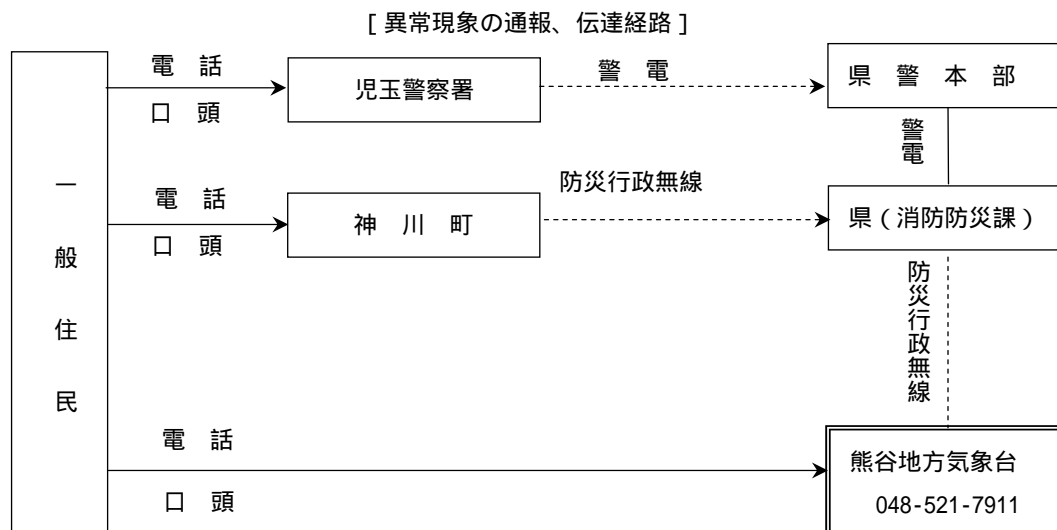
噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

イ 地震関係

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

4 気象庁機関の通報先 _____

熊谷地方気象台



5 現象の説明

(1) 噴火現象

噴火（爆発、熔岩流、泥流、軽石流、熱雲流）及びそれに伴う降灰砂等

(2) 噴火以外の火山性異常現象

ア 火山地域での鳴動の発生

イ 火山地域での地震の群発

第5 町における措置

1 町の措置

町長は、県など関係機関から注意報及び警報等の伝達を受けたときは、関係機関及び町民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない（災対法第56条）。

2 勤務時間外における注意報等の伝達

町は、勤務時間外に伝達される注意報及び警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備する。

町における連絡体制を以下に示す。

(1) 日直員の配置

日直員は、非常配備に該当する気象情報が県又は他の関係機関から通知され、若しくは災害発生が予想される場合には、直ちに電話等により環境防災課長へ連絡する。

(2) 関係各課の担当者への連絡等

環境防災課長は、日直員から連絡を受けた場合は、町長、副町長に報告をし、配備体制の指示を受け、各部長等へ防災緊急連絡網により伝達する。

第6節 災害情報通信計画

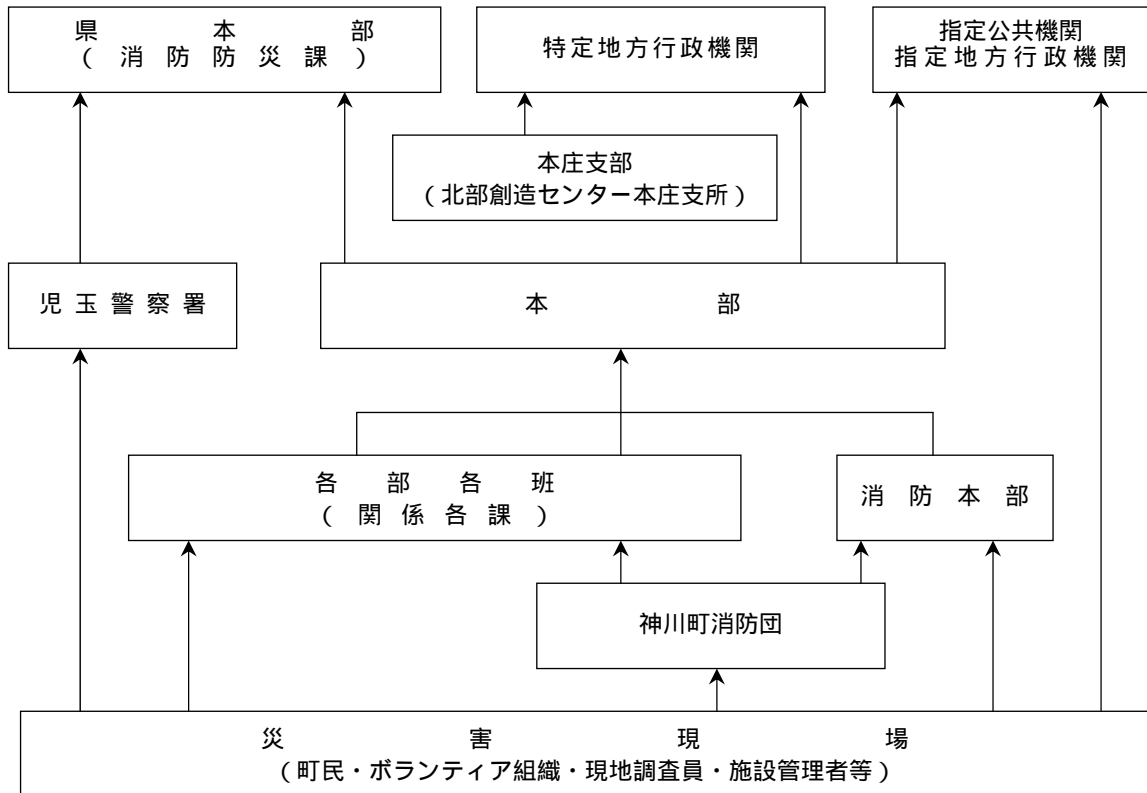
第1 目標

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、町は、県及び関係機関と緊密な連携をとり、迅速かつ確に収集する。

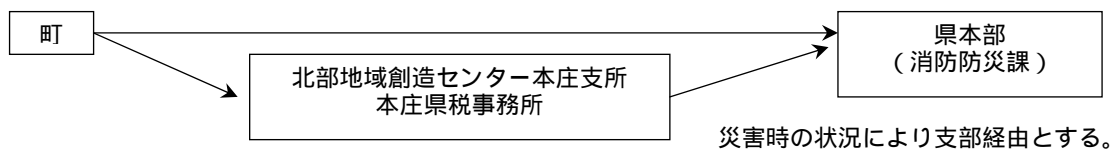
このため、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害に伴う災害情報の収集及び報告並びに災害通信等については、この計画の定めるところにより行う。

第2 被害状況等の報告通報系統

1 統括的系統図



2 防災情報システムによる報告



第3 災害情報計画

町は、町の区域内に災害が発生したときは、この計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめ、防災情報システム（使用できない場合はFAX等）で県に報告するとともに、災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

1 基本事項

(1) 情報収集体制の整備

被害報告の迅速正確を期するため、地区又は地域別及び被害の種別ごとの部門別に、次の情報収集体制をあらかじめ整備しておくものとする。

- ア 情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設
- イ 報告用紙の配布
- ウ 調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等について打ち合わせ
- エ 情報収集機器の整備
- オ 情報機器操作員の配置等

(2) 町の情報収集体制

町は、本町を次の16地区に区分けし、それぞれの地区に情報調査係を配置し、迅速かつ正確な被害情報の収集体制をとっている。

地 区 名	情 報 調 査 係
金鑽川（二ノ宮・新里） 渡瀬全域 新宿・池田地内 新田川・九郷（小浜・貫井） " ・ "（植竹・八日市） 元阿保・肥土・四軒在家地内 神泉全域	各地区とも職員2～3名

(3) 情報総括責任者

災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。なお、選任の結果を北部地域創造センター本庄支所又は本庄県税事務所に報告する。

(4) 被害報告の系統

- ア 被害報告は、総務部連絡調整班においてとりまとめるが、本部設置前は環境防災課において行う。
- イ 各部長は、本町内に災害が発生したときは、速やかに災害による被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を環境防災課長を経て町長に報告し、町長は、北部地域創造センター本庄支所若しくは本庄県税事務所を通じ知事に報告する。
- ウ 報告は、災害が発生したときから応急措置が完了するまでの間、その経過に応じて逐次行うものとし、最終の報告は応急措置完了後速やかに行う。
- エ 町長は、町防災会議構成機関に対し、必要に応じ被害状況及び応急対策等を通報する。
- オ 被害状況等の報告及びとりまとめ担当課は、次のとおりとする。

調 査 項 目	担 当 課
人 的 被 害	町 民 生 活 課
住 家 被 害	町 民 生 活 課
公 共 建 物 被 害	総 合 政 策 課
文 教 施 設 被 害	教 育 委 員 会
農 林 ・ 畜 産 及 び 農 林 業 施 設 被 害	農 政 商 工 課 ・ 産 業 観 光 課
公 共 土 木 施 設 被 害	建 設 課 ・ 産 業 観 光 課
水 道 被 害	水 道 課
商 工 関 係 被 害	農 政 商 工 課 ・ 産 業 観 光 課
医 療 施 設 被 害	福 祉 健 康 課 ・ 地 域 総 務 課
福 祉 施 設 被 害	福 祉 健 康 課 ・ 地 域 総 務 課
火 災 被 害	環 境 防 災 課 ・ 地 域 総 務 課
町 営 住 宅 被 害	総 務 課 ・ 地 域 総 務 課

2 情報の収集

- (1) 町は、災害情報の収集に当たっては、児玉警察署と緊密に連絡するものとする。
- (2) 被害の程度の調査に当たっては、本部内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。
- (3) 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、被災人員についても平均世帯人員により計算して速報するものとする。
- (4) 被災世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようしなければならない。
- (5) 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。

3 情報の報告

町は、町の区域内の被害状況等について、次により県に報告するものとし、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

(1) 報告すべき災害

- ア 町の区域において、大雨等により人的（死者及び負傷者）、物的（家屋の全壊、半壊、一部破壊及び浸水）被害及び崖崩れのいずれかが発生するに及んだ災害以上のもの
- イ 救助法の適用基準に合致するもの
- ウ 町が本部を設置したもの
- エ 災害が近隣市町にまたがるもので、町における被害が軽微であっても、全体的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- カ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～オの要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- キ 地震が発生し、町内で震度4以上を記録したもの
- ク その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 報告すべき事項

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度
- オ 災害に対してとられた措置
 - (ア) 本部の設置状況
 - (イ) 主な応急措置の状況
 - (ウ) その他必要事項
- カ 救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ その他必要事項

(3) 報告の種別

ア 被害速報

発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに町関係公共土木被害を優先して報告する。

(ア) 発生速報

埼玉県防災情報システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第1号の「発生速報」により防災無線FAX等で報告する。

(イ) 経過速報

埼玉県防災情報システムにより、特に指示する場合ほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第2号の「経過速報」により、防災無線FAX等で報告する。

イ 確定報告

様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

(4) 県の報告先

ア 速報（発生速報、経過速報）

	県災害対策本部設置前 (現地対策本部又は支部設置前)	県災害対策本部設置後 (現地対策本部又は支部設置後)
勤務時間内	消防防災課 ・電話 048-830-3160 ・FAX 048-830-4776 ・防災行政無線 6-3171	北部地域創造センター本庄支所 ・電話 0495-24-1110 ・FAX 0495-22-6500 ・防災行政無線 81-205
勤務時間外	危機管理防災部当直 ・電話 048-830-3166 ・FAX 048-830-4779 ・防災行政無線 6-3166	本庄県税事務所 ・電話 0495-22-6153 ・FAX 0495-22-2844 ・防災行政無線 81-205

イ 確定報告

消防防災課に報告する。

ウ 消防庁への報告先

回線別	区 分	平日（9：30～18：30）	左記以外
		応急対策室	宿直室
N T T 回 線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ーク	電 話	T N -048-500-7527	T N -048-500-7782
	F A X	T N -048-500-7537	T N -048-500-7789

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

(5) 被害の判定基準

別表の被害報告判定基準に定めるところにより判定する。

第4 災害通信計画

1 災害情報通信に使用する通信施設

町は、災害情報の通報、被害状況の報告等を行う場合、次の通信施設の中から状況に適したものを活用する。

(1) 報告又は通報先

県（本庁・出先機関） 防災関係機関

(2) 災害通信の種類

- ア 県防災行政無線
- イ 県防災情報システム
- ウ 町防災行政無線
- エ 一般加入電話（携帯電話を含む）
- オ ファクシミリ

2 非常通話及び緊急通話等の利用

防災関係機関は、災対法第57条、電話通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条及び第56条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用する。

3 災害情報通信のための通信施設の優先使用

町が災対法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設の優先使用をする場合は、この計画の定めるところにより行う。

(1) 有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

- ア 警察機関
- イ 消防機関
- ウ 鉄道事業者

(2) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

ア 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めるとき。

イ 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。

(3) 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

ア 緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当者、優先順位等の具体的手続きを定めておく。

イ 町が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、資料編に掲げる協定の定めるところにより行う。

4 非常通信の利用

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができるので、この計画の定めるところにより利用する。

(1) 非常通信の運用方法

ア 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

(ア) 人命の救助に関すること。

(イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関すること。

(ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること。

(エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。

(オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。

(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。

(キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。

(ク) 遭難者救援に関すること。

(ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。

(コ) 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他の緊急措置に関すること。

(サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること。

(シ) 災対法第71条第2項の規定に基づき、町長から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。

(ス) 人心の安定上必要と認められる緊急を要する情報に関すること。

イ 非常無線通信文の要領

(ア) 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。

(イ) かたかな又は通常の文書体で記入する。

(ウ) 簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内（通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく200字以内）とする。ただし、通数に制限はない。

(エ) 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。

(オ) 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。

(カ) 余白に「非常」と記入すること。

ウ 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼して非常の際の協力を得る。

エ 非常通信の取扱料

原則として無料である。

(2) 非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記にすること。

関東総合通信局無線通信部陸上第二課内、関東地方非常通信協議会事務局

電 話：03-6238-1771

F A X：03-6238-1769

6 すべての通信が途絶した場合の災害通信

すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行う。

別表 被害報告判定基準

区 分	基 準
人 的 被 害	1 死者とは、当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したものの又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの 2 行方不明者とは、当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるもの 3 負傷とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのもの、「軽傷」とは、1月未満で治療できる見込みのもの
住 家 被 害	1 住家とは、現実に住家のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 全壊、全焼又は流出とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した床面積その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 半壊又は半焼とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分その住家の延面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が20%以上50%未満のもの 6 一部破損とは、全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。 7 床上浸水とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には、該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの 8 床下浸水とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの
非 住 家 被 害	1 非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 公共建物とは、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害とは非住家に対する全壊、半壊程度の被害をうけたもの
田 畑 被 害	1 流出とは、田・畑の耕土の厚さ1割以上が流出した状態をいい、埋没とは、土砂等のたい積のため、耕作が不能となったもの 2 冠水とは、稲等の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害を受けたもの
道 路 被 害	1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの 2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの

<p>その他の被害</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教施設被害とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 2 橋梁被害とは、道路を連結するために河川等の上に架設した橋が一部又は全部が流出し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの 3 河川被害とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川若しくはその他の河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護をすることを必要とする河岸で復旧工事を要する程度の被害を受けたもの 4 破防被害とは、砂防法（昭和30年法律第29号）第1条に規定する破防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される破防のための施設又は同法第3条の2の規定によって準用される天然河岸とし、これらが決壊又は埋没し、復旧工事を要する程度の被害を受けたもの 5 清掃施設被害とは、ごみ処理及びし尿処理施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害を受けたもの 6 崖崩れとは、崖崩れによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 7 鉄道不通とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたもの 8 被害船舶とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し運行不能となったもの及び流出し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ運行できない程度の被害を受けたもの 9 水道被害とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 電話被害とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 電気被害とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 ガス被害とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 ブロック塀被害とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
<p>被災者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災世帯とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に常時宿泊する者については当該施設は、宿泊するすべての者の集まりを1世帯として取り扱う。また、同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然2世帯として取り扱う。 2 被災者とは、被災世帯の構成員とする。
<p>被害金額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。 6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。 9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
<p>災害対策本部等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村対策本部欄は、各市町村において、本部設置に当たり、とった配備体制の名称を記入する。 2 災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。
<p>備考</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生場所とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。 2 災害の発生日月日とは、被害を生じた日時又は期間とする。 3 災害の種類概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。 4 消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況とする。 5 その他とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難の勧告・指示を行った場合には、その概況とする。

【注】 1 この報告の調査項目にないものは「その他被害」欄に具体的に掲載すること。
 2 要領第13条の規定に基づく報告は、累計すること。

様式第2号

経 過 速 報

支 部
神 川 町

		発信者				受信者						
災害の種別		発生地域										
被害報告		月 日 時 分		現在								
報告区分		発生		経過								
区 分		被 害		区 分		被 害						
人的被害	死 者	人		田畑被害	田	流失・埋没ha		流失 埋没				
	行方不明者	人				冠 水ha						
	負傷者	重 傷	人			畑	流失・埋没ha		流失 埋没			
		軽 傷	人				冠 水ha					
住家被害	全 壊	棟		道路被害	決 壊	箇所						
		(焼)	世帯				冠 水	箇所				
		(流失)	人					文教施設		箇所		
	半 壊	棟			その他被害	病院		箇所				
		(焼)	世帯				橋 り よ う		箇所			
			人				河 川		箇所			
	一 部 破 損	棟				その他被害	砂 防		箇所			
			世帯					清掃施設		箇所		
			人					崖 く ず れ		箇所		
	床 上 浸 水	棟					その他被害	鉄道不通		箇所		
			世帯						被害船舶		隻	
			人						水 道		戸	
床 下 浸 水	棟		その他被害	電 話				回線				
		世帯						電 気		戸		
		人						ガ ス		戸		
非住家被害	公共建物	全壊		棟	り			災 世 帯		世帯		
		半壊		棟				災 者 数		人		
	その他	全壊		棟				火災発生	建 物		棟	
		半壊		棟		危 険 物			件			
					そ の 他				件			

災害に対しておられた措置

(1) 災害対策本部設置の状況 日 時 分設置

(2) 町のとった主な応急措置の状況

(3) 応急要請又は職員派遣の状況

(4) 災害救助法適用の状況

(5) 避難命令・勧告の状況

市町村数 地区数
人 員 人

(6) 消防機関の活動状況

ア 出動人員 消防職員 名
消防団員 名
計 名

イ 主な活動内容（使用した機材を含む。）

様式第3号

被 害 状 況 調

支 部
神 川 町

		発信者		受信者	
災害の種別		発生地域			
被害日時	自 月 日 至 月 日				
報告区分	確定				

区 分			被 害	区 分			被 害
人的被害	死 者		人	田畑被害	田	流失・埋没ha	流失 埋没
	行方不明者		人			冠 水ha	
	負傷者	重 傷	人		畑	流失・埋没ha	流失 埋没
		軽 傷	人			冠 水ha	
住家被害	全 壊		棟	道路被害	決 壊	箇所	
	(焼)		世帯		冠 水	箇所	
	(流失)		人	その他被害	設 施 教 文	箇所	
	半 壊	(焼)	棟		病 院	箇所	
			世帯		橋 り よ う	箇所	
			人		河 川	箇所	
	一 部 破 損	棟			砂 防	箇所	
		世帯			清 掃 施 設	箇所	
		人			崖 く ず れ	箇所	
	床 上 浸 水	棟			鉄 道 不 通	箇所	
		世帯			被 害 船 舶 隻		
		人			水 道 戸		
棟			電 話 回線				
床 下 浸 水	世帯		電 気 戸				
	人		ガ ス 戸				
	棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
	世帯		り 災 世 帯	世帯			
非住家被害	公共建物	全壊	棟	り 災 者 数	人		
		半壊	棟	火災発生	建 物	棟	
	その他	全壊	棟	危 険 物	件		
		半壊	棟	そ の 他	件		

第7節 災害広報計画

第1 目標

町は、災害発生時に、被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の要望に適切に対応する。

第2 災害広報資料の収集

町は、災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成し、また、関係機関等の協力を得て収集する。

- (1) 情報班の記録係を派遣して撮影した災害写真、災害ビデオ
- (2) 県の地域機関、報道機関その他の機関及び町民等が取材した写真及びビデオ
- (3) 報道機関等による災害現地の航空写真
- (4) 水防及び救助等応急対策活動取材した写真

第3 町民への広報

1 実施方法と内容

広報活動の実施	広報内容
町は、保有する以下の媒体を活用して広報を実施する。 被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。 防災行政無線…防災ラジオ サイレン 防災情報メール 携帯電話 広報車 インターネット	地域の被害状況に関する情報 町における避難に関する情報 ・避難の勧告に関すること。 ・避難施設に関すること。 地域の応急対策活動の状況に関する情報 ・救護所の開設に関すること。 ・交通機関及び道路の復旧に関すること。 ・電気、水道等の復旧に関すること。 その他町民生活に必要な情報 （二次災害防止情報を含む。） ・給水及び給食に関すること。 ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。 ・防疫に関すること。 ・臨時災害相談所の開設に関することなど

2 留意事項

人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

また、広報車を利用する際は、各地区毎に分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区毎の被害状況や電気、ガス、水道等の復旧状況に応じた広報に留意する。

3 災害時用伝言板

町ホームページの「災害時用伝言板」を活用し、安否確認のため情報の提供を図る。

町ホームページアドレス	http://www.town.kamikawa.saitama.jp/
-------------	---

第4 報道機関への発表

報道機関は、極めて広範囲に、かつ迅速に情報を伝達できる。そのため、災害、復旧に関する情報を報道機関に対して発表する。その場合、規模が大きく、また、長期間にわたる災害については、発表時間を定めて行うなどの措置をとる。報道機関との調整は、総務課（情報班）が行う。

災対法第57条に基づく災害警報等の放送要請については、県を通じ、NHKさいたま放送局、テレビ埼玉、エフエムナックファイブに対して行う。ただし、やむを得ない場合は町から直接要請する。

第5 広聴活動

- 1 広報車による広報活動と同時に、地域における広聴活動を強化する。
- 2 町民から災害についての要望事項を聴取した職員及び関係機関は、速やかに情報班又は防災関係機関に連絡し、早期解決に努める。

また、必要により被災地及び避難場所等に臨時被災者相談所等を設置し、関係機関の協力を得て、被災者の相談、要望、苦情等の聴取及び対応が速やかに図れるよう努める。

第6 下久保ダム放流に伴う広報

下久保ダム放流に伴って神流川が増水する場合、水資源機構は、関係機関並びに沿岸住民への通知、通報を行う。

1 ダム放流時における通知、通報の方法

(1) ダム放流の通知

ア 下久保ダムの放流によって神流川の流量が増加する場合、下久保ダムの放流に関する通知を文書又は電話により行う。

A ダム放流の事由 B ダム放流の開始日時 C ダム放流量 D 下流各地点の水位上昇

2 ダム放流時における一般の人の通報の方法

(1) 通報の方法

ア ダム放流時の通報はサイレン、警報塔の拡声器、2台の警報車により行う。

イ サイレンによる通報は次のとおりとする。

50秒 10秒 50秒 10秒 50秒 10秒 50秒 10秒 50秒
吹鳴 休み 吹鳴 休み 吹鳴 休み 吹鳴 休み 吹鳴

ウ 警報塔による警報は、ダムサイト他13地点の警報塔の設地地点の水位が放流により上昇すると認められる15分前に、拡声器により上昇する水位の見込み時刻等を予告する。

(2) 通報の時間

ア サイレンによる通報

ダム放流開始の少なくとも1時間前に行う。

イ 拡声器による通報

警報塔設地地点の水位上昇見込み時間の30分前に行う。

ウ 警報車による通報

放流開始30分前に管理所を出発し、各地点の水位が上昇すると認められる15分前に行う。

(3) 警報の区域

ア 放流による登仙橋地点の水位の上昇が30分間につき30cm未満と予想される場合は、ダム地点から神水ダムまでの区域

イ 放流による登仙橋地点の水位の上昇が30分間につき30cm以上と予想される場合は、ダムの地点から八丁河原までの区域

1号警報車の経路

ダム 今里 譲原 阿久原 渡瀬 新宿 寄島 小浜 貫井 東新田 肥土 上郷 宿 前原 原 西金久保 黛 八丁河原

2号警報車の経路

ダム 柏舞 譲原 鬼石 八塩 浄法寺 保美 牛田 本郷 小林 上戸塚 角淵

資料編 下久保ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書 P 240

第8節 水防計画・土砂災害防止計画

第1 水防計画

1 計画の方針

この計画は、洪水に際して水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減するための水防上必要な予報、警報、監視、通信の確保連絡、水防団並びに消防機関の活動、水防に必要な器具、資材及び設備と運用について定めるものである。水防法第32条に基づき、指定水防管理団体である神流川水害予防組合が定める水防計画に準拠する。

2 水防組織及び水防区域

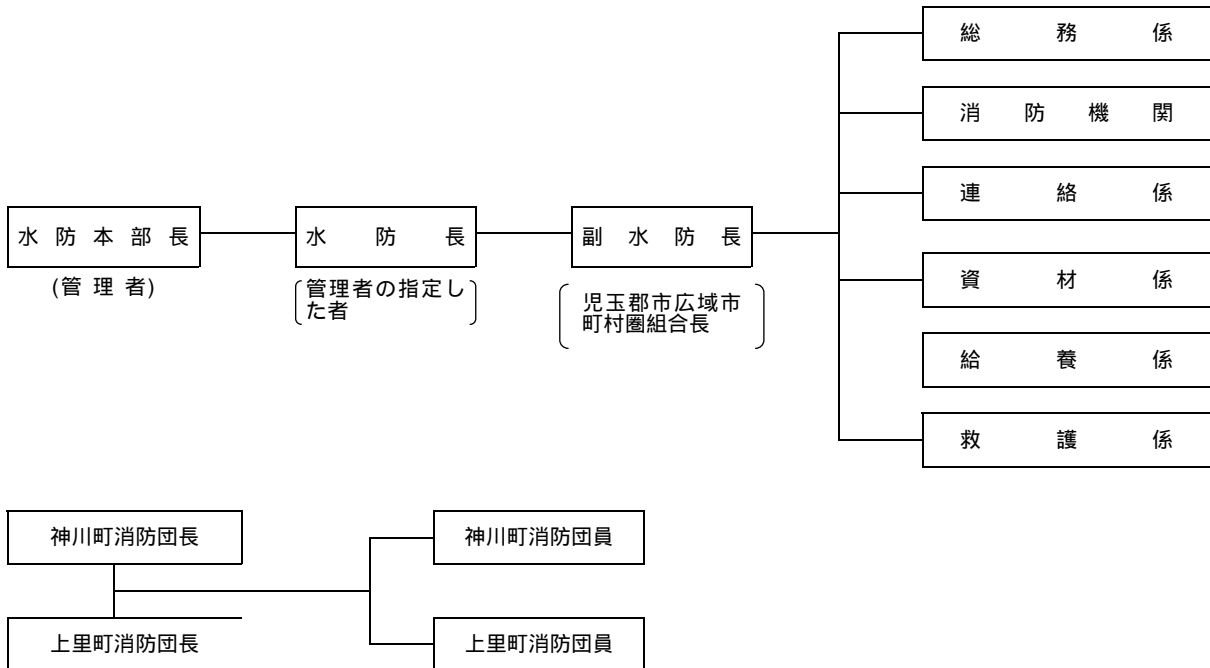
町内を流れる河川を管理している水害予防組合等は、次表のとおりである。

河川名	組合又は市町村名	管理者	所在地	電話番号	関係市町村	出動可能人員			摘要
						消防団(水防団)	その他	計	
神流川	神流川水害予防組合	神川町長	神川町役場建設課	0495(77)0702	神川町上里町	233	40	273	指定
女堀川	神川町	神川町長	神川町役場建設課	0495(77)0702	神川町	(100)	(100)	(200)	出動可能人員は神流川水害予防組合と重複

管理者は、水防法第10条の3及び第16条の通知により、洪水のおそれがあると認めるときから洪水の危険が解消するまでの間、水防本部を設置して事態を処理するものとし、管理者が代表する神川町役場に本部事務所を置く。

なお、神流川を管理する神流川水害予防組合の組織及び水防区域並びに各町の担当水防区域は、次のとおりである。

[神流川水害予防組合組織図]



[水防区域]

河川名	区域
神流川	自 神川町大字新宿字寄島581番地4先 至 烏川合流点 延長 12km

[担当水防区域]

	分 担 区 域	担当消防団	分団別水防担当区域
神 川 町	自 大字新宿字寄島地先 至 大字四軒在家字花軒下地先	神 川 町 消 防 団 第一分団	新宿地内神流川右岸
		第二分団	新宿地内神流川右岸
		第三分団	小浜・貫井地内神流川右岸
		第四分団	小浜・貫井地内神流川右岸
		第五分団	肥土・四軒在家地内神流川右岸
		第六分団	団長が指定する区域
		第七分団	
		第八分団	
上 里 町	自 大字長浜字永長地先 至 大字黛字化粧塚地先	上 里 町 消 防 団 第一分団	勅使河原地内神流川右岸
		第二分団	長浜・五明地内神流川右岸
		第三分団	勅使河原地内神流川右岸
		第四分団	金久保・勅使河原地内神流川右岸

3 予報及び警報

(1) 予報及び警報の通報（雨量その他）

熊谷地方気象台及び本庄県土整備事務所等から発表される神流川上流域の気象、降雨状況等の情報収集に努める。

ア 洪水予報の種類

分 類	種 類	解 説
洪水注意報	神流川洪水注意報	予報地点の水位が、はん濫注意水位を超えるおそれがあるとき、雨量、水位及び流量を示して行う。
洪水警報	神流川洪水警報	予報地点の水位が原則として既にはん濫注意水位を超え、重大な災害が起きるおそれがあるとき、雨量、水位及び流量を示して行う。
洪水情報	神流川洪水情報	補足説明または軽微な修正を必要とするとき行う。

イ 水防警報

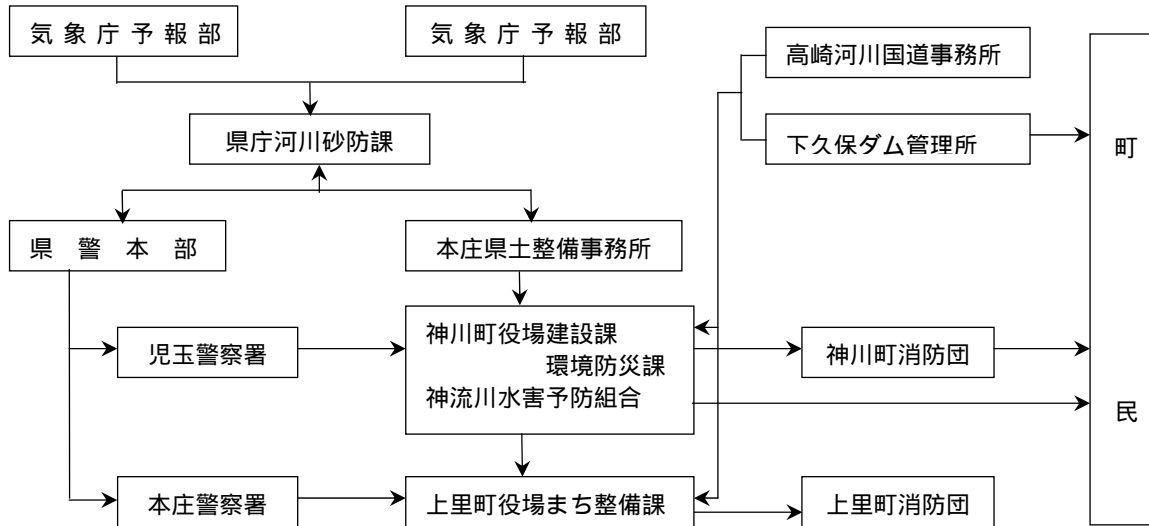
神流川の水防団待機水位・はん氾濫注意・避難判断水位・はん氾濫危険水位は、次表のとおりである。

河川名	洪水予報基準観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位	はん濫危険水位 （危険水位）
神流川	若 泉	2.00m	3.00m	4.90m	6.20m

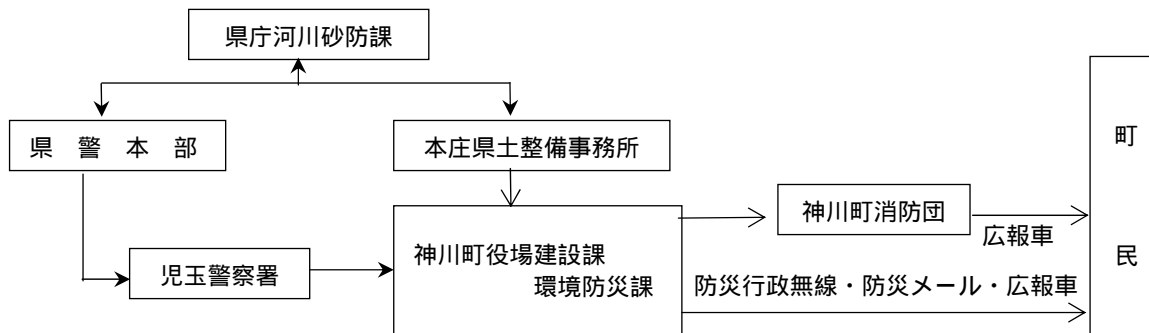
熊谷地方気象台の発表する防災気象情報や本庄県土整備事務所等から伝達される情報など神流川上流域の気象、降雨状況等の情報収集に努める。

県から指定河川洪水予報及び水防警報の伝達を受けたときは、管理者から本町担当者及び上里担当者に一般加入電話及び無線電話等により連絡する。電話連絡不可能な場合は伝令によることとする。なお、伝達系統は次のとおりである。

指定河川洪水予報の伝達系統図



水防警報の伝達系統図



(2) 町民に対する周知方法

ア 次の方法のうち最も有効適切な方法により周知する。

- (ア) 防災行政無線
- (イ) 防災メール
- (ウ) 警鐘
- (エ) 警笛
- (オ) 広報車
- (カ) 伝令

イ 信号その他の合図は、次の県規定信号を用いる。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号	事 項
第1信号	休止 休止 休止	5秒15秒 5秒15秒 5秒15秒 -休止 -休止 -休止	水防団待機水位に達したことを知らせるもの
第2信号	- - - -	5秒6秒 5秒6秒 5秒6秒 -休止 -休止 -休止	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの
第3信号	- - - - - -	10秒5秒 10秒5秒 10秒5秒 -休止 -休止 -休止	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの
第4信号	乱 打	1分5秒 1分5秒 -休止 -休止	必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くことを知らせるもの
備考	1 信号は適宜の時期継続するものとする。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去った時は口頭伝達に依り周知させるものとする。		

4 水防活動

- (ア) 水防体制の確立
- (イ) 水防指令の徹底
- (ウ) 水防警報等の伝達及び通報
- (エ) 水防資器材の点検整備及び輸送
- (オ) 雨量と主要河川の水位の観測及び通報
- (カ) 水防機関との連絡強化
- (キ) 避難、立ち退き及び警戒区域の設定
- (ク) 水防管理団体への協力要請
- (ケ) 自衛隊及び警察官の出動要請

(1) 出動

はん濫注意水位に達したときは、各水防長は、水防関係者の出動を命じるとともに、その旨を本部長に急報する。

なお、必要と認めたときは、本部長と協議し、他の水防関係団体の出動を要請する。

(2) 居住者の出動

水防長は、水防活動に沿岸住民の出動を必要と認めたときは、本部長と協議して出動を要請する。

(3) 緊急時の協議

水防長は緊急事態が発生し、水防のためやむを得ないと認めたときは、本部長との協議を待たず出動指令をすることができる。

ただし、この旨を本部長に急報する。

5 水防倉庫、資材及び器具

町内にある水防倉庫、資材及び器具の現況は、次表のとおりである。なお、水防活動中に必要と認めたときは、臨時詰所を置くことができる。

(1) 水防倉庫

倉庫番号	所 管	河川名	管 理 者	所 在 地	構 造	建坪面積
1	神流川水害予防組合	神 流 川	神川町長	神川町大字新里396	コンクリートブロック造	18.60m ²
2	〃	〃	〃	〃 二ノ宮168-3	コンクリートブロック造	29.00m ²

(2) 水防資器材

倉庫番号	器 具										資 材							
	鋸	掛 矢	シ ヨ ベ ル	照 明 具	舟	運 搬 具	鋤	鍬 又 は ツ ル ハ シ	斧	鎌	竹 (本)	空 俵 (俵)	縄 (Kg)	葎 (枚)	木 材 (m ³)	鉄 線 (Kg)	フ ル コ 袋 ン (枚)	予 備 土 (m ³)
1	3	5	25	5				4	3	10			40	50	4	5	1,800	
2	1	4	25	5				4	3	10			40	50	4	5	300	

6 決壊等の報告

町において、堤防の決壊又はこれに準ずる事態の発生した場合は、水防長は警鐘、警笛、サイレン等により通報するとともに、本部長並びに本庄県土整備事務所、児玉警察署及び氾濫を予想される方向の隣接水防管理団体又は市町村長に急報する。

本部長は、決壊等の通報を受けたときは、国土交通省高崎河川国道事務所長に急報する。

報告様式については、下記のとおりとする。

(1) 定時報告

水防報告「出動」発令時から1時間毎に河川管理者及び本庄県土整備事務所へ様式1により報告する。

(2) 異常報告

亀裂、漏水、越水、洗掘等の状況が生じた場合は、随時情報収集し様式2により報告する。

(3) 破堤等重大災害状況報告

破堤等、重大な状況が生じた場合は、速やかに情報収集し、また情報が入りしだい、様式3により報告する。

(4) 情報担当者

事前に情報連絡担当者を定め報告する。

7 避難のための立退き

(1) 避難

ア 本部長は、必要があると認めたときは、その区域内の居住者に対し立退きの指示を行い、その結果を県本部長に通報する。

イ 本部長は、立退きを指示したときは、児玉警察署長に通報しなければならない。

(2) 避難所及び避難場所

町長は、児玉警察署長と行政区長（自主防災組織）に避難所及び避難場所を通知する。

8 水防解除

水防作業が終了したときは、各水防長は水防実施状況報告書により水防報告をしなければならない。本部長（水防管理者）は、当該報告書を取りまとめ、本庄県土整備事務所を経由して知事に報告しなければならない。

なお、本部長（水防管理者）は、様式に示されていない次の事項についてもとりまとめておく。

(1) 天候の状況

(2) 水防法第28条による負担下命の種類及び員数

(3) 居住者出動の状況

(4) 現場指導者の氏名

(5) 立退きの状況

9 重要水防区域

町内における重要水防区域は、次表のとおりである。

河川管理者	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	担当	水防工法
	種別	階級		地先名	軒杭位置(km)			県土整備事務所	
国土交通省	旧川跡	要	右	神川町	10.8～10.8上50	50	旧川跡	本庄県土整備事務所	月の輪工
国土交通省	堤防高 堤防断面	B B	右	神川町	8.6上140～9.0	310	無堤 (余裕高不足)	本庄県土整備事務所	積み土のう
国土交通省		要	右	神川町	7.2	1箇所	危険水位設定箇所 (若泉観測所)	本庄県土整備事務所	積み土のう

(注) 重要度欄中、階級「要」とは、要注意区間。「堤防高B」とは、計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。「堤防断面B」とは、現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。

様式1

水防管理団体名	
報 告 内 容	<p>1 出動状況 出動の有無：(有、無) 出動時刻：()日()時()分 出動総人員：()人</p> <p>2 巡視状況 巡視の有無：(有、無) 巡視開始時刻：()日()時()分 ()川(左、右)岸()地先を(巡視中、巡視した) 巡視終了時刻：()日()時()分</p> <p>3 報告完了時刻：()日()時()分</p> <p>4 報告者名：() 受報者名：()</p>

様式2

水防活動速報報告

水防管理団体名 神流川水害予防組合		（ ）川（左、右）岸（ ）km（上、下）（ ）m （ ）地先		一般被害の有無等 有、無、不明、調査中「 」		月 日 時 分現在	
位置	はつきりしない場合			（ ）市町村（ ）日（ ）時（ ）分発表、			
河川	目標物（ ）から（上、下）流へ約（ ）m			流出家屋		戸 死 者	
施設	堤防、高水敷、（ ）水門・樋管、（ ）			床上浸水		戸 行方不明	
災害	亀裂、湧水、法崩れ、越水、破堤、瓦堀、破損、（ ）			床下浸水		戸 負傷者	
現				田畑浸水		ha	
象				避難の有無等		有、無、不明、調査中「 」	
状況	① 延長（ ）m、② 幅（ ）m、③ 箇所数（ ）ヶ所 ④ 漏水量（多、少）、⑤ 越水深（ ）m、⑥ 調査中「 」 ⑦（ ）			（ ）市町村（ ）日（ ）時（ ）分 避難命令発令 （ ）地区の住民約（ ）名（ ）場所へ避難 （ ）地区の住民約（ ）名（ ）場所に孤立状態で （ ）が救助中			
作業状況	作業実施開始、作業実施中、作業完了、調査中「 」			報告完了時刻		（ ）日（ ）時（ ）分	
開始日時	（ ）日（ ）時（ ）分			報告者名		（ ）	
完了日時	（ ）日（ ）時（ ）分			受報者名		（ ）	
水防工法	木流し、むしろ張り、シート張り、土のう積、月の輪、玉巻縄、折返し、釜段工 その他（ ）			報告者名		（ ）	
施工規模	水防団 消防団 [国土交通省 協力業者] （ ）人（ ）人（ ）人（ ）人（ ）人			報告者名		（ ）	
作業人員	（ ）人（ ）人（ ）人（ ）人（ ）人			報告者名		（ ）	
応接の有無	有、無 所見			報告者名		（ ）	

各項目において、調査中の場合は次回報告見込み日時を各々の「」欄に記入し、伝達する。

様式3

破堤等重大災害状況

____月 ____日 ____時現在

水系名 左右岸	川水系 川名	河川名 岸 標	川 k
位置がはっきりしない場合	目標物 () から(上・下)流へ約 () m		
地先名	都道府県	区郡市	町村 地先
※事務所名	事務所	※出張所名	出張所
水防管理団体名			
発見日時	平成 () 年 () 月 () 日 () 時 () 分		
発見時状況	(破堤、浸水)の発見は(河川パトロール、水防団、地元住民、水防管理団体)より(水防管理団体、出張所、事務所)へ連絡あり。(河川パトロール、河川巡視)により(破堤、浸水)を()日()時()分確認した。		
破堤状況	破堤原因は、越水、越水以外()、不明、調査中「 」 破堤延長 () m、不明、調査中「 」 破堤状況(大幅に拡大見込、拡大中、小規模にとどまる見込、不明、調査中「 」)		
一般被害状況	()市町村 ()日 ()時 ()分 発表、		
○調査中の場合「 」	流出家屋	戸	死者
	床上浸水	戸	行方不明
	床下浸水	戸	負傷者
	田畑浸水	ha	
避難状況	()市町村 ()日 ()時 ()分 避難命令発令 ()地区の住民約 ()名 ()場所へ避難 ()地区の住民約 ()名が ()場所に孤立状態で ()が救助中		
※水位状況	()観測所	日 時	現在水位 () m
	H. W. L	m	ピーク水位 m
	警戒水位	m	破堤時水位 m
	指定水位	m	水位状況 (上昇中・下降中)
一般被害状況	○調査中の場合「 」		
水防団出動	()水防団 ()名が ()日 ()時 ()分 ()地先へ出動 ()水防団は ()川 ()km ()岸 ()名で ()水防工法(実施中、実施済、退避)		
自衛隊出動	自衛隊は ()名で ()地区住民約 ()名を(救助中、救助済) ()知事は ()日 ()時 ()分 ()自衛隊に 出動要請した。 ()自衛隊は約 ()名出動し、現地に ()日 ()時頃到着予定 ()自衛隊は ()川 ()km ()岸 ()名で ()対策工法(実施中、実施済、退避) ()地区住民約 ()名を(救助中、救助済)		
現地対策本部設置状況	()は ()月 ()日 ()時 ()分 ()地先に設置 本部長は () ()は ()月 ()日 ()時 ()分 ()地先に設置 本部長は ()		
報告完了時刻	()日 ()時 ()分	報告者名	()
報告者名	()	受報者名	()

- 1 情報を入力したら(部分的な情報でも)直ちに伝達する。
 - 2 情報について未確認の場合は、上段内に「未確認情報」と記入する。
 - 3 又、第1報、第2報……順次記入する。
 - 4 水防管理団体は※印の項目を記入しなくてよい。
- ※水防管理団体は、次回報告見込み日時を各々の「 」欄に記入し伝達する。

第2 土砂災害防止計画

1 情報の収集・伝達

- (1) 町は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、町民の安全に関する情報を最優先に収集し町民に伝達する。
- (2) 町は、土砂災害の発生が予想される場合、町民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示や伝達を行うものとする。特に、具体的に危険が予想される危険区域の町民等に対しては、周知の徹底に努める。

資料編	山腹崩壊危険地区	P 220
	崩壊土砂流出危険地区	P 220
	土石流危険渓流箇所	P 221
	急傾斜地崩壊危険箇所	P 221
	地すべり危険箇所一覧（国土交通省所管）	P 224
	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所	P 222
	地すべり危険地区一覧（国土交通省所管）	P 224
	地すべり防止区域一覧	P 224
	地すべり防止区域一覧（農林水産省所管）	P 224
	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所	P 221

2 避難誘導

町は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の町民等に対しては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、乳幼児、高齢者、身体障がい者等の自力避難が困難な災害時要援護者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

3 二次災害の防止

町は、二次災害の発生に対処するため、県と連携し、次の事項に留意して必要な措置を講ずる。

- (1) 降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面及び周辺斜面や堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施。
- (2) 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施。
- (3) 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。
- (4) 町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- (5) 町は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止及び被害の軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や町民に周知を図り、適切な警戒避難体制をとり応急対策を行う。
- (6) 町は、気象や被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、避難情報、生活や交通に関わる施設や道路等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制など被災者等に役立つ正確かつきめこまやかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に配慮した情報伝達を行う。

第9節 交通対策計画

第1 目標

1 目的

災害時における交通の混乱を防止し、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

2 留意点

各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合を迅速かつ的確に把握することはきわめて重要である。町は、組織状態を有効に活用して被害状況等の把握に努め、関係機関と連絡を密にしているの確に対処する。

第2 交通応急対策計画

1 交通支障箇所の調査及び通報

- (1) 町は、町が管理する道路について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害状況を速やかに調査する。
- (2) 土木班が調査の結果、支障箇所を発見したときは、速やかに、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他災害の状況等を管轄する道路管理者に連絡する。
- (3) 町は、前号の状況を直ちに児玉警察署、消防本部等関係機関の長に通報する。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合の応急対策は、次の方法により実施する。

(1) 道路施設の応急対策方法

道路の破損、流失、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、崩落土等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ、交通の確保を図る。

(2) 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設し、道路交通の確保を図る。

(3) 一路線の交通が相当な程度途絶する場合は、町は付近の道路網の状況により、適当な代替道路を選定し交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。

(4) 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊派遣計画、障害物除去計画など必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図る。

(5) 被災の状況、地域の状況等を考慮して、災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。

(6) 大雪時における主要道路については、早急に除雪し、交通の確保を図る。

第3 交通規制対策

大規模災害発生時には、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。このため、児玉警察署及び町は、防災関係機関との連携を図り、被災地における交通の安全と円滑な緊急輸送を確保するため、的確な交通規制を実施する。

1 交通規制実施責任者

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	(1) 災害により道路の決壊など危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるとき。	歩行者車両等	道路交通法 第4条
		(2) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	緊急通行車両 以外の車両	災対法第76条
警察署長	同上	災害により道路の決壊その他交通上危険な状態が発生し、必要があると認めるとき。ただし、規制する区域が他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が1か月未満のものについて実施する。	歩行者車両等	道路交通法 第5条
警察官	同上	(1) 災害発生時において車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、当該道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるとき。	車両等	道路交通法 第6条第2項
	車両等の後退又は道路交通法の定める方法と異なる通行方法の命令	(2) 前号の措置を行うほかやむを得ないとき。	現場にある車両等の運転者	
	必要な指示	(3) 前2号の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないとき。	現場の関係者	道路交通法 第6条第3項
	通行の禁止 又は制限	(4) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき。	歩行者車両等	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合	同上	道路法第46条 第1項

2 規制実施の連絡

道路管理者は、交通規制を実施する場合には、通行の禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を児玉警察署に連絡するとともに、道路標識の設置、迂回路の設定及び表示等を行い、交通の混乱を未然に防止する。

3 広報

道路交通の規制等の措置を講じた場合は、道路情報センター、報道機関又は防災行政無線を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し広報することにより、一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。また、あわせて近隣市町に対しても速やかに規制の内容を通知する。

4 緊急輸送道路の確保

本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所及び防災重要拠点を結ぶ主要道路において、町道については町長が啓開し、国道と県道については各道路管理者に啓開を要請し、応急対策の実施体制の確保を図る。また、速やかに関係機関に周知を図る。

資料編	県指定緊急輸送道路一覧	P 234
-----	-------------	-------

5 車両の運転者の通行禁止等における義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

第4 緊急通行車両等の確認

1 緊急通行車両等の確認

緊急通行車両として確認する車両は、次の各号の一に該当する業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関するもの
- (3) 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの
- (4) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育に関するもの

- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
 - (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
 - (7) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関するもの
 - (8) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの
- 2 緊急通行車両等の事前届出
- 災害応急対策が円滑に行われるよう、災害応急対策に従事する町有車両のうち必要な車両を緊急通行車両等事前届出書により事前に届け出て、緊急通行車両として指定を受けることができる。
- 3 緊急通行車両等確認標章及び証明書の交付
- 当該車両が緊急通行車両等であると確認されたときは、県危機管理防災部長若しくは児玉警察署長から申出者に対し災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）で定めた標章及び証明書が交付される。
- 4 標章の提出等
- 交付された標章は、使用車両の助手席側の内側ウィンドガラス上部に貼付し、証明書は運行中携行する。
- 5 標章等の返還
- 次の各号の一に該当するときは、標章等の交付を受けた使用者は、速やかに当該標章等を返還する。
- (1) 緊急通行車両としての緊急業務が終了したとき。
 - (2) 緊急通行車両等確認証明書の記載事項に変更が生じたとき。
 - (3) 緊急通行車両等が廃車になったとき。
 - (4) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

第10節 災害救助保護計画

第1 避難計画

1 計画方針

- (1) 緊急時に際し危険地域にいる住民を安全な地域に避難させ、人命の被害を軽減するための計画とする。
- (2) 避難所の名称、所在地及び収容人員等は資料編に掲げるとおりとする。

資料編 避難所・避難場所一覧 P230

2 避難の勧告及び指示

(1) 実施責任者

避難のための立ち退きの勧告、指示及び立ち退き先の指示は、次の者が行う。

	実施責任者	根拠法令	適用災害
勧告	町長	災対法第60条	災害全般
指示	知事、その命を受けた職員	水防法第30条及び地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	町長	災対法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第4条	災害全般
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る。)	自衛隊法第94条	災害全般

ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

3 避難の勧告又は指示の実施

(1) 実施責任者

ア 勧告又は指示

(ア) 町長及び水防管理者

町長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、町民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行う。

(イ) 知事又はその命を受けた職員

- a 知事は、災害の発生により町の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行う。
- b 知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険区域の住民に対して立ち退きを指示する。

イ 指示

(ア) 警察官

警察官は、災害の発生により、町民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、町長若しくはその権限を代行する町の職員が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、若しくは町民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示する。

(イ) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

(2) 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。

ア 要避難対象地域

イ 立ち退き先

ウ 避難先及び避難経路

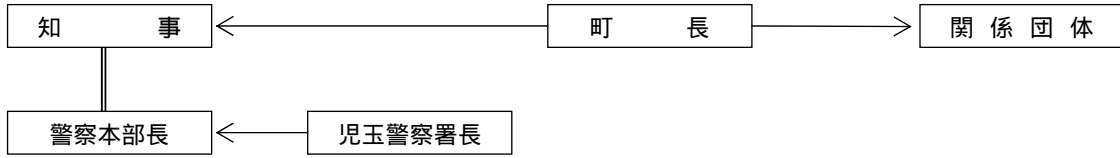
工 避難理由

オ 避難時の留意事項（災害危険箇所の所在、災害の概要等）

(3) 関係機関相互の通知及び連絡

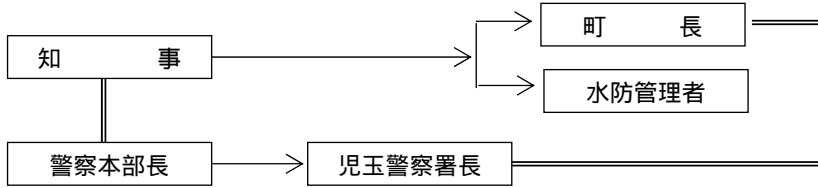
避難の指示者等は避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。（注「」は通知「＝」は相互連絡を示す）

・町長



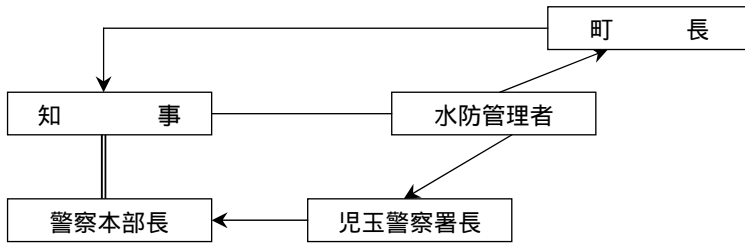
・知事又はその命を受けた職員

（洪水の場合）

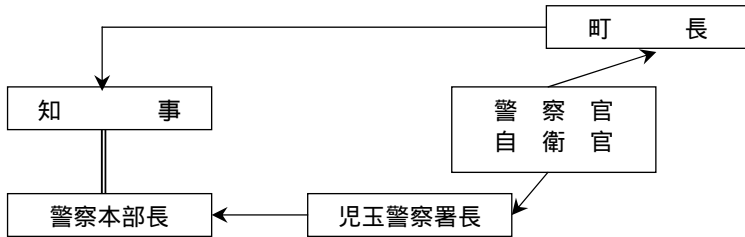


（地すべりの場合）

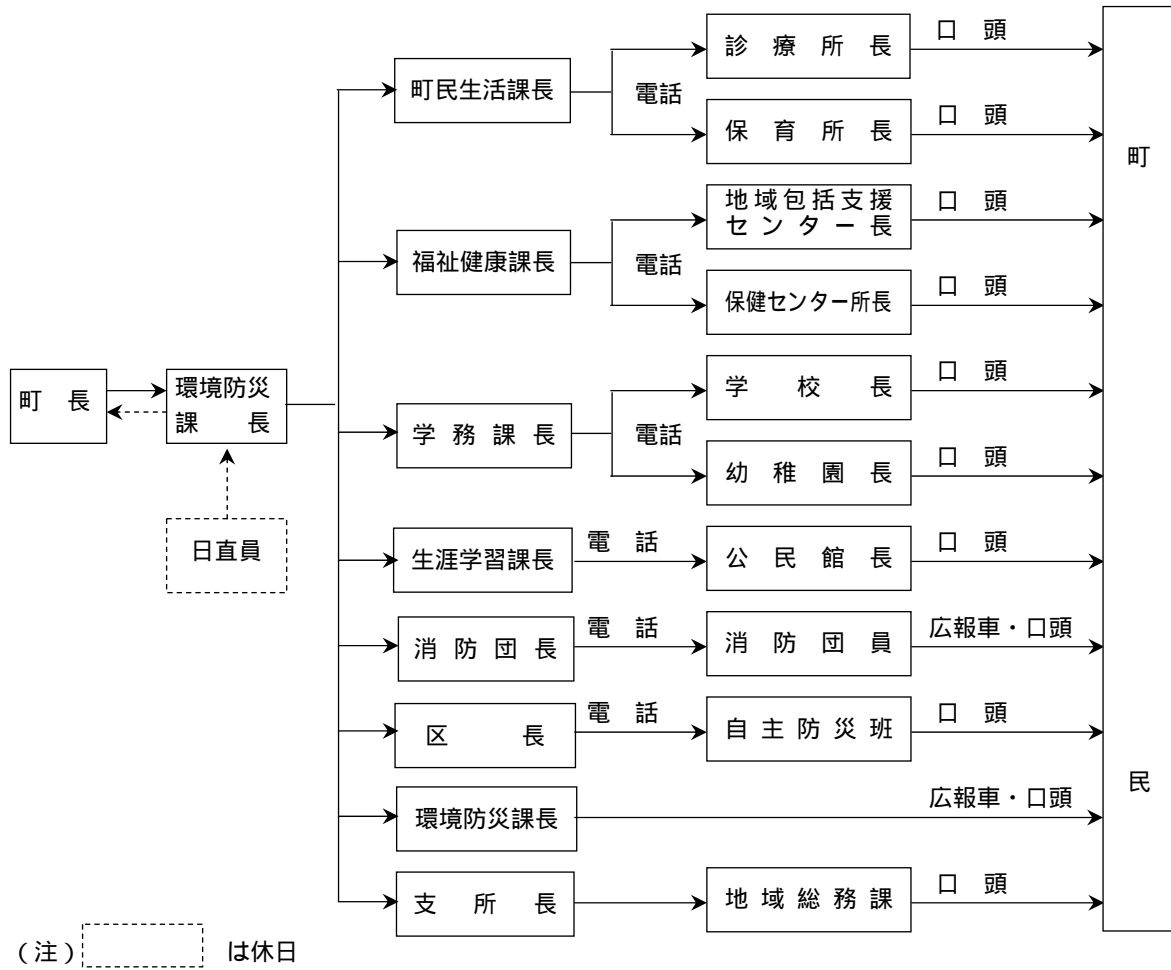
洪水の場合に準じる。ただし、水防管理者に対する通知、連絡を除く。



・警察官及び自衛官



(4) 町における伝達系統



(5) 発令基準及び伝達方法

避難の勧告等の発令者は、おおむね次の基準により発令、伝達するものとし、具体的な発令基準を定めておく。

種別	発令基準	伝達方法
避難勧告 避難指示	1 気象台から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき。 2 関係機関から災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。 3 河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。 4 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。 5 地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 6 火災が拡大するおそれがあるとき。 7 その他町民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。	1 サイレン、警鐘、標識によるほか広報車、消防機関による周知、防災行政無線等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図るものとする。 2 できるだけ人心を恐怖状態に陥らせないようにするとともに、火災の予防についても警告する。

(6) 避難準備情報

町長は、避難行動に時間を要する災害時要援護者等に対して、あらかじめ定めた判断基準に基づき、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を発令する。

また、避難勧告等の意味合いを明確化するため、避難勧告等を次の三類型とする。

	発令時の状況	町民に求める行動
避難準備情報 （災害時要援護者等に対する避難情報）	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所等への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等へ避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の町民は、直ちに避難行動を完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(7) 避難の勧告、指示の伝達内容

避難の勧告、指示の周知徹底のため、次の事項を明確にするものとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難勧告又は指示の理由
- オ 避難時の留意事項（災害危険箇所の所在、災害の概要等）
- カ その他注意事項

(8) 知事に対する報告

町長が避難の勧告、指示を行ったときは、その旨を直ちに本庄支部を通じ知事に報告するとともに、その後の避難住民の動静についても逐次報告する。

(9) 関係機関への連絡

- ア 施設の管理者への連絡
町内の避難場所として利用する学校、公民館等の施設の管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。
- イ 警察、消防等の機関への連絡
避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に勧告、指示の内容を伝えるとともに、協力を求める。

(10) 隣接市町への連絡

隣接市町の施設を利用しなければならない町民に対し、避難の勧告、指示を行うときは、その内容を直ちに関係市町へ連絡し協力を求める。

(11) 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき警戒区域を設定する。

警戒区域の設定に当たっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行った者は、その旨を関係機関及び町民に周知する。

状況	措置	指示者	対象者
ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63条）	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去命令	(ア) 町長 (イ) 警察官（注1） (ウ) 自衛官（注3） (I) 知事（注4）	災害応急対策に従事する者以外の者
イ 水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去命令	(ア) 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 (イ) 警察官（注2）	水防関係者以外の者

ウ 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(ア) 退去命令 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限	(ア) 消防吏員又は消防団員 (イ) 警察官（注2）	命令で定める以外の者
エ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(ア) 引き留め (イ) 避難 (ウ) 必要な措置命令	(ア) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(注1) 町長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注2) (ア)に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(ア)及び(イ)がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注4) 知事は災害によって町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代わって実施しなければならない。

4 避難誘導

(1) 町の役割

ア 避難所、避難経路の指定

町長は、災害時における地域条件等の状況を考慮し、地区ごとに、災害種別ごとの具体的な避難所及び避難場所への避難経路等を定めておき、あらかじめ町民に周知徹底させておく。

避難所の指定に当たっては、立地条件、設備や構造、安全性を考慮するとともに、高齢者・障がい者・乳幼児など自力避難が困難な者に配慮する。

町では、災害時要援護者を優先的に収容する福祉避難所として、総合福祉センターを指定する。

イ 避難の勧告、指示の伝達

町民に対し、避難の勧告、指示を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

(ア) 災害の発生状況に関する状況：

- ・ 河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）
- ・ 災害の拡大についての今後の見通し

(イ) 災害への対応を指示する情報：

- ・ 危険地区住民への避難指示
- ・ 避難誘導や救助、救援への町民の協力要請
- ・ 周辺河川や斜面状況への注意、監視
- ・ 誤った情報に惑わされないこと
- ・ 冷静に行動すること

また、町内の各地域、駅や集会所など不特定多数の者が集まる場所等にいる町民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

ウ 避難誘導

避難に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の災害時要援護者の確実な避難のため、避難誘導員を配置する。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を行う。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は危険な地点に標示、なわ張り等を行うほか、地域の災害危険性に関して熟知した者とする。

山間孤立集落など、安全な避難所までの距離が遠い場合、あらかじめ作成した搬送計画により、バス、ヘリコプター等の搬送手段を活用する。

エ 携帯品等の制限

避難に当たっては、特に次に定める事項を遵守するよう指導する。

- (ア) 氏名票（住所氏名、生年月日）を携行すること。
- (イ) 1食分位の食料、水、タオル、チリ紙、照明具及び救急薬品等を携行すること。
- (ウ) 服装は軽装とし、素足は避け、帽子、頭巾、雨具及び必要に応じて防寒具を携行すること。
- (エ) 貴重品、携行品は背負い、両手をあけること。
- (オ) 非常持出品は、平素から用意しておくこと。

資料編	避難所・避難場所一覧	P 230
-----	------------	-------

5 避難所の開設等

(1) 実施責任者

ア 災害全般について、町長が行う。

イ 避難所の開設については、事後の救助事務に支障をきたさないよう救助法の定める実施基準に準じて行うものとする。

(2) 避難所運営計画の策定

町では、避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするよう、特に以下の点に留意する。

- ・ 避難所の開放手順（夜間、休日等を中心に）
- ・ 避難所単位での物資・資機材の備蓄
- ・ 避難所の管理・運営体制
- ・ 本部との情報連絡体制
- ・ 避難生活が長期化した場合の教育活動における教職員と町職員の役割分担
- ・ 生活再建の支援体制

(3) 避難所開設の方法

ア 避難所は、学校、集会所、公民館、旅館、飲食店、神社、仏閣等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得難いときは、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設するものとする。

イ 避難所を開設したときは、町はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

ウ 町長が避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告しなければならない。

避難所の開設の目的、日時及び場所

箇所数及び収容人員

開設期間の見込み

6 避難所の管理運営

町は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、避難所の運営を行う。運営に当たっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

(1) 町民の避難受入れが円滑に行われるよう、避難所内に事務所を開設する。

事務所においては、避難者名簿（カード）の作成、居住区域の割り振り、運営状況の報告、運営記録の作成等を行う。

(2) 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、町民等の協力が得られるように努め、必要があれば、県、近隣市町に応援要請する。

(3) 避難者のニーズの早期把握に努める。

(4) 避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努める。また、避難の長期化等に応じたプライバシーの確保、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等にも配慮する。

(5) 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。また、高齢者や障がい者等の災害時要援護者の健康状態については、特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の

必要な措置をとる。

7 福祉避難所の指定

障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、また介護が必要な者に対しては、必要により介護体制の整った社会福祉施設等へ入所を依頼して保護する。

町は、福祉避難所として総合福祉センターを指定する。災害時要援護者が安心して過ごせる環境を整え、優先的にこれらの避難者を受け入れる。

8 救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	P 253
-----	---------------------------	-------

第2 救急救助・医療救護計画

1 基本的な考え方

(1) 趣旨

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携により迅速に医療救護活動を実施する必要がある。

また、より迅速かつ円滑に活動するためにも、災害時の各機関における血液等の供給整備を進める。

(2) 活動項目リスト

ア 救急、救助

(ア) 救急、救助における出動

(イ) 救急、救助における活動

(ウ) 救急、救助体制の整備

(エ) 他機関への応援要請

イ 傷病者搬送

(ア) 傷病者搬送の手順

(イ) 傷病者搬送体制の整備

ウ 医療、助産

(ア) 医療救護活動

(イ) 助産救護活動

エ 精神科救急医療の確保

オ 保健衛生

(ア) 感染症、二次被害予防

(イ) 精神ストレスへの対応

カ 血液等の供給

災害時における血液等の供給計画

(3) 留意点

ア 効率的な出動、搬送体制の整備

災害時には、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等、救命処置を必要とする者から軽傷者まで、多数の負傷者が同時多発的に発生する。そのため、傷病の種類や緊急度に応じた迅速かつ確かな判断と処置が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制、搬送体制の整備が必要である。

イ 柔軟な救急救助、医療救護の実施

大規模災害時は、医療機関そのものも被災し医療行為を実施できない状態になる可能性がある。また、搬送経路となるべき道路の通行にも支障が出ると考えられるため、医療機関の選定や搬送経路の決定は、十分に被災状況に即して柔軟に対応していくことが求められる。

ウ 消防機関、医師会等との連携

各地域における負傷者、死者の被害状況及び医療機関の被災状況等について、いかに速く正確に掌握で

きるかが、その後の医療救護活動を効率的に進める上でのキーポイントとなる。各医療機関、保健所、本庄市児玉郡医師会及び各防災機関との情報交換・収集体制の整備を図る必要がある。

2 救急、救助

(1) 救急、救助における出動

ア 救急、救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。

イ 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

ウ 町長は必要に応じて、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動要請を知事に依頼する。

(2) 救急・救助における活動

ア 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救急、救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急、救助活動を行う。

ウ 延焼火災が少なく、同時に多数の救急、救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急、救助活動を行う。

エ 同時に小規模な救急、救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急、救助活動を行う。

(3) 救急・救助体制の整備

町は、消防団詰所及び小中学校等における救急、救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び町民等に対する救急、救助訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救急、救出救助体制の整備を図る。

(4) 他機関への応援要請

ア 消防相互応援協定による応援要請

イ 町長による応援出動の指示

ウ 緊急かつ広域的な応援要請

エ 要請上の留意事項

(ア) 要請の内容

(イ) 応援隊の受入体制

(5) 救助法が適用された場合の費用等

災害にかかった者の救助に要した費用は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編	消防相互応援協定（神川村、鬼石町）	P 239
	災害時における相互支援に関する協定書（渋谷区、神泉村）	P 244
	災害時の医療活動に関する協定（本庄市、美里町、児玉町、神川町、神泉村、上里町、本庄市児玉郡歯科医師会）	P 246
	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	P 246
	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	P 253

3 傷病者搬送

(1) 傷病者搬送の手順

災害により適切な医療を必要とする重傷病者は、消防本部その他関係機関の協力を得て、災害拠点病院等の後方医療施設へ迅速に搬送する。

ア 傷病者搬送の判定

保健・医療班の班長は、トリアージの実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

イ 傷病者搬送の要請

(ア) 保健・医療班の班長は、消防本部その他関係機関に搬送用車両の手配、配車を要請する。

(イ) 重症者など消防本部で対処できない場合は、必要に応じて、県に防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの要請等を行う。

ウ 傷病者の後方医療機関への搬送

(ア) 傷病者搬送の要請を受けた消防本部その他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を十分確認のうえ、搬送する。

(イ) 保健・医療班は、保有している自動車を使用可能な場合は、必要に応じ自動車により該当する傷病者を搬送することができる。

(2) 傷病者搬送体制の整備

ア 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

イ 搬送順位

あらかじめ地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定する。災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

ウ 搬送経路

災害発生により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路の検討を行う。

エ ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。なお、県防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターによる重症患者の搬送計画を策定する。

資料編	医療機関一覧	P 230
	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	P 247

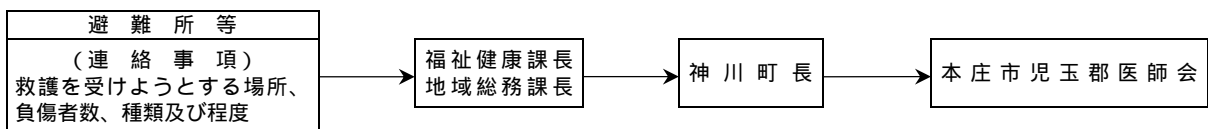
4 医療、助産

(1) 医療、助産救護活動

ア 救護班の編成

被災地における医療助産を確保するため、町内医療機関並びに本庄市児玉郡医師会に応援を要請して、医師、看護師、町職員という構成の救護班を編成し、災害の程度に即した医療助産活動を行う。

[医師会への救護班派遣要請系統]



イ 実施方法

(ア) 医療及び助産は医療救護班が行うが、その場合には原則として救護所を町内医療機関に設置し活動に当たる。

(イ) 医療救護班だけで医療助産の実施が不十分な場合は、県をはじめ日赤埼玉県支部等、医療関係機関、他市町村、さらには隣接県に次の事項を示し応援要請を行うものとする。

- a 医療対象地区
- b 医療対象人口
- c 医療内容
- d 救護班の数及び集合場所
- e その他必要となる事項

(ウ) 仮設救護所の施設

適当な医療機関がないときは、安全性を考慮して、避難所、公民館等公共施設及び災害現場に仮設救護所を設置する。

なお、仮設救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

ウ 医療活動

町は、町内医療機関及び本庄市児玉郡医師会等との協力のもとに、活動場所に応じた医療救護を実施する。なお、救護活動体系の一例としては、別表のとおりである。

災害現場	重症患者に対する救急蘇生術の施行 病院又は診療所への収容 傷病者の重症度（患者の振り分け業務）、後方医療機関への移送の要否及び順位の判定 死亡の確認
避難所及び救護所	移送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療 医薬品、その他の衛生材料の支給 傷病者の重症度（患者の振り分け業務）、後方医療機関への移送の要否及び順位の判定 病院又は診療所への収容 看護 死亡の確認
医療施設	処置、手術その他の治療及び施術 分べんの介助 分べん前後の処置・診断 診察 死亡の確認

(2) 精神科救急医療の確保

町は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神的障がい認められた場合は、精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(3) 透析患者等への対応

腎臓透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、マニュアル等の整備を進める。

(4) 救助法が適用された場合の費用等

救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療、助産活動の実施を待つことができず、町が医療、助産活動に着手したときに要した費用は、資料編に掲げる範囲内において県に請求することができる。

資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P253

5 医療資器材の確保

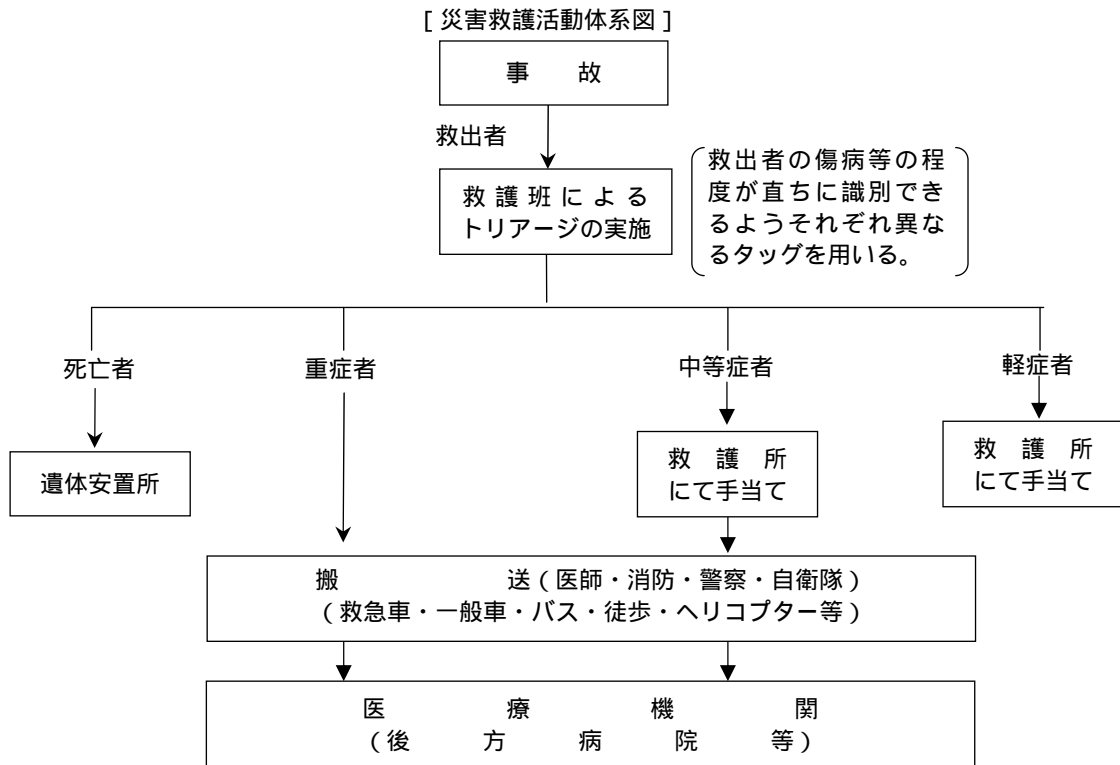
医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として町内医療機関に備蓄されているものを使用し、不足する場合には薬店から調達するものとする。ただし、町内で調達不可能な場合は、本庄保健所及び県に次の事項を明示し、要請する。

- (1) 品目別必要数量
- (2) 必要日時
- (3) 運搬方法について
- (4) 集積場所

6 精神保健活動

災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者等が精神的不調をきたす場合があることから、被災者の精神的ケアの対応を行うため、精神科医療機関又は県に精神保健活動班の派遣を要請し、避難所、応急仮設住宅等への巡回を依頼する。

別表



第3 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画

災害により死亡又は死亡していると推定される者については、迅速かつ適切に搜索、収容、検視（見分）及び検案を行う。また、身元が判明しない死亡者については、適切に埋・火葬を実施する。なお、遺体の取扱いに当たっては、死者への尊厳に配慮し、人心の安定を図る。

1 遺体の搜索

- (1) 遺体及び行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索を行う。
- (2) 遺体の搜索活動は、町長が消防署員、消防団に協力を要請し、必要な機械器具を借上げ、搜索班を編成し児玉警察署と協力して実施する。また、必要により地域住民の協力を得る。
- (3) 町のみでは搜索の実施が困難であり、近隣市町の応援を要する場合又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、県及び近隣市町並びに遺体漂着が予想される市町村に対して、次の事項を明示して要請する。

- ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- イ 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- ウ 応援を要請する人員又は舟艇、器具等

2 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問合せ等への対応は、町が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施する。

3 遺体の処理

検視（見分）	警察官は、検視（見分）を行う。
検案	救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。
輸送	警察官による検視（見分）及び救護班（医師）による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上、警察機関、消防機関等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
遺体収容所（安置所）の開設	町は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。 前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。 遺体収容所（安置所）には、必要に応じて検視（見分） 検案を行うための検視所を併設する。
遺体の収容	町は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。
一時保管	町は、検視（見分）、検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

4 遺体の埋・火葬

(1) 埋・火葬の実施

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により町が実施する。

埋・火葬の場所	埋・火葬は原則として児玉郡市広域市町村圏組合立 こだま聖苑で実施する。
町に漂着した遺体	遺体が町（救助法適用地域外）に漂着した場合、町は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族、親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、町は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。
被災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂着してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施する。
葬祭関係資材の支給	次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給する。 (1) 棺（付属品を含む。） (2) 埋葬又は火葬 (3) 骨つぼ又は骨箱

埋・火葬に伴う留意点

遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明したい縁故者に引き渡すものとする。

火葬場の所在地は、次のとおりである。

名 称	住 所	電 話 番 号
児玉郡市広域市町村圏組合立 こだま聖苑	美里町大字木部537- 4	76-1881

(2) 埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族、親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、町は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

第4 災害時要援護者等の安全確保対策

1 災害時要援護者の安全確保

災害時要援護者は、災害が起こったとき、自分の身体、生命を守る対応能力が不足していたり、言語の障がい等から迅速、的確な行動がとりにくいため、被害を受ける場合が多い。このため、発災直後の避難誘導から、その後の応急、復旧に至るまで、要援護者等の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

(1) 援護者の把握

あらかじめ作成した「災害時要援護者登録申請書兼支援台帳」を活用し、声かけ等を通じて要援護者を把握する。

(2) 協力体制

要援護者を確認したときは、付近にいる者に協力を求め、救護を行う。

(3) 保護

救護した要援護者は避難所に保護し、避難所の運営者に必要な協力を求める。

資料編	神川町災害時要援護者支援制度実施要綱	P 237
-----	--------------------	-------

2 社会福祉施設等入所者の安全確保

(1) 施設職員の確保

施設管理者は、緊急連絡網を活用し、職員の動員・招集を迅速に行って緊急体制を確保する。

(2) 避難誘導の実施

施設管理者は、避難が必要な場合は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行う。

施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を要請する。

(3) 受入先の確保及び移送

町は、施設が被災した場合は、受入先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

(4) 生活救援物資の供給

町は、備蓄物資の放出及び物資の調達により、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。

(5) ライフラインの優先復旧

町は、施設機能の早期回復を図るため、電気、水道等の優先復旧を要請又は実施する。

(6) 巡回サービスの実施

町は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

3 在宅災害時要援護者の安全確保

(1) 発災直後の安否確認

災害により避難が必要となった場合、あらかじめ災害時要援護者登録申請書兼支援台帳に登録してある者を中心に、その安否について、民生委員、自主防災組織、近隣住民、ボランティア等の協力を得ながら確認する。

(2) 搬送体制の確保

町は、災害時に要援護者の搬送手段として、近隣住民等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。また、これらが確保できない場合、県へ輸送車両を要請する。

(3) 生活救援物資の供給

災害時に要援護者の被災状況を把握し、要援護者向けの食料、飲料水、生活必需品等の物資の調達及び供給を行う。

(4) 情報の提供

在宅や避難所等にいる要援護者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリ等で情報を随時提供していく。

(5) 相談窓口の開設

町は、要援護者の相談窓口を設置し、総合的な相談に応じる。

(6) 巡回サービスの実施

町職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師等によりチームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要援護者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを行う。

4 外国人の安全確保

(1) 安否確認の実施

町は、職員や翻訳ボランティア等により調査班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき外国人の安否確認を実施するとともにその調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

町は、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

(3) 情報提供

町は、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、翻訳ボランティアの協力を得ながら、チラシや広報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(4) 相談窓口の開設

町は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や翻訳ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第11節 生活支援計画

第1 食料供給計画

災害時に、被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する食料について、救助に必要な食料の確保とその供給の確実を期する計画とする。

1 基本事項

(1) 災害時における食料給与

災害時における被災者等に対する食料の給与は、原則として次により実施する。

ア 給与は、町長が実施する。

イ 給与の内容は次のとおりとする。

(ア) 被災者及び災害救助従事者に対する給食又は食料の供給

(イ) 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、知事の指定を受けて、被害を受けない町民に対して行う米穀等の応急供給

ウ 給与する食料の品目は、次のとおりとする。

(ア) 前号(ア)にあつては、米穀（米飯を含む。）乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。

なお、乳児に対する給与は、原則として調整粉乳とする。

(イ) 前号(イ)にあつては、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び乳製品とする。

(2) 食料給与計画の策定

町長は、災害時の食料給与の円滑を期するため、食料の調達（備蓄を含む。）輸送、集積地、炊き出し及び配分等に関する計画を内容とする食料給与計画を策定する。

2 食料調達計画

(1) 事前協議

町長は、食料の調達に関する計画の策定に当たっては、被災者想定等に基づく必要数量等を把握のうえ、調達先、調達数量、輸送方法その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努める。

(2) 米穀の調達

ア 町長は、災害の状況により、米穀小売販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の調達を要請することができる。

イ 町長は、交通、通信の途絶等、被災地が孤立化するなど救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で関東農政局地域課長又は政府食料を保管する倉庫の責任者に対し、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」（昭和61年2月10日付食料庁長官通達）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請する。

(3) その他の食料の調達

町長は、食品販売業者、神川町商工会及び製パン業者に、副食、調味料等及び乾パン、生パンの供給を要請し調達を行うものとするが、なお不足を生ずる場合は、知事に食料の調達を要請する。

(4) 供給基準量

1人当たりの配給量は、次表のとおりである。

品 目	基 準	
	被災者	
米 穀	被災者	1食当たり精米200グラム以内
	応急供給受配者	1人1日当たり精米400グラム以内
	災害救助従事者	1食当たり精米300グラム以内
乾 パ ン	1食 当 た り	1包（115グラム入り）以内
食 パ ン	1食 当 た り	185グラム以内
調 製 粉 乳	乳 児 1 日 当 た り	200グラム以内
ア ル フ ァ 米	1食 当 た り	100グラム以内
お か ゆ 缶	1食 当 た り	1缶（280グラム入り）以内

(5) 町の備蓄の推進

ア 食料についてアルファ米、乾パン等のほかに、各種保存食料の検討を行い、計画的に備蓄を図るものとする。

イ 本部、支所及び学校等の避難所に備蓄も検討する。

ウ 災害時要援護者への配慮

備蓄・調達品目の認定においては、温かいもの、軟らかなものなど高齢者等の要援護者への配慮をする。

エ 少数者への配慮

通常の配給食料を受けつけることのできないアレルギー性疾患等の患者及び乳児のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路等の確立を図る。

(6) 町民による備蓄の推進

大規模地震の発生等の場合は、発生直後の食料の確保が困難であることから、町民に対し世帯数の1日分の食料の備蓄を行うよう広報を行うものとする。

(7) 調達体制の強化

災害時に食料の調達を速やかに行うため、町は次の事項を実施する。

ア 町内小売業者のリスト作成

イ 食料関係の組合、業者等との災害時の供給協定の締結の検討

3 食料糧輸送

(1) 輸送方法等

輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送を行うものとして計算し、荷姿は次のとおりとして積載量を計算する。

玄米 紙袋入り 1袋 30キログラム入り（精米換算27.3キログラム）

麻袋入り 1袋 60キログラム入り（精米換算54.6キログラム）

精米 紙袋又はビニール袋 1袋 10キログラム入り

乾パン 段ボール箱 1箱 128食入り

アルファ米 段ボール箱 1箱 100食入り（10キログラム）

乾燥がゆ 段ボール箱 1箱 50食入り

クラッカー 段ボール箱 1箱 70食入り

(2) 輸送の分担

町が調達した食料の集積地までの輸送及び町内における食料の移動は、町長が行う。

4 災害時における食料集積地

(1) 集積地の選定

町は、災害時に町内食料販売業者等から調達した食料や他市町村から搬送される食料を、埼玉ひびきの農協穀類乾燥調製施設に集積する。なお、当該施設の所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。

(2) 集積地の管理

食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食料管理に万全を期する。

5 炊き出しの実施及び食料の配分

(1) 炊き出し実施予定場所

炊き出しのための施設は、町内小中学校等の公共施設とし、それぞれの給食施設・設備を利用する。

[炊き出し実施予定場所一覧]

名 称	対 象 地 区	炊出し可能人員	責 任 者
神川町学校給食センター	町内全域	2,500人	所 長
神川保健センター	丹莊地区	200	所 長
神川中学校	青柳地区	1,500	学 校 長
丹莊小学校	丹莊地区	900	学 校 長

青柳小学校	青柳地区	700	学校長
渡瀬小学校	渡瀬地区	500	学校長
渡瀬コミュニティ集会所	渡瀬地区	200	
城峯公園キャンプ場	矢納地区	200	産業観光課長
* 神泉小学校	阿久原地区	100	学校長
* 神泉中学校	阿久原地区	200	学校長
* ステラ神泉	阿久原地区	50	支所長
冬桜の宿神泉	矢納地区	50	支配人

*は、土砂災害警戒区域内にある。

(2) 県への協力要請

町長は、多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、知事に炊き出し等について協力を要請することができる。

(3) 実施状況報告

町長は、炊き出し、食料の配分その他食料の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

6 救助法が適用された場合の費用等

炊き出し等による食料の給与に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できる。

資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P253

第2 衣料、生活必需品等供給計画

災害時に被災者に支給する衣料、生活必需品その他の物資については、その確保と支給の确实を期する。

1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の樹立及び実施は、救助法の基準に準じて町長が行うものとする。

2 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与

被災者に対する被服等の給与は、次のとおり実施する。

(1) 対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない「被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品」をそう失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者

(2) 生活必需品の供給計画

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びに調達方法等、生活必需品の調達計画を策定しておく。

ア 基本事項

(ア) 実施主体

原則として町が行う。

(イ) 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品の給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(ウ) 目標数量

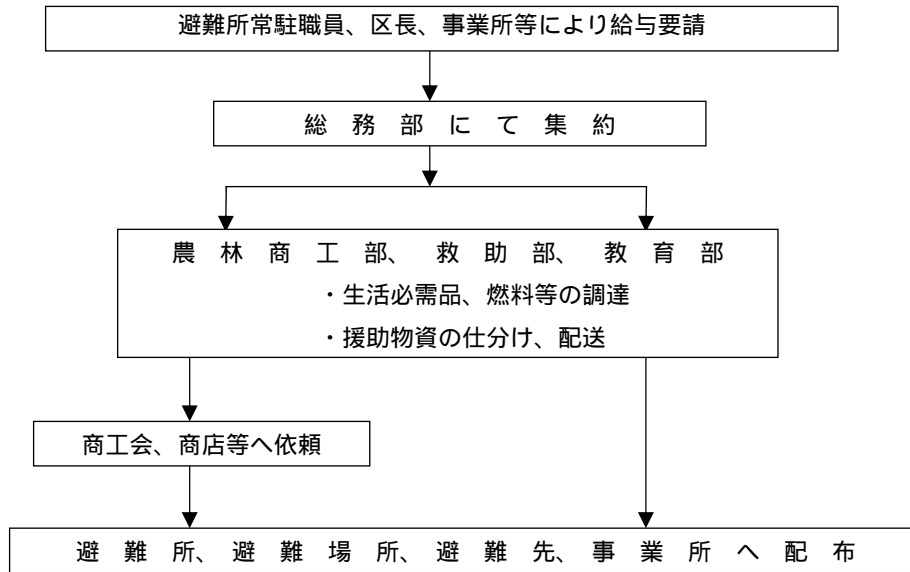
県の地震被害想定結果に基づいて被災人口を2,515人と想定し、3日分に相当する量を目標とする。

イ 生活必需品の備蓄

町は、生活必需品等の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(3) 給与又は貸与の方法

ア 生活必需品の調達、給与等は次のとおり行うが、婦人会、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。



イ 本庁舎、支所に備蓄している日用品、毛布等を避難者等に供給する。

ウ 生活必需品の購入計画は、町長が災害状況、被害世帯構成員等に基づき品目等を考慮して行う。

(4) 生活必需品等の輸送

町は、調達した生活必需品を避難所等に輸送する。

町長は、災害時に被災者に給（貸）与する生活必需品（備蓄及び調達物資）の輸送計画を定めておく。

3 調達救援物資の集積所

町内販売業者から調達物資や他市町村からの救援物資は、埼玉ひびきの農協穀類乾燥調製施設に集積する。

資料編 防災用物資等の備蓄状況 P 231

4 救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できる。

資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P 253

第3 給水計画

災害のため飲料水がこぼれ又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し最小限度必要な飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

1 飲料水の供給

(1) 計画方法

町は、町民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×約3ℓ）の水を確保できないときは、隣接市町又は県に速やかに応援を要請する。

(2) 飲料水の供給基準

被災者等に対する飲料水の供給は、次の基準で実施するものとする。

ア 対象

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水がこぼれ又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者

イ 供給量

災害発生時から3日目までは、1人1日約3ℓ、4日目以後は約20ℓを目標とする。これは飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

(3) 飲料水の確保

災害により水道施設等に被害を受けたときは、直ちに要給水対象人員等を調査し、次の措置をとる。

ア 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

なお、感染症等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、かつ残留塩素の確認を怠ってはならない。

イ 停電による断水の場合にあつては、東京電力(株)熊谷支社・高崎支社に可及的速やかな復旧を要請する。

(4) 給水の実施方法

ア 給水は、給水対象世帯及び人員等を調査のうえ、公共施設又は臨時に設ける給水栓等から必要最小量を搬送するものとする。

イ 飲料水が汚染したと認められるときは、保健所等の水質検査を受け、ろ水器等により浄水して供給する。

ウ 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、ろ過消毒した飲料水を町の保有する給水用器材により運搬し給水する。

[給水用器材保有状況]

区 分	給 水 タ ン ク		ポ リ 容 器	ポ リ 袋
	0.5 t	1.0 t	20 ℓ	10 ℓ
数 量	1 基	2 基	20個	100枚

エ 飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入して飲料水を確保する。

オ 給水は、医療機関、避難所、役場、炊き出し実施場所、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。

(5) 施設の応急修復及び資材等の調達

被災水道施設の応急修復及び資材等の調達は、町内の指定給水装置工事事業者により行う。

(6) 町民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合は、発生直後の給水が困難であることから、町民に対し家庭での備蓄を行うよう広報する。

2 救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できる。

資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P 253

第4 応急住宅対策

1 目標

(1) 目的

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制の整備を推進していく。

(2) 留意点

ア 応急仮設住宅の迅速かつ十分な設置

災害により住宅が滅失又は損壊等により居住不能となった被災者に対して、迅速に応急仮設住宅を供給することにより、被災者の最低限の生活の確保及び生活復旧の支援を行うことが重要である。このため、あらかじめ被災者数を想定し、応急仮設住宅が供給できるよう、設置場所、資機材の調達、人員の確保体制を確立する必要がある。

イ 災害時要援護者向け応急仮設住宅の設置

災害時要援護者に配慮した応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達、供給体制を整備する。

2 用地の確保

(1) 全体計画

ア 応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。このため、応急仮設住宅適地の基準を以下のように設定し、適切な用地選定を行う。

- (ア) 飲料水が得やすい場所
- (イ) 保健衛生上適当な場所
- (ウ) 交通の便を考慮した場所
- (エ) 住居地域と隔離していない場所
- (オ) 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所

イ 応急仮設住宅の建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、町の地域において想定された全焼、全壊、流出世帯数をもとに算定する。ただし、被害が大規模な場合は、基準以上に応急仮設住宅が建設される場合もあるため、町は、できる限り多くの用地の確保に努める。

(2) 短期計画

町は、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能戸数を把握する。

3 設置計画の策定

町は、以下のことを明記した応急仮設住宅の設置計画を策定する。

(ア) 入居基準及び災害時要援護者に対する配慮

町は、入居基準に従い、入居者を選定する。入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況及びペットの飼育状況等を考慮するとともに、災害時要援護者に配慮をする。

(イ) 応急仮設住宅の入居者の選定方法

入居者の選定に当たっては、福祉業務担当者及び民生委員等による選考委員会を設置して選定を行う。

(ウ) 応急仮設住宅の管理

町長は、県から委託された応急仮設住宅維持管理について、公営住宅に準じて行う。

4 応急仮設住宅の設置

町は、設置場所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。

(1) 応急仮設住宅の設置

設置戸数の決定	県は、町からの要請に基づき、設置戸数を決定する。
建設用地の確保	県及び町は、居住する被災者の生活環境をできる限り考慮し、以下の基準に適合した建設予定地を定めておく。 飲料水が得やすい場所 保健衛生上適当な場所 交通の便を考慮した場所 住居地域と隔離していない場所 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所
維持管理	町長が町営住宅に準じて維持管理をする。

(2) 応急仮設住宅の供給

入居者の選定	県が町の協力を得て被災者の状況を調査の上、以下の基準に基づき入居者を決定する。 住居が全焼（壊）又は流出した被災者 居住する住宅がない被災者 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者 選定に当たっては、福祉業務担当者及び民生委員等による選考委員会を設置して選定する。 なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や災害時要援護者に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。
災害時要援護者への配慮	県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の災害時要援護者に配慮するよう努める。また、入居に際しても、災害時要援護者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

(3) 応急仮設住宅の事前計画

用地選定	町は、県及び町の応急仮設住宅適地の基準に従い、町公有地及び建設可能な私有地の中から用地を選定する。 私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講ずる。
設置及び供給計画	町は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。 応急仮設住宅の着工時期 応急仮設住宅の入居基準 応急仮設住宅の管理 災害時要援護者に対する配慮

5 救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を町長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できる。

資料編	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	P 253
-----	---------------------------	-------

6 建設業者及び労務の供給

応急仮設住宅の建設は、県若しくは町の直営工事又は建設業者との請負契約により実施する。

7 既存住宅の利用

(1) 公的住宅の利用

公営住宅や他の公的住宅の空室、公営宿泊施設を一時的に供給する。

ア 公的住宅の確保

町は災害時に、町営住宅の空室の確保に努めるとともに、他の自治体及び公団・公社等に空室の確保を依頼し、被災者に供給する。

イ 入居者の選定

町は、確保した空室の募集計画を策定し、空室の住宅の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、応急仮設住宅の基準に準じ、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行う。

(2) 民間賃貸住宅の利用

町は、関係団体等に対し災害時の協力について働きかけを行い、借り上げ又はあっせんの方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。

第5 被災住宅の応急修理計画

災害により半焼又は半壊した住宅を応急修理することで、被災者の生活を当面の間維持する。実施に当たっては、関係機関の綿密な連携のもと、資材の調達や施工業者の決定を迅速に行う必要がある。

1 実施責任者

被害家屋の応急修理に関する計画の策定と実施は、町長が行う。

2 実施基準

被害家屋の応急修理は、次の基準で実施する。

(1) 修理対象者

災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者

(2) 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

3 救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できる。

4 建設業者及び労務

住宅の応急処理は、町の直営工事又は建設業者との請負契約により実施する。

5 応急危険度判定

(1) 目的

応急危険度判定とは、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としている判定であり、主として外観目視等によって判定される。

(2) 危険度の確認等

町は、震後速やかに町所有施設並びに住宅等の建築物について応急危険度判定を実施し、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動を行なうとともに、町有建築物等の震後対策での使用の可能性の判断を行う。

また、町内の応急危険度判定士の把握及び協力体制の確立に努め被害想定に対して判定士が不足する場合には、あらかじめ近隣市町村及び県との連絡、調整を図り、応急危険度判定を速やかに行うことのできる体制の整備を行う。

(3) 応急措置の実施

町は、応急危険度判定の結果に基づき、余震等による二次災害を防止するため、住宅等の被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努めるとともに、町有被災建築物に対して適切な応急処置を実施する。

(4) 支援要請

二次災害防止のための応急措置を実施するに当たり、人員、資機材が不足する場合は、県に支援を要請する。

第6 文教対策計画

文教施設、設備の被害又は児童、生徒等の被災により通常の教育が実施できない場合の応急教育の方法、教材等の調達・配給その他について定める。

1 留意点

校舎が被害を受けたときの代替的な施設の確保、また、教員が被災した場合の教育実施者の確保など、早期に授業の再開、継続ができるよう配慮する必要がある。

2 実施責任者

(1) 小・中学校（園）の応急教育及び町立文教施設の応急復旧対策並びに教職員の確保は、町教育委員会が行い、保育所の応急教育及び応急復旧等については、福祉健康課が行う。

(2) 災害に対する各学校（園）等の措置については、校長（以下「園長」を含む。）が具体的な応急対策の計画を立てる。

(3) 教科書及び学用品の給与については、町長が実施する。

3 事前準備

(1) 校長は、学校（園）の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などについて明確な計画を立てる。

(2) 校長は、災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。

ア 児童、生徒等の避難訓練、災害時の事前措置、事後措置及び保護者との連絡方法等を定め周知すること。

イ 町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網及び協力体制を確立すること。

ウ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知すること。

4 災害時の対応

町は、所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害時の対応を促進する。

(1) 校長は状況に応じ、本章第10節「第1 避難計画」に定める計画に基づいて、各学校（園）であらかじめ定めた計画により避難させる。

(2) 校長は、災害の規模、児童、生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会に報告する。

(3) 校長は状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、臨時休校など適切な措置をとる。

ア 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、園児、低学年児童については、教職員が地区別に付き添うこととする。

イ 校内保護

学校が避難所に指定されているため、校長は、児童、生徒等を校内に保護し、保護者への連絡に努める。なお、この場合、速やかに町に児童、生徒数その他必要な事項を報告する。

ウ 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、連絡網によって保護者に伝えるとともに、電話により関係地区長等に伝達し徹底を図る。

エ その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、町教育委員会と協議し、決定する。

- (4) 校長は、避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。
- (5) 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。
- (6) 応急教育計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童、生徒等に周知徹底を図る。

5 災害復旧時の対応

町は、所管する学校（園）を指導及び支援し、災害復旧時における応急教育の対応に努める。

(1) 教育施設及び授業

ア 被害状況を速やかに把握し、関係機関との連絡をとりその対応に当たる。

イ 被害状況に応じて規定授業時間数の確保に努める。

(ア) 校舎の被害が軽微なときは、可及的速やかに応急修理をして授業を行う。

(イ) 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で短縮授業、二部授業及び分散授業等を行う。

(ウ) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用又は最寄りの学校の一部を使用し授業を行う。

(エ) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘察し、必要があれば仮校舎を設営する。

(オ) 被害の程度により臨時休校の措置をとった場合には、授業のできなかった時間について補修授業等を行う。

(2) 給食等の措置

ア 学校給食センターが被災した場合は、速やかに応急修理を行い給食実施に努める。

イ 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達を行う。

ウ 衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症及び食中毒の発生のないよう努める。

(3) 教職員の確保

教職員の被害に伴い、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の臨時配置及び補充措置等により教育実施者の確保に努める。

(4) 健康管理及び危険防止

ア 児童、生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行う。

イ 学校（園）においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防に万全を期する。

ウ 被災児童、生徒等の心の相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制の確立を図る。カウンセリングには、養護教諭等が応急措置に当たる。

エ 浸水被害を受けた学校（園）については、教室、給食室、便所など防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。さらに、理科室、保健室等に保管している薬品、器具について安全点検を行う。

オ 学校（園）の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、安全を図る。

(5) 教材・学用品等の調達及び配給の方法

被災児童、生徒に対する学用品の給与は救助法の基準に準じて行う。調達及び配給の方法については、教

育委員会並びに学校において、事前に計画を立てる。

ア 実施機関

学用品の調達、配分等は、町が行う。ただし、町による調達が困難と認めたときは、県に調達を依頼する。

イ 給与基準

(ア) 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等により就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒に対して行う。

(イ) 学用品の給与は、被害の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- a 教科書（教材を含む。）
- b 文房具
- c 通学用品

ウ 給付の時期

災害発生の日から教科書（教材を含む。）については1月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

エ 救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できる。

(6) 授業料の減免、奨学金貸与の措置

ア 被災により授業料の減免が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講ずる。

イ 被災により修学に著しく困難を生じ奨学金の貸与を必要と認められる者については、貸与について特別の措置を講ずる。

(7) その他の事項

ア 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行う。

なお、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、臨時休校の措置を含め、児童、生徒等の登下校の安全確保に努める。

イ 学校以外の教育機関においては、不時の災害発生に対処する訓練を行う。

なお、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、臨時休所（館）を含む適切に対応する。

ウ 児童、生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。

エ 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防に努める。

(8) 文化財の保護

ア 被害防止対策

災害発生時における文化財の保護を図るため、町教育委員会、所有者及び管理者は、次に掲げる事項について必要な計画を立てて実施する。

また、文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、町教育委員会は、文化財の所有者及び管理者に保存管理に万全を期すよう指導、助言する。

イ 被害報告

国、県及び町指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、被害状況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会を通じて県に報告する。

ウ 応急対策

(ア) 災害により文化財が被災した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに、災害の拡大防止に努めなければならない。

(イ) 国、県及び町指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、指定先の指示に従いその保存に努める。

(ウ) 町は、被災した文化財の被害拡大を防ぐため、所有者又は管理者に協力して応急措置に当たる。

資料編	文化財一覧	P 256
-----	-------	-------

第7 広報活動

町は、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行い、必要に応じて県に広聴活動の協力を要請する。

第12節 障害物除去計画

第1 目標

1 目的

災害に際して、土砂や立木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所（居室、炊事場、便所等）及び道路の機能上支障をきたす場合に、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保に万全を期する。

2 留意点

道路上の障害物については、避難路の遮断や緊急物資の輸送に支障をきたすことから、町は、緊急時に使用する道路として優先的に通行を確保すべき路線についてあらかじめ計画を立てておくことが必要である。

第2 実施計画

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施責任者

ア 障害物の除去は、町長が行う。

イ 第一次的には町保有の器具、機械を使用して実施する。

ウ 労力又は機械力が不足する場合には、県又は隣接市町からの派遣を要請する。

(2) 除去の基準

被災地における障害物の除去は、次の基準で実施する。

(ア) 対象

障害物の除去の対象となるものは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に土砂、立木等の障害物が入り込んだもので、しかも自分の資力をもってしては障害物の除去ができない場合とする。

(イ) 除去の方法

賃金職員等あるいは技術者を動員して障害物の除去を行う。

(ウ) 障害物除去対策者の選定基準は、資料編に掲げるとおりとする。

(3) 救助法が適用された場合の費用等

住宅に対する障害物の除去の費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できる。

資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P253

2 道路等の障害物の除去

(1) 道路上の障害物

ア 実施責任者

道路上の障害物の除去と道路の応急復旧の計画の樹立とその実施は、土木班と調整の上、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路管理者が行う。

イ 応急復旧による交通の確保

道路管理者は、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定する。

(2) 河川における障害物の除去

河川における障害物の除去については、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川管理者が行うこととし、除去する障害物の優先順位については、河川の機能を確保するため、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮したうえで決定する。

3 障害物の集積場所

町長が管理する道路にかかる障害物の集積場所は、公有地を中心に具体的な選定を行う。集積所は、次の基準により災害発生場所の近くに設ける。

(1) 交通に支障のない町有地を選定する。

(2) 町有地に適当な場所がないとき民有地を使用する場合は、所有者から貸借する。

4 道路管理者に対する連絡

国道又は県道に障害物が堆積し通行不能となった場合又は河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、直ちにこの旨を道路管理者及び河川管理者に通報し、これらの除去を要請する。

通知先は、次のとおりである。

区 分		通 知 先	電 話 番 号	
国 道	R462、R254	本 庄 県 土 整 備 事 務 所	21-3141	
県 道	上 里 鬼 石 線 児 玉 新 町 線 前 橋 長 瀬 線 矢 納 浄 法 寺 線 吉 田 大 田 部 譲 原 線			
河 川	普 通 河 川 (管理条例により認定される河川)		神 川 町 建 設 課	77-0702
	神 流 川	寄 島 頭 首 工 よ り 下 流 下 久 保 ダ ム か ら 上 流	高 崎 河 川 国 道 事 務 所	027-345-6000
		寄 島 頭 首 工 よ り 上 流	本 庄 県 土 整 備 事 務 所	21-3141
	上 記 以 外 の 河 川			

5 必要な人員、機械器具等の確保

障害物の除去に必要な人員及び機械器具等は、実施機関現有のものを使用するほか、適宜関係業者の協力を求めて確保する。

第13節 輸送計画

第1 目標

この計画は、災害応急対策実施に当たり、人員及び物資等を輸送するため、車両等の調達、緊急輸送計画を策定し輸送力の万全を期する。

第2 実施責任者

応急対策に必要な人員及び物資等の輸送は、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送及び移送についての応援を要請する。また、救助法が適用された場合は、あらかじめ知事から職権を委任されている救助に関する輸送についてや、知事の救助を待つことができないときは、町長が行う。

第3 緊急輸送の実施

緊急輸送は、次の優先順位に従って行う。

1 総括的な輸送順位

- (1) 町民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 災害の拡大防止のために必要な輸送
- (3) その他災害応急対策のために必要な輸送

2 災害発生後の各段階において優先されるもの

(1) 第1段階（災害発生直後の初動期）

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ウ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
- エ 自治体等の災害対策要請、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階（応急対策活動期）

- ア 第1段階の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階（復旧活動期）

- ア 第2段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

第4 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

1 自動車による輸送

(1) 車両確保の順序

車両等の確保は、おおむね次の順序による。

- ア 応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 営業者所有の車両等
- エ その他の自家用車両等

(2) 車両の確保

ア 町有車両

災害時における町有自動車の集中管理及び自動車の確保や配備は、総務部連絡調整班が行い、各部は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは連絡調整班に依頼する。

連絡調整班は、稼働可能な車両数を掌理し、要請に応じ配車を行う。

イ その他の車両

各部からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、連絡調整班は直ちに他の公共的団体に属する自動車、営業用あるいは自家用の自動車を確保する。

ウ 協力要請

町内で自動車の確保が困難な場合には、町長は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

(ア) 輸送区間及び借上げ期間

(イ) 輸送人員又は輸送量

(ウ) 車両等の種類及び台数

(エ) 集結場所及び日時

(オ) その他必要事項

資料編	緊急通行車両等確認様式	P 246
-----	-------------	-------

2 鉄道による輸送

被災者又は物資の輸送のため、車両の増結や臨時列車の増発等が必要な場合は、東日本旅客鉄道(株)丹荘駅と協議して、適切な措置を講ずる。

3 ヘリコプター等による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合に、町長は、県にヘリコプター等による輸送を要請する。

また、必要により、本章第15節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき、県に自衛隊の派遣を要請する。

4 人力等による輸送

前各号による輸送が不可能な場合は、労働者による人力輸送を行うものとする。輸送のための労力の確保は、本章第14節「要員確保計画」の定めるところによる。

第5 燃料の確保

本部は、緊急通行車両等の燃料を確保するため、業者の現状を把握し、必要により協定等の締結を図る。

第6 応急救助のための輸送

応急救助のための輸送は、次のとおりとする。

1 輸送の範囲

(1) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資

(2) 消防、水防活動など災害の拡大防止のための人員及び物資

(3) 自治体等の災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員など初動の災害対策に必要な人員・物資

(4) 医療機関へ搬送する負傷者等

(5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(6) 食料、水など生命の維持に必要な物資

(7) 疾病者及び被災者の被災地外への輸送

(8) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(9) 災害復旧に必要な人員及び物資

(10) 生活必需品

2 救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できる。

資料編	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	P 253
-----	---------------------------	-------

第14節 要員確保計画

第1 労務供給計画

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、熊谷公共職業安定所本庄出張所を通じて労働者を確保し、労務供給に万全を期する。

1 要員確保

応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の救助を行う者に必要な最小限度の労働者の雇い上げによって行う。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産における移送
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救助用物資の整理分配及び輸送
- (6) 遺体の搜索
- (7) 遺体の処理
- (8) 緊急輸送路の確保

2 実施責任者

奉仕団の動員又は労働者の雇上げは、町長が行う。ただし、災害の程度、規模等により、町において要員の確保ができないときは、必要な要員の応援を県に要請する。また、救助法が適用された場合の労働者の雇上げは、あらかじめ知事から職権を委任されている救助に関する労働者の雇上げに関することや、知事の救助を待つことができないときは、町長が行う。

3 救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用に要する費用については、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できる。

資料編	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	P 253
-----	---------------------------	-------

第2 奉仕団の動員及び活動

要員が不足するとき、又は円滑に応急対策を実施するために民間奉仕団体への協力要請を行う。

1 奉仕団の編成

奉仕団は、災害対策の実施に奉仕する次の団体をもって編成する。

- (1) 日本赤十字社奉仕団
- (2) 婦人会
- (3) 神川町青少年相談員
- (4) その他

2 奉仕団の活動内容

主 な 奉 仕 作 業	作 業 内 容
(1) 避 難 者 誘 導 活 動	避難者を安全地帯に避難させる。
(2) 緊 急 活 動	被災者の救出及び救護活動に当たる。
(3) 炊 き 出 し 活 動	被災者の炊き出しを行う。
(4) 避 難 所 活 動	避難所に収容した被災者の世話をする。
(5) 物 資 配 給 活 動	食料、衣料その他の給与物資を受けて被災者に配給する。
(6) そ の 他 の 活 動	被災者の家財等の監視 義援金品の募集及びその受付事務、義援物資の整理輸送、配分等の奉仕、がれき及びごみの片付け

第3 要員雇上げによる確保

- 1 応急対策に必要な要員が不足又は特殊作業のため労力が必要であるときは、その要員を雇上げる。
- 2 町長は、要員が不足又は雇上げが困難なときは、知事を通じて公共職業安定所長へ要請する。
- 3 雇上げ労働者の賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労働者を使用した地域における通常の実

費程度とし、町で負担する。

第4 災害ボランティアに関する計画

災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関等だけでは十分に対応できないことが予想されることから、各種ボランティア団体の活動を推進する。

町は、ボランティア受入総括窓口を社会福祉協議会ボランティアセンターに設置する。ボランティアを必要とするときは、県又は県ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請する。

第5 連携体制の確保

1 民間団体、企業との連携

町は、民間団体、企業等との連携を図るため、連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行うとともに、効果的な活動が行えるよう支援する。

2 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて公共施設等をボランティアの活動拠点として提供する。

第15節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 目標

災害の態様及びその規模から自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

第2 災害派遣活動の範囲

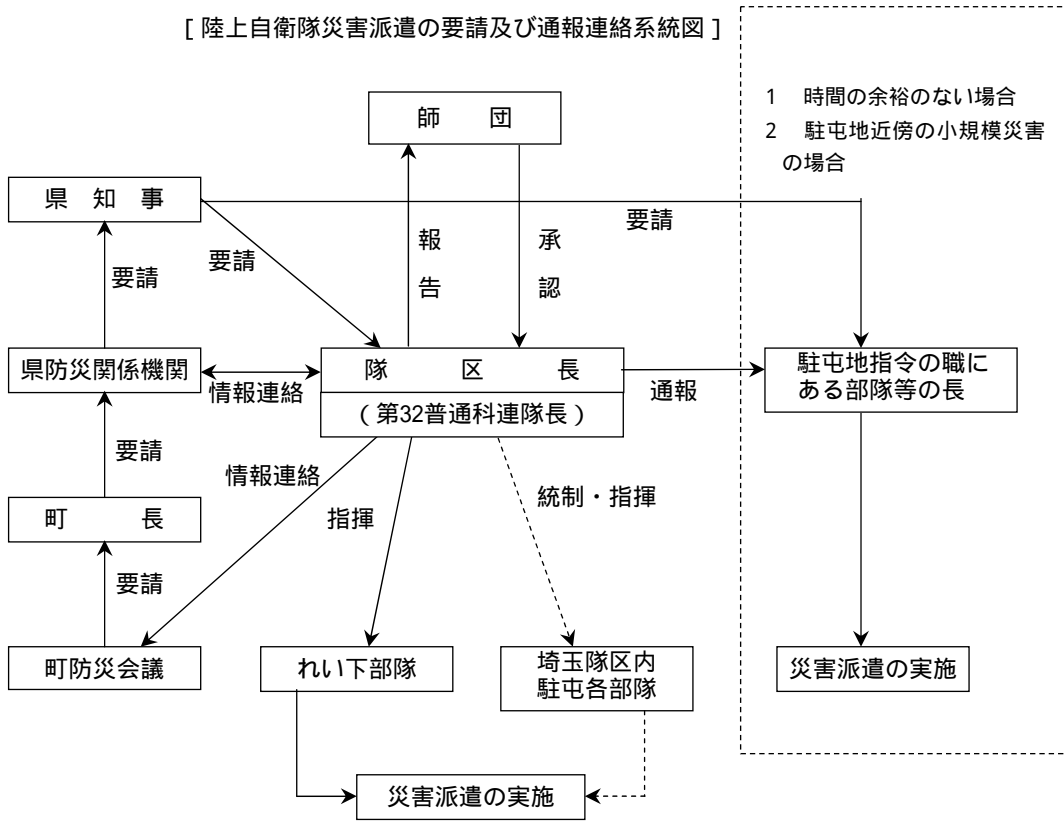
自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、その範囲は、財産の救援のため必要があり、かつ、その実体がやむを得ないと認めるもので、他の要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送
- (3) 避難者の捜索、救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路など交通上の障害物の除去
- (7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊事及び給水支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は贈与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去
- (14) 予防派遣
- (15) その他

第3 災害派遣の要請

1 連絡系統

[陸上自衛隊災害派遣の要請及び通報連絡系統図]



2 県に対する災害派遣要請の依頼

- (1) 知事に対する自衛隊災害派遣要請は、町長が行う。
- (2) 町長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

ア 提出（連絡先）

県危機管理防災部危機管理課

イ 記載事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接次の部隊に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。

3 連絡先

(1) 県

区分 機関名	連 絡 先		電 話 番 号	
			一般加入電話	防災行政無線
県	時 間 内	危機管理防災部危機管理課	048-830-3115	6-3115 応急対策担当
	時 間 外	” (当直)	048-830-3166 F A X 048-830-4776 ” -4779	

(2) 自衛隊

部隊名（駐屯地等）	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 第32普通科連隊（大宮）	第3科長	部隊当直司令 （連帯夜間当直）	大宮 048-663-4241～5 内線 435～439 時間外 402
陸上自衛隊 第1師団司令部（練馬）	第3科長 又は防衛班長	第1師団司令部 当直長 駐屯地当直司令	東京 03-3933-1161 内線 230・238・239 時間外230（第1師団司令部当直長）301・302（駐屯地当直司令）
航空自衛隊中部航空方面 隊司令部（入間）	運用第2班長	中空司令部当直幕僚	狭山（04）2953-6131 内線 2233 時間外 2204
海上自衛隊横須賀 地方総監部（横須賀）	防衛部長 又は第3幕僚室長	オペレーション室 当直幕僚	横須賀 046-822-3500 内線 2210・2213・2224 時間外 046-822-3503 内線 2310

第4 災害派遣部隊の受入体制の確保

1 緊密な連絡体制

知事、町長、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力と必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡をとり協力する。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

3 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により確立するとともに、作業実施に必要な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口一本化

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を総務部総務班に設置する。

5 派遣部隊の受入れ

町は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備する。

- (1) 本部事務所 町役場または神川町中央公民館
- (2) 宿舍 公共施設または民間施設（野営の場合、神川町営グラウンド）
- (3) 材料置き場（野外の適当な広さ） 神川町営グラウンド
- (4) 駐車場（車一台の基準3m×8m） 神川町営グラウンド
- (5) ヘリポート（2方向に障害物がない広場） 神川町営グラウンド

資料編 防災ヘリポート P234

第5 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- 1 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 4 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償

5 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する。

第6 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、派遣部隊の長と協議の上、知事に撤収要請を行う。

第16節 環境衛生整備計画

第1 廃棄物処理計画

被災地におけるし尿、生活ごみ及びびがれきの収集、運搬、処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

1 実施責任者

清掃計画の策定及び実施は、町長が行う。ただし、被害甚大で町で処理不可能の場合は、他市町村又は県の応援を求めて実施する。

2 ごみ処理

(1) 収集方法

ア ごみの収集は、委託業者により実施し、ごみの量が多大若しくは収集困難なときは、建設業者等の車両を借り上げるとともに、被災地住民及び消防団員等の協力を得て迅速に行うものとする。

イ 収集場所は指定の場所とするが、被災地の状況に応じて臨時収集場を設置し、緊急処理を必要とする区域から実施する。

ウ 町は、大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対し集積や分別の協力依頼を行う。

(2) 処理

ア ごみ及び粗大ごみは、小山川クリーンセンターで処分する。なお、その際には廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に定める基準に従って行う。

イ 災害により処理施設に支障がある場合及び多量なため又は交通事情等により処理が困難な場合は、保健衛生上適当と思われる場所を臨時集積場として使用する。

ウ 保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

(ア) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ

(イ) 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

(3) ごみ処理施設及びごみ収集業者

ア ごみ処理施設

施設名	所在地	処理能力	電話番号
児玉郡市広域市町村圏組合立 小山川クリーンセンター	本庄市東五十子151 1	ごみ焼却 228 t / 日 粗大ごみ処理 68 t / 5 h	22 8200

イ ごみ収集業者

業者名	所在地	電話番号	所有台数
児玉清掃(株)	本庄市児玉町児玉2477 6	72 1038	11台

3 し尿処理

(1) 収集方法

ア し尿の収集は、業務委託者により実施する。

イ 収集順位は、避難所など緊急汲み取りを必要とする所から優先的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って実施する。

(2) 終末処理

収集したし尿の終末処理は、利根グリーンセンターで行うことを原則とするが、災害が大規模なため処理能力を超えるとき若しくは処理が困難な場合は、必要に応じて水洗便所の使用の制限を行う。また、厚生班は仮設トイレを速やかに避難場所及び住家密集地等に設置する。仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

(3) し尿処理施設及びし尿処理業者

ア し尿処理施設

施設名	所在地	処理能力	電話番号
児玉郡市広域市町村圏組合 立利根グリーンセンター	本庄市新井1029-1	150kℓ/日 (し尿 109kℓ/日・浄化槽汚泥 41kℓ/日)	22 2097

イ し尿処理業者

業者名	所在地	所有台数	電話番号
児玉清掃(株)	本庄市 児玉町児玉2477-6	9台 (バキューム 8・高圧洗浄車 1)	72-1038

4 災害廃棄物処理

(1) 災害廃棄物発生量の推定

災害時においては、倒壊家屋等の大量の災害廃棄物が発生するため、予想される被害想定から災害廃棄物の発生量を事前に予測し、必要な機材や仮置場の確保を図る。

(2) 処理体制の確保

災害廃棄物の処理については、原則として次の体制を確保して行う。

ア 住宅、建築物系（個人、中小企業）

町が災害廃棄物処理事業として解体、処理を行う。

イ 企業の事業所等

企業が自己処理を行う。

ウ 公共、公益施設

施設の管理者において処理する。

エ 処理の推進と調整

国、県、町及び関係者が協力して、「災害廃棄物処理推進協議会」を設置し、災害廃棄物の処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

(3) 処理対策

ア 仮置場の確保

災害時において発生する倒壊家屋等の災害廃棄物は、神川町営グラウンドを仮置場として搬入する。

イ 分別収集体制の確保

災害時において大量に発生する災害廃棄物が効率よく処理、処分されるためには排出時における分別の徹底が必要なので、収集体制の確保を検討する。

ウ 適正処理、リサイクル体制の確保

災害時においても適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、また大量に発生する災害廃棄物の最終処分はかなり困難となることが予想される。

そこで緊急時の相互援助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、災害廃棄物の適正処理、リサイクル体制の確保策を検討していく。

エ 広域処分体制の確保

大量の災害廃棄物を処分するためには、町外の最終処分場に依存せざるを得ないことが予想されるため、近隣市町と広域処分対策について検討し、状況により県に応援を要請する。また、収集運搬許可業者と協定を進める。

5 廃棄物処理機能の確保及び復旧

(1) 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な維持管理が難しくなり、強いては周囲の環境破壊をも引きおこすおそれがあるので、普段より施設の管理を十分に行うよう、児玉郡市広域市町村圏組合に要請する。

(2) 復旧対策

被害が生じた場合には迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況を勘察し、災害復旧費補助金を受ける場合には、その取扱い要綱に従い早急に県に報告するなどの処置を講ずるとともに、収集作

業に影響を与えるような場合には、とりあえず期間を定めて他の処理施設に処理を依頼するなどの方策を立て、効果的な清掃活動を行う。

6 死亡獣畜の処理

(1) 防疫対策

被害地域にあつては、畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対する薬剤散布を実施し、家畜伝染病を予防するように指導する。

(2) 処理方法

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか、必要に応じて農林班が次の措置をとるものとする。

ア 移動し得るものについては、適当な場所に集めて処理する。

イ 移動し難いものについては、その場で個々に対応する。

ウ 処理は、環境衛生上支障のないよう十分留意し、埋設又は焼却によって行う。なお、その際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

7 応援協力要請

町長は、町のみでは清掃業務が不可能又は困難な場合は、知事及び他市町村に応援を要請し、緊急事態の收拾処置に当たる。

また、町は、あらかじめ民間の清掃関連業界、し尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱うリース業界等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

第2 防疫計画

1 計画の方針

被災地に発生する感染症の予防を実施し、防疫に万全を期する。

2 実施責任者

防疫についての計画の策定及び実施は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へ、要員及び資機材の応援を要請する。

3 防疫措置の実施

知事が感染症予防上必要と認めて発する次の指示命令を受けた場合、町長は、災害の規模及び態様などに応じ、その範囲及び期間を定めて、速やかに行う。

(1) 感染症予防委員の設置

(2) 清掃方法及び消毒方法の実施

(3) ねずみ族、昆虫等の駆除

(4) 飲料水等の供給

(5) 感染症患者の収容

(6) 臨時の予防接種

4 実施区域の基準

被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する区域から優先して実施する。

(1) 下痢、発熱など有症者の多発区域

(2) 集団避難所

(3) 滞水区域、その他衛生条件が良好でない区域

5 実施方法

(1) 防疫班の編成

厚生班を中心に防疫班を編成する。必要に応じ要員を雇い上げ、係を置き、被害状況の把握、防疫業務の実施、町民への衛生指導及び広報活動、患者の収容等を行う。

(2) 具体的活動

ア 防疫活動は、厚生班が中心となり、まず防災行政無線及び広報車等により広報を行い、本庄保健所との

緊密な連絡のもとに実情に即した指導を行う。

イ 災害の状況等により防疫班を適宜設置し、保健・医療班と協力し、被災地及び避難所における感染症患者又は病原体保有者の早期発見に努めるとともに、感染症予防上必要と認めるときは、感染症患者を県北隔離病舎及びその他適切な場所へ収容隔離する。

ウ 感染症予防のため、必要に応じて被災地及び避難所の消毒並びにねずみ、昆虫等の駆除を行う。

エ 被災地の家屋周辺の清掃及び井戸水の消毒について指導又は指示を行う。

消毒については、災害の規模及び態様に応じ、焼却、蒸気消毒、煮沸消毒、薬物消毒等の方法により行う。

オ 汚水停溜の場所及び湿潤場所を埋め、又は排水をよくするよう指導又は指示を行う。

カ 疾病のまん延を防止するため必要と認めるときは、その区域及び期日等を指定して予防接種を実施する。

キ 予防教育及び広報活動

パンフレット等の配布、防災行政無線、広報車及び報道機関等の活用により、速やかに地域の町民に対する予防教育及び広報活動を行い、感染症及び食中毒予防等に関する注意事項を周知する。

6 防疫用機器及び薬品

(1) 防疫用機器

防疫用機器は町有防疫用機器を使用し、不足する場合は関係機関及び地域住民等から借上げる。

(2) 防疫用薬品の調達

防疫を実施するため必要とする薬品の調達は、取扱業者、取扱品目、供給能力等を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとし、町長は調達が不足又は困難なときは、知事に調達のあっせんを要請する。

第3 動物愛護

1 目標

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア団体及び動物園等との協力体制を確立する。

2 計画

(1) 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は県、町、獣医師会、動物関係団体等の協力のもと保護し、動物救援本部が設置する動物保護施設等へ搬送する。

(2) 避難所における動物の適正な飼養

町は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(3) 情報の交換

町は、県、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。

ア 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況

イ 必要資機材、獣医師の派遣要請

ウ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望

エ 他市町村への連絡及び応援要請

(4) その他

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成10年埼玉県条例第19号）に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

第17節 広域応援受入計画

第1 国からの応援受入れ

1 趣旨

大規模、緊急又は専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対し、国から応援及びあつせんを円滑に受け入れる。

2 受入体制の確立

国は、大規模な災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、必要な災害活動のあつせんを行う権限を有しているため、県及び町は、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

3 町が行う対策

(1) 受入体制の整備

ア 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集、連絡体制の明確化に努める。

イ 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。

(2) 応援受入れの対応

ア 受入窓口

イ 応援の範囲又は区域

ウ 担当業務

エ 応援の内容

第2 地方公共団体からの応援受入れ

1 趣旨

大規模な災害により、救援活動に専門的な知識又は技術が必要な場合や、広範囲又は長期に及ぶ場合、多くの地域からの応援を円滑に受け入れる。

2 受入体制の確立

他の地方公共団体の専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるため、町は、県及び他市町村と連携し、受入体制を確立する。

(1) 応援体制の種類

ア 応援協定市町村

イ 県内他市町村

ウ 県外の他市町村

(2) 応援活動の種類と機関

ア 災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）

イ 医療応援に関連する業務（例：医療班の派遣、医薬品の提供等）

ウ 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定等）

エ 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入れ、職員の派遣 事務の補助）

資料編	消防相互応援協定（神川村、鬼石町）	P 239
	災害時における相互支援に関する協定書（渋谷区、神泉村）	P 244
	災害時の医療活動に関する協定（本庄市、美里町、児玉町、神川町、神泉村、上里町、本庄市児玉郡歯科医師会）	P 245
	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	P 246

3 町が行う対策

(1) 受入体制の整備

関係機関との相互協力により、受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受け入れる。

(2) 応援受入れの対応

ア 受入窓口

イ 応援の範囲、区域及び制約条件

ウ 担当業務

エ 応援の内容

オ 交通手段及び交通路の確保

第3 ボランティアの応援受け入れ

1 趣旨

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。

ボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受け入れる。

2 町が行う対策

(1) ボランティア受入体制の整備

ボランティアの拠点となる施設を社会福祉協議会ボランティアセンターとし、受入体制の整備を行う。

(2) ボランティアの受け入れと活動の支援

ア 町は、発災後直ちにボランティアの拠点となる施設の提供を行う。

イ この施設の運営は、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となってい、次の業務を行う。

(ア) ボランティアの受け入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。

(イ) 町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県ボランティアセンターにボランティアの派遣等を要請する。

注：コーディネート…各部を調節し、全体をまとめること。

第4 公共的団体からの応援受け入れ

1 趣旨

大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。国内の公共的団体からの、所掌事務に関連する組織的応援を、他機関との連携により円滑に受け入れる。

2 受入体制の確立

県及び町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう受入体制の整備を確立する。

(1) 町が行う対策

被災地域にあるか所掌事務に関係する公共的団体と、応急対策等に当たって積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

(2) 公共的団体と活動の例示

ア 公共的団体

日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、看護師協会、社会福祉協議会、農業（協）、森林組合、商工業（協）、神川町商工会、生活協同組合、青少年相談員、婦人会等

イ 活動

(ア) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。

(イ) 災害時における広報等に協力すること。

(ウ) 出火の防止及び初期消火に協力すること。

(エ) 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。

(オ) 被災者の救助業務に協力すること。

(カ) 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。

(キ) 被害状況の調査に協力すること。

(ク) 被災者のごみの収集運搬に関すること。

(ケ) 避難所及び避難場所の清掃に協力すること。

第4章 災害復旧計画

第1節 迅速な災害復旧

第1 趣旨

災害復旧計画は、災害発生後被害を受けた各施設の原型復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧の実施を図る。なお、この計画は、災害応急対策を講じた後の被害の程度を十分検討して作成する。

第2 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の発生防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は、以下に示すとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他の資金計画
- 11 その他の計画

第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

1 法律に基づく財政援助措置

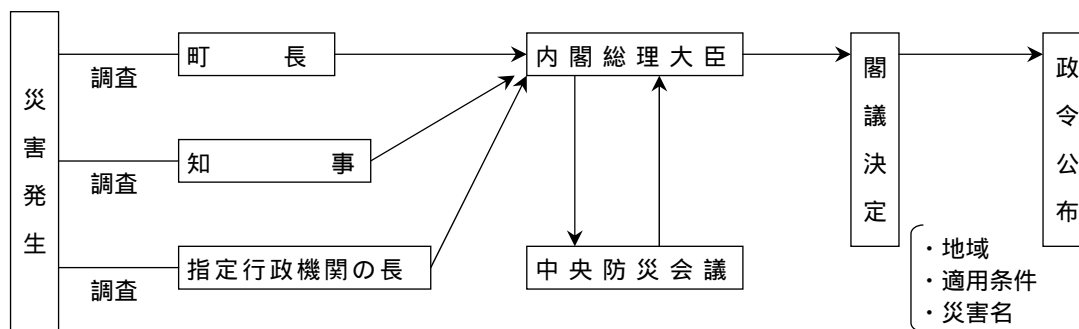
国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の指定手続きについては、下図のとおりである。



(1) 財政援助措置の対象

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設復旧事業関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障がい者更生援助施設災害復旧事業
- (ケ) 知的障がい者援護施設災害復旧事業
- (コ) 女性保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業
- (セ) たん水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 中小企業に対する資金の融通に関する特例

エ その他の財政援助及び助成

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ウ) 日本私学振興財団の業務の特例
- (エ) 町が施行する感染症予防事業に関する特例
- (オ) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例
- (カ) 水防資材費の補助の特例
- (キ) り災公営住宅建設資金の特例

(ク) 産業労働者住宅建設資金の特例

(ケ) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政援助

(コ) 雇用保険法第10条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業給付金の支給

(2) 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第4 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は、実施に必要な職員の配備又は職員の応援及び派遣など活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、現場監督の指導等を行う。

第2節 計画的な災害復興

第1 趣旨

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係者との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

第2 災害復興対策本部の設置

町は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第3 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表及び行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を町民に公表する。

2 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第4 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

町は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

(1) 町は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

(2) 県及び町は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

第3節 生活再建等の支援

第1 趣旨

大規模災害時には、多くの人々が被災し、町民や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に見舞われ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧や復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い民生安定を講ずる。

なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育など広範囲な分野について、総合的な支援を行う手順書の策定等について検討する。

第2 被災者への融資等

1 被災者個人への融資

(1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して、速やかに自力更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び町社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を予算の範囲内で行う。

[生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付]

貸付対象者	災害を受けたことにより困窮し、自力更生のための資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：1年以内の据置期間経過後7年以内 利率：年3% 据置期間中は無利子

[生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付]

貸付対象者	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受けるなどのための資金を必要とする低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯
貸付限度	250万円以内。ただし、住宅の全壊、全焼の場合であって、特別の事情がある場合は、350万円以内（災害援護資金と住宅資金の重複貸付）
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：年3% 据置期間中は無利子

(2) 住宅復興資金

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

[災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付]

貸付対象者	り災直前の建物価額の5割以上の被害を受けた者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13m ² 以上175m ² 以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。			
貸付限度	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2"> { 耐火、準耐火・木造(耐久性) 1,460万円以下 木造等 1,400万円以下 </td> <td>土地取得費 970万円以下</td> </tr> <tr> <td>整地費 380万円以下</td> </tr> </table>	{ 耐火、準耐火・木造(耐久性) 1,460万円以下 木造等 1,400万円以下	土地取得費 970万円以下	整地費 380万円以下
{ 耐火、準耐火・木造(耐久性) 1,460万円以下 木造等 1,400万円以下	土地取得費 970万円以下			
	整地費 380万円以下			
利率	年2.2%（平成19年2月14日現在）			
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 融資の日から3年以内の据置期間を設けることができ、その間、償還期間の延長可			
その他	住宅金融支援機構が指定した災害で、地方公共団体から災害復興住宅に関する認定書の発行を受けた者			

[災害復興住宅補修資金に基づく資金貸付]

貸付対象者	補修に要する額が10万円以上でり災直前の建物価額の5割未満の被害を受けた者 また、補修する家屋を移転する者に移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者には整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。			
貸付限度	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2"> { 耐火、準耐火 640万円以下 木造 590万円以下 </td> <td>移転費 380万円以下</td> </tr> <tr> <td>整地費 380万円以下</td> </tr> </table>	{ 耐火、準耐火 640万円以下 木造 590万円以下	移転費 380万円以下	整地費 380万円以下
{ 耐火、準耐火 640万円以下 木造 590万円以下	移転費 380万円以下			
	整地費 380万円以下			
利率	年2.2%（平成19年2月14日現在）			
償還期間	20年以内 （1年以内の据置期間を設けることができる。）			
その他	住宅金融支援機構が指定した災害で、地方公共団体から災害復興住宅に関する認定書の発行を受けた者			

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、町が実施主体となり、神川町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年条例第99号）に基づき実施する。

〔災害弔慰金の支給〕

対象災害	県内において、自然災害で救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 当該市町村の区域内において、自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 自然災害で救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者を含む。） 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む。）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む。）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は対象としない。
支給額	生計維持者が死亡した場合500万円 以外の場合250万円
費用負担	国1/2、県1/4、町1/4

〔災害障害見舞金の支給〕

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者とする。
支給額	生計維持者 250万円 以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

〔災害援護資金の貸付〕

対象災害	県内で自然災害により救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 世帯員が1人 220万円 " 2人 430万円 " 3人 620万円 " 4人 730万円 " 5人 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付対象となる被害	療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害
貸付金額	世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150万円 家財の1/3以上の損害 " 150万円 住居の半壊 " 170(250)万円 住居の全壊 " 250(350)万円 住居の全体が滅失若しくは流失 " 350万円 とが重複 " 250万円 とが重複 " 270(350)万円 とが重複 " 350万円 ()は、特別の事情がある場合の額
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間
利率	年3%。ただし、据置期間中は無利子
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。

2 被災中小企業への融資

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、県は、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施している。

[経営安定資金（災害復旧資金）]

融 資 対 象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの 原則として引続き6か月以上同一事業を営み事業税を滞納していないもの 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種に属する事業を営むものであること。 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けた者又は災害の影響を受け、市町村のり災証明を受けた者	
融 資 限 度 額	設備資金5,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金5,000万円（組合の場合 6,000万円）	
融 資 条 件	使 途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内
	利 率	年1.2%以内（平成18年9月現在）
	担 保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める。
	保 証 人	個人は原則として不要。法人は代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要。
	信 用 保 証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する。
償 還 方 法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内	
申 込 受 付 場 所	中小企業者は商工会議所及び商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

3 被災農林関係者への融資等

災害により被害を受けた農林業者又は団体に対し復旧を促進し、県は、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例により融資する。また、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に行われるよう、業務の適正かつ迅速化に努める。

[天災融資法に基づく資金融資]

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金 使 途	種苗、肥料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸 付 利 率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償 還 期 限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸 付 限 度 額	町長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
融 資 機 関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担 保	保証人
そ の 他	町長の被害認定を受けたもの

[農林漁業金融公庫災害復旧施設資金]

貸付の相手方	(農地復旧) 土地改良区、農協、農業を営む者等 (施設復旧 共同利用施設) 土地改良区、農協、農業共済組合等 (施設復旧 主務大臣指定施設) 農業漁業を営む者、農協、森組等 (林道復旧) 森組、森連、林業を営む者等 (漁業復旧) 漁協、団体等
貸 付 対 象	(農地復旧) 農地、牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧 (施設復旧 共同利用施設) 共同利用施設の復旧 (施設復旧 主務大臣指定施設) 果樹の新植又は改植並びに農林水産業施設の復旧 (林道復旧) 林道及びその附帯施設等の復旧 (漁業復旧) 漁業整備施設等の復旧
貸付利率及び 償 還 期 限 (平成19年1 月25日現在)	(農地復旧) 年1.50～1.90% 25年（据置10年以内を含む。）以内 (施設復旧 共同利用施設) 年1.50～1.90% 20年（据置3年以内を含む。）以内 (施設復旧 主務大臣指定施設) 年1.50～1.90% 15年（据置3年以内を含む。）以内等 (林道復旧) 年1.50～1.90% 20年（据置3年以内を含む。）以内等 (漁場復旧) 年1.50～1.90% 20年（据置3年以内を含む。）以内等
貸 付 限 度 額	通常復旧事業費のうち貸付を受ける者の負担する額の80%以内（農地復旧を除く。）
担 保	保証人又は担保
そ の 他	農林公庫支店、農林中金、信農連、信漁連に直接又は農・漁協同組合、森林組合経由で申し込む。

[農林漁業金融公庫・農業経営維持安定資金]

期 間	20年（据置3年以内を含む。）以内
貸付利率	年1.50～1.90%（平成19年1月25日現在）
貸付限度額	個人200万円以内、法人1,000万円以内等
担 保	保証人又は担保

[埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資]

貸付の相手	被害農業者
資金用途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのご栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	町長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担 保	保証人
そ の 他	町の被害認定を受けたもの

[農業災害補償]

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速化、適正化を図り、必要な場合は仮払いによって早期に共済金の支払いができるよう措置する。

支払の相手	当該保険加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻：20a以上当然加入、陸稲：10a以上当然加入、麦10a以上当然加入）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）：1箱（10g）以上当然加入、園芸作物（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（ばれいしょ、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

4 義援（見舞）金品の受入、配分計画

他市町村から寄託された義援金品を、迅速かつ確実に被災者に配分するための受付、保管、輸送等について、町は、県及び日赤と協力し、総合的な計画を確立するとともに、当該計画に基づき活動を実施する。

(1) 義援金品の受付

県又は日赤から送付された義援金品又は直接町に寄託された義援金品は、出納班が受け付ける。

(2) 義援金品の保管

ア 義援金については、被災者に配分するまでの間、出納班が指定金融機関への一時預託により所定の手続きをとり保管する。

イ 義援品については、神川町役場内の適当な部屋を一時保管場所として保管するが、状況により他の公共施設を保管場所とする。

(3) 義援金品の配分

ア 義援金品の配分計画は、被害状況確定後、本部長（町長）が決定する。

イ 配分計画は、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等勘案のうえ、世帯及び人員を単位として、厚生班が立案する。ただし、被災者の救護は、原則として現物により給付しなければならないので、法定外給付として、その一部又は全部を公正に配分する計画を確立し、給与する。

なお、義援品についても、在庫量を確認しながら、配分計画を確立する。

ウ 被災者に対する配分に当たっては、必要に応じ日赤奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

第3 被災者生活再建支援制度

地震等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用

して被災者生活再建支援金が支給される。

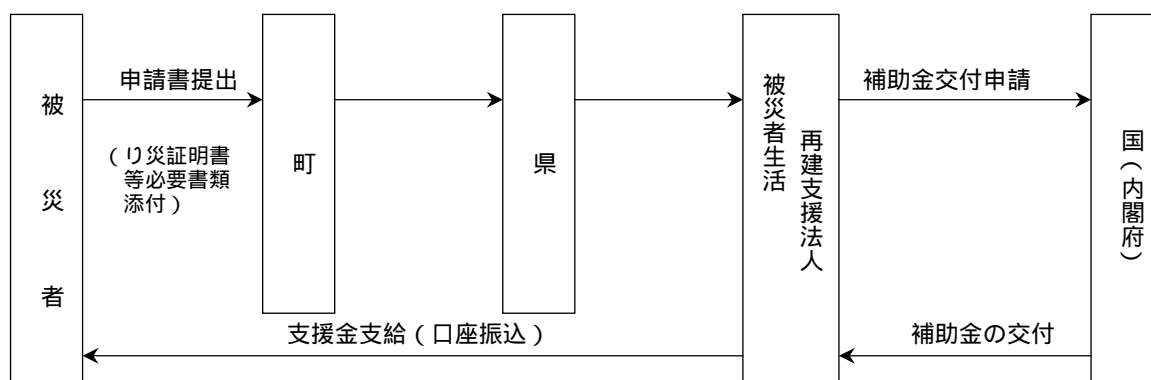
平成11年度から制度化されたが、平成16年度から居住安定支援制度が創設された。

1 被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。										
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象より生ずる災害）										
対象災害の規模	政令で定める自然災害 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 5世帯以上の住宅が全焼する被害が発生し、～の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害										
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流出等）した世帯その他これに準ずる被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの 住宅が全壊した世帯 住宅が半壊し、倒壊防止等やむをえない事由により住宅を解体した世帯 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 大規模半壊世帯等の被害を受けたと認められる世帯（居住安定支援制度のみ該当）										
支援金の使途	被災世帯が自立生活を開始するために必要な経費として政令で定めるもの なお、大規模半壊世帯は、生活関係経費の支給対象にならない。 （生活関係費） ・被災世帯の生活に通常必要な物品の購入費又は修理費 ・被災世帯の日常生活に通常又は被災世帯の居住する地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により当該被災世帯の生活に必要な物品の購入費又は修理費 ・住居の移転費 ・住居の移転のための交通費 ・住宅を貸借する場合における当該住宅の借家権の設定の対価 ・自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合に必要となる医療費の自己負担 （居住関係経費） ・被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る解体及び整地に要する経費（実際に要する経費の70%を超えない範囲） ・被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る借入金関係経費（ローン利子〔借入金の利子で1%を超え3.5%の部分の利率に相当する利子・ローン保証金で、発災37ヶ月に限る〕） ・被災者世帯が住宅を貸借する場合における当該住宅の家賃等（月額2万円を超える部分を対象とし、発災25ヶ月以内に限る。） ・被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る以下の諸経費 ・建築確認・完了検査等申請料 ・表示登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る経費 ・仲介手数料 ・水道加入分担金										
支援金の支給限度	世帯の年収・年齢等	世帯人数	内 訳			合計					
			生活関係経費	居住関係経費							
	年収 500万円	複数 単数		100 75	200 150	50 37.5	300 225				
			世帯主が45歳以上又は要 援護世帯で500万円< (年収) 700万円					複数 単数	50 37.5	100 75	25 18.75
	世帯主が60歳以上又は要 援護世帯で700万円< (年収) 800万円	複数 単数		50 37.5	100 75	25 18.75	150 112.5				
			大規模半壊世帯					年収 500万円	複数 単数	100 75	50 37.5
	世帯主が45歳以上又は要 援護世帯で500万円< (年収) 700万円	複数 単数		50 37.5	25 18.75	50 37.5					
							世帯主が60歳以上又は要 援護世帯で700万円< (年収) 800万円				
	・全壊世帯で、被災者の自己所有でない世帯については、家賃等を除き、支給限度額は1/2となる。 ・要援護世帯とは、重度の身体障がい者世帯、母子世帯及び生活保護受給者世帯などをいう。										

町	住宅の被害認定 り災証明書等必要書類の発行 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付 使途実績報告書のとりまとめ及び県への送付
県	被害状況のとりまとめ 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付 特定の医療用具等を対象とする場合の申請等
被災者生活再建支援法人	国への補助金交付申請等 支援金の支給 支給申請書の受領・審査・支給決定 使途実績報告書の受領及び審査 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

2 支援金の支給手続き



県では、支援金支給に関する事務の全部を支援法人に委託している。

第5章 事故災害対策

第1節 火災対策計画

第1 火災予防

1 基本方針

消防組織の整備、消防施設の充実、消防団員の教養訓練等を援助して、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想を普及徹底して予防消防の効用を図り、火災から町民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期する。

2 火災予防対策

(1) 本町における火災発生要因

近年、土地利用計画に基づき宅地開発が進む中、建築様式の変化により新建材の普及、家庭における石油、ガス等の普及によって火災の発生誘因度はますます高まるとともに、火災の様相も複雑、多様化の傾向にある。本町においては、アパートや商工業の混在化が進んでおり、ひとたび火災が発生すると大災害につながる危険性を内在している。

火災の実態及び防火対象物等の状況からみて、予防対策は建築物の不燃化を図ること、失火防止対策及び消火力の強化等の対策が考えられる。

(2) 火災発生原因の制御

ア 防火管理者制度の効果的な運用

(ア) 学校、工場等収容人員50人（医療機関、劇場等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに、当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図る。

(イ) 防火管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

イ 予防査察指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。また、消防法令違反の防火対象物については、早急に違反の是正を行い、防火安全体制を確立するよう指導する。

(3) 耐災環境の整備

ア 住宅密集地防災対策の推進

町は、安心、安全の町づくりを目標に火災危険地域の解消に努め、特に木造密集地の解消に向けて狭い道路の解消を推進し、住宅密集地の秩序ある開発等を行い、健全な集落の形成を図るとともに、建物の不燃化、難燃化をあらゆる機会を捉えて指導し、火災の発生防止を図る。

また、避難場所として利用される公共施設及び学校等においては、樹木の有する延焼阻止機能等に着眼し、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

家庭及び工場その他の施設においては、樹木の有する延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、災害に強い町づくりを推進する。

イ 消防団員の確保対策

消防団員の減少は最近の経済情勢から全国的な傾向であるが、本町も団員の定員割れが続き、新規の団員確保は依然厳しい状況にある。

このため、これらの打開策として次のことがあげられる。

(ア) 消防団装備の機械化、軽量化

(イ) 消防ポンプ自動車等の重点配置

(ウ) 消防団組織を発展的に改善し、合理的に再編成

(エ) 中核となる団員の育成・団員の資質の向上

(オ) 団員の処遇改善

(カ) 大学生や女性の消防団への加入促進及び機能別団員、分団制度の活用

ウ 民間自衛防災組織等の育成強化

火災の公共危険性にかんがみ、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、次により自衛消防力の強化に努める。

(ア) 民間防災組織の確立

地域の防火防災意識の高揚を図るとともに、発災時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、民間防災組織の育成強化に努める。

(イ) 大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を図る。

(ウ) 消防用設備等の整備充実

防火対象物等の関係者は、消防活動に必要な資機材を整備するとともに、円滑に消防活動できるように諸施策を講ずる。

エ 一般家庭に対する指導

区長及び各種団体等を通じて、一般家庭に消火器具、住宅用火災警報器及び消火用水の普及設置を図り、これらの器具の取扱い方を指導するとともに、風呂水の溜め置き等を奨励し、初期消火のための体制づくりを進める。

資料編 消防団の組織概要 P 232

第2 消防計画

1 計画の方針

保有消防力の全能を挙げて、火災及び風水害等の災害から町民の生命、身体並びに財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会の安全、秩序の保持及び福祉の増進を図る。

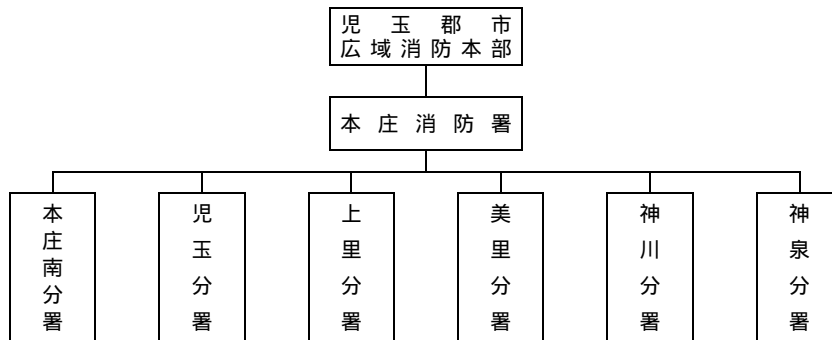
2 組織

(1) 児玉郡市広域消防本部

児玉郡市広域消防本部は、本庄市、美里町、神川町、上里町で構成されている。

本町には神川分署と神泉分署があり、火災の鎮圧と防火及び救急、救助の業務を行っている。

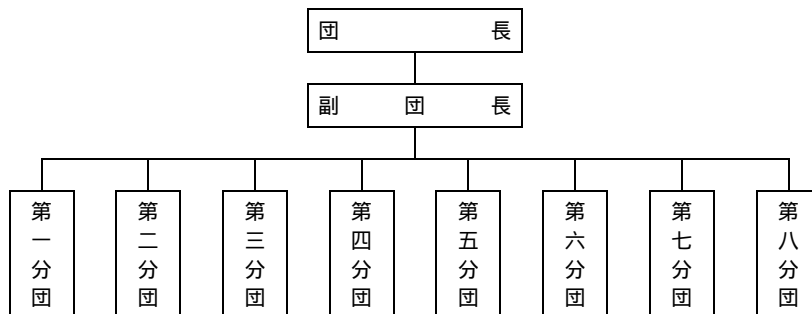
〔児玉郡市広域消防本部組織図〕



(2) 神川町消防団

神川町消防団規則（平成18年規則第143号）による組織及び各管轄区域は、次のとおりである。

ア 組織図



イ 区域

分 団 名	区 域
第 1 分 団	渡瀬
第 2 分 団	新宿・池田・二ノ宮・前組
第 3 分 団	新里・中新里・小浜・貫井
第 4 分 団	植竹・八日市・原新田・熊野堂・元原
第 5 分 団	肥土・関口・四軒在家・元阿保
第 6 分 団	下阿久原
第 7 分 団	上阿久原
第 8 分 団	矢納

資料編 消防団の組織概要 P 232

3 消防団員の招集

(1) 非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員については、団長から各分団長を通じて伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出勤しなければならない。

(2) 招集場所

ア 消防団長及び副団長

(ア) 火災の場合は、火災現場に直行する。

(イ) 大規模地震等災害の場合は、本部へ集合し、災害に関する情報を入手し分団長へ適切な指示を行う。

イ 消防団員

分 団 名	集 合 場 所
第 1 分 団	消防団詰所
第 2 分 団	
第 3 分 団	
第 4 分 団	
第 5 分 団	西部農民センター
第 6 分 団	消防団詰所
第 7 分 団	
第 8 分 団	

4 招集伝達方法

団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事する。ただし、招集を受けない場合であっても、水害・火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指示するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

招集の連絡に当たっては、電話のほか、サイレンの吹鳴あるいは防災行政無線等を併用して迅速に行う。

5 消防団火災出動基準

(1) 町内火災出動区分

ア 分団

サイレン及び防災行政無線、電話等により火災を認知したときは、直ちに出勤する。

イ 引き上げ

分団は消防本部から鎮火の連絡が入った場合は、団の役員と協議して引き上げ、次の火災に備える。

(2) 隣接市町に対する分団の応援出動区域

原則として応援出動は次の区域とし、その他の地域については特に要請があり、団長が必要と認めた場合

に限り出動する。ただし、分団長が区域内と認め出動したが現場に近づくに従い区域外であった場合は、この限りでない。

出動区域は、次のとおりである。

[分団出動区域]

分 団 名	町 内 区 域	町 外 区 域
第 1 分 団	町内全域	藤岡市の一部
第 2 分 団	町内全域（矢納を除く）	藤岡市の一部、飯倉、宮内、塩谷
第 3 分 団	神川地区全域	田端
第 4 分 団	神川地区全域	真下、保木野
第 5 分 団	神川地区全域	本郷、上郷、久保
第 6 分 団	神泉地区全域及び渡瀬、新宿、池田	藤岡市の一部、稲沢、太駄
第 7 分 団	神泉地区全域及び渡瀬	なし
第 8 分 団	神泉地区全域	藤岡市の一部

6 消防団による消防活動

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、被災地の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は町民と協力して初期消火に努める。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者の応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを町民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら町民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防本部に連絡する。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

資料編	消防団の組織概要	P 232
	消防力の現況	P 232

7 他の消防機関に対する応援要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

町長は、町の地域における消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結した消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

資料編	消防相互応援協定（神川村、鬼石町）	P 239
	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	P 246

(2) 知事への応援要請方法

ア 要請の内容

町長は、知事に対して応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

(ア) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由

(イ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）

(ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員

(エ) 町への進入経路

(オ) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

イ 応援隊の受入体制

応援隊の円滑な受け入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、受入体制を整える。なお、緊急消防援助隊については、緊急消防援助隊調整本部が受入体制を整える。

(ア) 応援隊の誘導方法

(イ) 応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認

(ウ) 応援隊の活動拠点の確保

第3 大規模火災予防

1 基本方針

(1) 趣旨

密集市街地での大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象の対策について定める。

(2) 留意点

大規模火災の予防については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置に加え、発生したときの迅速な消火活動のための体制整備など関係する機関が効果的な対策を進めるために、より密接な連携が必要である。

2 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

町は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難所・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地開発事業等による市街地の面的な整備、水面と緑地帯の計画的確保等を行い、災害に強い都市構造の形成を図る。

また、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水や下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

町は、火災時に消防活動が制約される可能性のある建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送や収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

町は、多数の者が出入りする学校（園）、公民館等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。

また事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を実施する。

イ 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するため、次の対策を推進する。

(ア) 市街地開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備

(イ) 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用

(ウ) 建築物等に係る防災計画の指導

資料編	防災ヘリポート	P 234
-----	---------	-------

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧、復興への備え

(1) 情報の収集、連絡

ア 情報の収集、連絡体制の整備

町は、国、県、協定締結市町村、警察、消防機関等の関係機関との間における情報の収集、連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、災害情報の収集、連絡体制の一層の強化を図る。

イ 通信手段の確保

町は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備、拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、町の整備する情報連絡システムについては、本編第2章第6節「災害情報体制の整備」に準ずる。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

町及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材、装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集、連絡に当たる要員をあらかじめ指定する。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進するなど連携を強化する。

(3) 消火活動体制の整備

町は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、溜池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

町は、平常時から消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定に基づく訓練の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 緊急輸送活動への備え

大規模火災発生時の緊急輸送活動が効果的に実施できるよう、町の防災活動拠点同士を結ぶ道路、また町の防災活動拠点と県指定の緊急輸送道路を結ぶ道路等、緊急輸送に使用する主要道路から順次拡幅等の整備を推進する。

なお、町の防災活動拠点は、本編第2章第5節「防災活動拠点計画」の定めるところによる。

また、町及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 避難収容活動への備え

ア 避難誘導

町は、避難所・避難場所へ向う方向を示し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画を作成する。また、町は、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の災害時要援護者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の支援者の協力を得ながら、平常時に避難誘導体制に基づいた避難誘導訓練を実施する。

なお、避難路の指定については、本編第2章第7節「避難予防対策」に準じる。

イ 避難所

町は、都市公園、河川敷、公民館、学校など公共的施設を対象に避難所を指定し、町民への周知徹底に努める。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また町は、避難所の運営管理のために必要な知識等の町民への普及に努める。

(6) 施設、設備の応急復旧活動

町、事業者その他関係機関は、所管する施設や設備の被害状況を把握し、応急復旧活動を行うための体制や資機材を整備する。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整えておく。

また、町は、町民等からの問い合わせに対応する体制について、計画を作成する。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 訓練の実施

町及び事業者は、大規模火災を想定し、町民参加による実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町及び事業者が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ防災体制等の改善を行う。

資料編	県指定緊急輸送道路一覧	P 234
	避難所・避難場所一覧	P 230

4 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

町は、関係機関の協力を得て、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、町民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所での行動等について周知を図る。

町は、木造密集地域等に対する防災アセスメント調査を実施し、町民に分かりやすい防災マップや防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を作成し、町民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。

また、学校等の教育機関や自主防災組織等においては、防災に関する教育の充実に努める。

(2) 防災関連設備等の普及

町は、町民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用火災報知器の設置や普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮

防災知識の普及や訓練を実施する際に、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に対し、地域において支援する体制を整備し、十分に配慮する。

第4 大規模火災対策

1 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保

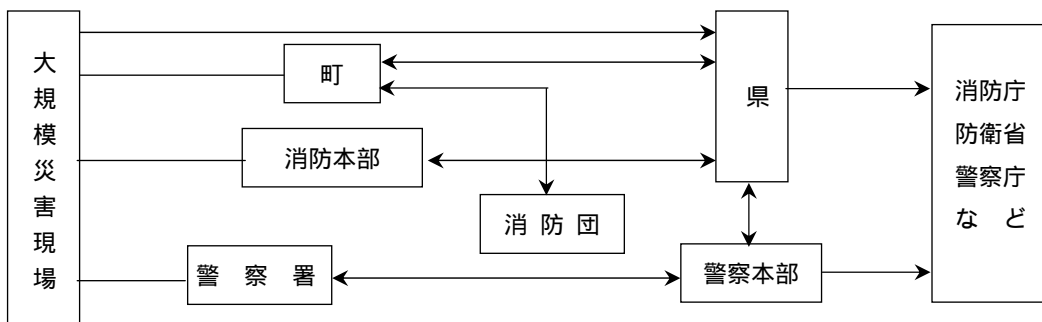
(1) 災害情報の収集、連絡

ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集、連絡

町は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ 大規模火災情報の収集、連絡系統

大規模火災情報の収集、連絡系統は、以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

町及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

(2) 通信手段の確保

町は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、県及び町の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常招集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

(2) 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常招集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講ずる。

3 消火活動

消防機関は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

また、消火活動の調整を行う指揮本部を設置する。

4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等から情報を収集し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

資料編	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	P 247
	防災ヘリポート	P 234

5 避難収容活動

発災時における避難誘導については、本編第3章第10節第1「避難計画」による。

6 施設や設備の応急復旧活動

町及び公共機関は、専門技術を持つ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設や設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、生活関連施設及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、生活関連施設や交通施設など公共施設の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線、広報車、防災情報メール、掲示板、広報紙等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に十分に配慮する。

(2) 町民への的確な情報の伝達

町は、町民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせへの対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに町民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制を整える。また、効果的で効率的な情報の収集、整理及び提供に努める。

第5 林野火災予防

1 基本方針

(1) 趣旨

本町の森林面積は、区域面積の約44%を占めている。林野火災は、地形の制約等の状況からして、燃焼時間が長時間に及ぶ場合が多い。このため、林野において火災が発生した場合の対策について定める。

(2) 留意点

計画の策定に当たっては、事業主体ごと、次の事項に留意する。

ア 林野火災に対応した地域づくり

イ 応急対策、災害復旧への備え

ウ 防災対策の確立

(3) 現状

都市化とともに、山林の占める面積が減少しているが、林業従事者の減少にともなう森林管理の不足、自然との接触を求めるハイカー等の増加により、林野火災が多発し、森林に隣接した住宅への火災の危険が高くなっている。

2 実施計画

(1) 町

ア 林野火災に対応した地域づくり

(ア) 危険地域の把握

町は、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努める。

(イ) 火災巡視等

町は、警報発令中の火気の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な指導等を行う。

イ 応急対策、災害復旧への備え

(ア) 情報の収集、連絡体制

a 情報の収集、連絡体制の整備

町は、国、県、協定締結市町村、警察、消防機関、自衛隊、林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集、連絡体制を整備する。その際は夜間、休日においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、災害情報の収集、連絡体制の一層の強化を図る。

b 情報の分析整理

町は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性のある地域の把握及びその周知に努める。

c 通信手段の確保

町は、林野火災発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の整備、拡充及び関係機関の連携の確保を図る。

なお、町の整備する情報連絡体制については、本編第2章第6節「災害情報体制の整備」による。

(イ) 消火活動体制の整備

町は、林野火災に備え、消火剤や水利等の確保に努めるとともに、その適正な備蓄や配置に努める。

また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、水利の確保や消火剤の確保及び消防力の向上に努める。

(ウ) 避難収容活動への備え

a 避難誘導

町は、林野火災に備えて避難所及び避難方向を示し、日頃から町民や入山者への周知徹底に努める

とともに、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。

また、町は、林野火災発生時に高齢者、障がい者等の災害時要援護者の適切な避難誘導をするため、地域住民、自主防災組織等の支援を得ながら、平常時より避難誘導体制を整える。

b 避難所

町は、集会所並びに公共施設等を避難所として指定し、町民や入山者への周知徹底に努める。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、点検、整備を行う。

町は、避難所の運営管理のために必要な措置を、町民や入山者及び施設管理者に周知する。

(I) 施設・設備の応急復旧活動

町は、所管する施設・設備の被害状況を想定し、応急復旧活動を行うための職員体制や資機材を整備する。

(オ) 情報伝達活動の備え

町は、林野火災に関する情報について被害を受けると想定される住民に的確に伝達するため、防災行政無線や広報車等の広報体制を整備する。

(カ) 防災訓練の実施

a 訓練の実施

町は、林野火災を想定し、消防団や町民を含む当該関係者の参加による、より実践的な消火、救助、救急活動等の訓練を実施する。

b 実践的な訓練の実施と事後評価

町が訓練を行うに当たっては、林野火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ計画体制等の改善を行う。

ウ 林野火災予防対策の充実

林野火災の原因は、たばこやたき火など、火気の取り扱いの不始末によるものが大部分を占めていることから、火災予防対策の普及啓発を進め、その防止を図るほか、林野火災の多発時期を中心に次の対策を講じ、林野火災の予防に努める。

(ア) 森林の保全巡視

森林火災、樹木の盗採損傷などの森林被害の発生を防止するため、県や森林組合等と連携して、森林の保全巡視を行う。

(イ) 予防啓発活動

毎年、林野火災危険期（2月～3月）に一般火災予防対策とあわせて、林業関係者や入山者に対する火災予防の啓発を行うほか、ポスターの掲示等で、入山者に注意を喚起する。

(ウ) 山間孤立地域の把握

林野火災の延焼により道路が遮断され、集落や住居が孤立する地域を把握し、居住者等に注意を喚起する。

(2) 町、森林所有者及び林業関係団体

林野火災に対応した地域づくり

ア 町、森林所有者

森林管理道等の整備

町は、防火森林管理道の整備及び維持管理を実施する。

町及び森林所有者は、林野火災の発生及び延焼拡大の可能性の高い森林の林縁に、防火樹林帯を造成する。

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等を行い、消火活動に資する。

イ 林業関係団体

火災巡視等

林業関係団体等は、林野火災の多発時期における巡視等、自主的な森林保全管理活動を推進する。

(3) 町及び警察

迅速かつ円滑な災害応急対策及び災害復旧への備え

ア 災害応急体制の整備

(ア) 職員の体制

町は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のための手順書を作成し、職員への周知を行う。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携などについて定期的な訓練を実施する。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、指名された職員が発災現場等において情報の収集と連絡に当たる。

(イ) 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関との間に相互応援協定を結ぶなど連携を強化する。

イ 緊急輸送活動への備え

林野火災発生時の緊急輸送活動が効果的に実施できるよう、町の防災活動拠点を結ぶ道路、また、町の防災活動拠点と県指定の緊急輸送道路を結ぶ道路など、緊急輸送に使用する主要道路から順次拡幅等の整備を推進する。

なお、町の防災活動拠点は、本編第2章第5節「防災活動拠点計画」の定めるところによる。

また、町及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

資料編	消防相互応援協定（神川村、鬼石町）	P 239
	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	P 246
	県指定緊急輸送道路一覧	P 234

第6 林野火災対策

1 発災直後の情報の収集、連絡

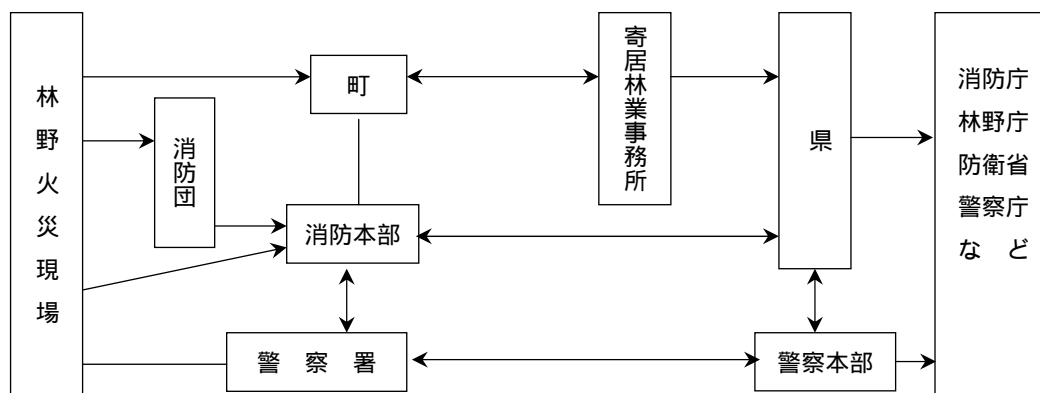
(1) 災害情報の収集、連絡

ア 林野火災発生直後の被害情報の収集、連絡

町は、火災の発生状況、人的被害状況、林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ 林野火災情報等の収集及び連絡系統

林野火災情報の収集及び連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に、応急対策の活動状況、本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(2) 通信手段の確保

町等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。また電気通信事業者は、県及び町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に取り扱う。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常招集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

(2) 事業者の協力体制

林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応及び情報連絡等に協力する。

3 消火活動

消防機関は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、近隣市町に応援要請を求めるなど、早期消火に努める。

また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う指揮本部を設置する。

なお、火の手が住家に及び危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させる。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を林野火災の状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等から情報を収集し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

交通規制に当たっては、道路管理者は関係機関と相互に密接な連絡を取る。

資料編	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	P 247
	防災ヘリポート	P 234

5 避難収容活動

発災時における避難誘導については、本編第3章第10節第1「避難計画」の定めるところによる。

山間に孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を勧告又は指示する。

6 施設や設備の応急復旧活動

町及び公共機関は、専門技術を持つ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設や設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、林野火災の状況、安否情報、生活関連施設や交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線、広報車、掲示板、広報誌等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等といった災害時要援護者に対して十分に配慮する。

(2) 町民への的確な情報の伝達

町は、町民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせへの対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに町民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに

に、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的、効率的な情報の収集、整理及び提供に努める。

8 二次災害の防止活動

町は、林野火災により林地が荒廃した地域の流域部における土石流等の二次災害の発生のおそれについて十分留意し、県と連携してその防止に努める。

また、町は、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行うよう、専門技術者の派遣を県に要請する。危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、警戒避難体制をとるとともに、早急に砂防、治山、地すべり防止等の対策を講ずるよう県に要請する。

9 災害復旧

町及び関係機関は、あらかじめ定められた物資、資材の調達に関する計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うとともに、必要に応じて県に支援を要請する。

また、町は、林野火災跡地の復旧と林野火災に対応した地域づくりへの改良復旧を行う。

第2節 危険物等災害対策計画

第1 危険物等災害予防

1 基本方針

(1) 趣旨

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の指導、啓発等の徹底を図る。

(2) 留意点

町は、危険物施設管理者と密接な連携をとり、災害の防止を図る。

2 危険物予防対策

(1) 次により危険物製造所等の整備改善を図る。

ア 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導

イ 立入検査を励行して災害防止の指導

(2) 次により危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

ア 危険物保安監督者の選任、解任の届出の徹底

イ 危険物の取扱いについて技術上の基準の遵守

ウ 法定講習会等の保安教育の徹底

(3) 次により施設、取扱いの安全管理を図る。

ア 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導

イ 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守の指導

資料編	危険物取扱施設の現況	P 233
-----	------------	-------

3 高圧ガス予防対策

(1) 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

(2) 経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換と密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。

(3) 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を共有するなど防災上の指導を行う。

(4) 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう、施設の維持管理及び保安教育の徹底と指導を強化する。

4 銃砲、火薬類予防対策

(1) 猟銃、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い災害を防止し、公共の安全を確保する。

(2) 経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導に当たる。

(3) 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導に当たる。

5 毒物・劇物予防対策

(1) 毒物・劇物の製造、輸入、販売、取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

(2) 北部環境管理事務所、保健所、警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導に当たる。

(3) 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導に当たる。

第2 危険物等災害応急対策

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第3 高圧ガス災害応急対策計画

1 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こさないよう作業を中止し、必要に応じガス容器を安全な場所に移し、町民の安全を確保するため退避させるなどの措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決済）に基づき応急措置を実施する。
- (2) 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。
 - ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガス容器を安全な場所に移し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
 - イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、危険を回避させ、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
 - ウ ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、作業員又は必要に応じて附近の町民に退避するよう警告する。
 - エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、規則や規定に従い適正に処理する。
- (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、町長が基準適合命令を発する。

第4 火薬類災害応急対策計画

1 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を取らせるとともに、速やかに関係機関に通報し、警察官、消防職員及び消防団員等のうち最寄りの者に届け出る。届け出を受けた者は直ちに災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈めるなど安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口及び窓等を完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の町民等を避難させるための措置を講ずる。

第5 毒物・劇物災害応急対策計画

1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が直ちにその旨を北部環境管理事務所、保健所、警察署又は消防本部に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除去措置を講ずる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保など活動体制を確立する。

第6 サリン等による人身被害対策計画

1 趣旨

本計画は、町内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、町の地域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定める。

2 活動体制

町は、町内に人身被害が発生した場合においては、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

3 応急措置

(1) 情報収集

町は、町内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、本編第2章第6節「災害情報体制の整備」に準ずる。

(2) 立入り禁止等の措置

警察機関及び消防機関は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、船舶その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

(3) 救出、救助

本編第3章第10節第2「救急救助・医療救護計画」による。

(4) 医療救護

町は、町内に人身被害が発生した場合、本編第3章第10節第2「救急救助・医療救護計画」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

(5) 救急搬送

本編第3章第10節第2「救急救助・医療救護計画」に準じる。

(6) 医療機関の確保

本編第3章第10節第2「救急救助・医療救護計画」に準じ、医療機関を確保する。

(7) 避難誘導

町は消防団員及び警察官等により、本編第3章第10節第1「避難計画」に準じ、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に避難の勧告又は指示を行う。

第3節 放射性物質事故災害対策計画

第1 放射性物質事故災害予防

1 趣旨

県の地域には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数ある。これらの核燃料物質及び放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の取扱い等を規制することは、国の所掌事項であるが、放射性物質事故災害による影響の甚大性にかんがみ、その迅速かつ円滑な対応を図るため特に町防災計画にその対策を定める。

2 現況

事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取組みが最も重要であるが、放射性物質の取扱事業所は限られ、国からの連絡により県及び該当消防本部はその全施設数を把握している。

第2 実施計画

1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

(1) 核燃料物質使用施設に係る事故予防対策

ア 核燃料物質に関する事故対応計画の策定

核燃料物質を使用する事業者は、町防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故対応計画を策定する。

イ 放射線監視体制の強化

核燃料物質の使用事業者は、放射線測定用機器類の整備の充実を図るとともに、平常時における放射線量等を把握し、監視体制の強化に努める。

ウ 放射線防護に関する従業員教育及び情報公開

核燃料物質使用事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育や訓練を積極的に行う。また、核燃料物質の使用事業者は、周辺住民に対し、放射線防護に関する知識の普及を図るとともに、放射線測定の結果を定期的に施設周辺の住民等に報告するなど、当該施設での放射性物質に関する情報の公開に努める。

エ 防護資機材等の整備

核燃料物質の使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする放射線防護のための資機材の整備に努める。

また、核燃料物質の汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努める。

オ 緊急時体制の整備

核燃料物質の使用事業者は、何らかの要因により、放射線等の漏洩のおそれが生じた場合、迅速な対応がとれるよう、事前に消防機関、警察、町、県、国に対する通報連絡体制を整備する。

(2) 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素を使用する施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩など放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、迅速な対応がとれるよう、事前に消防機関、警察、町、県、国に対する通報連絡体制を整備する。

(3) 放射性物質取扱施設の把握

町は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

2 災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集、連絡関係

ア 情報の収集、連絡体制の整備

町は、県、協定締結市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集及び連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

イ 情報の分析・整理

町は、収集した情報を的確に分析し、評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国

その他関係機関との連携をとる。

ウ 通信手段の確保

町は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備、拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携を確保する。

なお、町の整備する情報連絡システムについては、本編第2章第6節「災害情報体制の整備」による。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

町は、職員の非常招集体制により、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材、装備の使用方法等の習熟、防災関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

イ 防災関係機関の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速な実施のため、防災関係機関との連携を強化し、災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、町は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の防災関係機関との連携を図る。

ウ 広域応援連携体制の整備

放射性物質による事故災害が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、町は、他の市町村と応援協定を締結するなど、広域応援体制を整備、充実する。

(3) 緊急被ばく医療体制の整備

ア 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

町は、県内の医療機関において、放射線被ばくによる障がいの専門的治療に要する施設、設備等の有無について把握する。また、必要に応じてこれらの施設、設備のある医療機関との連携を図っておく。

町は、あらかじめ県、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

イ 被ばく検査体制

町は、放射性物質による事故災害が発生した際に、迅速に周辺住民等に対する放射性物質付着検査等が行える町及び隣接市町内の医療機関の把握に努める。

ウ 傷病者搬送体制の整備

町は、放射性物質による事故災害が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、町内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、県防災ヘリコプター等による広域搬送体制の整備に努める。

(4) 防護資機材の整備

町は、放射性物質事故に備えて、救助、救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

(5) 避難所の指定及び避難収容活動への備え

ア 避難所の指定

町は、放射性物質事故に備えて、避難所を指定し、町民への周知徹底を図る。

イ 避難誘導

町は、放射性物質による事故発生時に、高齢者、障がい者等の災害時要援護者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。なお、ア及びイについては、本編第2章第7節「避難予防対策」により実施する。

(6) 広報体制の整備

町は、放射性物質による事故発生時に、迅速に災害広報を実施できるよう、県と連携をとり、平常時から広報体制を整備する。

また、町は、町民等からの問い合わせ等に対応する体制について整備する。

(7) 防災教育、防災訓練の実施

ア 防災関係者の教育

町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施する。

- (ア) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (イ) 放射線防護に関すること。
- (ウ) 放射線による健康への影響に関すること。
- (エ) 放射性物質による事故発生時に町がとるべき措置に関すること。
- (オ) 放射性物質による事故発生時に町民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (カ) 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- (キ) その他必要と認める事項

イ 町民への知識の普及

町は、放射性物質による事故の特殊性を考慮し、町民に平常時より防災対策に関する事項についての広報を行う。

広報の主な内容については、以下のとおりとする。

- (ア) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (イ) 放射線防護に関すること。
- (ウ) 放射線による健康への影響に関すること。
- (エ) 放射性物質による事故発生時に町がとるべき措置に関すること。
- (オ) 放射性物質による事故発生時に町民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (カ) その他必要と認める事項

ウ 訓練の実施と事後評価

町は、総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射性物質による事故も考慮して、訓練を実施する。

また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

資料編	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	P 247
-----	-----------------	-------

第3 放射性物質事故災害応急対策計画

1 目標

県内における放射性物質による事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中及び核燃料物質を使用している事業所が想定される。また、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

このうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく許可を受けた核燃料物質使用事業所においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。そのため、対策を定めるに当たっては、輸送中の事故によるものを中心とし、その他の場合にあってはこれを援用する。

なお、県内を通過する核燃料物質の輸送物は、低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物であるが、対策を定めるに当たり、より放射エネルギーの多いB型輸送物をも視野に入れる。

また、これらの対策を講ずる場合にあっては、国などが行う主体的な対策と密接に連携を行う。

2 核燃料物質等輸送事故災害対策計画

(1) 輸送事故発生直後の情報の収集、連絡

ア 事故情報の収集、連絡

(ア) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事

象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について最寄りの消防機関、警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む。）発生場所を管轄する市町村及び安全規制担当省庁などに通報する。

特定事象発生 の 場所 及び 時刻

特定事象 の 種類

検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況

気象状況（風向、風速など）

周辺環境への影響

輸送容器の状態

被ばく者の状況及び汚染拡大の有無

応急措置

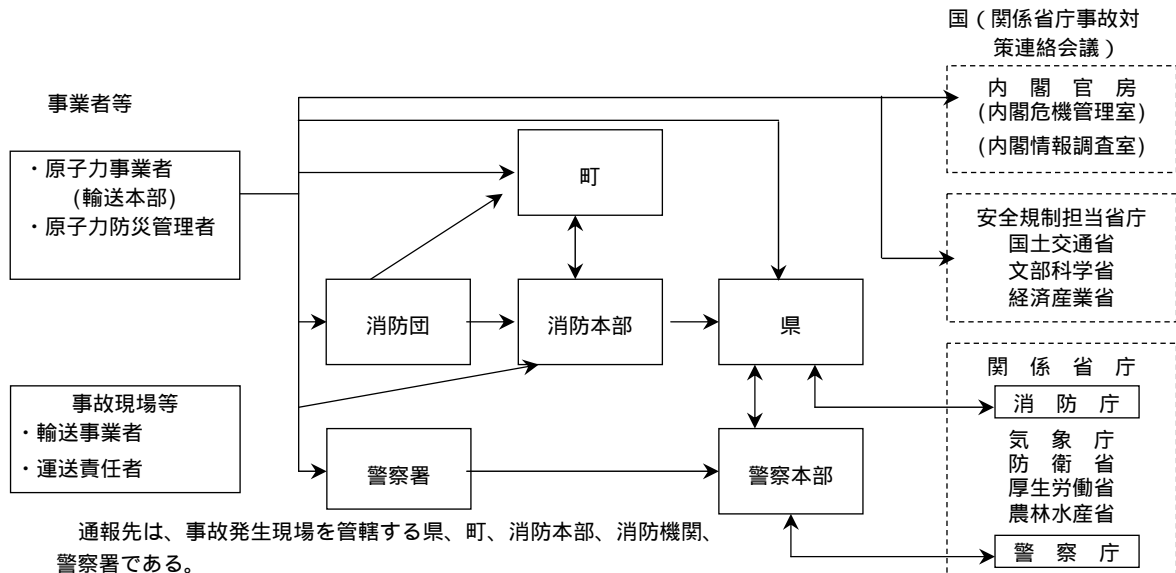
その他必要と認める事項

町は、事業者などから受けた情報について、県、安全規制担当省庁、隣接市町、道路管理者、警察及び消防など防災関係機関との間で情報の交換等を行う。

(イ) 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集、連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集、連絡系統は以下のとおりとする。

〔核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統〕



(ウ) 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

町は、原子力事業者等が行う緊急時モニタリングの結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握する。

また、町長は、県、国、防災関係機関に対し、緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて要請する。

(I) 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、町に応急対策の活動状況等を連絡する。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

イ 通信手段の確保

町は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

(2) 活動体制の確立

町は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常招集、情報収集連絡体制及び本部の設置等、必要な体制をとるものとし、防災機関相互の連携を図る。

(3) 原子力緊急事態宣言発出時の対応

ア 本部の設置

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、町は本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、(4)以下の措置を講ずる。

イ 本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認められたときは、本部を閉鎖する。

(4) 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

ア 緊急輸送活動

町は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

イ 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報を収集し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

交通規制に当たって、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取り、特に、科学技術庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

(5) 退避、避難収容活動など

ア 退避、避難等の基本方針

町は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を講ずる。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は次の表のとおりである。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人など災害時要援護者にも充分配慮する。

*核燃料物質の輸送については、「原子力施設等の防災対策について」(原子力安全委員会)において、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は5mSv程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると示されている。

(mSv：ミリシーベルト)

屋外にいる場合に予測される被曝線量(予測線量当量)(mSv)		防護対策の内容(注)
外部全身線量	甲状腺等の各臓器毎の組織線量	
10～50	100～500	町民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮すること。
50以上	500以上	町民は、避難。

注：防護対策の内容は以下のとおりである。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

「避難」：放射線被ばくをより低減できる地域に移動する。

イ 警戒区域の設定

(ア) 警戒区域の設定

町長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域(警戒区域)を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

核燃料物質等の輸送事故による災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は、楕円形）半径15mとする。

(イ) 町長への屋内退避、避難等の実施の指示

町長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避又は避難の措置を各地域住民に講ずるよう指示する。

(ウ) 関係機関への協力の要請

町長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の防災関係機関に協力を要請する。

ウ 退避、避難等の実施

町長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。

エ 避難所の運営管理

町は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

また町は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努める。

オ 災害時要援護者（高齢者・障がい者等）への配慮

町は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。

特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態を把握し、健康管理対策に努める。

カ 町民への的確な情報伝達活動

(ア) 周辺住民への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、核燃料物質等の事故及び災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確な情報を迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線、広報車、掲示板、広報誌等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等の災害時要援護者に対して十分に配慮する。

(イ) 町民への的確な情報の伝達

町は、町民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(ウ) 町民等からの問い合わせへの対応

町は、必要に応じ、速やかに町民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。また、効果的、効率的な情報の収集と整理並びに提供に努める。

(6) 各種規制措置と解除

ア 飲料水、飲食物の摂取制限

町は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水、飲食物の摂取制限を行う。

これらの措置についての指標は、次の表のとおりである。

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I 131）
飲 料 水	3 × 10 ² ベクレル/キログラム以上
牛 乳 ・ 乳 製 品	3 × 10 ² ベクレル/キログラム以上
野菜類（根菜・芋類を除く）	2 × 10 ³ ベクレル/キログラム以上

対 象	放射性セシウム
飲 料 水	2 × 10 ² ベクレル/キログラム以上
牛 乳 ・ 乳 製 品	2 × 10 ² ベクレル/キログラム以上
野 菜 類	5 × 10 ² ベクレル/キログラム以上
穀 類	5 × 10 ² ベクレル/キログラム以上
肉 ・ 卵 ・ 魚 ・ そ の 他	5 × 10 ² ベクレル/キログラム以上

注：ベクレル＝放射能の強さを表す単位

イ 解除

町及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難、退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限等の各種制限措置の解除を行う。

(7) 被害状況の調査等

ア 被災住民の登録

町は、県の指示により、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した町民の登録を行う。

イ 被害調査

町は、県の指示により、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害の調査を実施する。

(7) 退避、避難等の措置

- (イ) 立入禁止の措置
- (ウ) 飲料水、飲食物の制限措置
- (I) その他必要と認める事項

(8) 町民の健康調査等

町は、退避及び避難した地域住民の健康調査を実施し、健康維持と民生の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、本節第2の2「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え」において把握されている医療機関と連携を図り、収容等を行う。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮して実施する。

3 放射性物質取扱施設事故対策計画

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

(1) 事故発生直後の情報の収集、連絡

ア 事故情報の収集、連絡

(7) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質の取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、町に通報する。

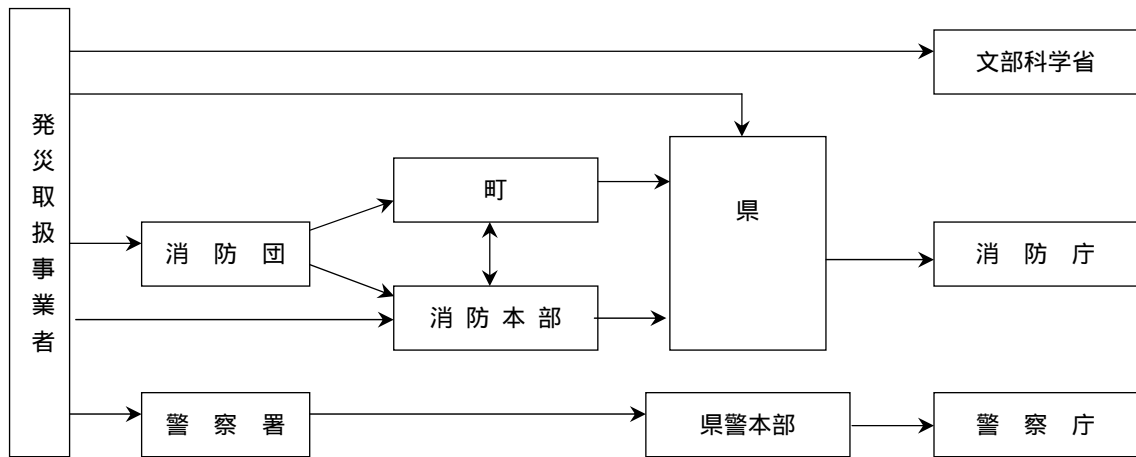
- 事故発生の時刻
- 事故発生の場所及び施設
- 事故の状況
- 気象状況（風向、風速）
- 放射性物質の放出に関する情報
- 予想される災害の範囲及び程度等
- その他必要と認める事項

町は、放射性物質の取扱事業者から受けた情報を直ちに県へ連絡する。

(イ) 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集、連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集と連絡系統は次のとおりとする。

[放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統]



(ウ) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、町、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

イ 通信手段の確保

県及び町等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保する。また電気通信事業者は、県及び町等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

(2) 活動体制の確立

県及び町は、本節第3の2「核燃料物質等輸送事故災害対策計画」に準じ、活動体制を確立する。

第4節 農林業等災害予防計画

第1 凍霜害予防

1 基本方針

凍霜害から農作物を守るため、凍霜害予防対策を推進する。

2 実施計画

(1) 凍霜害防除、被害調査及び技術対策体制

農業協同組合など関係団体と連絡を密にして、凍霜害の防除体制を整備し、凍霜害が発生した場合はその被害実態を把握するとともに、技術対策等を関係農家に周知させる。

(2) 霜注意報等の伝達

県の防災行政無線システムにより霜注意報等の伝達があった場合は、直ちに農業協同組合など関係団体に伝達する。

第2 農林業等災害対策

1 計画の方針

暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等により農林関係に被害が発生した場合、防災関係機関と連絡をとり、被害を防止する技術対策を立て、的確、円滑な災害対策を実施する。

2 実施責任者

農林業災害の応急対策は、農林業関係機関等と連携し、町長が実施する。

ただし、町のみで対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。

3 農業用施設応急対策

かんがい用排水路、農道等の施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとるとともに、被害に影響のおよぶ付近住民に対しても通報し、農作物の被害及び人的災害の防止を図る。

農業災害が予想される場合は、排水口の点検や手直し、施設の補強等を講ずるよう指導の徹底を図る。

災害規模、損失程度に応じて「埼玉県農地・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づき必要な助成措置を県に要請する。

4 農作物、農業生産施設の応急対策

(1) 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、埼玉ひびきの農協及び県の協力を得て、災害対策及び技術の指導を行う。

(2) 水稲種苗の確保

ア 異常低温、強風によるハウスの倒壊等により生育障害が発生したときは、種子及び改植用苗の確保に努める。

イ 肥料、苗及び種子等の応急確保について、県へ要請し措置する。

(3) 病虫害の防除

ニカメイ虫等の害虫又はいもち病等の病害が多発したときは、適期防除を指導し、薬剤については本庄農林振興センターに要請し、確保に努めるものとする。

(4) 風水害対策

台風、季節風及び集中豪雨等により倒伏又は浸水、冠水の被害を受けたときは、ほ場内の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。

(5) 助成措置

災害規模、損失程度により農業生産力の維持及び農業経営の安定に必要と認められる場合は、「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく助成措置を県に要請する。

5 森林、林産物応急対策

林地については、被害の規模に応じて復旧措置を講ずるとともに、立木、林産物被害については、損失の状況等により必要な助成措置を県に要請する。

6 畜産応急対策

(1) 病害虫の駆除

ア 災害が発生したときは、畜舎を清潔に保つため、ネズミ、害虫等の防除の徹底の指導に努める。

イ 町長は、被災地における病家畜の早期発見に努め、家畜及び畜舎施設等の被害状況を熊谷家畜保健衛生所に報告する。

ウ 家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、熊谷家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

エ 伝染病による家畜の病死又は広域感染のおそれのある病気が発生したときは、関係機関と連携し病家畜の出荷停止、死亡獣畜を適正に処理して、畜舎内外の消毒の徹底に努める。

(2) 飼料対策

被害地域における飼料が不足したときは、県に要請するなど飼料の確保に努めるとともに、貯蔵に際しては品質を損なわないよう指導する。

第5節 道路災害対策計画

第1 道路災害予防

1 基本方針

地震や水害その他の理由により橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

2 実施計画

(1) 道路の安全確保

ア 道路交通の安全のための情報の充実

町長は、熊谷地方気象台が発表する気象等に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を確立する。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集、連絡体制を確立する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備し、道路の交通安全を確保する。

イ 道路施設等の整備

(ア) 危険箇所の把握

町長は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査、把握し、道路施設等の防災対策を行う。

(イ) 予防対策の実施

町長は、以下の各予防対策に努める。

- a 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- b 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- c 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- d 計画的な新設、改良及び維持補修に努め、安全性や信頼性の高い道路ネットワークを計画的かつ総合的に実施する。
- e 災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておく。
- f 災害からの円滑な復旧を図るために、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

(ウ) 資機材の整備

町長は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため応急復旧用資機材を整備する。

(2) 情報の収集、連絡

ア 災害情報の収集、連絡体制の整備

町は、国、県、協定締結市町村、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集、連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行えるよう、情報通信体制の整備を推進し、災害情報の収集、連絡体制の一層の強化を図る。

イ 通信手段の確保

町は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備と拡充及びネットワーク間の相互連携の確保を図る。

なお、町の整備する災害時の情報体制については、本編第2章第6節「災害情報体制の整備」による。

(3) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制の整備

町は、各機関における職員の非常招集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連

携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集、連絡に当たる要員を指定する。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進するなど、事前からの関係機関との連携を強化する。

(4) 緊急輸送活動体制の整備

町は、発災時の道路管理体制の整備に努める。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、町は、町民等からの問い合わせに対応する体制を整えておく。

資料編 県指定緊急輸送道路一覧 P 234

第2 道路災害応急対策

1 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集、連絡

ア 事故情報等の連絡

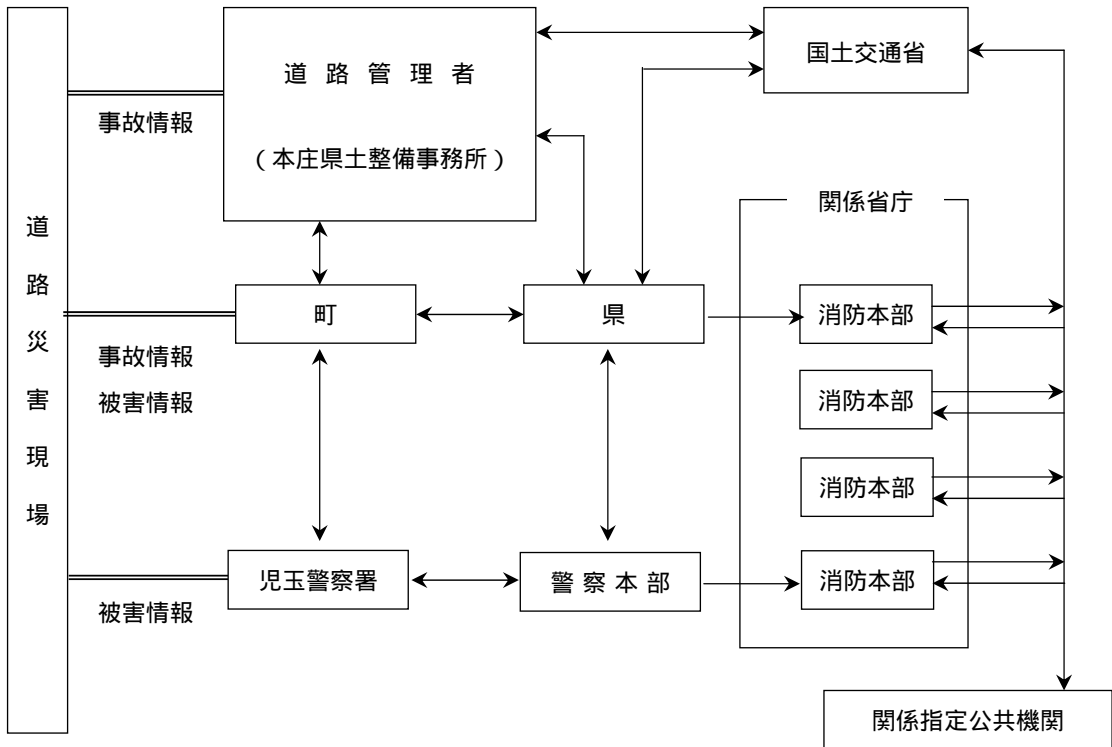
町長は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、関係市町村と相互に連絡を取り合う。

イ 災害発生直後の被害情報の収集、連絡

町は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

ウ 道路災害情報の収集、連絡系統

道路災害情報の収集、連絡系統は次のとおりとする。



エ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

(2) 通信手段の確保

町等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。また電気通信事業者は、町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常招集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

3 消火活動

(1) 道路管理者

町長は、県、警察等の要請を受け、迅速かつ確かな初期消火活動に資するよう協力する。また、必要に応じて、あらかじめ締結している応援協定に基づき、協定締結市町村に協力を要請する。

(2) 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

資料編	消防相互応援協定（神川村、鬼石町）	P 239
	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	P 246

4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

町長及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

交通規制に当たっては、町長及び警察は、相互に密接な連絡を取り合う。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行う。

資料編	県指定緊急輸送道路一覧	P 234
-----	-------------	-------

5 危険物の流出に対する応急対策

町長は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

6 道路施設や交通安全施設の応急復旧活動

町長は、迅速かつ確かな障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等を提供する。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等といった災害時要援護者に対して十分に配慮する。

(2) 町民への的確な情報の伝達

町は、町民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに町民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的、効率的な情報の収集と整理並びに提供に努める。

8 道路災害からの復旧

町長は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

町長は、復旧に当たり、可能な限り復旧の予定時期を明示する。

第6節 鉄道事故・施設災害対策計画

第1 目標

1 目的

本計画は、町内における列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷者を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定める。

2 現況

各鉄道事業者においては、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

3 町の措置及び協力

鉄道施設が災害を受けた場合は、最寄りの駅又は当該鉄道施設の管理者に通報し応急対策の実施を促進する。また、東日本旅客鉄道(株)丹荘駅から要請のあった場合は速やかに関係機関に通報、連絡し、応援体制を整え交通確保に努める。

この場合において、当該路線による輸送が望めない場合は、復旧対策と併行して列車の折返し運転又は自動車輸送の実施に協力する。

なお、丹荘駅が応援を要請する災害基準は、次のとおりである。

- (1) 列車の脱線又は転覆等により多数の死傷者が生じたとき
- (2) 列車及び鉄道施設に火災が発生し、又は発生のおそれがあるとき
- (3) 列車及び鉄道施設に甚大なる被害が生じたとき
- (4) その他特に協力の要請を必要とするとき

第2 鉄道事故対策計画

1 活動体制

町内に鉄道事故が発生した場合においては、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び町民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

2 応急措置

鉄道事故発生時の応急措置は、本編第3章各節に定める応急対策計画に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

(1) 情報収集、報告

町内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、本編第3章第6節「災害情報通信計画」による。

(2) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者を優先して行う。

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

(3) 災害現場周辺の町民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の町民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は、本編第3章第10節第1「避難計画」に準じ、避難の勧告又は指示を行う。

(4) 救出、救助

本編第3章第10節第2「救急救助・医療救護計画」による。

(5) 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ

危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を町が消防本部に協力して行う。

(6) 応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。自衛隊への応援要請は本編第3章第15節「自衛隊災害派遣要請計画」に、また他機関への応援要請は同章第4節「相互応援協力計画」による。

第3 東日本旅客鉄道株式会社丹荘駅の応急対策

1 防災体制の強化

(1) 気象状態の観測

上尾、北本、吹上、籠原、本庄、越生、小川町、折原、用土及び丹荘に雨量計、寄居に風速計を備え、暴風雨のときにこれを活用して線路の警戒に当たっている。

(2) 災害発生のおそれのある箇所の把握

沿線の開発等により、年々災害発生のおそれのある箇所が変わるので、常にこれを把握して、風雨雪時の線路警戒を重点的に行っている。

なお、町内においては、風雨時に神流川が河川増水のおそれがあるとして警戒を行っている。

(3) 非常召集計画の確立

毎年個人別に非常召集の連絡系統を作り、勤務時間外に事故が発生した場合の動員体制を整えている。

(4) 応急復旧計画の確立（工法、人員、資材計画）

主要な注意箇所について毎年被害を想定し、復旧計画を立てておき、有事の際これを参考として生かすことになっている。

(5) 団体への協力依頼

毎年、警察、自衛隊、消防署、ダム（水防予報）等、関係団体に有事の際の協力方を依頼している。

2 事故発生の場合の応急措置、内部体制の確立

JR部内においては、次に掲げる事項について具体的な計画を確立し、これを社員に徹底させ適切な応急対策活動に努めている。

(1) 運転事故発生時の応急処置体制

ア 社員の非常召集計画及び作業分担の指定方

イ 復旧責任者が到着するまでの処置

ウ 復旧責任者が到着した後の処置

エ 情報の連絡その他の注意事項

(2) 事故種別ごとの応急処置要領

ア 車両の火災等のとき

イ 停車場間の途中で列車脱線事故が発生したとき

ウ 踏切障害事故（自動車等と衝突して負傷者を出した）のとき

エ 運転の途中で線路の異常を発見したとき

関連通知

・線路に災害発生のおそれある場合の列車運転の取扱い方

・事故のため旅客列車が停車場間の途中に停止した場合の旅客の誘導方及び列車取扱い方その他について

・旅客運送事故情報取扱補則

・災害又は事故発生の場合における給食手続

(3) 災害時における救護活動

事故発生時における救護活動は、保健・医療班が行う。

災害の規模に応じては、最寄りの医師会、消防機関、警察、その他関係団体の応援を求める。

第7節 航空機事故対策計画

第1 目標

本計画は、町内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、町の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定める。

第2 活動体制

町の地域に航空機事故が発生した場合、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び町民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

第3 応急措置

1 情報収集

町の区域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、本編第3章第6節「災害情報通信計画」による。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者を優先して行う。

(2) 災害現場周辺の町民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の町民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は本編第3章第10節第1「避難計画」に準じ、避難の勧告又は指示を行う。

3 救出、救助

本編第3章第10節第2「救急救助・医療救護計画」に準ずるほか、協力者の動員を行う。

4 応援要請

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な救急救助を実施する。自衛隊への応援要請は本編第3章第15節「自衛隊災害派遣要請計画」に、また他機関への応援要請は同第4節「相互応援協力計画」による。

5 医療救護

町は、町内に航空機事故が発生した場合、本編第3章第10節第2「救急救助・医療救護計画」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第8節 雪害予防計画

第1 基本方針

大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における生活関連施設の機能を維持し、町民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、次のとおり予防対策を講ずるものである。

第2 実施計画

1 道路交通の確保

道路交通を確保するため、町をはじめ関係機関は除雪体制を整備する。

2 鉄道輸送の確保

東日本旅客鉄道株式会社は、大雪時における鉄道施設の除雪及び凍結防止のための体制を整備し、鉄道輸送を確保する。

3 電信及び電力供給の確保

東日本電信電話株式会社及び東京電力株式会社は、降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について、電力及び通信の供給の安定確保を図る。

4 神川町雪害対策計画の策定

町は、雪害についても一般災害時における予防対策計画に準じて整備する。

注：大雪とは、「大雪注意報の基準以上の雪」を指す。

[熊谷地方気象台における基準]

24時間の降雪の深さが10cmになるおそれがある場合...大雪注意報を発表

24時間の降雪の深さが30cmになるおそれがある場合...大雪警報を発表

第9節 文化財災害対策計画

第1 基本方針

1 趣旨

町内に存在する貴重な文化財を守り後世に伝えるため、災害から保護、保全するための対策について定める。

2 留意点

文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する町民の意識を広め、高めるための施策も重要である。

第2 実施計画

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

2 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底する。

(1) 火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防と訓練の実施
- カ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備強化

- ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

- ア 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- イ 所有者に対する啓発
- ウ 管理保護についての助言と指導
- エ 防災施設に対する助成

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災対法第42条の規定により、町における地震災害について、町民の生命、身体及び財産を保護するため、国の防災基本計画及び県防災計画（震災対策編）に基づき、必要な事項を定める。

この計画は、県防災計画を基準として作成したものである。なお、本編の各節において、風水害・事故災害対策編と内容が共通する計画については、風水害・事故災害対策編を準用する。

第2節 町の震災対策の基本的な考え方

第1 想定地震の特性の震災対策への反映

本章第4節に掲げる被害想定では、次の5つを想定地震の対象としている。

- ・東京湾北部地震（M7.3）（海洋型巨大地震）
 - ・茨城県南部地震（M7.3）
 - ・立川断層帯による地震（M7.4）
 - ・深谷断層による地震（M7.5）
 - ・綾瀬川断層による地震（M6.9）
- }（直下型地震）

5つの地震のうち被害が最大となる深谷断層による地震を計画目標とする。

その他の地震についてもその特性及びその切迫性を考慮して、本計画の関連する対策項目において配慮する。

なかでも直下型地震については、その切迫性が指摘されており、直下型地震の特性である被災地域の局地性及び第4節に掲げる被害想定結果の中での直下型地震の特性に対応し、地域間の応援、協力体制の整備、緊急輸送対策の強化及び直下型地震に対する防災教育の充実等、対策の推進が重要となる。

第2 地域特性の震災対策への反映

地震による被害の様相は、地域の特性によって異なり、町の特性に対応可能な対策を進める必要がある。

社会条件面では、都市化の進行により、造成地等の震災対策の重要性が増すほか、人口流入に伴う地域の共同体意識の希薄化等により、自主防災組織の育成、強化が一層重要である。

第3 発災時刻による対策の反映

地震災害は、季節、曜日、時刻の相違により、被害の様相が異なる。このため、発災時刻の違いによる被害の特性を考慮し、いかなる場合にも対応し得るよう、関連する対策項目においては十分に配慮する必要がある。

夜間や休日等における防災体制の整備、地震発生の季節やその際の気候等を考慮した生活必需品等の供給対策、地震及び火災発生の時間帯を考慮した避難計画の整備等があげられる。

第4 予防対策の重視

震災対策は、事前の予防対策が被害軽減の上で極めて重要であり、地震発生後の震災応急対策を効果的に実施していく上でも、予防対策の果たす役割は大きい。

町内における地形、地質、地盤等の自然災害に関連する情報を正確に把握し、その危険性を評価し、それらに基づく情報の公開及び土地利用の誘導、規制等を図るなど、予防対策が極めて重要である。

第5 過去の災害事例の教訓を生かす

〔過去に被害を及ぼした地震〕

想定地震名	地震の説明	該当する歴史地震
関東大地震	大正12年の関東大地震	1923(大正12)9.1 M=7.9
西埼玉地震	昭和6年の西埼玉地震	1931(昭和6)9.21 M=6.9

海外及び国内で発生した過去の地震における災害の特性、対策の成否及びその問題点等を把握し、震災対策に生かすことが必要である。そのため調査研究して対策の成果を個別対策へ積極的に反映することが重要である。

第6 行政、企業、町民等の協力体制の整備

大規模な地震災害に対しては、行政はもとより、企業、町民等が相互に協力し、一体となって震災対策活動に取り組む必要がある。そのための自主防災組織、事業所等における防災組織の整備及び防災に関するボランティア制度の検討や整備等を通じ、体制の強化を図るとともに、防災教育や普及啓発活動を推進して防災意識の高揚を図ることが重要である。

第7 発震後の時間経過と対応の明確化

地震災害は、発震後の地震動及び液状化による施設被害から、出火や延焼火災等の発生、生活関連施設や交通機能の低下、生活支障など時間経過に伴い被害の態様が変化するため、状況の変化に的確に対応した対策を進める必要がある。

町、県その他防災関係機関及び町民や民間事業者などの関係者が、被害発生のシナリオから対策の流れをあらかじめ理解しておくことが重要である。

第3節 町の防災環境

第1 災害履歴

町に影響を及ぼす地震としては、震源の近い直下型地震と、中～長距離に起こる巨大地震とがある。

過去に県内で大きな被害を与えた地震は、818年の関東諸国の地震、1855年の安政江戸地震、1894年の東京湾北部の地震、1923年の関東大地震及び1931年の西埼玉地震があげられ、近隣で発生した大地震による被害が著しい。

第2 自然環境の特性

1 地質

埼玉県は、地形的に飯能より本町を結ぶ線によって東西に2区分され、この線の以西は山地で東部は平野となっている。

町は、山地と平野、先第四系と第四系の接点に位置している。

飯能から神川を結ぶ「八王子構造線」が「金鑽の切通し」である。また、矢納の南側は秩父古生層で北側から渡瀬まで三波川結晶片岩で構成されている。（別表参照）

2 断層

本町に関係する断層としては、次のものがある。

(1) 八王子構造線

八王子より高崎に至る南北性の、関東山地と平野が接する境界線をいう。一般的には、山地は中・古生界に、平野、丘陵部は第三系におおわれており、両者の関係は断層であろうとされている。

(2) 出牛 黒谷断層線

皆野町黒谷より出牛峠に至る三波川帯における北西方向の断層線

(3) 神流川断層線

藤岡市鬼石より神流川沿いに推定されている断層

(4) 金鑽断層線

金鑽神社、鏡岩を通り、渡瀬中央部に達する断層線

(5) 山崎断層線

平野部より宮内沢に至る断層線

(6) 平井断層線

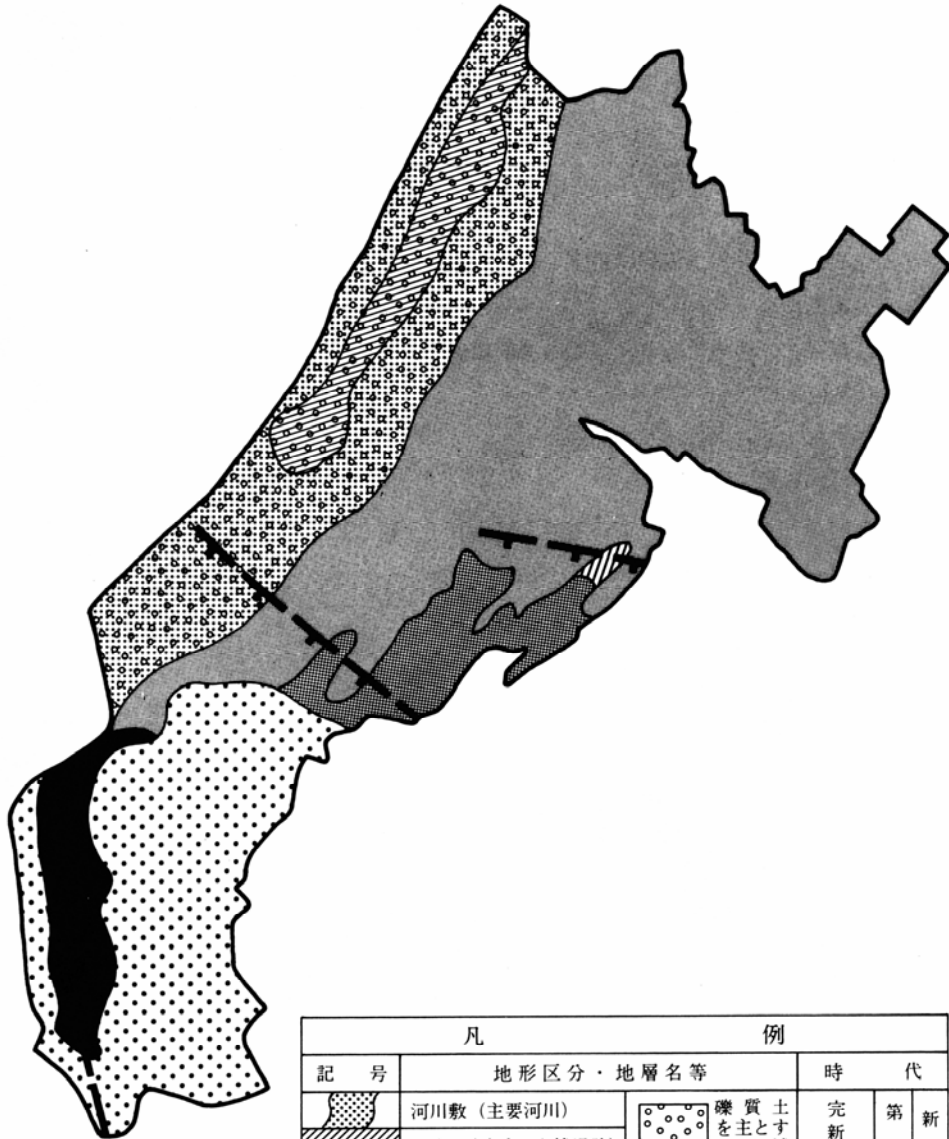
活断層として指摘されているが、おおむね八王子構造線と一致する模様

(7) 神川断層線

藤岡市神田より貫井、中新里を通る活断層

別表1

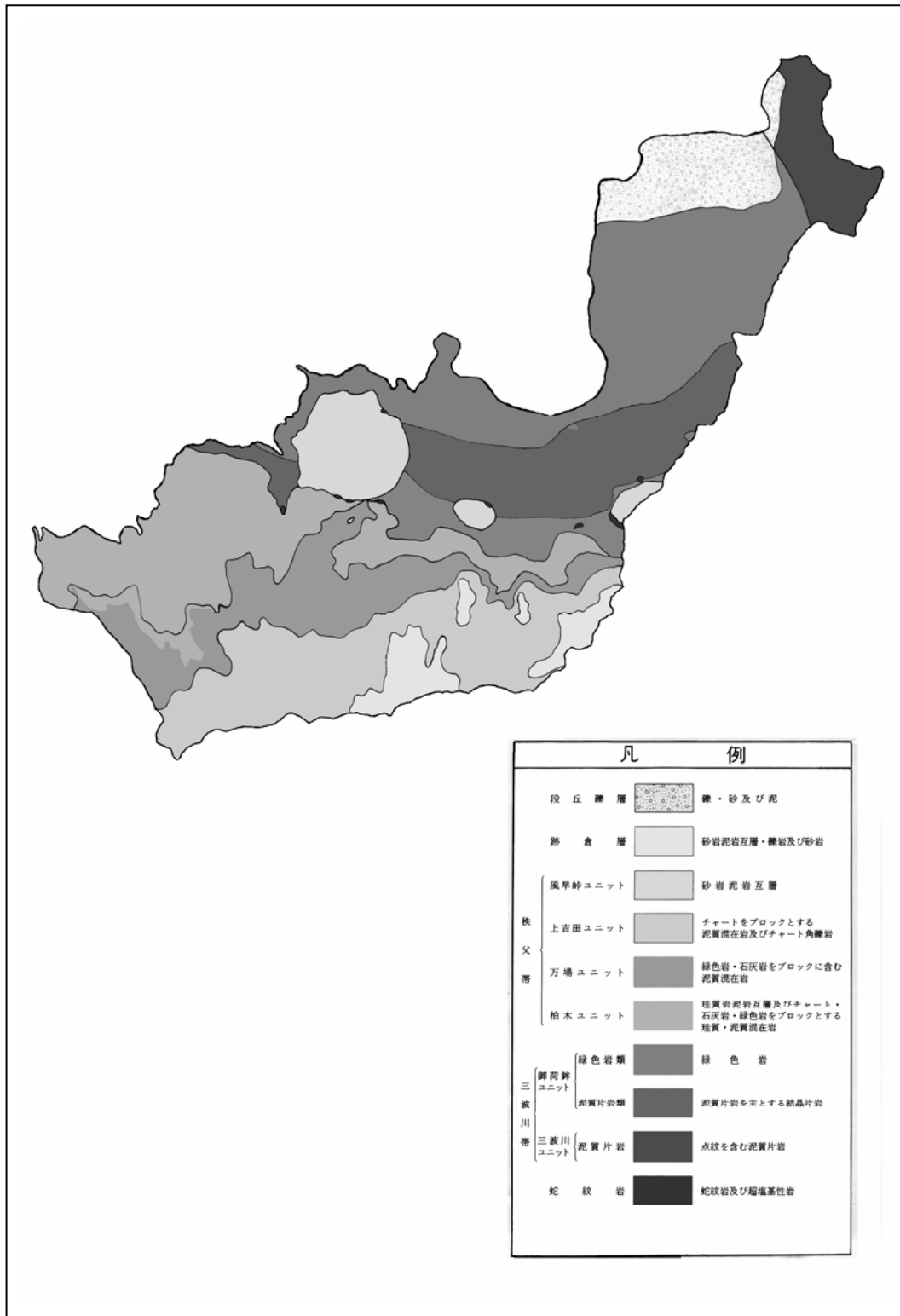
[神川地区の地質図]



凡		例		時		代	
記号	地形区分・地層名等						
	河川敷（主要河川）		礫質土を主とする地域	完新世	第	新	
	微高地(砂丘・自然堤防)				四	世	
Tg	低位段丘（ロームをのせない段丘）			後	更	紀	
Tt	立川面			期	新	代	
T4	物見山層			前	鮮	新	
T3	秩父町層群、松山層群上部層一都幾川層群			上-中	部	新	
Sm	三波川変成岩類			変成岩類		古	生
	断層						
	確実度 I～II の活断層						

別表2

[神泉地区の地質図]



第4節 地震被害想定

第1 地震被害想定調査の概要

県は、平成19年度に地震被害想定調査をまとめた。国で実施した活断層調査や首都圏での大規模な地価調査などにより、埼玉県周辺の地震の起こり方や揺れの伝わり方の知見が得られるようになった。こうした知見や社会状況の変化を受けて、県では4回目の地震被害想定調査を実施した。

第2 前提条件

1 想定地震

最近の学術的な知見や、国の中央防災会議及び地震調査研究推進本部による地震の評価結果を考慮し、県内に大きな被害を及ぼす地震として5つの地震を想定した。

想定地震名	マグニチュード (M)	地震のタイプ	選定理由
東京湾北部地震	7.3	プレート境界で発生する地震	首都直下地震として起こる地震の中で、切迫性が高い
茨城県南部地震	7.3		
立川断層帯による地震	7.4	活断層で発生する地震	県内の活断層で主要なもの
深谷断層による地震	7.5		
綾瀬川断層による地震	6.9		

〔想定震源断層位置図〕



2 被害想定の子節・時刻・風速

地震による被害は、気象や社会的条件の違いにより変わることから、異なる季節・時刻・風速を設定して想定された。

(1) 季節・時刻3ケース

- ア 夏12時 大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- イ 冬5時 大多数の人が住宅にあり、倒壊による死傷者数が最も多くなるケース
- ウ 冬18時 火気の使用が多く火災の被害が最も多くなるケース

(2) 風速2ケース（夏12時、冬5時）、3ケース（冬18時）

- ア 3 m/s 平均的な風速のケース
- イ 8 m/s 強風のケース
- ウ 15 m/s 著しい強風のケース（冬18時）

第3 想定される被害の概要等

1 神川町で予測される震度

予測される震度は、震度分布図よりおおむね次のとおりである。

想定地震	東京湾北部地震	茨城県南部地震	立川断層の地震	深谷断層の地震	綾瀬川断層の地震
予測される震度	M4.6	M4.7	M4.4	M6.2	M4.4

2 地震動

〔想定地震と予想被害の特徴〕

埼玉県

想定地震名	マグニチュード (M)	予想被害の特徴	死者数	全壊建物 (火災を含む)	避難者数
東京湾北部地震 (関東大地震)	7.3	県南東部を中心に広範囲で揺れ、液状化による被害大	716	34,447	670,964
茨城県南部地震	7.3	県東部を中心に広範囲で液状化被害。断水人口・避難者が多い	126	12,956	511,646
立川断層帯による地震	7.4	県南西部の断層近くに被害が集中。都内でも被害が大きく、帰宅困難者が最も多い	190	10,766	220,549
深谷断層による地震	7.5	県内で唯一、最大震度が7。広範囲で揺れによる建物全壊の死者がでる	560	22,158	370,549
綾瀬川断層による地震	6.9	県中部の断層近くに被害が集中。地震の被害も相対的に少ない	124	8,208	168,425

(1) 東京湾北部地震(M7.3)

- ア 県南東部を中心に広範囲で、液状化による被害が大きい。
- イ 人口の集中する地域が被害の中心となるため、想定地震の中では最も被害が大きい。
- ウ 冬18時・風速8m/sのケースでは、火災の死者が建物倒壊の死者を上回る。

(2) 茨城県南部地震(M7.3)

- ア 県東部を中心に広範囲で揺れ、液状化による被害が大きい。
- イ 東京湾北部地震に次いで断水人口、避難者が多い。

(3) 立川断層帯による地震(M7.4)

- ア 県南部の断層近傍で、被害が集中して発生する。
- イ 東京都内でも被害が大きく、活断層の地震の中では帰宅困難者が最も多い。

(4) 深谷断層による地震(M7.5)

- ア 想定地震の中では唯一、県内の最大震度7となる。
- イ 県北部の長さ40kmの断層に沿って広範囲に揺れ被害が大きい。
- ウ 県北部は昭和56年以前の建物の割合が多い地域であり、揺れが大きいため想定地震の中では全壊建物及び倒壊建物による死者が最も多い。

(5) 綾瀬川断層による地震(M6.9)

- ア 県中部の断層近傍で、被害が集中して発生する。
- イ 想定地震の中では、地震の規模が小さく被害も比較的少ない。

3 深谷断層による地震の被害

深谷断層による地震に伴う人的被害（死者数）は、夏の昼間に起きた場合が6名、冬の早朝に起きた場合が12名、冬の夕方に起きた場合が10名と想定される。それ以外の4地震については、いずれも死者は0となっている。

なお、今回の人的被害は、建物倒壊による直接的な死者数であるため、避難時の二次的な災害（例えば、パニックによる将棋倒し、避難中の交通事故や火災による人的被害等）が多く発生した場合には、さらに死者が増える可能性がある。

その他、神川町の地域における被害想定の詳細については、資料編に登載の地震被害想定調査による。

資料編	埼玉県地震被害想定調査に基づく町内の被害予測（神川町分）	P 226
-----	------------------------------	-------

第4 町の取組み

埼玉県地震被害想定調査での被害想定5つの地震のうち、深谷断層による地震で断水の被害が最も多く約2,800世帯におよび、停電、通信回線の不通や公共下水道管渠の被害が起こるとされている。また、町内には木造住宅や耐震基準が設けられる昭和56年以前に建築された家屋が多数あり、大規模地震が発生した場合には、これらの家屋を中心に倒壊するおそれがある。町は、これらの状況を十分に考慮して、2階建て住宅の耐震診断と耐震補強の指導を行い、さらに地震発生によるさまざまな被害を想定し、本編の各計画で対策を講ずることとする。

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

風水害・事故災害対策編第1章第3節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第2章 震災予防計画

第1節 震災対策に関する調査研究

地震災害は、自然現象と地域の社会的条件とが複合し、複雑な災害連鎖に基づいて発生するため、その対策は、多岐の分野にわたっている。したがって、こうした地震災害に対する有効な対策を検討するために、県の被害想定及び国の調査研究等を十分に参考にし、研究する。

また、災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって、過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限にいとめる方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上を図る。

第1 防災関係施設等の破壊防止に関する調査

防災関係施設は、災害が発生した場合の応急復旧活動の拠点となり、この破壊が生活に深刻な影響を与える重大な性格を有している。このため慎重、かつ、十分な点検調査が必要である。

- 1 役場、学校、診療所等の公共建築物の耐震に関する調査
- 2 水道施設等の耐震に関する調査
- 3 交通施設の耐震に関する調査

第2 大震火災対策に関する調査研究

地震時に予想される同時多発性による大震火災対策を科学的データに基づいて推進するため、出火防止、初期消火、拡大防止及び避難の安全確保など基本的な重要事項に関する調査を行い、個別対策及び地域対策の指針を確立し、町の防災化対策に資する。

- 1 初期消火に関する調査研究
- 2 火災の拡大防止に関する調査研究
- 3 町の特性を考慮した延焼危険地域、合流火災から避難路を防護するための延焼防止用機械等の調査研究

第3 避難の安全確保に関する調査研究

避難場所は、大震火災に際して常に安全性が確保されなければならない。また、現在指定している避難場所は、本来の使用目的があり、変化し、あるいは周辺の状況の変化に影響を受け、安全性について低下し、あるいは向上する等の場合が起こり得る。したがって、避難場所については、その選定についてはもちろん選定後も一定期間毎に安全性について調査確認する。

- 1 指定避難場所の確保を図り、かつ、その避難場所としての機能の向上を図るための整備に関する調査
- 2 指定避難場所とそこに至る避難道路の安全性を目指す災害防止帯設定のための基礎調査
- 3 避難時に障害となる自動車交通の動態調査と、避難の円滑化方策の調査研究
- 4 大震火災時に発生のおそれのある火災旋風から避難場所の安全性の調査検討

第4 震災時の情報伝達に関する調査研究

震災時においては、町が地震情報、被害情報及び対策に関する情報等各種の情報を町民へ正確かつ迅速に伝えることが極めて重要となる。したがって、本町の地域的、社会的特性を考慮し、災害時の特殊状況下での情報伝達において、最も効果的な情報の「伝え方（メディア）」、「内容」等に関する調査研究及び災害情報システムに関する調査研究等を行い、震災時の応急対策に資する。

第5 震災時の社会的混乱防止に関する調査研究

震災時においては、生命の維持、生命の確保及び経済的、社会的秩序の維持等に対する不安から、パニック等の社会的混乱状態が発生する危険性がある。

したがって、こうした大地震発生後の物価の高騰など経済的、社会的混乱の発生メカニズム及びその防止対策について、震災時の応急対策及び復旧対策に資するよう、本町の社会的特性を考慮した上で調査研究を行う。

第6 震災時の生活確保に関する調査研究

震災時において、被災者に対し食料、飲料水、生活必需品及び住宅等を供給し、その生活を確保することは、地震発生後の社会的混乱を防止する意味からも極めて重要である。

したがって、大地震発生後の物資の輸送体制のあり方、備蓄物資等の適正配置及び効果的な品目の選定等に関する調査研究を行い、震災時の応急対策に資する。

第2節 建築物・施設等の耐震性向上

第1 基本方針

埼玉県建築物耐震改修促進計画（平成19年3月）を基に町の耐震改修促進計画の策定に努め、地震による被害を最小限に止める耐震改修を積極的に推進する。生活に密接に関連する公共施設等は、計画的に耐震性を向上させる改修工事を行い、総合的に機能と安全性の向上を図る。

第2 現況と実施計画

1 建築物

(1) 公共建築物等

ア 公共施設の耐震性、耐火性向上

(ア) 地震災害発生時における避難、救護、応急対策活動等の拠点となる防災上重要な建築物の耐震性及び耐火性の強化を図る。

(イ) 老朽度の著しい建物又は構造上危険と判定されるものは、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨造りの耐震、耐火建物への改築を促進する。

イ 学校施設の整備

災害時における児童、生徒等及び教職員の安全確保を図るため、次のような整備を進める。

(ア) 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、耐震診断を実施し、必要に応じ耐震補強工事を実施する。

(イ) 設備・備品等の安全管理

パソコンをはじめとしてテレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、児童、生徒等及び教職員の安全と避難通路が確保できるよう、設置方法、場所等について十分配慮する。

(2) 一般建築物

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、町は、そのための助言、指導、支援を行うものとする。

ア 建築指導等

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保について、県は、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行い、その実効を図っている。

具体的内容としては、建築物等の構造耐力上、防火及び避難上等の諸点についての安全確保を図る上で以下の規定がある。

(ア) 木造及び組積造等の一般構造規定

(イ) 一定規模以上の木造及び組積造等建築物の禁止

(ウ) 一定規模以上の建築物について、構造計算を行いその安全性を確認する。

(エ) 一定規模以上の特定建築物について、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

(オ) 防火区域、内装制限及び防火戸等の諸規定による制限

(カ) 避難階段及び非常用進入口等の諸規定

(キ) 一定規模以上の建築物の設計及び工事監督は建築士が行う。

建築基準法の防災関係の規定については、近年発生した地震及び火事事例に鑑み、一般構造及び防火避難規定等が強化されている。

また、埼玉県建築基準法施行条例で建築物の構造等について、安全上及び防災上の制限を付加し、安全性についての実効を図っている。

イ 耐震化対策

一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

(7) 重点的に耐震診断を誘導すべき区域の指定

避難又は復旧活動上必要な区域、火災による延焼が著しいと想定される木造住宅密集区域等、重点的に耐震診断を誘導すべき区域を設定し、当該区域における次に掲げる耐震化対策を積極的に行っていく。

(1) 耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する町民等の相談に応ずる窓口を設置する。

(ウ) 耐震診断を行う技術者の養成

県の行う耐震診断講習会への参加等、建築物の耐震診断及び耐震改修設計を行う技術者を養成し、耐震化を推進する。

(I) 耐震性に関する知識の普及、啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、町民への知識の普及、啓発に努める。

(オ) 建築士団体等との協力

建築士団体等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

ウ ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため、以下の施策を推進する。

(7) 市街地内のブロック塀の実態調査

町は、避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。

(1) ブロック塀の倒壊防止に関する普及、啓発

町は、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く町民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

(ウ) ブロック塀の点検、改修等に関する指導及び助成

町は、ブロック塀を設置している町民に対し、点検を行うよう指導するとともに、(ア)の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修及び生け垣化等を奨励する。

また、町は、ブロック塀の改修や生け垣化等の実施を推進する。

エ 窓ガラス、看板等の落下防止対策

多数の人が通行する道路等に面する建物の窓ガラス及び家庭内のガラス戸棚等の転倒防止等の安全対策の実施を指導するとともに、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

オ 家具等の転倒防止対策

町は、タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫、パソコン等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレット等の配布を通じて、町民に対し家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

2 水道施設

町は、老朽管の布設替の推進とともに、本町の地盤の状況等も考慮し、石綿セメント管や塩化ビニール管から耐震管への更新及び継手部の伸縮性の向上、溶接化など配水管の更新及び施設の耐震強化計画を確立し、それに基づいて耐震強化対策を実施する。

3 下水道施設

(1) 中継ポンプ場及び終末処理場に電力の供給停止を想定し、自家発電装置を備える。

(2) 中継ポンプ場及び終末処理場の機能確保のため、再生水製造装置などを設置し、ポンプ稼働等に必要水の確保に努める。ポンプ稼働などに必要水の確保については、浄水製造装置及び貯水槽など各処理施設の施設計画に含め整備する。

(3) 処理場、ポンプ場の建設に当たっては、液状化対策を含め耐震構造として地震災害に備える。

(4) 管路計画に当たっては、ループ化や複数系統化などのバックアップ手段を考慮する。

(5) 下水道施設の防災施設としての活用を考慮し、マンホールトイレシステムを整備するとともに、再生水を

消防用水として利用するなどの検討を行う。

4 道路施設

各道路管理者は、管理道路に関し土砂崩壊、落石等の危険箇所の総点検を行い、その結果に基づいて法面保護工等を実施する。

老朽化した橋については架替え、補強等を推進するとともに、既設橋梁の落橋防止対策を進め、震災時の避難及び緊急通行車両等の走行が可能となるよう整備を推進する。

5 河川、ため池及び砂防治山施設

(1) 河川

町は、震災による河川の水害発生を未然に防止するため、浸水想定区域にある堤防の耐震点検や対策工事を国に要請し、耐震性の向上に努める。

(2) ため池

町は、ため池管理者の協力のもとに溜池の実情を把握し、耐震化の推進を図るため必要に応じ改修、補強等を行うよう指導する。

(3) 砂防治山施設

大地震により山がゆるみ、その後の降雨によって大規模な土石流が発生するおそれがある。このため、荒廃渓流については、砂防ダム及び護岸工等の整備を推進するよう県に要請し、土石流防止、渓流の浸食防止を図り、被害を未然に防止するとともに、既設工作物については常時点検を行い、設備の機能の維持に努める。

第3節 防災まちづくり計画

風水害・事故災害対策編第2章第12節「防災まちづくり計画」を準用する。

第4節 地震火災等の予防

第1 基本方針

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって甚大な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上させ、地震火災による被害の軽減を図る。

第2 実施計画

1 地震に伴う住宅からの出火防止

(1) 一般火気器具からの出火防止

ア 地震時における出火要因として最も大きいものが、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないことなどの防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止機能の付いたガス器具の普及に努める。

イ 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。

ウ 阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅に対して復旧した電気によるものもあっており、地震後数日間にわたって新たな出火がみられた。

こうした火災の防止のため、過熱防止機能等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

エ 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

(2) 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。引火性の化学

薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

2 初期消火体制の充実強化

地震時は、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、地域の自主防災体制を充実する必要がある。そのため、地震時に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、町民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防本部及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

(1) 事業所の初期消火力の強化

震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。

(2) 地域住民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育及び防災訓練を行い、町民の災害対応力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力、連携を促進し、地域における総合防災体制を充実させ、強化していく。

3 危険物取扱施設の安全化

危険物取扱施設の安全性に関する実態把握を行うとともに、各種法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

<p>消防法危険物取扱施設</p>	<p>過去の震災例に基づき消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が逐次強化されている。しかし、法令基準の適用を受けない小規模施設等が損傷を受けることがある。 このため、町は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。</p>
<p>火薬類施設</p>	<p>火薬類は火薬類取締法及び関係法令に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが、厳しく規制されている。しかし、万が一、被害が発生した場合にはその影響が大きい。 このため、町は、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。</p>

<p>資料編 危険物取扱施設の現況 P 233</p>

第5節 震災に強い地域づくり

第1 基本方針

すべての町民、事業所等が、「自らの身の安全は自ら守る」ことを防災の基本として、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進する。

また、震災時において、多くの建築物の倒壊や火災の同時多発などから地域を守るため、町民や事業所が、県や町、防災関係機関と連携して災害対策に取り組めるよう、地域における防災体制の確立を図る。

第2 留意点

自主防災組織の育成に際しては、町はもちろん、消防本部、消防団、民間の防災関係団体の各地域で活動している様々な団体との連携が重要である。

第3 実施計画

1 町民の役割

町民は、震災に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担う。

(1) 平常時の役割

- 1 防災に関する学習
- 2 火災の予防
- 3 防災用品、非常持出品の準備
- 4 1日分の飲料水及び食料の備蓄
- 5 生活必需品の備蓄
- 6 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止
- 7 ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- 8 震災時の家族同士の連絡方法の確認
- 9 町の実施する防災訓練への参加
- 10 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会・区の活動等）への参加
- 11 住宅の耐震化

(2) 災害時の役割

- 1 初期消火
- 2 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。
- 3 自主防災活動への参加、協力
- 4 避難所でのゆずりあい
- 5 町、防災関係機関が行う防災活動への協力
- 6 風評に乗らず、風評を広めない

2 自主防災組織等の充実強化

大規模な地震災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、町民自らが出火防止や初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等を行うことが必要である。

このため、地域においては、自主的な防災活動が展開できるように、自主防災組織等の結成、リーダーの育成等を促進する。

(1) 自主防災組織の活動内容

平 常 時	災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 日ごろの備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 （例 防災イベントの実施、各種資料の回覧、配布） 情報収集・伝達、初期消火、避難誘導及び救出や救護等の防災訓練の実施 防災用資機材の購入・管理等 資機材の例：初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、パール、のこぎり） 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー） 地域の把握 （例 危険箇所の把握、災害時要援護者）
-------------	---

発 災 時	初期消火の実施 情報の収集、伝達の実施 被災者等の安否確認、救助隊との協力、救出、救護の実施 集団避難の実施 （特に、災害時要援護者の安全確保に留意する） 避難所の運営活動の実施 （例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）
-------	--

(2) 自主防災組織の育成

町は、自主防災組織の育成（新規結成及び活動の強化）に努める。

また、そのための具体的な施策を計画する。

3 民間防火組織

地域社会においては、町民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そこで町は、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織の育成強化を図る。

4 事業所等の防災体制の充実

大規模な地震災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

(1) 一般企業

町は、企業の自主的な防災組織の整備を促進するとともに、県と連携して企業との協力体制の確保に努める。

また、一般企業を対象とした防災意識の向上を図るための事業の実施など、組織整備の支援等を行っていく。

町は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を取り、被害の拡大を防止する。

企業は、災害時の企業の果たす役割を認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

(2) 危険物施設

町は、危険物施設の管理者に対し、事故予防規程等の制定や防災組織の活動等に対する助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、高圧ガス施設は可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており消防機関の活動もおのずから限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関し、指導及び助言を行い、育成、強化を図る。

(3) 集客施設

町は、学校及び公民館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、指導や助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。

第6節 防災教育計画

防災意識と自主的な災害対応力を高めるための防災教育を、町の地域特性等を踏まえ体系的に行う。また、広報紙の配布、講演会及び研修会の開催、施設見学及び体験的な学習機会を提供するなど、町民の自発的な防災学習を推進する学習環境を整える。

第1 町民向けの普及・啓発

1 埼玉県防災学習センター等の活用

常設の防災教育拠点である埼玉県防災学習センターを活用し、広く町民に対して普及と啓発を行う。

また、防災拠点や防災航空センターについても機能を紹介するなど町民の自発的な防災学習に活用する。

2 普及・啓発パンフレット等の作成配布

町は、防災知識の普及、啓発を図るため、広く町民に向けた防災に関するパンフレット等を作成し配布する。

3 防災教育用設備、教材の貸出

町は、防災教育に役立つ設備や機器、映像資料等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出を行う。

4 講演会・研修会・出前講座の実施

防災に関する講演会や研修会、出前講座を開催する。

5 マスメディアの活用

テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて、広く町民に対して防災意識の高揚を図る。

6 広報紙等の活用

町が発行する広報紙等に、防災に関する情報を掲載する。

第2 町職員に対する防災教育

地震発生時に応急対策の実行主体となる町職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、次に示すような防災教育を定期的に行う。

1 危機管理、防災ハンドブック等の作成と配布

発災時の参集、初動体制、自己の配備と任務及び災害の知識等を簡潔に示した危機管理、防災ハンドブック等を作成、配布して周知を図る。

作成に当たっては、次の内容に留意する。

(1) 初動参集、動員基準

(2) 参集途上の情報収集

(3) 救助、応急手当

(4) 初期消火

(5) 避難誘導

(6) 避難所の開設、運営

(7) 災害情報の取りまとめ

(8) 広報活動

(9) その他必要な事項

2 現地訓練の実施

地域における対策要員に対し、応急活動を想定した現地での訓練を実施する。

3 研修会及び講演会等の実施

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として招き、研修会及び講演会等を実施する。

第3 学校教育における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童、生徒の発達段階に即した指導を行う。

1 学校行事としての防災教育

防災意識の全般的な高揚を図るため、避難訓練を行うとともに、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震疑似体験の実施、また埼玉県防災学習センター等での体験学習を実施する。

2 教科等による防災教育

社会科や理科の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学、調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

3 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童、生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童、生徒の心のケアや災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の対応力の向上に努める。

第4 事業所等における防災教育

事業所や医療機関、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

町は、児玉郡市広域消防本部と連携して、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じ、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

第7節 防災訓練計画

風水害・事故災害対策編第2章第4節「防災訓練計画」を準用する。

第8節 震災に備えた体制整備

第1 基本方針

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、町、防災関係機関、町民及び事業所等が地震に対応できる体制を確立する。

第2 緊急輸送網の整備

風水害・事故災害対策編第2章第5節第2「緊急輸送ネットワークの整備」による。

第3 情報通信施設の整備

風水害・事故災害対策編第2章第6節「災害情報体制の整備」による。

第4 ボランティア等の活動の整備

風水害・事故災害対策編第2章第1節第6「ボランティア等の活動環境の整備」による。

第5 消防

1 消防資機材の整備

消防団は、必要な消防資機材を整備していく。

資料編	消防力の現況	P 232
-----	--------	-------

2 消防水利等の整備

町は、これまで防火水槽の整備を推進してきているが、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、事業所の保有水の活用、プールや河川等の自然水利の確保をより一層推進していく。

資料編	消防力の現況	P 232
-----	--------	-------

3 消防団組織の充実強化

現在、消防団は、団員の高齢化の進展に伴い、団員数が年々減少傾向にある。町は、消防団活性化総合計画（昭和63年2月29日消防第60号消防庁長官通知）を策定し、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層及び女性層の団員への参加を促進させ、消防団の活性化とその育成を進める。

資料編	消防団の組織概要	P 232
-----	----------	-------

第6 危険物

町及び消防機関は、震災時に関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

- 1 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置
危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
- 2 危険物施設の応急点検
危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。
- 3 危険物施設からの出火及び流出の防止措置
危険物施設に損傷など異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去など適切な措置を行う。
- 4 災害発生時の応急活動
危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
- 5 防災関係機関への通報
災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。
- 6 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施
災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

資料編	危険物取扱施設の現況	P 233
-----	------------	-------

第7 救急救助

- 1 救急救助体制の整備
町は、消防団詰所及び自主防災組織における救急救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び町民等に対する救急救助訓練を行って、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。
- 2 傷病者搬送体制の整備
 - (1) 情報連絡体制
傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
 - (2) 搬送順位
あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を設定する。震災後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。
 - (3) 搬送経路
震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路の検討を行う。
 - (4) ヘリコプター搬送
震災時に、重症患者を迅速に搬送できるよう、ヘリコプター離着陸場の整備を推進する。
 - (5) 効率的な出勤、搬送体制の整備
震災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出勤体制・搬送体制の整備を推進する。

資料編	防災ヘリポート	P 234
	医療機関一覧	P 230

第8 医療救護

風水害・事故災害対策編第2章第9節「医療体制等の整備」による。

第9 避難

風水害・事故災害対策編第2章第7節「避難予防対策」による。

第10 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備

風水害・事故災害対策編第2章第8節「物資及び資機材等の備蓄」による。

第11 帰宅困難者対策

帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を近隣市町や駅長やバス会社等と研究、協議を行い、徒歩帰宅者に対する支援策を検討する。

1 帰宅困難者の定義

震度6弱以上の地震が発生した場合、鉄道の運行が停止するなどの理由により、外出先で足止めされることとなる。徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

2 帰宅困難者数の把握

帰宅困難者数の算定方法は次のとおりとする。

- (1) 震度6弱以上となる地域の鉄道が停止し、この区間を通る交通が遮断される場合とする。
- (2) 帰宅経路は最短経路とし、鉄道による合理的代替経路を使用する場合とする。
- (3) 帰宅距離10km以内の場合は、徒歩による帰宅が可能とする。
- (4) 帰宅距離10km～20kmの場合は、1km長くなる毎に帰宅可能者が10%ずつ低減する。
- (5) 帰宅距離20km以上の場合は、帰宅不可能とする。

「深谷断層による地震」が夏12時に発生した場合の帰宅困難者は、県全体で40万人にのぼると算定されている。

町内従業者・町外通勤者数 総合計画調べ

	従業者数	備 考
町 内 従 業 者	7,952	町外からの従業者を含む
町 外 通 勤 者	4,058	

埼玉県

項 目			東京湾北部地震	茨城県南部地震	立川断層帯	深谷断層	綾瀬川断層	
避 難 者 数 帰 宅 困 難 者 数	夏12時	1日後	0	0	0	2,514	0	
		4日後	0	0	0	2,128	0	
		1ヶ月	0	0	0	748	0	
	冬5時	1日後	0	0	0	2,514	0	
		4日後	0	0	0	2,127	0	
		1ヶ月	0	0	0	747	0	
	冬18時	1日後	0	0	0	2,515	0	
		4日後	0	0	0	2,128	0	
		1ヶ月	0	0	0	749	0	
	夏12時	県内	県内	257	195	186	715	171
			東京都	117	88	87	116	62
			他 県	151	151	151	477	151
冬18時		県内	1160	88	84	323	77	
		東京都	53	40	39	53	28	
		他 県	68	68	68	216	68	

3 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

- (1) 地域の災害対応力の低下

大規模地震の発生直後は、地域の災害対応力が低下する。
- (2) 県外通勤者の増加

県外から県内に通勤して、多数の帰宅困難者となることが想定される。
- (3) 都内帰宅困難者

都内での大混乱に巻き込まれる。

4 帰宅困難者等への啓発等

(1) 町民への啓発

「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

ア 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段及び徒歩帰宅経路の事前に確認する

イ 災害時の行動は、状況を確認するなど無理のない計画を立案して実施する。

(2) 災害時伝言ダイヤル171等を利用した安否等の確認方法についてPRする。

(3) 事業所等への要請

事業所及び大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行うため次の点を要請する。

ア 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定

イ 災害時の飲料水、食料や情報の提供、仮泊場所等の確保

(4) 徒歩帰宅訓練の実施

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練の啓発を行う。また、隣接市町と連携した帰宅困難者の支援策を検討する。

第12 遺体の埋・火葬

町は、震災時に埋・火葬の資材や火葬場が必要な場合に備えて、あらかじめ関係業者及び近隣市町村と協定など対策を進める。

第13 防疫対策

1 防疫活動

町は、動員計画に基づいた防疫活動を迅速に行う。また、応援の受け入れ体制を整備する。

2 防疫用資機材の備蓄及び調達

町は、防疫及び保健衛生用器材の備蓄に努める。

第14 被災住宅の応急修理

1 応急措置等の指導、相談

町は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための町民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

2 応急仮設住宅の準備

(1) 用地選定

町は、応急仮設住宅適地の基準に従い、公有地及び建設可能な私有地の中から用地を選定する。

私有地については、地権者等との契約を結ぶなどの方策を講ずる。

(2) 設置及び供給計画

町は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。

ア 応急仮設住宅の着工時期

イ 応急仮設住宅の入居基準

ウ 応急仮設住宅の管理

エ 災害時要援護者に対する配慮

第15 文教対策

震災時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

(1) 町

ア 所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画を策定する。

イ 教材用品の調達及び配給の方法については町教育委員会並びに学校において計画を立てる。

(2) 校長等

- ア 学校の立地条件などを考慮したうえ、災害時の応急教育計画を策定する。
- イ 校長は、災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。
 - (ア) 町の防災計画における学校の位置づけを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を作成して周知する。
 - (イ) 児童及び生徒等の防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を作成して周知する。
 - (ウ) 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者の連絡網及び協力体制を確立する。
 - (エ) 勤務時間外における職員の連絡先や非常招集の方法を定め周知する。
 - (オ) 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行う。

第16 災害時要援護者の安全対策

風水害・事故災害対策編第2章第13節「災害時要援護者安全確保計画」による。

第3章 震災応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 目標

町は、地震災害が発生した場合、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、本部を設置し、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに町域内の公共団体及び町民等の協力を得て、町の有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

地震発生後に迅速で有効な応急対策を行うため、職員の動員配備を徹底するとともに、夜間・休日等における初動体制の確保を図る。

1 体制の種別及び配備区分

災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備区分は、次のとおりとする。

地震	待機体制	東海地震の「東海地震注意情報」を受けた場合 各課1名	・総務課 ・地域総務課 ・環境防災課
	警戒体制	第1配備	原則として震度5弱の揺れが発生した場合 ・総務班 ・情報班 ・連絡調整班 ・土木班
		第2配備	原則として震度5強の揺れが発生した場合 ・総務班 ・情報班 ・水道班 ・連絡調整班 ・土木班
	非常体制	第1配備	原則として震度6弱の揺れが発生した場合で、相当規模の災害が発生又は予想される場合 警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた場合 当該課長が必要と認める職員を配備
第2配備		原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合で、激甚な災害が発生した場合 組織及び機能の全てをあげて活動	

(1) 待機体制及び警戒体制（本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進する体制）

(2) 非常体制（本部を設置して災害対策活動を推進する体制）

(3) 東海地震への対応

東海地震の注意情報の発表及び警戒宣言の発令に伴い警戒体制を施行した場合は、本編第5章「東海地震の警戒宣言に伴う措置計画」に基づいて対応する。

2 配備体制の決定

地震発生時における配備体制は、上記「1 体制の種別及び配備区分」に基づき、震度に応じた自動配置とし、該当する職員は直ちに所定の場所へ配備につく。

なお、被害の状況等により、配備体制を引き上げる必要がある場合には、本部長（状況によっては副本部長）が当該配備体制を決定する。

3 休日における体制（日直）

(1) 日常の体制

ア 役場庁舎（休日8：30から17：15まで）

1名体制

イ 神泉総合支所（休日8：30から17：15まで）

1名体制

(2) 地震発生直後の初期対応

ア 初動体制にかかる要員

当該職員は、直ちに所定の場所に速やかに参集して、地震災害等の情報収集及び本部の設置準備に当たる。

イ 幹部職員

本部長又は副本部長は、地震被害等の情報を収集分析して、関係機関等への指令、要請等の初期対応を行う。

ウ その他の職員

大規模地震発生時は、テレビやラジオ等で情報収集を行い、緊急招集に備えて自宅で待機する。

資料編	動員人員基準表	P 217
-----	---------	-------

4 職員の動員体制

職員は、勤務時間外等において大規模な地震が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、最寄りの出先機関に参集し、各部長の指示に従い防災活動に従事する。

なお、勤務時間外に地震が発生したときは、交通の混乱等で参集に時間がかかることが予想されるので、先に参集した職員を初動班として、各種情報の収集伝達など初動活動に従事する。

5 本部の設置

町長は、必要があると認めたときは、この計画及び神川町災害対策本部条例により、本部を設置する。

(1) 設置及び廃止の通知等

本部を設置したときは、町長は直ちに、本部の名称、所管区域並びに設置場所及び時間を、県消防防災課、消防団、町防災会議各機関、町民、報道機関等に防災行政無線、電話、広報車、有線放送等により通知及び公表する。本部を廃止したときも、その旨を設置したときに準じ通知及び公表する。

公 表 先	連 絡 方 法
県 知 事	埼玉県防災情報システム、電話、電報
防 災 会 議 委 員	電話、電報、口頭
児 玉 警 察 署 ・ 町 内 駐 在 所	電話、連絡員
児玉都市広域消防本部・神川分署・神泉分署	電話、連絡員
近 隣 市 町 長	電話、電報
町 内 関 係 機 関	電話、防災行政無線、防災メール、口頭
報 道 機 関	電話、電報、文書、口頭
町 民 ・ 一 般	電話、防災行政無線、防災メール、広報車、口頭

(2) 本部の設置場所

ア 本部は、役場内に置く。ただし、役場が被災した場合には、直ちに代替場所を神川町中央公民館と定め、職員及び防災関係機関に周知する。

イ 本部には、本部の所在を明確にするため「神川町災害対策本部」の掲示をする。

6 本部の運営

(1) 本部会議

本部長は、町の災害対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。

(2) 部

部は、本庁における災害対策活動組織として、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。

7 本部長の職務代理者の決定

本部長が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、登庁した者のなかから次の順位で本部設置等必要な災害対策を行う。

- 第1順位 副町長
- 第2順位 総務課長
- 第3順位 総合政策課長
- 第4順位 環境防災課長
- 第5順位 その場における最高責任者

第2節 災害情報の収集

風水害・事故災害対策編第3章第6節「災害情報通信計画」を準用する。

第3節 災害広報広聴活動

風水害・事故災害対策編第3章第7節「災害広報計画」を準用する。

第4節 自衛隊災害派遣

風水害・事故災害対策編第3章第15節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第5節 応援要請・要員確保

風水害・事故災害対策編第3章第4節「相互応援協力計画」及び第14節「要員確保計画」を準用する。

第6節 応援の受入れ

風水害・事故災害対策編第3章第17節「広域応援受入計画」を準用する。

第7節 救助法の適用

風水害・事故災害対策編第3章第3節第2「救助法の適用基準」を準用する。

第8節 消防活動

第1 目標

地震に伴って発生する、火災や危険物の漏えいなどによる二次災害を防止するため、消防機関による迅速な応急対策活動や危険物管理者等による安全措置を講ずる。

第2 消防

地震による火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので、限られた消防力を効果的に運用するとともに隣接地域からの消防応援を要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

1 消防活動

機関	活動内容
消防団	<p>出火防止</p> <p>地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の町民に対し、出火防止（火気の使用禁止、ガスの元栓閉鎖、電気ブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は町民と協力して初期消火を行う。</p> <p>消火活動</p> <p>地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防本部と協力して行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。</p> <p>救急救助</p> <p>消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。</p> <p>避難誘導</p> <p>避難の指示、勧告がなされた場合は、これを町民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら町民を安全に避難させる。</p> <p>情報の収集</p> <p>消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。</p> <p>応援隊の受入準備</p> <p>応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。</p>

資料編	消防団の組織概要	P 232
	消防力の現況	P 232

2 応援要請

(1) 手続き

消防相互応援協定による応援要請	町長は、町の消防力で対応が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。
知事への応援要請依頼	町長は、町の消防力で対応が困難である場合には、知事に対して応援要請を求めることができる。

(2) 内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

ア 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由災害種別及びその状況

イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）

ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員

エ 町への進入経路及び集結場所（待機場所）

オ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

資料編	消防相互応援協定（神川村、鬼石町）	P 239
	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	P 246

第3 住民団体の活動

被災状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼び掛け、火災が発生したときは可

搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急措置等を行う。

なお、消防署、消防団が到着したときはその長の指揮に従う。

第4 町民の活動

まず身の安全を確保し、出火の防止に努める。

- 1 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- 2 プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元栓をそれぞれ閉止する。
- 3 電気器具は電源コードをコンセントからはずし、停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- 4 火災が発生した場合は消火器等で消火活動を行うとともに、隣人等に大声で助けを求める。
- 5 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報については、火災発生、救助、救急要請等必要な情報のみ通報する。

第9節 救急救助・医療救護

風水害・事故災害対策編第3章第10節第2「救急救助・医療救護計画」を準用する。

第10節 水防・土砂災害対策

風水害・事故災害対策編第3章第8節「水防計画・土砂災害防止計画」を準用する。

第11節 避難

第1 目標

地震発生時には、多数の被災者が生じることが予想されるため、避難誘導を的確に行う。また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

第2 避難活動

1 避難の勧告又は指示の実施

(1) 町長

町長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、町民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の町民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行う。

この場合、町長は知事に必要な事項を伝達する。

(2) 警察官

警察官は、地震に伴う災害の発生により、町民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったときのほか、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、急を要する場合においては、直ちに当該地域住民等に立ち退きを指示する。

この場合、警察官は、直ちにその旨を町長に通知するほか、県公安委員会へ報告する。

(3) 自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる町民に避難の指示をする。

この場合、自衛官は、町長を通じて知事に必要な事項を伝達する。

2 避難の勧告又は指示の周知

避難の勧告又は指示を行った者は、速やかにその内容を町防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じて町民等に周知する。その際、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

避難の勧告又は指示は、避難対象地域、避難先及び避難経路、避難理由及び避難時の留意事項を明示して行う。

3 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に及ぼす危険を防止するために、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合は、避難の勧告又は指示と同様に、関係機関及び町民に、その内容を周知する。

4 避難誘導

(1) 避難誘導の方法

町長は、次の事項に留意して避難誘導を行う。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 自主防災組織等と連携を図り、避難者の誘導措置を講ずること。

ウ 危険地点には、標示、縄張りを行い、状況により誘導員を配置し安全に配慮すること。

エ 状況により、災害時要援護者は適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。

オ 誘導中は、事故防止に努めること。

カ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、行政区等の単位で行うこと。

キ 避難順位は、おおむね次の順序で行うこと。

(ア) 乳幼児、児童、妊産婦

(イ) 病弱者、障がい者、高齢者

(ウ) 一般住民

(2) 町民への周知

町は、次のことについて町民に周知する。

ア 避難所、避難経路等の指定

町は、災害時における地域条件等を考慮し、地区ごと、災害種別ごとの具体的な避難所、避難経路等を定めるとともに、避難誘導標識等を整備し、外来者等の地理に不案内な者に対しても避難所がわかるよう配慮して町民に周知する。

なお、避難所の指定に当たっては、立地条件、設備・構造、安全性を考慮するとともに、高齢者・障がい者・乳幼児等、自力避難が困難な者に十分に配慮する。

イ 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、立ち退きに支障をきたさない最小限度のものとする。

資料編	避難所・避難場所一覧	P 230
-----	------------	-------

第3 避難所の設置・運営

町は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがある者が救助を必要とする場合は、一時的に収容し保護するための避難所を開設する。

1 避難所の開設

(1) 避難所は、学校、集会所、公民館等の既存建物を応急整備して使用する。適当な施設が得られないときは、野外に仮設建物を設置するなどして対応する。

(2) 町長は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

(3) 町長は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員及び開設期間の見込みを知事に報告する。

2 避難所の管理運営

町は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、あらかじめ策定した計画に基づいて避難所の運営を行う。運営に当たっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

(1) 避難所における情報の伝達、食料糧等の配布、清掃等について、避難者、町民等の協力が得られるように努め、必要があれば、県、近隣市町に応援要請する。

- (2) 女性や災害時要援護者をはじめとする避難者ニーズの早期把握に努める。
 - (3) 避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。
 - (4) 避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を充分把握し、必要に応じて救護所を設ける。また、高齢者や障がい者等の災害時要援護者の健康状態については、特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。
- 3 救助法が適用された場合の費用等
避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表のとおりとする。

資料編	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	P 253
-----	---------------------------	-------

第4 町民による確認事項

地震等による災害の様子は同一ではなく、各地区において、また災害の種類、規模により様々である。
したがって、町民は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行う。

- 1 家から最も近い避難所を2か所以上確認しておき、避難所に至る経路についても複数の経路を設定する。
- 2 避難所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認する。
- 3 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難所にこだわることなく、より安全な経路を選択する。
- 4 災害時要援護者には日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、町民の手で避難が行えるように訓練を通じ周知徹底する。

第12節 交通規制

風水害・事故災害対策編第3章第9節「交通対策計画」を準用する。

第13節 緊急輸送

風水害・事故災害対策編第3章第9節第4「緊急通行車両等の確認」を準用する。

第14節 飲料水・食料・生活必需品の供給

風水害・事故災害対策編第3章第11節「生活支援計画」を準用する。

第15節 帰宅困難者支援

第1 目標

町外に通勤・通学している町民は、毎日約4,000人（総合計画調べ）以上にのぼる。このため、東京圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人々が町外で帰宅困難になることが予想される。帰宅困難者に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

第2 帰宅困難者対策

1 情報提供等

帰宅困難者にとって必要な交通情報や被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

実施機関	項目	対策内容
町	誘導	・徒歩帰宅者の誘導、防災メールの配信
県	情報の提供、広報	・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・県ホームページに「災害時用伝言板」を開設
鉄道機関	情報の提供、広報	・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信電話(株)	安否確認手段の提供	・災害用伝言ダイヤル(171) ・特設公衆電話の設置等
ラジオ、テレビ等放送報道機関	情報の提供	・帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)

2 帰宅活動への支援

帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

実施機関	項目	対策内容
町、県	水、食料の配布	避難所等において、水、食料の配布
	休憩所提供の要請等	公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施
鉄道機関	一時休息所の提供	駅施設等の一部を一時休息所として利用
東京電力(株)	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

第16節 遺体の取扱い

風水害・事故災害対策編第3章第10節第3「遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画」を準用する。

第17節 環境衛生

風水害・事故災害対策編第3章第16節「環境衛生整備計画」を準用する。

第18節 公共施設等の応急対策

第1 目標

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物や、社会経済活動に大きな影響を及ぼす生活関連施設と交通施設等の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

町は、公共施設等が被災し、使用不能な場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替体制の整備を実施する。また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるように以下の措置を講ずるよう指導する。

- 1 避難実施要領の策定と周知
- 2 地震時における混乱の防止措置
- 3 緊急時の関係機関への通報
- 4 避難所の火災予防の徹底
- 5 福祉関係施設入所者の人命救助を第一
- 6 被害状況を本部に報告

第2 公共建築物

1 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定する。

被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減、防止し、町民の安全を確保する。

町が所有又は使用している建築物について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の地震後での使用可能性について判断を行う。

なお、町内に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士がいない場合には、あらかじめ近隣市町と協力体制を図り、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行うことのできる体制の整備を行う。

2 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査、判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となる。

各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

3 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第3 生活関連施設

1 水道施設応急対策

町は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取水・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場に近い箇所から送水管、配水管の復旧を進める。

県水の受水施設の復旧については、用水供給施設の復旧度合いに合わせる。

2 下水道施設応急対策

町は被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

町が被害を受けなかったときは、支援協定に基づいて被災市町村の上・下水道施設の応急復旧等の支援を行う。

第4 その他公共施設等

1 不特定多数の人が利用する公共施設

- (1) 施設利用者等を避難所に誘導し、混乱の防止及び安全を確保する。
- (2) 施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

2 畜産施設等

町長は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を熊谷家畜保健衛生所に報告する。

3 医療救護活動施設

- (1) 医療施設は、傷病者の生命保護を最重点に対応する。
- (2) 医療施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとる。

4 社会福祉施設

- (1) 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、安全を確保する。
- (2) 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急復旧を行う。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に援助を要請する。
- (4) 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第5 一般建築物等

地震時には、二次災害を防止するため、第2「公共建築物」に準じて応急措置等を行う。

第19節 応急住宅対策

風水害・事故災害対策編第3章第11節第4「応急住宅対策」を準用する。

第20節 文教対策

風水害・事故災害対策編第2章第11節第6「文教対策計画」を準用する。

第21節 災害時要援護者への配慮

風水害・事故災害対策編第2章第10節第4「災害時要援護者等の安全確保対策」を準用する。

第4章 災害復旧復興対策計画

第1節 迅速な災害復旧

風水害・事故災害対策編第4章第1節「迅速な災害復旧」を準用する。

第2節 計画的な災害復興

風水害・事故災害対策編第4章第2節「計画的な災害復興」を準用する。

第3節 生活再建等の支援

風水害・事故災害対策編第4章第3節「生活再建等の支援」を準用する。

第5章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

第1節 計画の位置づけ

第1 策定の趣旨

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）の167市町村が強化地域に指定された。なお、平成14年4月に、東京都及び三重県の62市町村が追加指定され、強化地域は8都県263市町村となっている。

県の地域は、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度に予想されることから、強化地域には指定されなかったが、人口が集中している県南部ではかなりの被害が発生することが予想され、また、本町においても東京都等へ通勤・通学等している人も多くいるため、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、町防災会議は、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、この対応措置計画を定める。

第2 基本的な考え方

対応に当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 1 警戒宣言発令中においても、行政機能は平常どおり確保する。
- 2 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、町民の生命、身体、財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- 3 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定める。なお東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずる。
- 4 発災後の対策は、本編第3章「震災応急対策計画」により対処する。なお、発災前の対策についても、必要に応じて本編第2章「震災予防計画」により対処する。
- 5 本町は、地震防災対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

第3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は次のとおりとする。

1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（おおむね午前10時～午後2時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

2 予想震度

県内の震度は、地質地盤によって異なるが震度5弱～5強程度と予想する。

[東海地震に関する情報の種別]

種 別	情 報 等 の 伝 達 基 準
東 海 地 震 観 測 情 報	東海地震の前兆現象について、直ちに評価できない場合等に、気象庁から関係機関に伝達される情報
東 海 地 震 注 意 情 報	東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報
東 海 地 震 予 知 情 報	強化地域に係る大規模な地震発生のおそれがあると認められたときに、気象庁から関係機関に伝達される情報
警 戒 宣 言	内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関に内閣府から通知される。

第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

第1 目標

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は、東海地震注意情報が発表される。

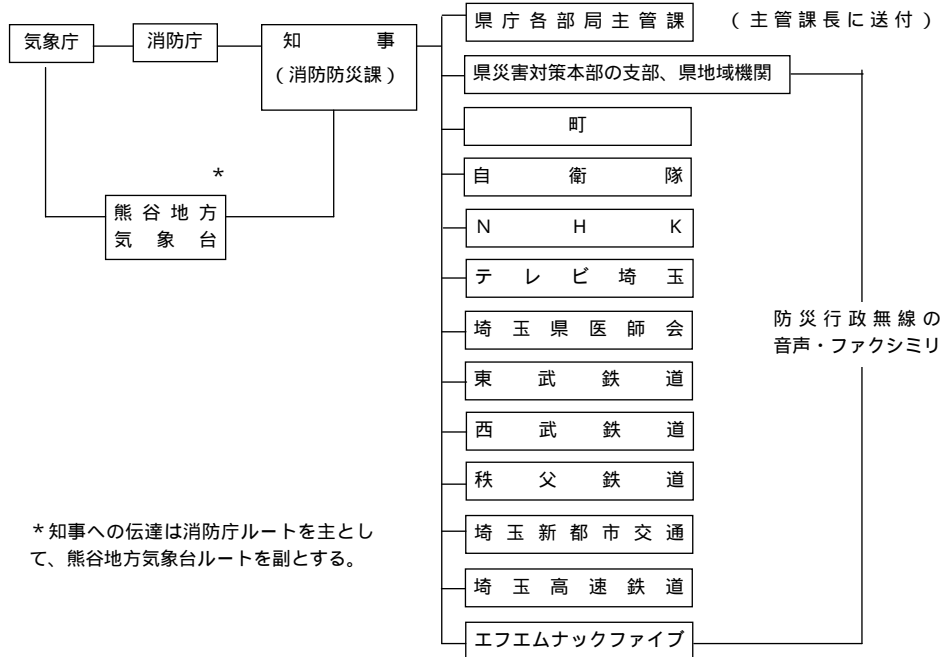
このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

第2 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統及び伝達手段

県からの東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

町は、県等から東海地震注意情報に関する情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の関係機関及び役場職員への伝達系統及び伝達手段を定める。



2 伝達体制

町は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を役場職員に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

3 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- (2) 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること
- (3) 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
- (4) その他必要と認める事項

第3 活動体制の準備等

町は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに本部の準備など必要な措置を講ずる。

- (1) 本部の設置準備
- (2) 配備体制は、警戒体制とする
- (3) 東海地震注意情報発表時の所掌事務

本部が設置されるまでの間、環境防災課は関係機関の協力を得て次の事項を行う。

- ア 東海地震注意情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- イ 防災関係機関等との連絡調整
- ウ 社会的混乱防止のため必要な措置

第3節 警戒宣言に伴う措置

第1 目標

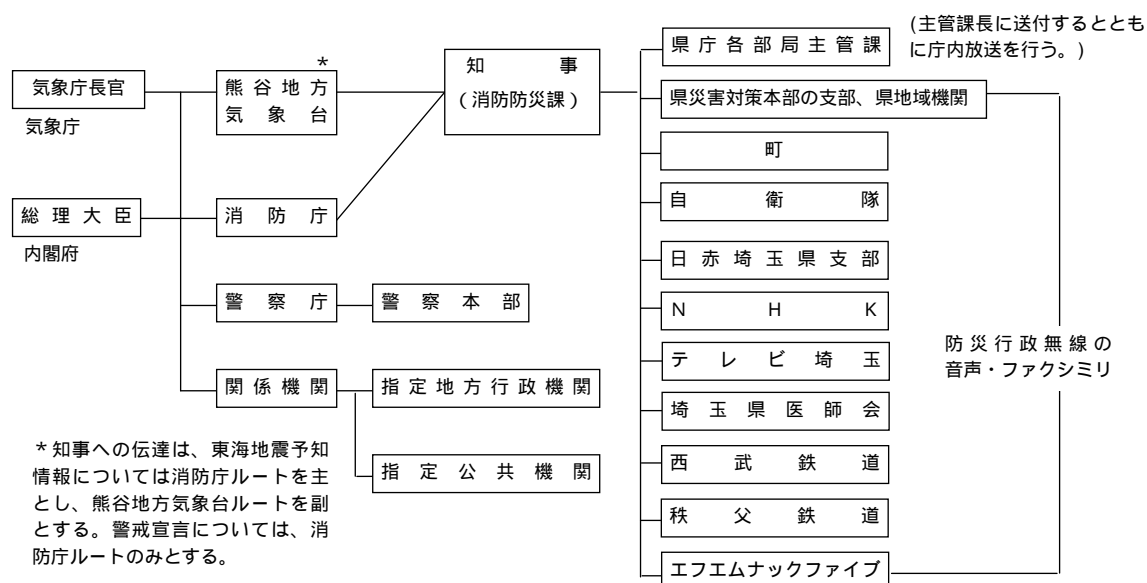
東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に、東海地震予知情報が発表される。これを受けて、警戒宣言等の対応がとられる。本節では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

第2 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

1 伝達系統及び伝達手段

県からの警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

町は、県等からの警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の関係機関及び役場職員への伝達系統及び伝達手段を定める。



2 伝達体制

町は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を役場職員に伝達するとともに、防災対策上重要な関係機関、団体等に伝達する。

町民には、防災行政無線や防災情報メール、広報車により伝達する。

3 伝達事項

- (1) 警戒宣言通知文
- (2) 東海地震予知情報に関する情報文
- (3) 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- (4) 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- (5) その他必要と認める事項

第3 活動体制

- (1) 東海地震の警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合は、本部を設置する。
- (2) 配備体制は、非常体制とする。
- (3) 本部は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と緊密な連携を保ち、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止並びに軽減を図るための措置を実施するとともに、地震災害が発生した場合は速やかに本編第3章「震災応急対策計画」に沿って応急対策ができるように準備する。

第4 広報

警戒宣言発令に伴う社会的混乱の防止と地震による被害の軽減のため、町民、事業所等に広報活動を積極的に行う。

第5 警備、交通対策

警戒宣言が発令された場合には、町及び防災関係機関等による避難及び緊急輸送を円滑に実施するため、防災行政無線、広報車、防災情報メール、町ホームページ等を活用し、町民に周知して道路交通の混乱と交通事故を防止する。

1 交通規制の基本方針

- (1) 県内における車両の通行は、極力抑制する。
- (2) 強化地域及びその隣接都県に向かう車両の通行は、極力制限する。
- (3) 強化地域及び隣接都県から流入する車両の通行は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (4) 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能の確保を図る。

2 自動車運転者への措置

警戒宣言が発せられた場合における自動車運転者のとるべき措置を次のとおり定め、町民等に広く周知徹底を図る。

(1) 走行中の車両

- ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行（おおむね高速道路では時速40キロメートル、一般道路では時速20キロメートルの速度に減速）すること。
- イ ラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じた行動をとること。
- ウ 現場の警察官等の指示に従うこと。

(2) 駐車中の車両

- ア 路外に駐車中の車両は、警戒宣言発令後はできる限り使用しないこと。
- イ 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地等に移動すること。
- ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に駐車し、やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車させ、エンジンを切り、サイドブレーキをかけエンジンキーをつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。

(3) 車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両を使用しないこと。

3 緊急通行車両等の確認

警戒宣言が発令された場合に町が応急対策に使用する車両について、児玉警察署に緊急通行車両等の届出を行い、地震発生に備える。

なお、緊急通行車両等の確認は、風水害・事故災害対策編第3章第9節「交通対策計画」に定めるところにより実施する。

第6 公共輸送対策

1 列車の運転規制（JR八高線）

警戒宣言が発せられたとき運転する列車の運転速度は、65km/時とする。

2 旅客対策

駅長は、駅舎及び列車内等における旅客の安全確保及び秩序維持を図るため、次の対策を講ずる。

(1) 帰宅旅客の集中により混雑が予想される場合は、次の対策を講ずる。

- ア 適切な放送を行い、旅客の鎮静化に努める。
- イ 段階止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、う回誘導、一方通行を早めに行い混乱防止に努める。

(2) 駅構内が混雑し危険が予想される場合は、各種売店、食堂等の閉鎖を指示する。

(3) 駅構内旅客の混乱及び踏切道の渋滞、線路内歩行等により危険となった場合は、列車の運転を停止する。

(4) 乗車券類の発売については、次による。

- ア 強化地域内着、通過となる列車の乗車券の発売を停止する。
- イ 状況により東京支社警戒本部長の指示、又は承認を受けてすべての乗車券類の発売を停止する。

(5) 旅行を中止した旅客に対しては、乗車駅までの無賃送還の取扱いをする。

3 警備対策

主要駅における帰宅旅客集中による混乱が予想される場合は、客扱い要員及び警備の増強を図るため、次の対策を講ずる。

- (1) 東京支社社員を派遣する。
- (2) 状況に応じて警察官の応援を要請する。

第7 教育・医療関係機関・社会福祉施設対策

1 教育施設

幼稚園、小学校及び中学校は、警戒宣言が発令されたときは、次の措置を行い、園児・児童・生徒の生命の安全を確保する。

なお、町が管理、運営する社会教育施設等も、これらに準じて利用者の生命の安全を確保する。

(1) 情報の収集伝達等

ア 警戒宣言が発令されたときは、校長は直ちに対策本部（自衛防災組織本部）等を設置し、本部や関係機関と連携をとり、情報を収集し、職員に周知する。

イ 職員は、児童・生徒に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。この際、児童・生徒に不安や動揺を与えないよう配慮する。

(2) 授業の中止等

ア 警戒宣言が発令されたときは、すべての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。

イ 学校は、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休校する。

(3) 児童、生徒の保護

職員は、名簿により児童、生徒の人員、氏名を確認の上、校内で保護し、保護者に緊急連絡網等により連絡し、名簿により確認の上、直接保護者に引き渡す。

なお、徒歩又は交通機関を利用し、あるいは介添により通学している心身に障がいのある児童、生徒についても、同様とする。

(4) 校内防災対策

校内防災計画に基づき、特に下記事項に留意して学校施設の安全に万全を期する。

ア 出火防止措置

地震災害での二次災害を防止するため、職員室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検する。

なお、電気及びガスの設備についても点検し、不要な電源及び元栓を閉じる。

イ 消火設備の点検と作動確認

消火用水、消火器等について点検する。

ウ 非常持出品の確認と準備

重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、非常災害時に搬出できるよう整理保管する。

エ 化学、工業薬品の管理

火災による有害ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納・施錠し、棚及びロッカーの転倒防止策がとられていることを確認する。

(5) 事前の指導連絡事項

ア 学校は児童・生徒の保護者間の緊急連絡網を整備する。

イ 警戒宣言が発令されたときは、児童・生徒を校内で保護し、又は保護者に直接引き渡す旨を事前に周知する。

ウ 登校前に警戒宣言が発令されたときは、登校しないよう保護者及び児童・生徒等に事前に周知する。

エ 保護者が引き取りに来ない場合は、職員が状況に応じて自宅又は避難所に送りとどける等の方策を講ずる。

(6) 私立学校等

私立の幼稚園等についても、公立学校等に準じた措置をとり、園児等の生命の安全を確保する。

2 医療関係施設

警戒宣言が発令されたときは、本計画に基づく体制を整えるとともに入院患者に対して安全措置をとり、外来患者には可能な限り診療業務を行い、町民の不安をなくすよう努める。

3 社会福祉施設対策

警戒宣言が発せられたときは、情報の収集に当たるとともに、防災組織の対応策の確認、設備や機材の点検等を行う。

また、周囲の状況から避難すべきと判断された場合は、避難を開始する。

(1) 情報活動

ア 情報の収集、伝達

社会福祉施設は、町、防災関係機関及び報道機関から正確な情報を収集し、入所者等に適切に伝達する。

イ 情報伝達

情報伝達に当たっては、次の点に注意する。

(ア) 情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないよう定期的に伝達するなど配慮する。

(イ) 地震発生に伴う避難等の内容を周知する。

(ウ) 保護者からの照会に、的確な情報を提供する。

(エ) 警戒宣言発令時の措置内容について、入所者及び保護者に周知する。

(オ) 電話及び放送設備が使用不能になった場合の伝達方法を定める。

ウ 報告

警戒宣言に対応した措置について本部に連絡する。

エ 情報責任者の選定

情報の収集、伝達、報告については、責任者を定めて本部との連絡に当たる。

(2) 防災組織の確認

警戒宣言が発令されたときは、施設の防災計画に基づき、必要な要員を確保するとともに活動体制を整える。

防災計画が未作成の施設にあっては、次の事項について計画を作成する。

ア 情報班

(ア) 町からの情報収集

(イ) テレビ、ラジオによる情報収集

(ウ) 入所者に対する情報伝達

(エ) 町への報告

イ 消火班

(ア) 火気使用器具類の安全点検

(イ) 油類等の保管状況点検

(ウ) ガスボンベの転倒防止

(エ) 消火器具類及び消防設備の点検

(オ) 危険物、火気設備等に対する応急措置

ウ 避難誘導班

(ア) 避難経路、避難所の確認

(イ) 避難器具の準備

エ 非常持出班

非常持出品の持ち出し準備

オ 救護班

救急医薬品の準備

(3) 対応策の確認

各施設においては、入所者等の安全を確保するため、次の事項について確認や準備を行う。

- ア 非常口、非常階段、避難経路、避難所を確認する。
 - イ 保護者との連携をとり、入所者を家族等に引き渡す場合、いつ、どこで、どのような方法で行うか明確にする。
 - ウ 地震の発生時における職員の指示の方法や入所者の避難行動を明確にする。
 - エ 非常用の器具（防災ラジオ、懐中電灯、ロープなど）や医薬品の準備をする。
- また、食料、飲料水、生活必需品についても、必要最小限のものを災害時に持ち出せるよう配慮する。

(4) 施設の設備の整備及び点検

施設の実態に応じて、おおむね次の事項について整備点検を実施する。

- なお、火気使用は、極力制限し防火措置を講ずる。やむを得ず使用する場合には、地震が発生した際直ちに消火できるよう措置する。
- ア 火気使用設備器具
 - イ 発火流出等のおそれのある危険物
 - ウ 消火用設備
 - エ 落下、倒壊の危険のあるもの。特に屋内にある転倒する危険のある家具等について必要な転倒防止措置を行う。
 - オ 工事中の建築物等の保安措置

(5) 避難

地震情報及び火災等の危険性により、施設から避難すべきと判断される場合、又は町長等から避難勧告、避難指示があった場合は、避難行動を指示する。

目的地に到達した場合は、人員を確認し、避難状況について本部に報告する。

(6) 保育所等の園児の扱い

警戒宣言の発令中は、保護者において保護することを原則とする。

- ア 保育中の園児は、名簿を確認のうえ保護者に引き渡す。
- イ 警戒解除宣言が発令されるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。
- ウ 引き取りのない園児は、園において保護する。
- エ 園児の引き取りについて、事前に十分な打ち合わせをする。

第8 生活関連施設対策

1 電話（東日本電信電話㈱ 埼玉支店、群馬支店）

警戒宣言が発令された場合は、状況に応じた対策組織を設置し、防災関係機関等の重要通信の確保を優先するとともに、可能な範囲内において、一般通信を確保することを基本とする。主な業務を以下に示す。

(1) 重要通信確保等の業務

- ア トラヒック監視、網措置（重要通信の確保と可能な限りの一般通信の確保）
- イ 非常・緊急扱い通話及び電報の確保
- ウ 設備の運転監視、試験統制
- エ 緊急を要する局内設備の故障修理
- オ 災害時優先電話の可能な範囲の故障修理

(2) 準備警戒業務

- ア 警戒宣言等情報の伝達と周知
- イ 情報連絡室もしくは地震災害時警戒本部の設置
- ウ 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達
- エ 災害対策機器の点検、整備及び非常配備
- オ その他発災に備えた諸措置等

2 電力（東京電力(株)熊谷支社、高崎支社）

電力は、地震災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基盤となるものであるため、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給を継続する。

(1) 要員

非常災害対策本（支）部構成員は、東海地震注意情報が発せられた場合、あるいは警戒宣言発令の情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

(2) 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車両、舟艇、発電車、仮送電力用の資機材等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報に基づき、電力施設については次に掲げる各号の予防措置を講ずる。この場合において地震発生の危険性にかんがみ、作業上の安全に十分配慮した判断をもって行う。

ア 特別巡視、特別点検及び機器調整等の実施

イ 通信網の確保

ウ 仕掛け工事、作業中の各電力施設等についての応急安全措置

(4) 災害時における広報宣伝

ア 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、需要家に対し以下の事項を十分周知する。

(ア) たれ下がった電線には、絶対さわらないこと。

(イ) 浸水家屋については、屋内配線、電気器具などの再使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認の上で使用すること。

(ウ) 外へ避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切ること。

イ 震災時における町民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きさを十分に考慮し、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

ウ 上記ア及びイについては、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

なお、この伝達経路は以下のとおりとする。

(ア) 感電事故防止周知

各現業機関 広報車 直接一般公衆に周知する。

(イ) 復旧周知

非常災害対策本部 町本部

3 上水道

(1) 近隣市町からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。

(2) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。

(3) 応急復旧体制の準備を行う。

4 下水道

(1) 下水道施設の保安措置を講じ、二次災害防止措置の準備を行う。

(2) 応急資機材の点検、整備を行う。

(3) 応急復旧体制の整備を行う。

第9 生活物資対策

1 食料、生活必需品等

地震発生後に避難住民等に対して必要な食料、生活必需品等を供与できるよう、備蓄品の在庫状況の確認と搬送体制の確立、町内業者等への物資供給の準備依頼等の措置を講ずる。

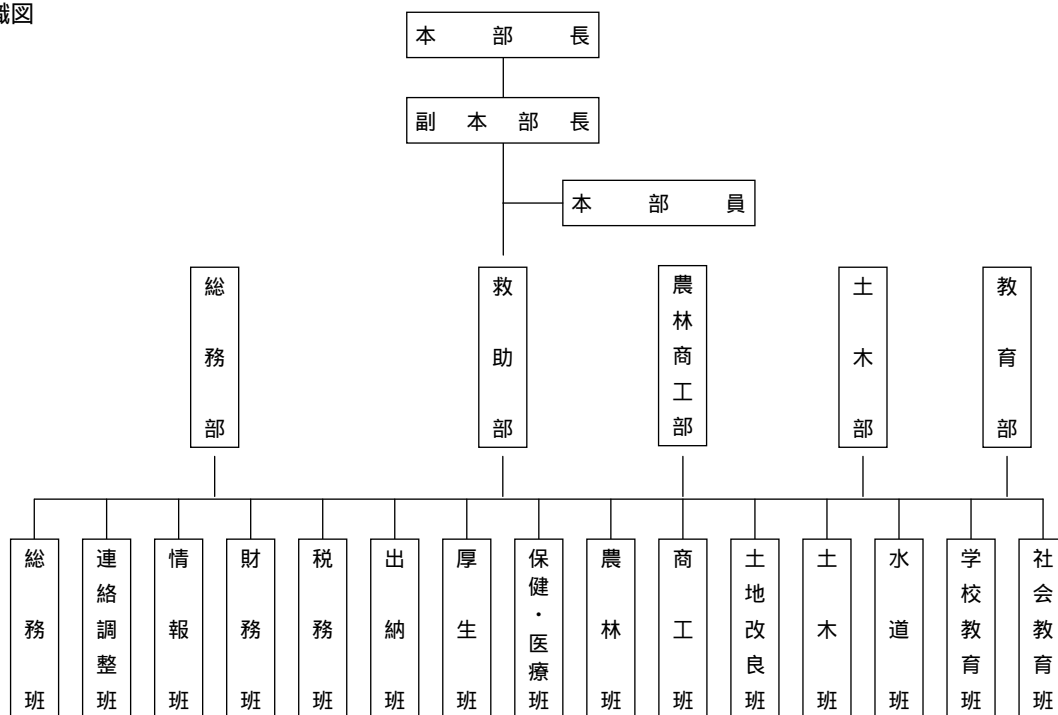
2 輸送車両等の確保

警戒宣言発令時において、輸送に必要な車両等は、総務部（連絡調整班）が一元管理及び配車等を行う。不足する場合は発災時に緊急輸送ができるよう、近隣市町及び業者に緊急調達又は輸送待機等を要請する。

〔防災組織・協力機関〕

災害対策本部の組織及び事務分掌

1 組織図



本部長	町長			
副本部長	副町長			
本部員	総務課長 環境防災課長 建設課長 会計課長 診療所長	総合政策課長 税務課長 神泉総合支所長 議会事務局長 水道課長	人権課長 農政商工課長 地域総務課長 学務課長	町民生活課長 福祉健康課長 産業観光課長 生涯学習課長

2 事務分掌

部名	班名	担当課	事務分掌
総務部 部長： 環境防災課長 副部長： 総合政策課長	総務班	総務課 環境防災課	1 本部の庶務に関する事。 2 本部の開設、閉鎖に関する事。 3 本部会議に関する事。 4 職員の動員に関する事。 5 消防団との連絡調整及び動員に関する事。 6 各部各班との連絡調整に関する事。 7 県及び関係機関との連絡調整に関する事。 8 災害見舞、陳情の応接に関する事。 9 避難勧告又は命令の伝達に関する事。 10 塵芥の処理及び清掃に関する事。 11 防災知識の普及並びに自主防災組織の育成促進に関する事。 12 自衛隊派遣要請に関する事。 13 災害救助法（昭和22年法律第18号）の適用に関する事。
	連絡調整班	総務課 地域総務課 人権課 議会事務局 環境防災課	1 町有自動車の管理及び資機材の借上げに関する事。 2 災対法第53条の規定による被害状況等の報告に関する事。

	情報班	総合政策課 地域総務課 環境防災課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況調査に関する事。 2 住民への災害広報活動に関する事。 3 災害写真の撮影、収集に関する事。 4 災害記録の収集、編集、保存に関する事。 5 降雨量、水位等の調査に関する事。 6 報道機関への情報連絡及び伝達に関する事。
	財務班	総合政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急予算の編成及び資金調達に関する事。 2 町有財産の保全及び被害調査に関する事。
	税務班	税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 町税の減免及び納税延期に関する事。 2 滞納金の減免等に関する事。 3 家屋の被害状況調査に関する事。 4 り災証明書の発行に関する事。
	出納班	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助用物資の購入に関する事。 2 義援金品等の出納管理に関する事。
救助部 部長： 福祉健康課長 副部長： 町民生活課長	厚生班	福祉健康課 地域総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉施設の被害調査及び被害対策に関する事。 2 応急救護所等の設置確保に関する事。 3 救護班の編成に関する事。 4 被災者の医療救護及び助産に関する事。 5 医薬品等各種衛生資材の調達補給に関する事。 6 災害時各種消毒及び飲料水の水質検査に関する事。 7 仮設トイレの設置に関する事。 8 高齢者、障がい者等災害時要援護者に関する事。
	保健・医療班	町民生活課 地域総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の救出・救護に関する事。 2 避難所の開設に関する事。 3 ごみ、し尿の処理及び清掃に関する事。 4 遺体の収容及び埋葬に関する事。
農林商工部 部長： 農政商工課長 副部長： 産業観光課長	農林班	農政商工課 産業観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業関係の被害状況調査報告に関する事。 2 主要農作物の種子及び苗の確保に関する事。 3 農作物病虫害防除対策、技術対策及び指導に関する事。 4 防除機具及び農薬の調整確保に関する事。 5 被害農家への災害融資に関する事。 6 家畜等の被害調査、死骸処理に関する事。
	商工班	農政商工課 産業観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業の被害調査及び災害復旧援助に関する事。 2 主要食料、副食、調味料等食料調達に関する事。 3 衣料品、日用品等生活必需品の調達に関する事。 4 救援物資の仕分け等に関する事。
	土地改良班	農政商工課 産業観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1 各土地改良及び集落排水施設の被害状況の調査報告に関する事。 2 各土地改良施設の災害復旧工事に要する応急処置に関する事。
土木部 部長： 建設課長 副部長： 水道課長	土木班	建設課 産業観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川、堤防、道路、橋梁等の被害状況調査及び応急修理に関する事。 2 公共土木、下水道施設の被害調査及び必要な対策に関する事。 3 道路の封鎖、解除に関する事。 4 障害物の除去に関する事。 5 建築資機材の調達、あっせんに関する事。 6 応急仮設住宅及び応急避難所設営に関する事。 7 建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関する事。
	水道班	水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害状況調査報告に関する事。 2 応急給水対策に関する事。 3 その他水道に関する事。
教育部 部長： 学務課長 副部長： 生涯学習課長	学校教育班	学務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 児童及び生徒等の避難措置に関する事。 3 被災児童及び生徒等への応急教育に関する事。 4 被災児童及び生徒等の保健管理及び学校給食に関する事。 5 炊き出しに関する事。 6 教科書・学用品等の給与に関する事。
	社会教育班	生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 文化財施設の被害調査及び応急対策に関する事。

動員人員基準表

(単位：人)

部	班	待機体制	警戒体制		非常体制	
			第1配備	第2配備	第1配備	第2配備
総務部 部長 環境防災課長 副部長 総務課長 総合政策課長 地域総務課長 税務課長 会計課長 人権課長	総務班	1	2	5	5	
	連絡調整班	1	1	4	4	
	情報班	1	1	3	3	
	財務班		1	2	2	
	税務班				1	
	出納班				1	
救助部 部長 福祉健康課長 副部長 町民生活課長 地域総務課長	厚生班				1	
	保健・医療班				1	
農林商工部 部長 農政商工課長 副部長 産業観光課長	農林班	1	1	1	1	
	商工班				1	
	土地改良班	1	1	1	1	
土木部 部長 建設課長 副部長 水道課長 産業観光課長	土木班	1	3	9	9	
	水道班		1	2	5	
教育部 部長 学務課長 副部長 生涯学習課長	学校教育班		1	1	1	
	社会教育班			1	1	

防災関係機関連絡先一覧

1 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
危機管理防災部消防防災課	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-3160
福祉部社会福祉課	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-3270
本庄保健所	本庄市前原1-8-12	22-6481
本庄県土整備事務所	本庄市北堀818-1	21-3141
北部地域創造センター-本庄支所	本庄市朝日町1-4-6	24-1110
本庄県税事務所	本庄市3036-1	22-6153
児玉福祉保健総合センター	本庄市前原1-8-12	22-0101
本庄農林振興センター	本庄市朝日町1-4-6	22-6156
北部教育事務所熊谷本部	熊谷市末広3-9-1	048-523-2818
熊谷家畜保健衛生所	熊谷市円光1-8-30	048-521-1274
寄居林業事務所	寄居町寄居1587-1	048-581-0123

2 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
児玉警察署	本庄市児玉町児玉1470-1	72-0110
丹荘駐在所	神川町大字関口110-1	77-3505
青柳駐在所	神川町大字二ノ宮79-3	77-4042
渡瀬駐在所	神川町大字渡瀬863-1	0274-52-3261
神泉駐在所	神川町大字下阿久原917-2	0274-52-4789

3 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
児玉郡市広域消防本部	本庄市児玉町蛭川915-1	72-4654
神川分署	神川町大字新里396-1	77-2086
神泉分署	神川町大字下阿久原879-2	0274-52-3409

4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
関 東 農 政 局 消 費 ・ 安 全 部 地 域 第 三 課	熊谷市大字原島字天王367- 1	048-524-5711
熊 谷 地 方 気 象 台	熊谷市桜町 1 - 6 - 10	048-521-7911
高 崎 河 川 国 道 事 務 所	高崎市栄町 6 - 41	027-345-6000
熊 谷 公 共 職 業 安 定 所 本 庄 出 張 所	本庄市中央 2 - 5 - 1	22-2448

5 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸 上 自 衛 隊 第 3 2 普 通 科 連 隊	さいたま市北区日進町 1 - 40 - 7	048-663-4241

6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
児 玉 郵 便 局	本庄市児玉町児玉330- 7	72-0160
青 柳 郵 便 局	神川町大字二ノ宮71- 5	77-2890
丹 荘 郵 便 局	神川町大字関口138- 7	77-2891
渡 瀬 郵 便 局	神川町大字渡瀬633-21	52-3502
阿 久 原 簡 易 郵 便 局	神川町大字下阿久原816- 2	0274-52-3271
東 日 本 電 信 電 話 (株) 埼 玉 支 店	さいたま市中央区新都心 9	048-603-5840
東 日 本 電 信 電 話 (株) 群 馬 支 店	高崎市高松町 3	027-321-5660
東 京 電 力 (株) 熊 谷 支 社	熊谷市筑波1-113	0120-99-5442
東 京 電 力 (株) 高 崎 支 社	高崎市宮元町1-2	0120-99-5222
N H K さ い た ま 放 送 局	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 - 21	048-833-2041
日 本 通 運 (株) 埼 玉 支 店	さいたま市中央区下落合1079- 1	048-822-1111
日 本 赤 十 字 社 埼 玉 県 支 部	さいたま市浦和区仲町 3 - 2 - 23	048-829-2681
N T T ド コ モ 埼 玉 支 店	さいたま市中央区新都心11- 1 N T T ド コ モ さ い た ま ビ ル	048-600-5644
水 資 源 機 構 下 久 保 ダ ム 管 理 所	神川町大字矢納1356- 3	0274-52-2746

7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
(社) 埼 玉 県 医 師 会	さいたま市浦和区仲町 3 - 5 - 1	048-824-2611
(社) 埼 玉 県 歯 科 医 師 会	さいたま市浦和区針ヶ谷 4 - 2 - 65	048-829-2323
(社) 埼 玉 県 エ ル ビ - ガ ス 協 会	さいたま市浦和区高砂 1 - 2 - 1 - 410	048-823-2020
東 日 本 旅 客 鉄 道 (株) 丹 荘 駅	神川町大字植竹783	77-3503
(株) テ レ ビ 埼 玉	さいたま市浦和区常盤 6 - 36 - 4	048-824-3131
(株) エ フ エ ム ・ ナ ッ ク ・ フ ァ イ ブ	さいたま市大宮区錦町682- 2	048-650-0795
東 武 鉄 道 (株) 熊 谷 営 業 所 本 庄 出 張 所 (朝 日 自 動 車)	本庄市小島 1 - 3 - 1	22-4231
神 川 町 土 地 改 良 区	神川町大字植竹909	77-0705

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
埼 玉 ひ び き の 農 協 本 店	本庄市若泉 1 - 11 - 27	24-7711
埼 玉 ひ び き の 農 協 神 川 支 店	神川町大字関口83- 1	77-2401
こ だ ま 森 林 組 合	神川町大字下阿久原188- 1	0274-52-2266
神 川 町 商 工 会	神川町大字植竹900- 4	77-3181
神 川 町 社 会 福 祉 協 議 会	神川町大字関口90	74-1188
本 庄 市 児 玉 郡 医 師 会	本庄市小島 6 - 8 - 8	21-3511
本 庄 市 児 玉 郡 歯 科 医 師 会	本庄市駅南2-15-3 中央歯科医院内	21-1807
本 庄 市 児 玉 郡 薬 剤 師 会	本庄市児玉町児玉95- 2 松坂屋薬局	72-1255
児 玉 郡 市 広 域 市 町 村 圏 組 合 立 小 山 川 ク リ ー ン セ ン タ ー	本庄市東五十子151- 1	22-8200

児玉郡市広域市町村圏組合立 利根グリーンセンター	本庄市新井1029-1	22-2097
児玉郡市広域市町村圏組合立こだま聖苑	美里町大字木部537-4	76-1881
児玉清掃(株)	本庄市児玉町児玉2477-6	72-1038
(社) 埼玉県トラック協会本庄児玉支部	本庄市今井1110-6	24-3451
(社) 埼玉県エルピ-ガス協会本庄支部	上里町大字嘉美420-1	33-4123

神川町防災会議委員

1 会長

機 関 名	職 名
会 長	神 川 町 長

2 委員

区 分	機 関 名
1 号 委 員	行 政 機 関 国土交通省高崎河川国道事務所 高崎出張所
2 号 委 員	県 の 機 関 北部地域創造センター-本庄支所 埼玉県本庄県土整備事務所 埼玉県寄居居林業事務所
3 号 委 員	警 察 の 機 関 児玉警察署
4 号 委 員	町 の 職 員 神川町役場
5 号 委 員	教 育 機 関 神川町教育委員会
6 号 委 員	消 防 機 関 児玉郡市広域消防本部 神川町消防団
7 号 委 員	指 定 公 共 機 関 (株)NTT東日本-埼玉埼玉北営業支店 東京電力(株)熊谷支社深谷営業センター-
8 号 委 員	知 識 経 験 を 有 す る 者 神川町議会、神川町区長会

[通 信]

災害時優先電話番号等一覧

施 設 名	電 話	住 所	備考
神 川 町 役 場	77-2115	神川町大字植竹909	
神 川 町 水 道 課	77-3781	" 大字新宿555-2	
神 川 町 国 保 診 療 所	77-2413	" 大字関口92-1	
神 川 町 中 央 公 民 館	77-1455	" 大字植竹867-2	
神 川 町 保 健 セ ン タ ー	77-1453	" 大字植竹900-1	
神 川 町 就 業 改 善 セ ン タ ー	77-1454	" 大字植竹900-1	
神 川 町 B & G 海 洋 セ ン タ ー	77-4434	" 大字肥土1205-1	
神 川 町 給 食 セ ン タ ー	77-2391	" 大字新里431-8	
神 川 中 学 校	77-2409	" 大字新里450	
丹 荘 小 学 校	77-3502	" 大字関口110-1	
青 柳 小 学 校	77-2109	" 大字二ノ宮60-1	
渡 瀬 小 学 校	0274-52-2765	" 大字渡瀬540-1	
神 川 幼 稚 園	77-4188	" 大字新里362-2	
丹 荘 保 育 所	77-4048	" 大字八日市208	
青 柳 保 育 所	77-3596	" 大字新里2787	
広 域 消 防 神 川 分 署	77-2086	" 大字新里396-1	
広 域 消 防 神 泉 分 署	0274-52-3409	" 大字下阿久原879-12	
神 川 町 総 合 福 祉 セ ン タ ー 神 川 町 社 会 福 祉 協 議 会	74-1155	" 大字関口90	
ふ れ あ い セ ン タ ー	77-1521	" 大字二ノ宮166-2	
神 川 町 神 泉 総 合 支 所	0274-52-3272 0274-52-3273	" 大字下阿久原816-1	
矢 納 セ ン タ ー	0274-52-5641	" 大字矢納503	
神 泉 中 学 校	0274-52-2768	" 大字下阿久原1088	

神 泉 小 学 校	0274-52-2767	" 大字下阿久原875- 1	
埼 玉 ひ び き の 農 協 神 川 支 店	77-2401	" 大字関口83- 1	
神 川 町 商 工 会 館	77-3181	" 大字植竹900- 1	
丹 荘 郵 便 局	77-2891	" 大字関口138- 7	
青 柳 郵 便 局	77-2890	" 大字二ノ宮71-5	
渡 瀬 郵 便 局	0274-52-3502	" 大字渡瀬633-21	
い ず み 幼 稚 園	0274-52-4233	" 大字上阿久原56	

(注) はそれぞれ同一敷地内別棟

〔 災 害 危 険 箇 所 〕

山腹崩壊危険地区

埼玉県

整理番号	箇所名	位 置		面積 (ha)	整理番号	箇所名	位 置		面積 (ha)
		大 字	字				大 字	字	
593	金 鑽	新 宿	御室ヶ岳	1	571	谷 頭	上阿久原	谷 頭	3
592	花 常 坊	"	花 常 坊	1	570	北馬背外	"	北馬背外	1
591	本 郷	"	本 郷	1	569	獅 子 岩	"	トビチ、外1	2
590	金 出 岩	渡 瀬	金 出 岩	4	568	猿 羽 根	"	猿 羽 根	2
589	下 水 上	"	水 上 山	2	567	手 津 久	矢 納	手 津 久	3
588	上 水 上	"	上 水 上	2	566	鈴 の 平	"	鈴 の 平	2
587	越 ノ 入	"	越 ノ 入	2	565	嶽 の 山	"	嶽 の 山	2
586	桜 久 保	"	桜 久 保	1	564	浜 の 谷	"	浜 の 谷	3
585	根 際 久 保	"	根 際 久 保	1	563	加 古 山	"	加 古 山	2
584	下 政 久 保	"	政 久 保	2	562	向 山	"	向 山	2
583	上 政 久 保	"	"	2	561	大 久 保	"	大 久 保	4
582	上 太 田	矢 納	上 太 田	1	560	万 所	"	万 所	1
581	東 山	下阿久原	冥 加 沢	1	559	城 峯	"	東 神 峯	1
580	久 能 沢	上阿久原	久 能 沢	1	558	城 峯 峠	"	東 神 嶽	1
579	北の窪上	"	北 久 保	1	557	南 沢	"	南 沢	3
578	北 の 窪	"	"	1	556	宮 本	"	宮 本	14
577	上 羽 鳥	矢 納	宮 地	1	555	東 神 山	"	東 神 山	4
576	水 繰 沢	上阿久原	水 繰 沢	3	554	本 宮 山	"	本 宮 山	4
575	大 重	"	大 重	1	553	神 山	"	神 山	7
574	飯 盛 山	"	飯 盛 山	1	552	下安房口	"	安 房 口	2
573	中 の 沢	"	中 の 沢	1	551	上安房口	"	"	5
572	大 久 恵	"	大 久 恵	4	550	太 田	"	下 太 田	4

崩壊土砂流出危険地区

埼玉県

整理番号	箇所名	位 置		面積 (ha)	整理番号	箇所名	位 置		面積 (ha)
		大 字	字				大 字	字	
750	正久保沢	渡 瀬	正久保沢	0.5	864	鳥 打	"	鳥 打	0.8
751	寺 地 沢	"	寺 地 沢	0.8	765	住 居 野	"	住 居 野	1.1
752	桜 久 保	"	桜 久 保	1.1	766	大 久 江	"	大 久 江	0.8
753	不 動 沢	新 宿	本 郷 前	1.1	767	日 向	"	日 向	0.8
754	金 鑽	"	金 鑽	0.9	768	小 倉	上阿久原	中ノ沢	0.8
755	本 郷 沢	"	本 郷 前	0.3	769	冥 加 沢	"	冥 加 沢	0.4
756	安 房	矢 納	安 房	2.5	770	水 繰	下阿久原	水 繰	0.5
757	両 芝	"	両 芝	1.1	771	池 尻	"	徒 屋 窪	3.8
758	柚 木 沢	"	栃 谷	1.5	772	南 沢	矢 納	南 沢	0.2
759	王 城	矢 納	大 里	4.8	773	矢 納	矢 納	両 芝	1.4
760	桐 久 保	"	桐 久 保	2.1	774	満 所	"	満 所	0.4
761	高 牛	"	小 嶺	2.2	775	上 鳥 羽	"	上 鳥 羽	0.2
762	浜 の 谷	上阿久原	浜 の 谷	1.4	776	加 古 山	矢 納	加 古 山	0.2
763	猿 羽 背	"	猿 羽 背	1.5	777	嶽 ノ 山	上阿久原	嶽 ノ 山	0.8

土石流危険溪流箇所

溪流番号	溪流名	溪流所在地	
		大字	字
383-001	金鑽沢	二ノ宮	金鑽
383-002	山王沢	新宿	本郷
383-003	不動沢	"	"
383-004	大門川	渡瀬	本町
383-005	大門沢南	"	仲町
383-006	渡瀬北沢	"	"
383-007	渡瀬南沢	"	"
384-001	幹沢川	下阿久原	幹沢
384-002	坊沢	上阿久原	林
384-003	小倉沢	"	小倉・中居
384-004	中沢	"	日向・寺内
384-005	高牛川支溪	矢納	松ノ平
384-006	加古山沢	"	加古山

埼玉県

溪流番号	溪流名	溪流所在地	
		大字	字
384-007	鳥羽沢	矢納	上鳥羽
383-001	金鑽川支溪	二ノ宮	金鑽
383-002	稲荷の沢	渡瀬	上町
384-001	桜木沢北	下阿久原	桜城
384-002	桜木沢南	"	桜城
384-003	池尻沢	"	池尻
384-004	鳥羽沢支溪	矢納	上鳥羽
384-005	浜の谷沢	"	浜ノ谷
384-006	高牛川	"	松ノ平
384-007	高牛川支溪西	"	高牛
384-008	高牛川支溪北	"	高牛
384-009	下宇那室川	"	満所
384-010	下鳥羽川	"	下鳥羽

急傾斜地崩壊危険箇所

箇所番号	箇所名	所在地		自然/人口
		大字	字	
11107-0418	住居野	上阿久原	住居野	自然
11107-0419	高牛	矢納	高牛	自然
11107-0420	加古山	"	加古山	自然
11107-0421	下鳥羽	"	下鳥羽	自然
11107-0422	手津久	"	手津久	自然
11107-0423	寺内	上阿久原	寺内	自然
11107-0524	桜城	下阿久原	桜城	自然
11107-0525	満所	矢納	満所	自然
11107-0090	秩父瀬	下阿久原	秩父瀬	自然
11107-0092	平-2	"	平	自然
11107-0093	平-3	"	"	自然
11107-0094	寺内	上阿久原	寺内	自然
11107-0095	住居野	"	住居野	自然
11107-0096	本郷	新宿	本郷	自然
11107-0097	池田	池田	西谷	自然
11107-0098	渡瀬-1	渡瀬	上町	自然
11107-0099	渡瀬-2	"	"	自然
11107-0100	渡瀬-3	渡瀬	上町	自然
11107-0101	渡瀬-4	"	本町	自然

埼玉県

箇所番号	箇所名	所在地		自然/人口
		大字	字	
11107-0102	渡瀬-5	渡瀬	仲町	自然
11107-0104	金鑽-1	"	"	自然
11107-0105	金鑽-2	二ノ宮	金鑽	自然
11107-0106	金鑽-3	二ノ宮	"	自然
11107-0107	渡瀬	"	上町	自然
11107-0109	宮本-2	矢納	宮本	自然
11107-0110	上鳥羽-1	"	上鳥羽	自然
11107-0111	上鳥羽-2	"	"	自然
11107-0066	新宿-1	渡瀬	仲町	自然
11107-0067	峰岸-1	新宿	峰岸	人工
11107-0068	峰岸-2	"	"	人工
11107-0069	本郷-1	"	本郷	人工
11107-0070	本郷-2	"	"	自然
11107-0071	本郷-3	"	"	自然
11107-0072	本郷-4	"	"	人工
11107-0073	渡瀬-1	渡瀬	上町	自然
11107-0074	渡瀬-2	"	"	自然
11107-0076	本郷-2	"	本町	自然

急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

	区域名	所在地	指定面積 (ha)	告示番号	指定年月日	概成
		大字・字				
24	下鳥羽	矢納字下鳥羽	6.74	1393・467	S46.10.22 S52.4.5	
61	寺内	上阿久原字寺内	0.56	418	H7.3.24	

埼玉県

土砂災害警戒区域内にある公共施設

番号	施設名	所在地	電話番号	面積 (m ²)		備考
				土地	建物	
1	いづみ幼稚園	神川町大字上阿久原56	0274-52-4233	2,000	336	
2	神泉小学校	" 下阿久原875	0274-52-2767		1,940	
3	神泉中学校	" 下阿久原1088	0274-52-2768	14,218	1,675	
4	ステラ神泉	" 下阿久原876-1	0274-52-3275	1,707	565	
5	中居集会所	" 下阿久原1008-1	--	383	82	
6	町営中居住宅集会所	" 下阿久原1073-1	--	561	117	
7	日向・門野集会所	" 下阿久原1102-3	--	386	103	
8	林・小倉集会所	" 上阿久原611	--	367	96	
9	高牛・浜の谷集会所	" 矢納598-1	--	2,145	104	
10	宇那室集会所	" 矢納1015	0274-52-5945	146	77	
11	手津久集会所	" 矢納32-1	--	306	105	
12	矢納センター	" 矢納503-1	0274-52-5641	265	148	

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所

(平成19年12月末現在) 埼玉県

告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所 大字 字	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
H18.3.22	渡瀬-5	渡瀬字本町			急傾斜地の崩壊
	渡瀬-1	" 上町			急傾斜地の崩壊
	渡瀬-2	" "			急傾斜地の崩壊
	渡瀬-3	" "			急傾斜地の崩壊
	渡瀬-4	" 本町			急傾斜地の崩壊
	金鑽-1	" 仲町			急傾斜地の崩壊
	渡瀬	" 上町			急傾斜地の崩壊
	新宿-1	" 上町・本町			急傾斜地の崩壊
	渡瀬-1	" 上町			急傾斜地の崩壊
	渡瀬-2	" "			急傾斜地の崩壊
	本郷-2	" 本町			急傾斜地の崩壊
	大門川	" 本町			土石流
	大門沢南	" 上町・仲町・本町			土石流
	渡瀬北沢	" 上町			土石流
	渡瀬南沢	" "			土石流
	稲荷の沢	" "			土石流
H18.12.26	金鑽-2	二ノ宮字金鑽			急傾斜地の崩壊
	金鑽-3	" "			急傾斜地の崩壊
	本郷	新宿字本郷			急傾斜地の崩壊
	池田	池田字西谷			急傾斜地の崩壊
	峰岸-1	新宿字峰岸			急傾斜地の崩壊
	峰岸-2	" "			急傾斜地の崩壊
	本郷-1	新宿字本郷			急傾斜地の崩壊
	本郷-2	" "			急傾斜地の崩壊
	本郷-3	" "			急傾斜地の崩壊
	本郷-3-2	" "			急傾斜地の崩壊
	本郷-4	" "			急傾斜地の崩壊
	金鑽沢	二ノ宮字金鑽			土石流
	山王沢	新宿字本郷			土石流
	不動沢	" "			土石流

	金鑽川支溪	二ノ宮字金鑽		土石流
H19.12.25	住居野-1	上阿久原字住居野		急傾斜地の崩壊
	住居野-2	"		急傾斜地の崩壊
	住居野-3	"		急傾斜地の崩壊
	高牛	矢納字高牛		急傾斜地の崩壊
	加古山	" 加古山		急傾斜地の崩壊
	下鳥羽-1	" 下鳥羽		急傾斜地の崩壊
	下鳥羽-2	"		急傾斜地の崩壊
	手津久	" 手津久		急傾斜地の崩壊
	寺内	上阿久原字寺内		急傾斜地の崩壊
	桜城-1	下阿久原字桜城		急傾斜地の崩壊
	桜城-2	"		急傾斜地の崩壊
	満所-1	矢納字満所		急傾斜地の崩壊
	満所-2	"		急傾斜地の崩壊
	秩父瀬	下阿久原字秩父瀬		急傾斜地の崩壊
	平-2	" 平		急傾斜地の崩壊
	平-3	" 中居		急傾斜地の崩壊
	寺内	上阿久原字寺内		急傾斜地の崩壊
	住居野-1	上阿久原字住居野		急傾斜地の崩壊
	住居野-2	"		急傾斜地の崩壊
	宮本-2	矢納字満所		急傾斜地の崩壊
	上鳥羽-1	" 上鳥羽		急傾斜地の崩壊
	上鳥羽-2	"		急傾斜地の崩壊
	幹沢川	下阿久原字幹沢		土石流
	幹沢川1	"		土石流
	幹沢川右1	"		土石流
	幹沢川右2	"		土石流
	幹沢川右3	"		土石流
	坊沢	下阿久原字坊地		土石流
	坊沢1	"		土石流
	小倉沢	上阿久原字小倉		土石流
	小倉沢1	"		土石流
	中ノ沢	上阿久原字寺内		土石流
	高牛川支流	上阿久原字浜の谷		土石流
	加古山沢	矢納字加古山		土石流
	鳥羽沢	" 上鳥羽		土石流
	桜城沢北	下阿久原字桜城		土石流
	桜城沢南	"		土石流
	池尻沢	" 池尻		土石流
	池尻沢1	"		土石流
	鳥羽沢支溪1	矢納字上鳥羽		土石流
	鳥羽沢支溪2	"		土石流
	浜の谷沢	上阿久原字浜の谷		土石流
	高牛川	矢納字高牛		土石流
	高牛川支溪西	"		土石流
	高牛川支溪北	"		土石流
	下宇那室川	矢納字満所		土石流
	下鳥羽川	" 下鳥羽		土石流

地すべり危険地区一覧

(国土交通省所管)

整理番号	箇所名	位置		面積 (ha)
		大字	字	
137	宮本	矢納	宮本	4.0
138	高牛	"	高牛	8.0
139	浜の谷	"	浜の谷	2.0
140	嶽の山	"	嶽の山	8.0
141	幹沢	下阿久原	幹沢	5.0
142	宮本2	矢納	宮本	5.0

地すべり危険箇所一覧 (国土交通省所管)

は地すべり防止区域指定済箇所

()内は " 面積

整理番号	区域名	所在地	面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物 施設の種類の	防 止 施 設		指定年月日	備考
						工種	内容		
35	下鳥羽	矢納字下鳥羽	11.9	20	町道400m 県道800m			40. 9. 7	
47	木挽	矢納字木挽	11.9	-	-			50. 5.28	
48	両芝	矢納字両芝	12.5	-	県道400m			"	
88	矢納	矢納字宮本	28.8	20	町道1,400 m 配水池1			"	
89	矢納	矢納字満所	18.4	7	町道800m			"	
90	矢納	矢納字上鳥羽	19.4	8	町道1,400 m			"	
91	住居野	上・下阿久原 字住居野	19.1 (6.4)	18	町道600m 県道400m	排水工	ボ-リング工、 水路工	60. 3.27	

地すべり防止区域一覧

埼玉県

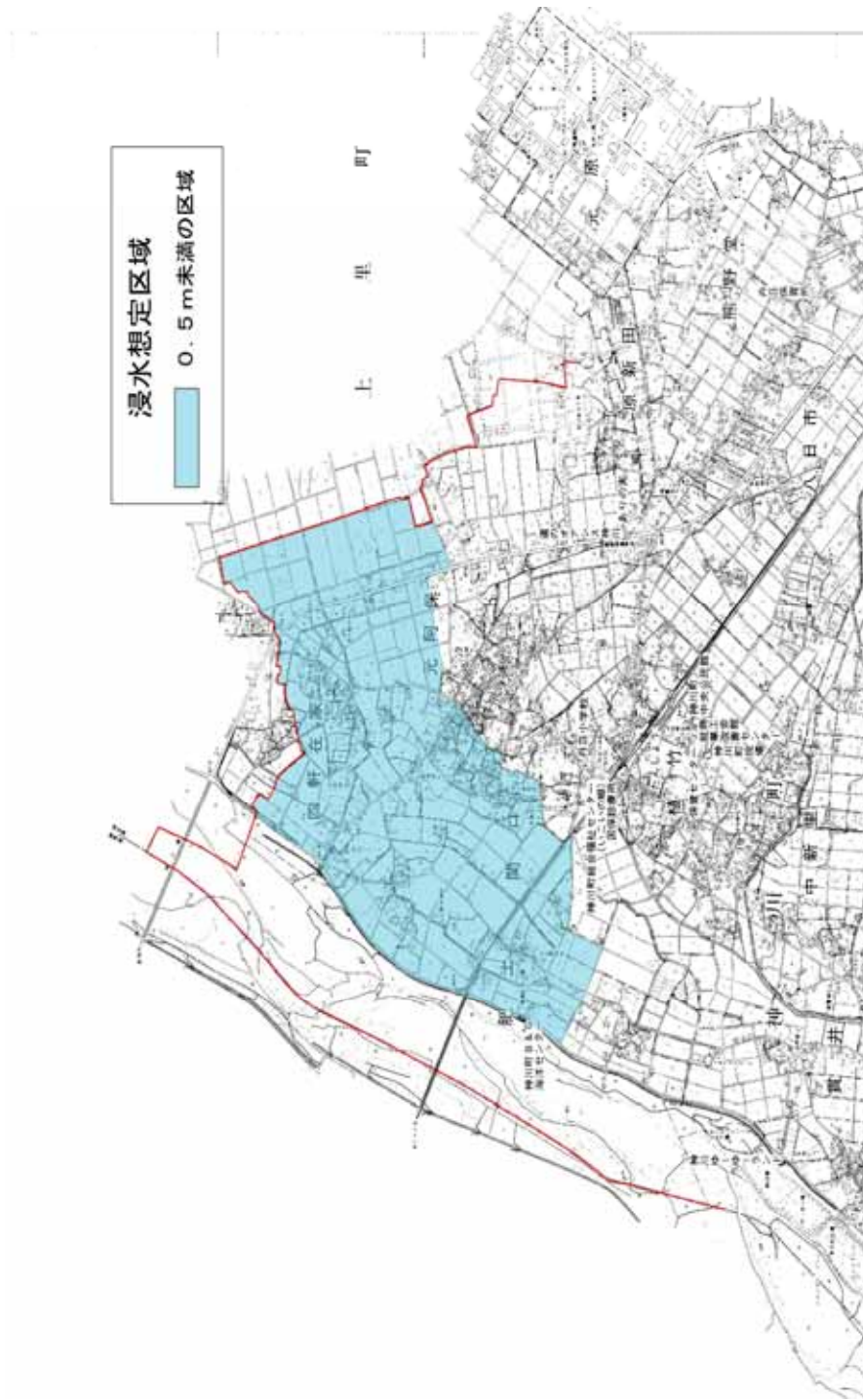
番号	防 止 区域名	所在地 大字	面積 (ha)	人家 (戸)	指 定 年月日	防 止 施 設			備考
						名称	構造	施工年度	
20	住居野	上阿久原 下阿久原	6.39	10	60. 3.27	排水工	ボ-リング工	昭和59~平4	概成

地すべり防止区域一覧

(農林水産省所管)

番号	防 止 区域名	所在地 大字	面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物 施設の種類の	防 止 施 設		指定年月日	備考
						工 種	内 容		
22	嶽の山	上阿久原	6.45	18	-	集水井 杭打工	集水井 水路	昭和37.10.11	概成
23	高牛	矢納	7.10	12	農道 2,200m	谷止工 排水工	水路 水暗 渠	"	"

浸水想定区域図



埼玉県地震被害想定調査に基づく町内の被害予測

埼玉県

(神川町分)

被害区分		東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	立川断層 の地震	深谷断層 の地震	綾瀬川断 層の地震	
急傾斜地崩壊	危険度が高い	0	0	0	0	0	
	危険度がやや高い	0	0	0	5	0	
	危険度が低い	27	27	27	22	27	
木造建物被害予測結果							
・揺れによる被害	全壊数	0	0	0	178	0	
	全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	2.14	0.00	
	半壊数	0	0	0	1,010	0	
	半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	12.18	0.00	
・液状化による被害	全壊数	0	0	0	0	0	
	全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	半壊数	0	0	0	0	0	
	半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
・揺れ+液状化による被害	全壊数	0	0	0	178	0	
	全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	2.14	0.00	
	半壊数	0	0	0	1,010	0	
	半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	12.18	0.00	
非木造建物被害予測結果							
・揺れによる被害	全壊数	0	0	0	12	0	
	全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.43	0.00	
	半壊数	0	0	0	48	0	
	半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	1.82	0.00	
・液状化による被害	全壊数	0	0	0	0	0	
	全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	半壊数	0	0	0	0	0	
	半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
・揺れ+液状化による被害	全壊数	0	0	0	12	0	
	全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.43	0.00	
	半壊数	0	0	0	48	0	
	半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	1.82	0.00	
全建物被害予測結果							
・揺れによる被害	全壊数	0	0	0	189	0	
	全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	1.73	0.00	
	半壊数	0	0	0	1,058	0	
	半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	9.67	0.00	
・液状化による被害	全壊数	0	0	0	0	0	
	全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	半壊数	0	0	0	0	0	
	半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
・揺れ+液状化による被害	全壊数	0	0	0	189	0	
	全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	1.73	0.00	
	半壊数	0	0	0	1,058	0	
	半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	9.67	0.00	
・急傾斜地崩壊による建物被害予測結果	全壊数	0	0	0	0	0	
	全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.11	0.00	
	半壊数	0	0	0	0	0	
	半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.25	0.00	
火災による被害予測結果							
・夏12時	全出火件数	0	0	0	1	0	
	炎上出火件数	0	0	0	1	0	
	風速3m/s	自然鎮火・消化件数	0	0	0	0	0
		延焼出火件数	0	0	0	1	0
		焼失棟数	0	0	0	1	0
		焼失率(%)	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00
	風速8m/s	自然鎮火・消化件数	0	0	0	0	0
		延焼出火件数	0	0	0	1	0
		焼失棟数	0	0	0	1	0
		焼失率(%)	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00

・冬5時	全出火件数		0	0	0	1	0
	炎上出火件数		0	0	0	0	0
	風速3m/s	自然鎮火・消化件数	0	0	0	0	0
		延焼出火件数	0	0	0	0	0
		焼失棟数	0	0	0	0	0
		焼失率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	風速8m/s	自然鎮火・消化件数	0	0	0	0	0
		延焼出火件数	0	0	0	0	0
		焼失棟数	0	0	0	0	0
		焼失率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
・冬18時	全出火件数		0	0	0	4	0
	炎上出火件数		0	0	0	2	0
	風速3m/s	自然鎮火・消化件数	0	0	0	0	0
		延焼出火件数	0	0	0	2	0
		焼失棟数	0	0	0	2	0
		焼失率(%)	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00
	風速8m/s	自然鎮火・消化件数	0	0	0	0	0
		延焼出火件数	0	0	0	2	0
		焼失棟数	0	0	0	2	0
		焼失率(%)	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00
風速15m/s	自然鎮火・消化件数	0	0	0	0	0	
	延焼出火件数	0	0	0	2	0	
	焼失棟数	0	0	0	2	0	
	焼失率(%)	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00	
停電被害予測結果							
・直後 (火災なし)	停電世帯数(直後)		0	0	0	4,738	0
	停電人口(直後)		0	0	0	10,731	0
	停電率(%) (直後)		0.00	0.00	0.00	98.08	0.00
・夏12時	風速3m/s	停電世帯数(1日後)	0	0	0	720	0
		停電人口(1日後)	0	0	0	2,247	0
		停電率(%) (1日後)	0.00	0.00	0.00	14.92	0.00
	風速8m/s	停電世帯数(1日後)	0	0	0	720	0
		停電人口(1日後)	0	0	0	2,247	0
		停電率(%) (1日後)	0.00	0.00	0.00	14.92	0.00
・冬5時	風速3m/s	停電世帯数(1日後)	0	0	0	720	0
		停電人口(1日後)	0	0	0	2,246	0
		停電率(%) (1日後)	0.00	0.00	0.00	14.91	0.00
	風速8m/s	停電世帯数(1日後)	0	0	0	720	0
		停電人口(1日後)	0	0	0	2,246	0
		停電率(%) (1日後)	0.00	0.00	0.00	14.91	0.00
・冬18時	風速3m/s	停電世帯数(1日後)	0	0	0	721	0
		停電人口(1日後)	0	0	0	2,248	0
		停電率(%) (1日後)	0.00	0.00	0.00	14.92	0.00
	風速8m/s	停電世帯数(1日後)	0	0	0	721	0
		停電人口(1日後)	0	0	0	2,248	0
		停電率(%) (1日後)	0.00	0.00	0.00	14.92	0.00
	風速15m/s	停電世帯数(1日後)	0	0	0	721	0
		停電人口(1日後)	0	0	0	2,248	0
		停電率(%) (1日後)	0.00	0.00	0.00	14.92	0.00
電力電柱被害被害予測結果							
・夏12時	風速3m/s	電柱被害数	0	0	0	17	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.42	0.00
	風速8m/s	電柱被害数	0	0	0	17	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.42	0.00
・冬5時	風速3m/s	電柱被害数	0	0	0	17	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.41	0.00
	風速8m/s	電柱被害数	0	0	0	17	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.41	0.00
・冬18時	風速3m/s	電柱被害数	0	0	0	18	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.43	0.00
	風速8m/s	電柱被害数	0	0	0	18	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.43	0.00
	風速15m/s	電柱被害数	0	0	0	18	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.43	0.00

不通回線被害予測結果								
・夏12時	風速3m/s	不通回線数	0	0	0	7	0	
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.17	0.00	
	風速8m/s	不通回線数	0	0	0	7	0	
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.17	0.00	
・冬5時	風速3m/s	不通回線数	0	0	0	7	0	
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.17	0.00	
	風速8m/s	不通回線数	0	0	0	7	0	
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.17	0.00	
・冬18時	風速3m/s	不通回線数	0	0	0	8	0	
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.18	0.00	
	風速8m/s	不通回線数	0	0	0	8	0	
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.18	0.00	
	風速15m/s	不通回線数	0	0	0	8	0	
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.18	0.00	
電話電柱被害予測結果								
・夏12時	風速3m/s	電柱被害数	0	0	0	6	0	
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.42	0.00	
	風速8m/s	電柱被害数	0	0	0	6	0	
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.42	0.00	
・冬5時	風速3m/s	電柱被害数	0	0	0	6	0	
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.41	0.00	
	風速8m/s	電柱被害数	0	0	0	6	0	
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.41	0.00	
・冬18時	風速3m/s	電柱被害数	0	0	0	6	0	
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.43	0.00	
	風速8m/s	電柱被害数	0	0	0	6	0	
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.43	0.00	
	風速15m/s	電柱被害数	0	0	0	6	0	
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.43	0.00	
都市ガス被害 予測結果	供給停止件数	0	0	0	0	0		
	供給停止率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
配水管被害予 測結果	被害箇所数	0	0	0	58	0		
	被害率(箇所/km)	0.00	0.00	0.00	0.47	0.00		
	断水率(%) (1日後)	0.00	0.00	0.00	57.42	0.00		
	断水世帯数(1日後)	0	0	0	2,765	0		
下水道被害予 測結果	断水人口(人) (1日後)	0	0	0	8,624	0		
	被害延長(km)	0.3	0.9	0.0	2.9	0.0		
	被害率(%)	3.75	11.12	0.00	35.95	0.00		
機能支障人口(人)	0	0	0	0	0			
5時、12時、18時における木造屋内人口、非木造屋内人口								
・夜間人口						15,062		
・5時屋内人口 (人)	木造内						13,476	
	非木造内						1,368	
・12時屋内人口 (人)	木造内						4,826	
	非木造内						7,027	
・18時屋内人口 (人)	木造内						9,674	
	非木造内						2,610	
屋外人口密度	12時						224	
	18時						515	
ブロック塀等 の屋外危険物の 現況推定結果	倒壊対象のブロック塀(箇所)						2,108	
	倒壊対象の自動販売機(箇所)						193	
	危険落下物が存在する非木造建物(棟数)						8	
人的被害被害予測結果								
・夏12時	風速3m/s	死者	0	0	0	6	0	
		重傷者	0	0	0	6	0	
		軽症者	0	0	0	58	0	
	風速8m/s	死者	0	0	0	6	0	
		重傷者	0	0	0	6	0	
		軽症者	0	0	0	58	0	
・冬5時	風速3m/s	死者	0	0	0	12	0	
		重傷者	0	0	0	9	0	
		軽症者	0	0	0	126	0	

	風速8m/s	死者	0	0	0	12	0
		重傷者	0	0	0	9	0
		軽症者	0	0	0	126	0
・冬18時	風速3m/s	死者	0	0	0	10	0
		重傷者	0	0	0	11	0
		軽症者	0	0	0	101	0
	風速8m/s	死者	0	0	0	10	0
		重傷者	0	0	0	11	0
		軽症者	0	0	0	101	0
	風速15m/s	死者	0	0	0	10	0
		重傷者	0	0	0	11	0
		軽症者	0	0	0	101	0
要因別死者数予測結果							
・夏12時	建物倒壊 (うち屋内転倒)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	0 (0)
	急傾斜地崩壊		0	0	0	0	0
	ブロック塀等		0	0	0	0	0
	火災	3m/s	0	0	0	0	0
		8m/s	0	0	0	0	0
・冬5時	建物倒壊 (うち屋内転倒)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (0)	0 (0)
	急傾斜地崩壊		0	0	0	0	0
	ブロック塀等		0	0	0	0	0
	火災	3m/s	0	0	0	0	0
		8m/s	0	0	0	0	0
・冬18時	建物倒壊 (うち屋内転倒)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (0)	0 (0)
	急傾斜地崩壊		0	0	0	0	0
	ブロック塀等		0	0	0	0	0
	火災	3m/s	0	0	0	0	0
		8m/s	0	0	0	0	0
		15m/s	0	0	0	0	0
避難者予測結果							
・夏12時	3m/s	1日後	0	0	0	2,514	0
		4日後	0	0	0	2,128	0
		1か月後	0	0	0	748	0
	8m/s	1日後	0	0	0	2,514	0
		4日後	0	0	0	2,128	0
		1か月後	0	0	0	748	0
・冬5時	3m/s	1日後	0	0	0	2,514	0
		4日後	0	0	0	2,127	0
		1か月後	0	0	0	747	0
	8m/s	1日後	0	0	0	2,514	0
		4日後	0	0	0	2,127	0
		1か月後	0	0	0	747	0
・冬18時	3m/s	1日後	0	0	0	2,515	0
		4日後	0	0	0	2,128	0
		1か月後	0	0	0	749	0
	8m/s	1日後	0	0	0	2,515	0
		4日後	0	0	0	2,128	0
		1か月後	0	0	0	749	0
	15m/s	1日後	0	0	0	2,515	0
		4日後	0	0	0	2,128	0
		1か月後	0	0	0	749	0
帰宅困難者予測結果							
・夏12時	県内		257	195	196	715	171
	東京都		117	88	87	116	62
	他県		151	151	151	477	151
	合計		525	434	424	1,308	383
・冬18時	県内		116	88	84	323	77
	東京都		53	40	39	53	28
	他県		68	68	68	216	68
	合計		237	196	191	591	173

〔 救援施設・備蓄等 〕

避難所・避難場所一覧

番号	種別	施設名	所在地	電話番号	面積 (m ²)		利用地区	建物の収容人員 (人)
					土地	建物		
1	兼用	神川中学校	神川町大字新里450	77-2409	37,807	6,339	丹荘・青柳	1,000
2	"	丹荘小学校	" 関口110-1	77-3502	24,115	4,728	丹 荘	800
3	"	青柳小学校	" 二ノ宮60-1	77-2109	14,510	3,649	青 柳	600
4	"	渡瀬小学校	" 渡瀬540-1	0274-52-2765	12,425	2,673	渡 瀬	500
5	"	神川幼稚園	" 新里362-2	77-4188	5,408	837	青 柳	100
6	"	丹荘保育所	" 八日市208	77-4048	2,998	477	丹 荘	50
7	"	青柳保育所	" 新里2787-1	77-3596	2,093	428	青 柳	50
8	避難場所	美原公園	" 元原200-9	--	29,472	--	丹 荘	--
9	"	丹荘公園	" 八日市2570-7	--	2,499	--	丹 荘	--
10	"	青柳公園	" 新里2787-1	--	2,816	--	青 柳	--
11	避難所	中央公民館	" 植竹867-2	77-3671	2,149	2,157	丹 荘	100
12	"	就業改善センター	" 植竹900-1	77-4651	4,926	715	丹 荘	100
13	"	ふれあいセンター	" 二ノ宮166-2	77-1521	267	358	青 柳	50
14	"	総合福祉センターいこいの郷	" 関口90	74-1155	3269	1246	全域(福祉)	100
15	"	渡瀬コミュニティ集会所	" 渡瀬532-2	0274-52-2108	1,572	298	渡 瀬	50
16	"	西部農民センター	" 元阿保1	--	3,109	168	丹 荘	50
17	"	秩父瀬集会所(道のオアシス神泉)	" 下阿久原100	0274-52-6047	312	76	下阿久原	30
18	"	池尻集会所	" 下阿久原378-2	--	264	101	下阿久原	30
19	"	桜城集会所	" 下阿久原218-4	--	260	134	下阿久原	30
20	"	貫井・幹沢集会所	" 下阿久原531-1	--	393	109	下阿久原	30
21	"	町営幹沢住宅集会所	" 下阿久原607-1	--	340	110	下阿久原	30
22	"	住居野集会所	" 下阿久原1208	--	383	82	上阿久原	30
23	"	城峯公園キャンプ場	" 矢納1277	0274-52-2365	46,867	347	下上矢	150
24	"	冬桜の宿神泉	" 矢納1431-1	0274-52-2100	9,000	2,088	下上矢	100

(注) 土砂災害警戒区域内にある公共施設は除く。

医療機関一覧

1 病院・医院

病院・医院名	所在地	電話番号
萩野医院	神川町大字元阿保565	77-2010
かないクリニック	" 八日市412-3	77-7001
神川町国民健康保険診療所	" 関口92-1	77-2413
さかもとクリニック	" 元阿保362	77-0013
富永クリニック	" 新里367-2	77-0762
吉田医院	" 中新里307-1	77-2015

2 歯科医院

歯科医院名	所在地	電話番号
神川歯科矯正歯科	神川町大字植竹490-2	77-4451
さとこデンタルクリニック	" 八日市305-1	77-1477
西村歯科医院	" 熊野堂73-4	77-0648
ひかる歯科クリニック	" 植竹652-1	77-1418
前川歯科医院	" 二ノ宮241-5	77-4978

防災用物資等の備蓄状況

平成19年4月1日現在

品名	備蓄量
1 生活必需品等	
毛布	役場 68枚 支所 50枚 計118枚
2 医療品	
皮膚消毒剤	支所 15人分
鎮痛剤	支所 15人分
脱脂綿	支所 15人分
ガ-ゼ	支所 15人分
包帯	支所 15人分
絆創膏	支所 15人分
三角巾	支所 15人分
油紙	支所 15人分
湿布剤	支所 5人分
火傷用軟膏	支所 5人分
感冒剤・大人用	支所 5人分
感冒剤・小人用(液状)	支所 5人分
腸内防腐剤	支所 5人分
3 防災用資機材等	
発動発電機(台)	役場 2台 支所 1台 計3台
投光器(式)	役場 2式

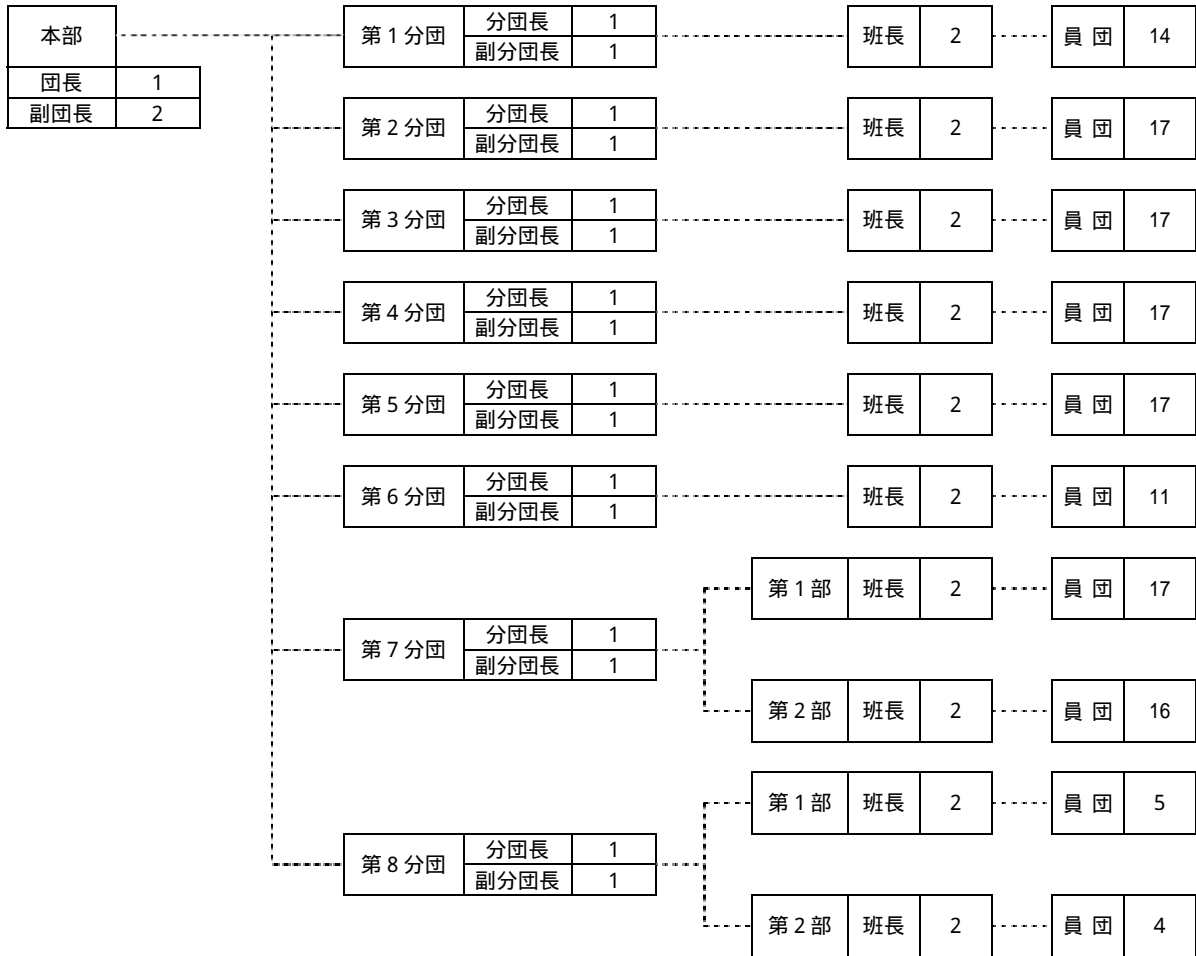
災害時要援護者施設一覧

名称	所在地	電話	F A X
グル-プホ-ム ゆうゆう倶楽部	神川町大字肥土220	74-2333	74-2332
神川フロンティア	神川町大字関口150-3	74-4876	74-5270
グル-プホ-ム さくらプラザ	神川町大字元阿保639-1	74-2330	74-2331
つどい	神川町大字熊野堂125-2	74-0433	74-0559
グル-プホ-ム らんらん倶楽部	神川町大字熊野堂2578	74-2323	74-2321
特別養護老人ホ-ム いろいろの友	神川町大字八日市739-2	77-1212	77-1155
彩花	神川町大字植竹736-7	77-0040	
ヒュ-マンネット	神川町大字植竹388-7	77-4006	
グル-プホ-ム くりの木苑	神川町大字新里2419-1	74-2131	74-2132
老人保健施設 かみかわ	神川町大字新里2783-5	77-2060	77-1616
ルピナス神川町ホ-ム	神川町大字新宿1251	77-4678	77-1391
グル-プホ-ム わたど	神川町大字渡瀬1024-3	0274-20-3355	20-3737
特別養護老人ホ-ム いずみ	神川町大字上阿久原567	0274-52-6038	52-6153

〔 消 防 関 係 〕

消防団の組織概要

平成20年4月1日現在



消防力の現況

1 広域消防本部（分署）の所有車

	消防タンク車	連絡車	救急車
神川分署	1台	1台	1台
神泉分署	1台	1台	1台

2 神川町消防団員及び機械・水利の状況

（平成19年4月1日現在）

消防団	大字	ポンプ台数	防火水槽		消火栓			街角消火器
			40m ³	20m ³	地上式	地下式	法適合	
1分団	渡瀬	1	15	5	14	14	10	20
2分団	新宿、池田 二ノ宮、前組	1	56	7	23	21	14	30
3分団	新里、中新里 小浜、貫井	1	36	4	25	11	6	35
4分団	植竹、八日市、原新 田、熊野堂、元原	1	40	13	16	50	19	49
5分団	肥土、関口 四軒在家、元阿保	1	36	4	13	21	8	46
6分団	下阿久原	1	19	0	0	23	0	0
7分団	上阿久原	2	18	0	1	10	0	0
8分団	矢納	2	27	5	0	10	0	0
計		10	247	38	92	160	57	180

3 自衛消防組織及び機械

組織名	ポンプ台数	車両
宇那室	1	可搬・軽トラック
住居野	1	可搬・軽トラック
計	2	

4 無線機

車載無線機	12台
携帯無線機	20台
受令機	44台

危険物取扱施設の現況

1 危険物施設の現況

(平成19年4月1日現在)

施設区分	区分		施設数	施設区分	区分		施設数
	製造所	貯蔵所			取扱所	給油取扱所	
			3			給油取扱所	18
	屋内貯蔵所	屋内貯蔵所	16			第1販売 "	-
	屋外タンク貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	17			第2販売 "	-
	屋内 "	屋内 "	1			移送 "	-
	地下 "	地下 "	27			一般 "	28
	簡易 "	簡易 "	-			小計	46
	移動 "	移動 "	13			合計	123
	屋外貯蔵所	屋外貯蔵所	-			製造所、貯蔵所又は取扱所がある事業所	42
	小計	小計	74				

2 毒劇物販売施設の現況

名称	所在地	電話番号
田村薬局本店	神川町大字関口81-1	77-2027
埼玉ひびきの農業協同組合神川支店	" 関口83-1	77-2401
" 神泉支店	" 下阿久原590-1	0274-52-2107
サンエス・ドラッグ神川店	" 植竹651-1	77-1556
コメリハ・ドアンドグリーン神川店	" 植竹479-1	74-1063
農家の店大畠種苗	" 植竹1357	74-2191

3 化学物質届出事業所

名称	所在地	電話番号
株式会社日本マイカ製作所渡瀬工場	神川町大字渡瀬593	0274-52-3221
埼玉ひびきの農業協同組合神川燃料センター	" 関口83-1	76-3159
埼玉日本電気株式会社	" 元原300番18	77-5040
大鵬薬品工業株式会社埼玉工場	" 元原200-22	77-2600
信越ポリマ - 株式会社	" 元原字豊原300-5	77-1280
コメリハ・ドアンドグリーン神川店	" 植竹479-1	77-1063
朝日工業株式会社	" 渡瀬222	0274-52-2720
十条ケミカル株式会社児玉工場	" 元原字豊原285-6	77-4683
タムラ化研株式会社	" 元原字豊原200-2	77-3611
うめみのテクノセンター (産業リ - シング株式会社)	" 二ノ宮字東駒形808-8	77-2100

〔 輸 送 関 係 〕

防災ヘリポ-ト

場 外 名 称	地 名 番 地	座 標 ・ 北 緯			座 標 ・ 東 経			管 理 者
		。			。			
神川ゆ～ゆ～ランド	神川町大字小浜（神流川河川敷）	36	12	25	139	5	5	神川町長

県指定緊急輸送道路一覧

種別	道路管理者	路線番号	道路種別	路 線 名	区 間	備考
1	埼玉県	254	補 国	国道254号	本庄市境（神川町八日市）～ 上里町境（神川町元阿保）	
2	埼玉県	462	補 国	国道462号	本庄市児玉町児玉（仲町交差点）～ 本庄市境（神川町二ノ宮）	
3	埼玉県	22	主 要	上里鬼石線	神川町元阿保（254号との交差点）～ 神川町渡瀬（渡戸橋交差点）	
3	埼玉県	289	一 般	矢納浄法寺線	神川町渡瀬（渡戸橋交差点）～神泉支所	

種別1：一次特定緊急輸送道路、種別2：一次緊急輸送道路、種別3：二次緊急輸送道路

補国：埼玉県管理国道、主要：主要地方道、一般：一般県道

異常気象時の県道の通行規制

路 線 名	規 制 内 容	規 制 基 準	規 制 区 間	延 長
吉田太田部讓原線	通 行 止	連続雨量120mm	楢尾橋～冬桜の宿神泉	L = 7.3km
矢納浄法寺線	通 行 止	連続雨量100mm	鳥羽川橋～住居野入口	L = 2.5km

〔 条 例 等 〕

神川町防災会議条例

(平成18年1月1日)
(条例第18号)

改正 平成19年6月15日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、神川町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 神川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその内部の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 知識経験を有する者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号及び第7号の委員の定数は、それぞれ6人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年6月15日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

神川町災害対策本部条例

(平成18年1月1日)
条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、神川町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

神川町災害時要援護者支援制度実施要綱

(平成18年11月29日)
告示第190号

(目的)

第1条 この告示は、障害者、ひとり暮らし高齢者などが、災害時における支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(要援護者)

第2条 この告示において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における地域での支援（以下「支援」という。）を希望する者であって、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者をいう。

- (1) 移動が困難な者
- (2) 理解や判断ができない者又は時間のかかる者
- (3) 情報の収受が困難な者
- (4) 精神的に不安になりやすい者
- (5) 薬や医療装置がないと生活できない者

(要援護者の登録)

第3条 町長は、次条の規定により、要援護者の登録を行うものとする。

(登録の手続)

第4条 要援護者は、災害時要援護者登録申請書兼支援台帳（別記様式）に、必要な個人情報を記載して、町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項に規定する申請を容易にするため、民生委員の協力を得て、要援護者の把握及び登録に必要な調査を行うものとする。
- 3 要援護者は、前項の調査の際、第1項の申請の手続をとることができる。
- 4 提出された災害時要援護者登録申請書兼支援台帳は、これを登録台帳とする。

(登録台帳の保管)

第5条 登録台帳の原本は町長が保管し、写しは該当要援護者の登録台帳に記載された児玉郡市広域市町村圏組合消防本部神川分署、神泉分署、神川町消防団、自主防災組織（行政区）及び民生委員（以下「自主防災組織等」という。）がそれぞれ保管する。

(自主防災組織等による支援)

第6条 自主防災組織等は、要援護者に対し、登録台帳を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害時における避難誘導、救出活動、安否確認等
- (2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声掛け、相談等

(自主防災組織等の義務)

第7条 自主防災組織等は、前条各号に掲げる支援以外の目的で登録台帳を活用してはならない。

- 2 自主防災組織等は、登録台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援する役職を離れた後も同様とする。
- 3 自主防災組織等は、登録台帳を紛失しないよう厳重に保管しなければならない。
- 4 自主防災組織等は、登録台帳を紛失したときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(登録事項の変更)

第8条 要援護者は、登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生委員を通じて町長に報告するものとする。

- 2 町長は、登録台帳に記載された事項に変更が生じたことを直接に又は前項の報告により知ったときは、登録台帳の原本にその旨記載するとともに、自主防災組織等に連絡するものとする。

(制度の周知)

第9条 町長は、広報紙を通じて、この告示に定める制度の周知を図るものとする。

- 2 自主防災組織等は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年12月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

災害時要援護者登録申請書兼支援台帳

(整理番号 -)

ふりがな 氏名			性別	生年 月日	年 月 日生		
			男・女				
住所	神川町大字			(世帯状況)			
				人世帯			
電話・FAX	-	-	-	-	血液型	A・B・O・AB	
緊急時連絡先	氏名		続柄			続柄	
	住所						
	電話						
	携帯						
情報伝達時の 留意事項	(視覚障害・聴覚障害・外国人など)						
かかりつけの 病院等	病院名						
	所在地						
	電話						
既往歴 使用薬・用量							
避難時の留意 事項	移動に要する補助具・持ち出すべきもの・家族以外の支援者数など						
その他の留意 事項							

私は、災害時の援護活動に役立てるため、神川町や児玉郡市広域市町村圏組合消防本部神川分署、神泉分署、神川町消防団、自主防災組織(行政区)及び民生委員が行う事前対策の検討や防災訓練、あるいは災害発生時における支援のため、上記に記載する私の情報を活用することに同意します。

年 月 日

神川町長 様

氏名(自書)

〔 協 定 等 〕

消防相互応援協定（神川村、鬼石町）

- 第1条 この協定は、消防組織法第21条の規程に基づき神川村と鬼石町との消防相互応援に関して定めるものとする。
- 第2条 神川村は鬼石町の区域内、鬼石町は神川村の区域内の火災等防ぎよのため、第5条及び次に掲げる方法により応援部隊を派遣するものとする。
- 第3条 この協定により出動する消防隊は、両町村とも消防団とする。
- 第4条 相互応援を区分して普通応援及び特別応援とする。
- 2 普通応援とは、応援区域内に発生した火災を認知し、もしくは受報した場合に受援地の要請をまたずに応援出動することをいう。
- 3 特別応援とは、普通応援以上の応援を必要とする場合において、受援地の市町村長、消防長又は消防団長の要請により出動することをいう。
- 第5条 普通応援の出動部隊は一隊とする。
- （但し、状況によりこの限りでない。）
- 第6条 応援部隊はすべて受援地の最高指揮者の指揮に従うものとする。
- 第7条 応援出動に要する手当、機械器具類の修理費、燃料費等一般的な経費についてはすべて応援側の負担とする。但し、特別の場合は、当事者間の協議の上決定するものとする。
- 第8条 この協定は、昭和46年12月1日から施行する。

右協定の証として、本書2部作成各自壱部を保有するものとする。

昭和46年11月30日

神川村長

鬼石町長

* 市町村名は、協定締結当時のもの

下久保ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書

独立行政法人水資源機構下久保ダム管理所長（以下「甲」という。）と、神川町長（以下「乙」という。）は、乙が神流川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備（以下「警報設備」という。）により、災害情報等の伝達を要請することに関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定書は、災害の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報の提供にあたり、甲が自らの警報設備を利用し、支援を行うことを目的とするものである。

（伝達する情報の内容）

第2条 甲が乙の要請により住民に伝達する情報の内容は、神流川周辺における乙が自ら実施する災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の伝達とする。

（費用負担）

第3条 費用負担については、原則次のとおりとする。

乙が行う住民等への災害情報等の伝達にあたり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担とする。

（伝達方法）

第4条 乙が住民に情報伝達するために、甲へ支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は次のとおりとする。

甲が設置している警報設備のスピーカを用いた音声放送

2 伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。

（警報設備の配置）

第5条 警報設備の配置は別図-1のとおりとし、所在は別表-1に示すとおりとする。

（警報設備利用の制限）

第6条 甲が警報設備を使用しているときは、乙は警報設備を利用できないものとする。

（情報伝達の責任）

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備を使用した情報伝達は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基づく警報設備の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

（疑義の解決）

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議するものとする。

（有効期限）

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年7月11日

甲 独立行政法人水資源機構

下久保ダム管理所長

乙 神川町長

〔下久保ダム管理所 放流警報所一覧表〕

	場 所	住 所
1	下久保ダム管理所	埼玉県児玉郡神川町大字矢納1356- 3
2	矢納警報所	" 矢納字手津久 1 -13
3	譲原警報所	群馬県藤岡市譲原1363- 4
4	鬼石警報所	" 鬼石字上町22-21
5	秩父瀬警報所	埼玉県児玉郡神川町大字阿久原字秩父瀬114- 9
6	渡戸警報所	" 渡瀬字姥石川端1089- 3
7	若泉警報所	" 渡瀬字下町556- 3
8	浄法寺警報所	群馬県藤岡市浄法寺字中尾根386- 3
9	寄島警報所	埼玉県児玉郡神川町大字新宿字淵の上124
10	保美警報所	群馬県藤岡市保美上ノ台1545- 3
11	小浜警報所	埼玉県児玉郡神川町大字小浜字下西河原1334- 3
12	本郷警報所	群馬県藤岡市本郷字新田（国土交通省神流川河川敷内）
13	元阿保警報所	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字河原96- 8
14	戸塚警報所	群馬県藤岡市下戸塚字七反畑766- 4
15	中河原警報所	高崎市新町字中河原地先
16	上勝場警報所	埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原字上勝場1859-15
17	金久保警報所	" 金久保1989
18	忍保警報所	" 忍保1068- 3
19	八町河原警報所	" 八町河原2214- 2

災害時における児玉・渡瀬・丹荘・青柳郵便局と神川町間の協力に関する覚書

児玉・渡瀬・丹荘・青柳郵便局長（以下「甲」という。）と神川町長（以下「乙」という。）は、町内に発生した地震その他の災害時において、相互の友愛精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（郵便局の対応）

第2条 甲は、上局からの指示により災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の災害特別事務取扱を行う。

（協力要請）

第3条 甲及び乙は、町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所の提供
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (3) 甲及び乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (4) 必要に応じた避難所への臨時郵便差出箱の設置要請
- (5) 自転車の提供
- (6) その他前記(1)～(5)に定めのない事項で、協力できる事項

（局別の具体的な事項）

【児玉局】

- ・ 甲が所有し、又は管理する施設の一部提供
- ・ 甲及び乙が収集した被災町民の避難先及び被害状況の情報の相互提供
- ・ 避難所への郵便差出箱の設置要請
- ・ 連絡用自転車の提供
- ・ その他前記(1)～(5)に定めのない事項で、協力できる事項

【渡瀬局】

- ・ 甲が所有し、又は管理する施設の一部提供
- ・ 甲及び乙が収集した被災町民の避難先及び被害状況の情報の相互提供
- ・ 避難所への郵便差出箱の設置要請
- ・ 連絡用自転車の提供
- ・ その他前記(1)～(5)に定めのない事項で、協力できる事項

【丹荘局】

- ・ 甲及び乙が収集した被災町民の避難先及び被害状況の情報の相互提供
- ・ その他前記に定めのない事項で、協力できる事項

【青柳局】

- ・ 甲及び乙が収集した被災町民の避難先及び被害状況の情報の相互提供
- ・ その他前記に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めが

あるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲、乙が協議し、負担すべき額を決定する。

(災害対策本部への参加)

第6条 町の災害対策本部のメンバーに四郵便局長が加わることができる。

(災害情報等連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第8条 甲は、町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第10条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては丹荘郵便局長、乙においては町災害対策本部長とする。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面5通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成12年8月1日

甲 児玉郵便局長
渡瀬郵便局長
丹荘郵便局長
青柳郵便局長

乙 神川町長

災害互支援に関する協定書（渋谷区、神泉村時における相互支援）

渋谷区（以下「甲」という。）と神泉村（以下「乙」という。）は、地震等による災害が発生した場合における相互支援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内に大規模な地震等の災害が発生した場合において、要請に基づき支援を円滑に行うことを目的とする。

（支援の内容）

第2条 この協定に基づく相互支援の内容は、次のとおりとする。

- （1） 応援物資・資材の供給
- （2） 応援職員の派遣
- （3） 被災者及び被災児童・生徒の一時受入
- （4） 前各号に定めるもののほか、支援可能な事項

（支援の要請）

第3条 甲又は乙は、必要が生じた際に、支援の種類、数量、輸送の方法その他必要な事項について、とりあえず口頭で支援の要請を行い、後に文書を提出するものとする。

2 支援に関する連絡方法・要請書式は、あらかじめ甲乙双方で取り決めておくものとする。

（応急物資の輸送）

第4条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、支援の要請を受けた側が行うものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく支援に係る経費（輸送費を含む。）は、甲乙双方の協議の上定める。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲・乙協議の上決定する。

（施行）

第7条 この協定は、平成10年7月23日から施行する。

本協定の証として、協定書2通作成し、甲・乙記名の上各1通をほゆうする。

平成10年7月23日

甲 渋谷区長

乙 神泉村長

* 市町村名は、協定締結当時のもの

災害時の医療活動に関する協定（本庄市、美里町、児玉町、神川町、神泉村、上里町、本庄市児玉郡歯科医師会）

本庄市、美里町、児玉町、神川町、神泉村及び上里町（以下「甲」という。）と本庄市児玉郡歯科医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の構成員が定める地域防災計画等にもとづき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、甲の構成員が定める地域防災計画等にもとづき医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、すみやかに医療救護班を甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- 一 傷病者に対する応急処置
- 二 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- 三 死亡の確認及び身元不明者の確認

（医療救護班の輸送）

第4条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第5条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が備える医薬品等を使用するものとする。

- 2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
- 3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第6条 救護所における医療費は、無料とする。

- 2 後方医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第7条 第2条の規定にもとづき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- 一 医療救護班の出動に要した費用
- 二 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- 三 医療救護班の歯科医師、歯科衛生士及びその関係者（事務職員等）が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費は、甲の構成員が定める条例の定めるところによる。

（協議）

第八条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。この協定の成立を証するため本協定書を7通作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成12年12月12日

甲 本庄市長
美里町長
児玉町長
神川町長
神泉村長
上里町長

乙 本庄市児玉郡歯科医師会長

* 市町村名は、協定締結当時のもの

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

埼玉県防災ヘリコプタ-応援協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町村等」という。)が災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプタ-(以下「防災ヘリ」という。)の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等(以下「発災市町村等」という。)の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

(1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合

(3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県防災航空センター-(以下「防災航空センター-」という。)に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所及び被害の状況

(3) 災害発生現場の気象状態

(4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(5) 応援に要する資機材の品目及び数量

(6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町村等の消防長(消防本部をおかない村にあっては、当該村長。)が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定(以下「相互応援協定」という。)第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成3年4月1日

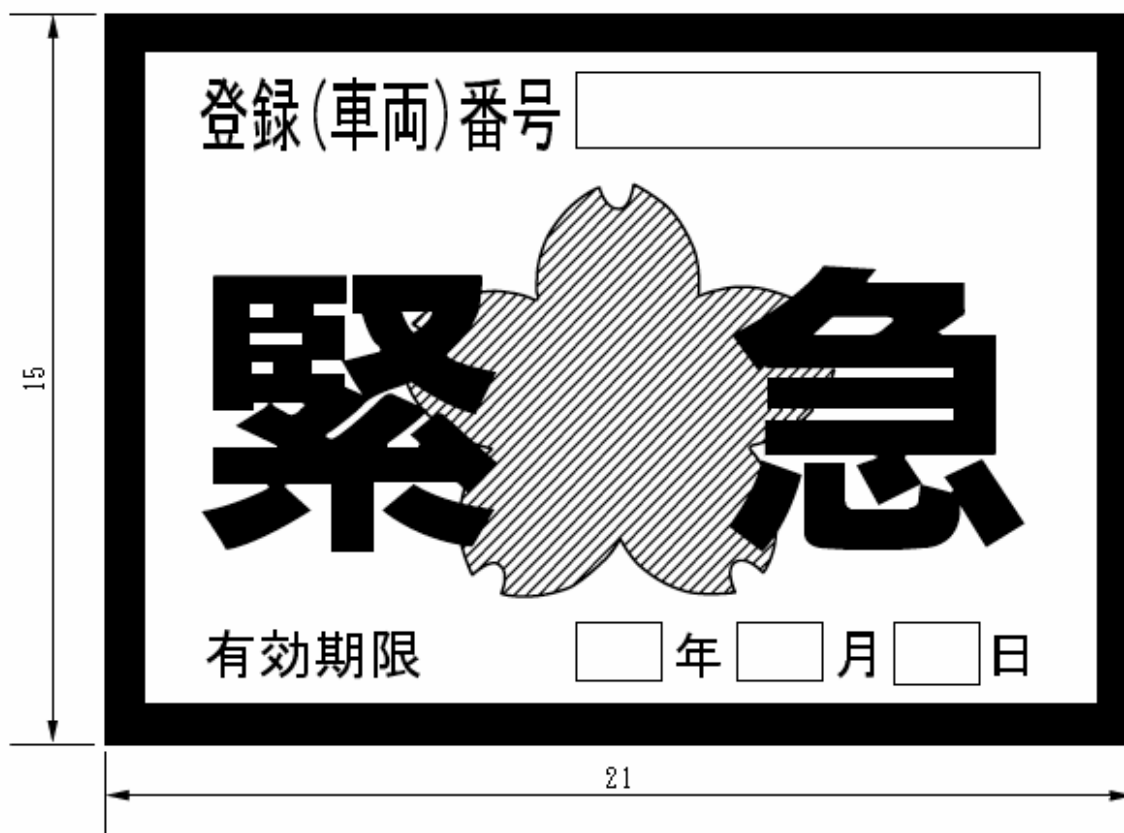
〔 様 式 〕

緊急通行車両等確認様式

1 緊急通行車両等確認申請書

緊急通行車両等確認申請書		年 月 日
埼玉県知事 様		住 所 申請者 氏 名
下記により、緊急通行（輸送）車両であることの確認を受けたいので申請します。 記		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

2 緊急通行車両等の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

3 緊急通行車両等確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
埼玉県知事 印			
番号順に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

4 緊急通行車両事前届出書

災害応急対策用		緊急通行車両事前届出書		年 月 日	
埼玉県公安委員会 様		申請者 機関等の所在地（住所） <small>ふりがな</small> 機関等の名称 <small>ふりがな</small> 氏 名		印	
		電 話 ()		【担当係 氏名】	
番号欄に表示されている番号					
輸送人員（定員） 又は品名					
車 両 の 所 有 者	住 所				
	氏 名				
業 務 の 内 容	1 救助救護 2 応急避難 3 捜 索	4 災害予知 5 災害復旧 6 施設点検	7 人員輸送 8 避難生活 9 調査研究	10 飲食料 11 医療医薬 12 混乱防止	13 広報啓発 14 その他 ()
出 発 地					
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、使用車両の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。					

5 緊急通行車両事前届出済証

災害応急対策用 <p style="text-align: center;">緊急通行車両事前届出済証</p> 左のとおり事前届出を受けたことを証する。	第 号 年 月 日 埼玉県公安委員会 印
(注) 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察署、災害のために設置された検問所等に提出して、緊急通行車両の確認の所要の手続きを受けて下さい。 2 本届出済証を亡失し、滅却し、汚損し、破損した場合は、警察署に届出て再交付を受けて下さい。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両として要件がなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車になったとき。 (3) その他、緊急通行車両として使用する必要がなくなったとき。	

6 緊急通行車両確認申請書

緊急通行車両確認申請書		年 月 日
埼玉県公安委員会 様		住 所 申請者 氏 名 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使 用 者	住 所	
	氏 名	
運 行 日 時		
運 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

〔 そ の 他 〕

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

最終改正 平成19年

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考				
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上				
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,326,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から 20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,342,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。				
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半焼(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半焼(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。				
		区 分	1 世 人 帯	2 世 人 帯	3 世 人 帯	4 世 人 帯	5 世 人 帯	6人以上 1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏 17,300 冬 28,600	22,300 37,000	32,800 51,600	39,300 60,500	49,800 75,900	7,300 10,400
		半壊 半焼 床上 浸水	夏 5,600 冬 9,100	7,600 12,000	11,400 16,900	13,800 20,000	17,500 25,400	2,400 3,300
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班...使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所...社会保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上				

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災 害 に か かった 者 の 救 出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災 害 に か かった 住 宅 の 応 急 修 理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 500,000円以内	災害発生の日から1カ月以内	
学 用 品 の 給 与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から1カ月以内 教科書 15日以内 文房具及び通学用品	1 備蓄物資は評価額 2 入学時の場合には個々の実情に応じて支給する。 高等学校等生徒とは、高等学校、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）のほか、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 199,000円以内 小人（12歳未満） 159,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
遺 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,300円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000円以内 検 索 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 去 除	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1 世帯当たり 137,000円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び 賃金職員等 雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の処理 7 救済用物資の整理配 分	当該地域における通常の実 費	救助の実施が認め られる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10 条第1号から第4号ま でに規定する者	災害救助法第二十四条第 一項の規定により救助に関 する業務に従事させた都道 府県知事の統括する都道府 県の常勤の職員で当該業務 に従事した者に相当するも のの給与を考慮して定める こと。	救助の実施が認め られる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別 途に定める額

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

文化財一覧

指定別	種別	名 称	所 在 地 大字	指定年月日
国指定	重要文化財	金 鑽 神 社 多 宝 塔	二ノ宮736-3	明45.2.8
	"	銅 造 阿 弥 陀 如 来 立 像	新里1828-1(県立歴史と民俗の博物館出品中)	大2.8.20
	特別天然記念物	御 嶽 の 鏡 岩	二ノ宮751・渡瀬1418-2	昭31.7.19
	名勝・天然記念物	三 波 石 峡	矢納1番地先(登仙橋から上流約1500m間)	昭32.7.3
県指定	史 跡	幸 春 院 六 地 蔵 塔	関口40-1	昭9.3.31
	天 然 記 念 物	無量院石重寺の夫婦ウメ	新宿43-1	平13.3.16
	無形民俗文化財	有 氏 盤 台 行 事	下阿久原34-2(有氏神社)	平4.3.11
	旧 跡	伝・緑野寺旧跡	新宿396-1外	昭36.9.1
	"	阿 久 原 牧 跡	阿久原地区	昭36.9.1
県選択	無形民俗文化財	木 宮 神 社 座 祭	渡瀬606(木宮神社)	昭35.3.1
県選定	重要遺跡	青 柳 古 墳 群	新里他	昭44.10.1
	"	池 田 遺 跡	二ノ宮他	昭51.10.1
	"	白 岩 古 墳 群	新里字白岩地内	昭51.10.1
町指定	史 跡	安 保 氏 館 跡	元阿保176-11外	昭38.10.10
	"	塩川広平生地並びに墓	元阿保538外	昭38.10.10
	有形文化財	大 光 普 照 寺 古 文 書	二ノ宮667-1	昭38.10.10
	民俗文化財	小松神社茅の輪くぐり	小浜640-1(小松神社)	昭62.3.10
	史 跡	中 新 里 諏 訪 山 古 墳	中新里99-1外	昭62.3.10
	民俗文化財	八 日 市 の 獅 子 舞	八日市527-1(熊野神社)	昭62.3.10
	"	池 田 の 獅 子 舞	池田894-1(守神神社)	昭62.3.10
	"	渡 瀬 の 獅 子 舞	渡瀬737-1(木宮神社)	昭62.3.10
	有形文化財	絹本着色両界曼荼羅図	二ノ宮667-1	平1.12.13
	史 跡	白 岩 銚 子 塚 古 墳	新里2094外	平3.12.16
	有形文化財	流 水 文 双 雀 鏡	植竹867-2(中央公民館)	平5.2.17
	"	諏訪ノ木古墳出土埴輪	"	平5.2.17
	"	南塚原10号墳出土遺物	"	平5.2.17
	史 跡	大 塚 稻 荷 古 墳	新里283	平14.5.31
	有形文化財	元禄十五年国境論争裁許絵図	新宿175	平14.5.31
	史 跡	駒 形 稻 荷	下阿久原356	昭44.11.1
	"	四 阿 山 神 社	下阿久原1369	昭44.11.1
	"	丹 生 神 社	上阿久原1-1	昭44.11.1
	"	城 峯 神 社	矢納1273	昭44.11.1
	"	満 所 大 神 宮	矢納925	昭44.11.1
	有形文化財	薬 師 尊	矢納868	昭44.11.1
	"	下 阿 久 原 芝 居 幕	下阿久原813(寿光寺)	昭62.8.3
	"	銅 鏡	植竹900-1(神川町教育委員会)	昭62.8.3
	民俗文化財	住 居 野 の 獅 子 舞	上阿久原(丹生神社)	昭44.11.1